

北中城村歴史的風致維持向上計画

令和 8 年 5 月

北中城村

執筆要領

- ・沖縄諸島における先史時代～原史時代の時代区分については、『沖縄県史 各論編 第二巻 考古』（平成 15 年）2003）にて用いられている区分及び同書の「沖縄県史考古編年表（沖縄諸島）」などに基づき記述する。
- ・本文中の琉球王国に関する事項について、外交等の対外的な事項を記述する際は「琉球王国」、国内の内政的な事項を記述する際は「首里王府」とする。
- ・年号の表記は、1879 年の「琉球処分」より前の年代については中国年号〇年（西暦）、近代以降を和暦〇年（西暦）とする。
- ・地名や建造物名などのうち、沖縄の方言で呼称されるものについてはカタカナでルビを付している。
- ・本文中の用語について、解説が必要と思われるものに※番号を付し、脚注で簡易な用語解説をする。用語解説は主に『沖縄大百科事典』をはじめとする事典・辞典類を参考に作成する。
- ・沖縄における祭礼行事の多くは、現在も「旧暦（太陰暦）」で執り行われる。本計画書に記載されている「旧暦」表記も同様に「太陰暦」を指している。
- ・本文中の頻出の文献については、各章において初出の場合には正式名称を表記し、以降からは下記の要領で略記する。

例）『北中城村史（昭和 45 年（1970）発行）』→『村史』

『北中城村史 第二巻 民俗編』→『村史民俗編』

『北中城村歴史風致資産調査報告書―祭祀―』→『―祭祀―』

『北中城村歴史風致資産調査報告書―旧跡―』→『―旧跡―』

『琉球国由来記』→『由来記』

- ・本計画書を作成するにあたり参考にした主要な参考文献等を計画書末尾に示す。
- ・引用文献の名称は、本文中で『 』で括り表記する。
- ・文献からの引用・転載箇所は、「 」で括り表記する。
- ・本計画書の参考資料のうち『北中城村史 第二巻 民俗編』などの「北中城村史編纂委員会編」または「財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部 史料編集室編」と付記されている文献は、大学教授等の学識経験者がそれぞれの専門分野の知見に基づき調査・執筆を行い、専門委員会等の監修を経て発刊されている。

また、『北中城村の民話』（平成 5 年）1993）は、沖縄国際大学教授と当時同大学に設置されていた口承文芸研究会（現：特定非営利活動法人 沖縄伝承話資料センター）を中心に、専門的見地に基づく調査・採録・編集を経て発刊されている。

- ・掲載写真及び図面は、一部文献及びウェブサイトからの転載を含み、その旨を記載している。それ以外はすべて北中城村及び北中城村教育委員会所蔵となっている。
- ・本計画書中には、沖縄県知事の承認を得て（令和 6 年 6 月 21 日付け企情第 325 号）、沖縄県数値地形図を複製した地図が含まれる。これをさらに複製する場合には、別途沖縄県知事の承認を得なければならない。

目次

序章

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	2
4. 計画策定の経緯.....	3

第1章 北中城村の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境.....	6
2. 社会的環境.....	13
3. 歴史的環境.....	24
4. 文化財等の分布状況.....	39

第2章 北中城村の維持向上すべき歴史的風致について

1. 北中城村の歴史的風致の概要・分布状況.....	53
2. 歴史的風致の内容.....	56
(1) 古城周辺にみる歴史的風致.....	56
(2) 地域の祭祀にみる歴史的風致.....	77
(3) 地域の民俗芸能の継承にみる歴史的風致.....	125

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題.....	137
2. 歴史的風致の維持及び向上に関する上位・関連計画.....	139
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針.....	150
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制.....	151

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域について.....	152
2. 重点区域の設定の効果.....	157
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携.....	158

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 北中城村全体に関する事項（村全体の文化財保護方針）.....	163
2. 重点区域に関する事項.....	168

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等についての方針.....	171
2. 歴史的風致維持向上に資する事業.....	172

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方..... 178
2. 歴史的風致形成建造物の指定要件及び基準..... 178
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補..... 179

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方..... 184
2. 個別の事項..... 184
3. 届出不要の行為..... 185

参考文献等 186

序 章

1. 計画策定の背景と目的

北中城村^{きたなかぐすくそん}の村域はかつて中城間切^{なかぐすくまぎり}※¹及び中城村に属していた。首里王府^{へんさん}編纂の地誌『琉球国由来記』^{りゅうきゅうこくゆらいき}（康熙52年(1713)成立）では中城間切の項において、現在の北中城村域に所在する集落名や拝所等が記録されており、本村域が歴史的に中城村域と一体であったことがうかがえる。その後、明治40年(1907)の「沖縄県及島嶼町村制」^{おきなわけんおよびとうしよちょうそんせい}の施行により間切制度は廃止され、中城間切は中城村へ改称された。さらに昭和21年(1946)5月20日、戦後の社会的状況を背景として、中城村北部の12行政区が分離し、北中城村として成立した。

このように地理的・歴史的にも密接な関係にある中城村との境界には中城城跡が位置しており、昭和47年(1972)の沖縄県の日本復帰と同時に、同じく村域内に所在する中村家住宅とともに、それぞれ史跡及び重要文化財に指定された。さらに、史跡中城城跡は平成12年(2000)に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の九つある構成資産の一つとして世界遺産に登録されている（以下、「世界遺産中城城跡」という）。

本村には、これらの文化遺産をはじめ、沖縄の伝統的な集落景観^{ウタキ}、御嶽等の拝所の空間とそこで執り行われてきた祭祀活動、民俗芸能などが残されており、これらが一体となって良好な歴史的風致を形成している。

一方、近年では本村北部に位置する米駐留軍用地の返還に伴う跡地利用の進展により、商業エリアや宅地エリアの整備が進み、交流人口及び定住人口が増加している。このような都市化の進行により、世界遺産やこれまで受け継がれてきた伝統的な景観及びまちなみへの影響が懸念されていることに加え、地域からは歴史文化資源の保存と活用の両立や、周辺環境との調和ある整備が求められている。

こうした状況を踏まえ、歴史的建造物の保全・活用、まちなみの一体的な整備及び関連する伝統的活動の保存・継承を総合的に推進することにより、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として「北中城村歴史的風致維持向上計画」を策定し、本村固有の歴史に基づいたまちづくりを推進する。

※1 間切：古琉球（ほぼ日本の中世に併行する期間）から明治時代末頃まで存続した沖縄独自の行政区画単位。

2. 計画期間

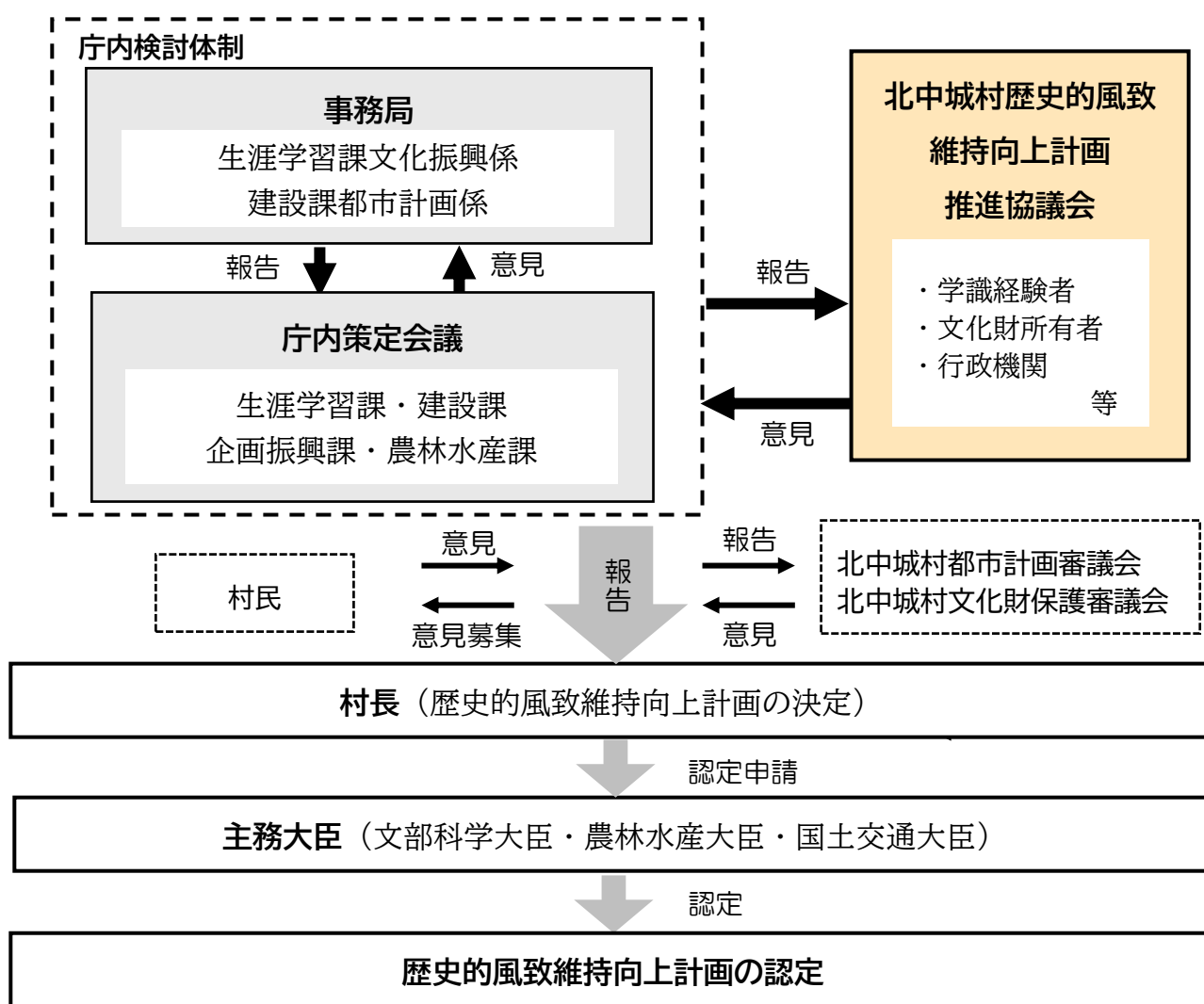
本計画の計画期間は、令和8年度(2026)から令和17年度(2035)までの10年間とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「北中城村歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置し、計画内容について協議・検討を行った。

また、都市景観に関する審議を行う「北中城村都市計画審議会」や文化財の保存及び活用の審議を行う「北中城村文化財保護審議会」等の計画策定に関連する審議会に検討状況等の報告を行った。

■計画の策定体制



■北中城村歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員構成

役職	氏名	所属	備考
会長	萩尾 俊章	沖縄民俗学会 会長	民俗学専門
副会長	小野 尋子	琉球大学工学部 教授	都市計画専門
委員	比嘉 榮吉	北中城村文化財保護審議会 会長	文化財保護審議会
	楚南 兼二	北中城村観光協会 事務局長	観光分野
	比嘉 次雄	北中城村農業委員会 会長 北中城村都市計画審議会 委員	農業分野
	渡久地 真	中城村教育委員会 生涯学習課長	考古学専門
	米須 薫子	沖縄県文化財課長	沖縄県文化財課
	齊藤 淳一	元北中城村文化振興係専門員	民俗学専門
	棚原 克也	安谷屋自治会長	地域代表
	平田 厚仁	萩道自治会長	
	比嘉 辰成	大城自治会長	
	中村 和恵	国指定重要文化財 中村家住宅	重要文化財所有者
	北中城村副村長		北中城村
	北中城村教育長		

※令和8年2月現在 敬称略

また、オブザーバーとして、下記関係機関も参加した。

- ・沖縄県総合事務局 建設産業・地方整備課
- ・沖縄県 都市計画・モノレール課
- ・中城村 都市建設課

4. 計画策定の経緯

開催日	主な検討内容
令和4年10月27日 第1回会議	・歴史的風致維持向上計画の概要 ・計画策定にかかる基礎調査について ・想定される事業の掘り起こしの聞き取り調査について
令和5年2月7日 第2回会議	・村民アンケート調査結果報告 ・想定される事業の掘り起こしの聞き取り調査報告 ・北中城村における歴史的風致（案）について
令和5年3月8日 第3回会議	・住民説明会での意見結果報告 ・自治会アンケート調査結果報告 ・北中城村における歴史的風致（案）について
令和5年9月1日 第1回 策定委員会	・計画の概要について ・北中城村の維持及び向上すべき歴史的風致（案）について ・歴史的風致の維持及び向上に対する課題と方針について ・重点区域の設定について

開催日	主な検討内容
令和5年10月12日 第1回 推進協議会	・ 計画の概要について ・ 北中城村の維持及び向上すべき歴史的風致（案）について ・ 歴史的風致の維持及び向上に対する課題と方針について ・ 重点区域の設定について
令和5年12月5日 第2回 策定委員会	・ 第1回策定委員会及び第1回協議会での指摘事項等について ・ 計画本編第2章・維持及び向上すべき歴史的風致について ・ 計画本編第3章・歴史的風致の維持及び向上に係る上位計画等との整合について ・ 重点区域について
令和6年1月23日 第2回 推進協議会	・ 第1回協議会での指摘事項等について ・ 計画本編第2章・維持及び向上すべき歴史的風致について ・ 計画本編第3章・歴史的風致の維持及び向上に係る上位計画等との整合について ・ 重点区域について
令和7年6月25日 令和7年度第1回策定委員会	・ 計画の概要と策定後の支援措置について ・ 令和6年度までの取り組み状況について ・ 計画書における歴史的風致の再整理と今後の課題・方針について
令和7年8月21日 令和7年度第1回推進協議会	・ 計画の概要及び令和6年度までの取り組み状況について ・ 重点区域の想定について ・ 計画における事業展開について
令和7年9月24日 令和7年度文化財保護審議会	・ 計画の概要及び令和6年度までの取り組み状況について ・ 重点区域の想定について ・ 計画における事業展開について
令和7年10月22日 令和7年度都市計画審議会	・ 歴史的風致維持向上計画の策定について
令和7年10月24日 令和7年度第2回推進協議会	・ 第1回会議の振り返りについて ・ 風致及び重点区域の決定について
令和7年10月30日 令和7年度第2回策定委員会	・ 重点区域の決定について
令和8年2月17日 令和7年度第3回推進協議会	・ 前回からの経過及び変更点等について ・ 2章（歴史的風致）及び4章（重点区域）の変更点について
令和8年2月19日 令和7年度第3回策定委員会	・ 第2回会議の振り返りについて ・ 実施事業の概要について

●住民説明会及びパブリックコメント

開催日	主な検討内容
令和5年1月18日 大城地区	・ 歴史的風致維持向上計画の概要 ・ 村民アンケート調査結果報告 ・ 大城地区の歴史的資源の掘り起こし

開催日	主な検討内容
令和5年1月25日 安谷屋地区	・歴史的風致維持向上計画の概要 ・村民アンケート調査結果報告 ・安谷屋地区の歴史的資源の掘り起こし
令和5年2月15日 荻道地区	・歴史的風致維持向上計画の概要 ・村民アンケート調査結果報告 ・荻道地区の歴史的資源の掘り起こし
令和8年2月10日 荻道・大城地区 (パブリックコメント)	・歴史的風致維持向上計画の策定と重点区域について ・実施事業の概要について

●アンケート調査

調査種類	調査期間
重点区域候補地区対象者村民アンケート	令和4年9月15日～令和4年10月10日
自治会アンケート	令和5年2月15日～令和5年2月24日
重点区域（荻道・大城地区）住民アンケート	令和8年2月10日（住民説明会に合わせ実施）



●ワーキンググループ会議 第3回



●住民説明会の様子（荻道地区）



●推進協議会 第1回



●推進協議会 第1回



●荻道・大城地区 合同説明会

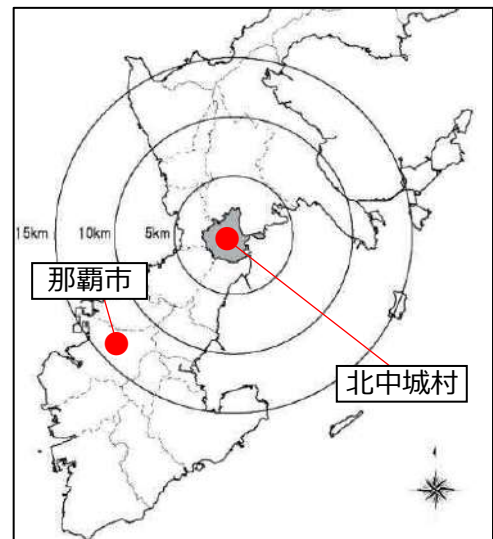
第1章 北中城村の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

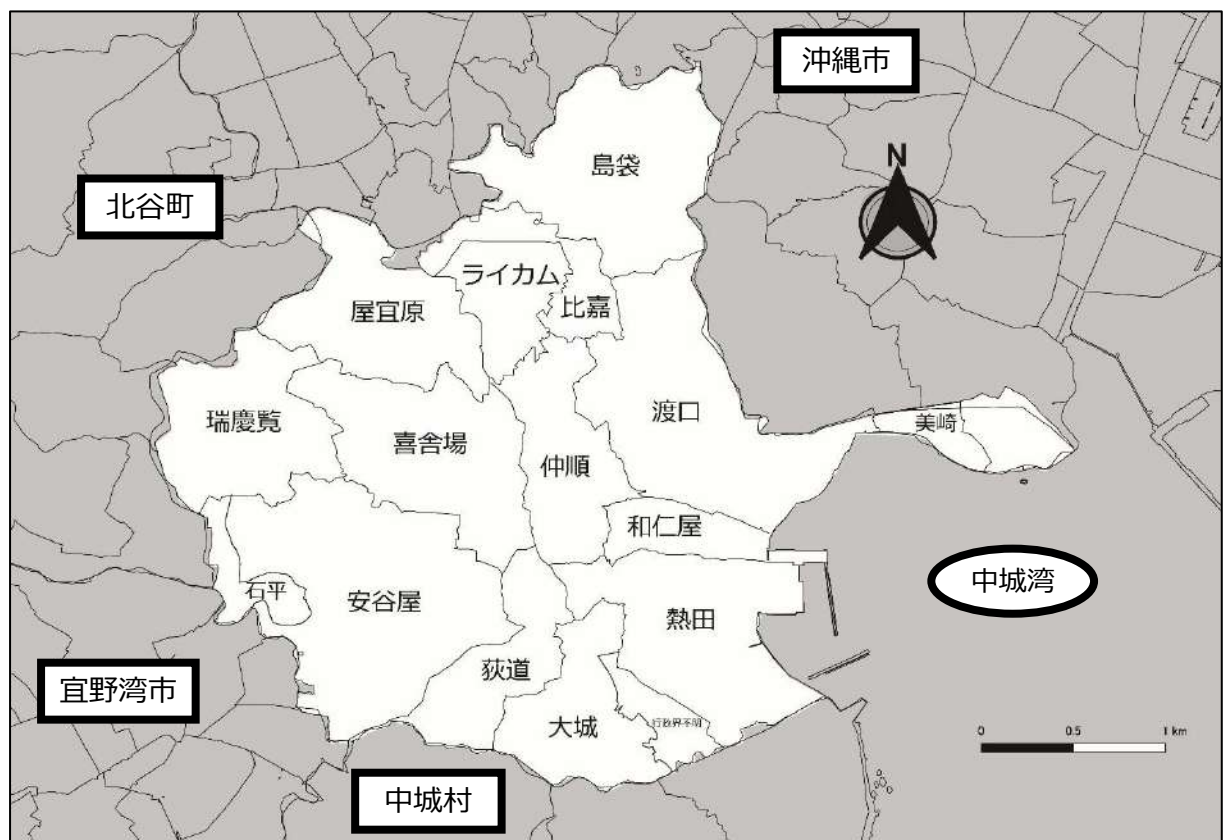
(1) 位置

北中城村は沖縄本島中部、県都・那覇市から北東へ約 16 km の距離に位置しており、北を沖縄市、南を宜野湾市及び中城村、西を北谷町に接し、東側を中城湾に面している。

村の最東端・美崎^{みさき}地域から最西端・瑞慶覧^{ずけらん}地域までは距離 5.3 km 程度、最北端・島袋^{しまぶく}地域から最南端・大城^{おおぐすく}地域までは 4.6 km 程度しか離れておらず、面積は 11.54 km²と県内 41 市町村のうち五番目に小さい自治体となっている。



(『北中城村景観計画』より)

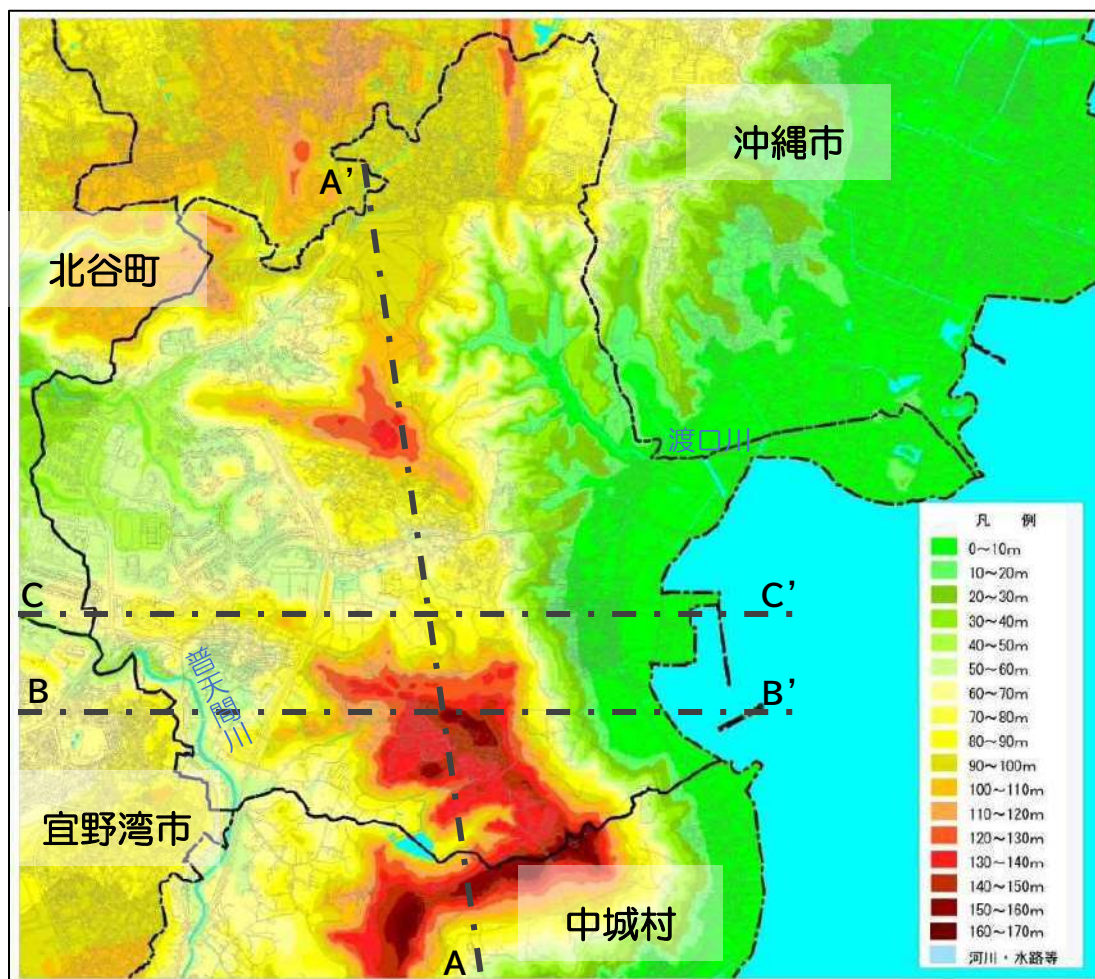


(2) 地形・地質・水系

1) 地形

本村の地形は、中城湾に面した東海岸周辺の海岸低地、二つの稜線が内陸部を東西に走る丘陵地、そして村域西側に広がる台地と、大きく三つの地域に分けられる。この起伏に富んだ地形と、内陸部の斜面緑地に広がる緑豊かな風景が本村の特徴的な景観要素となっている。

■地形図



(『北中城村景観計画』より)

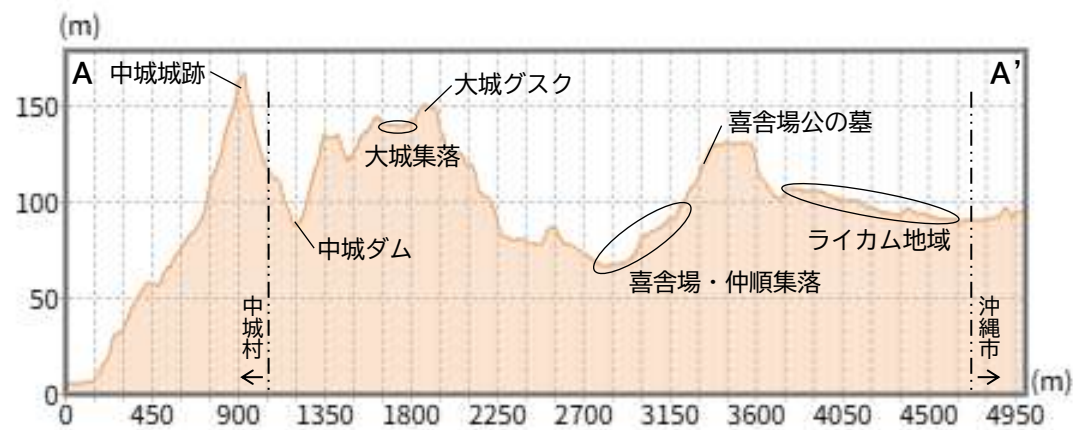
本村中央部に位置する二つの稜線を南北及び東西にそれぞれ切断した断面図を次頁に示す。

稜線を南北に切断したA—A'の断面図では、村北部の丘陵地を中心に喜舎場・仲順集落や商業地であるライカム地域が広がっている。なお、この丘陵地の頂上付近に、喜舎場集落の創建者といわれる喜舎場公の墓が位置している。村南部の丘陵地は、該当区域を東西に切断したB—B'の断面図と合わせてみると、大城グス

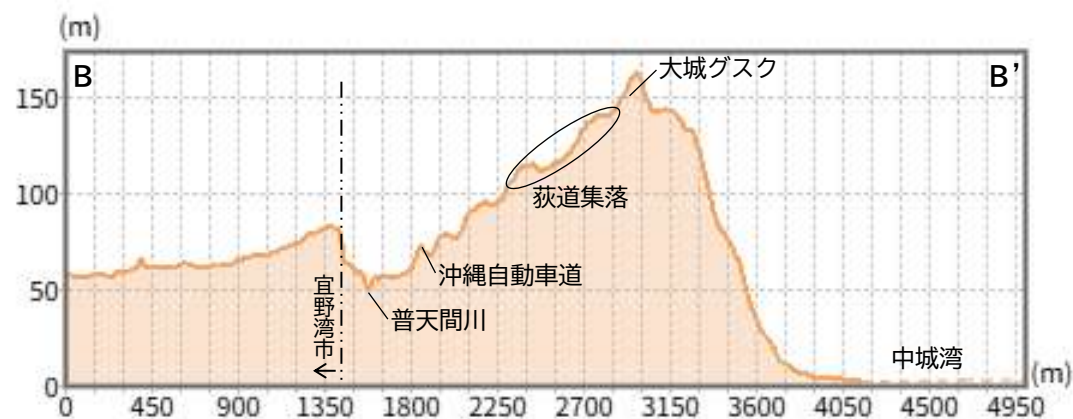
クを中心に^{おおぐすく}大城集落や^{おぎどう}荻道集落が位置していることがうかがえる。

ほぼ緩やかな台地を切り取ったC—C'の断面図では、^{あだにや}安谷屋グスクを中心とした丘陵が頂点に位置し、その裾野が中城湾にかけて広がっている。

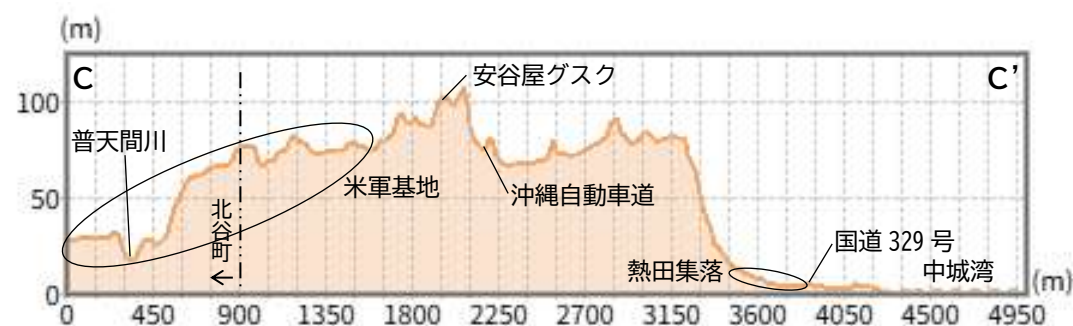
■A-A' 断面図



■B-B' 断面図

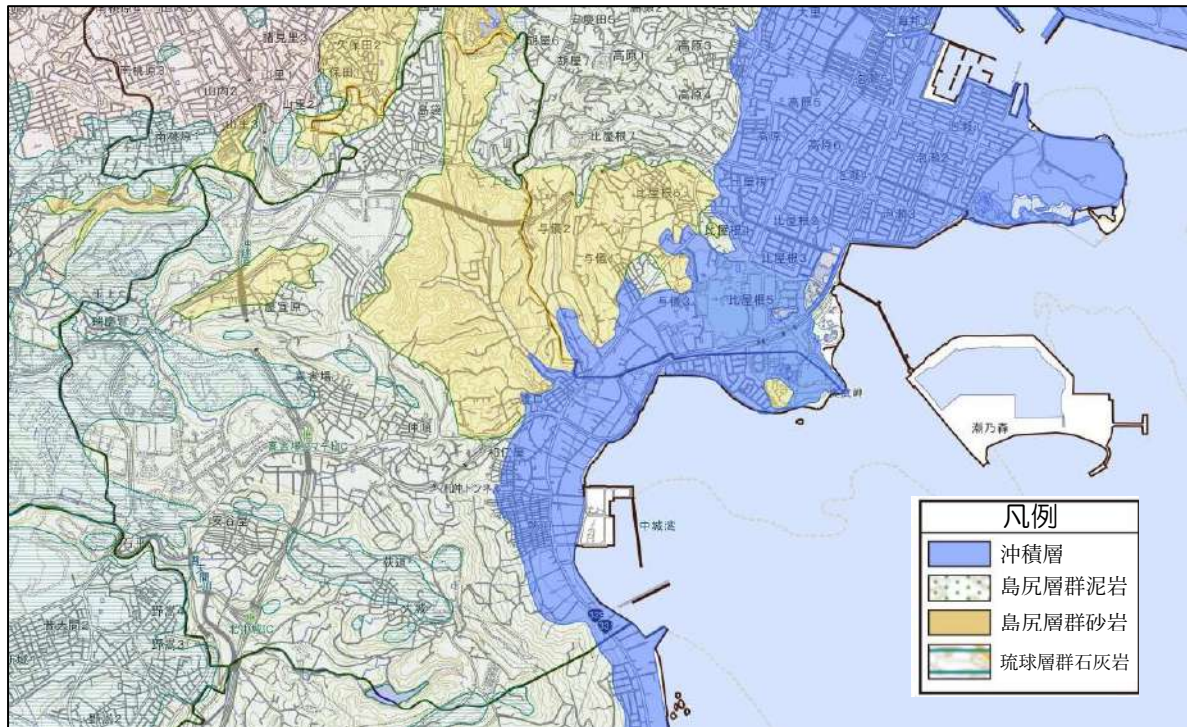


■C-C' 断面図



2) 地質

本村の地質は、中城湾に面した沿岸地域を沖積層が、内陸部を島尻層群泥岩（ジャーガル）や琉球層群琉球石灰岩が広域に分布している。また、村域北側の渡口・島袋・比嘉付近では、一部島尻層群砂岩の分布も見られる。



（沖縄県地図情報システム 土地分類基本調査図より）

凡例	岩相	地質時代
	沖積層（粘土・シルト・砂・礫）	第四紀
	島尻層群泥岩	新第三紀～第四紀
	島尻層群砂岩	新第三紀～第四紀
	琉球層群琉球石灰岩	第四紀

透水性の琉球層群琉球石灰岩と不透水性の島尻層群泥岩が分布する地域には、二つの地層の境界付近から雨水が湧きだす箇所が多数みられる。村内の各集落は、古くからこうした湧き水を生活用水などに利用するために、共同用水施設（カー）を整備した。カーは現在でも集落の祭祀行事の場として拝されるとともに、農業用水や植栽への散水への利用、住民の交流空間（憩いの場）や来訪者の散策の場となるなど、新たな資源としての活用が進められている。

【参考】



3) 水系

村内を流れる主な河川として、^{ふてんま}普天間川・^{とぐち}渡口川・^{さあら}佐阿良川の三つがあげられる。

その中でも普天間川は、中城村南西部を起点に北中城村安谷屋からキャンプ・フォスターを流下し、北谷町より東シナ海に注ぐ二級河川である。また、佐阿良川は、キャンプ・フォスター内を起点として北谷町内を流下しながら東シナ海に注ぐ二級河川・^{しらひがわ}白比川の支川である。

■村内を流水する河川位置図



■佐阿良川位置図



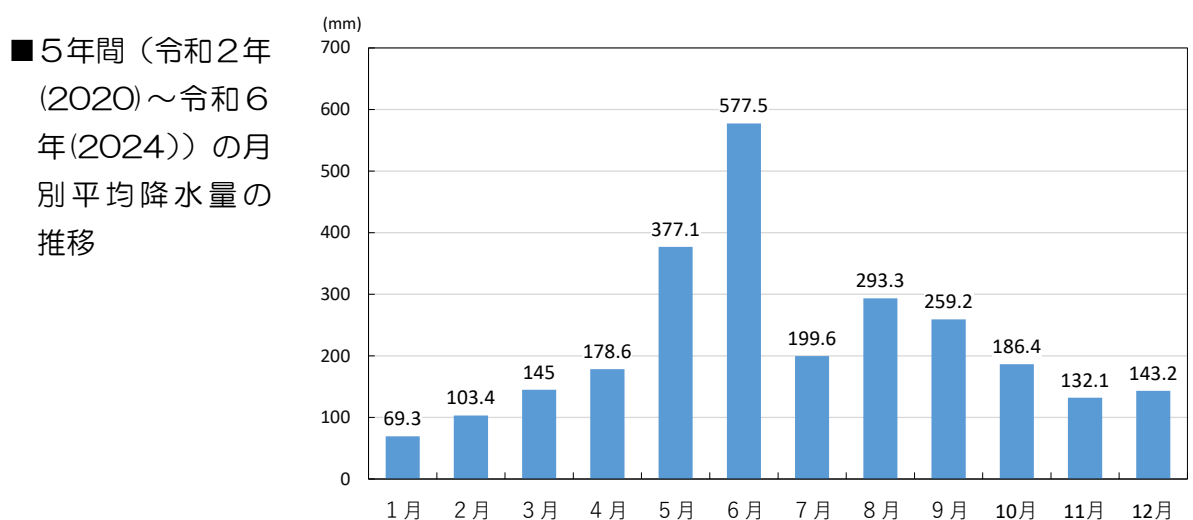
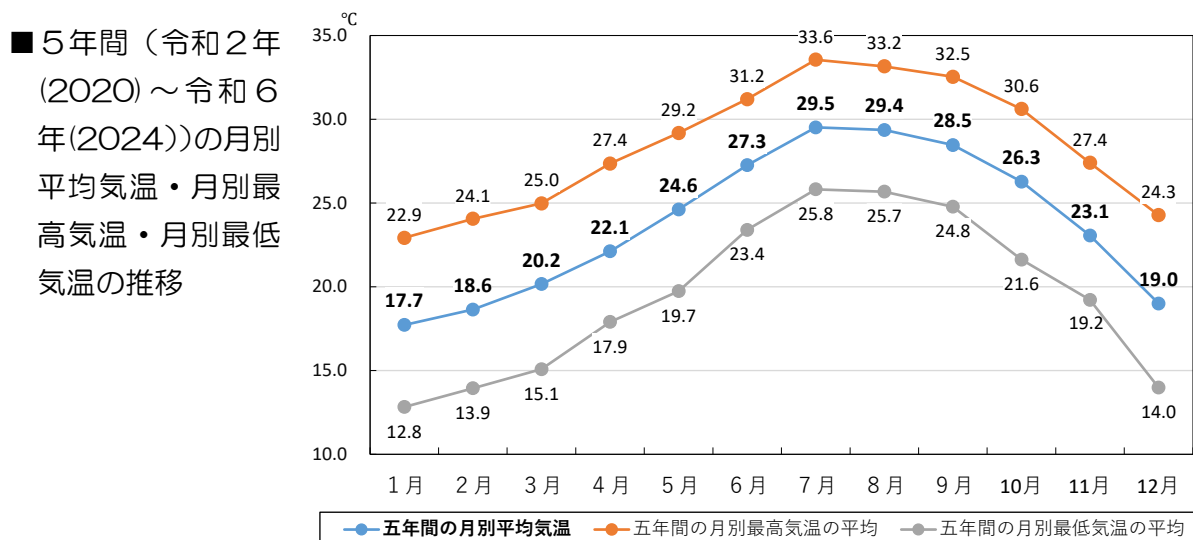
(出典：電子国土 Web：<https://maps.gsi.go.jp/> をもとに加工して作成)

(3) 気象

沖縄地方は亜熱帯に位置し、黒潮を流れる暖かな海洋の影響を受け、年間を通して温暖な気候を維持している。また、海洋に囲まれている点や台風の影響を受けやすい地域であることから、全国的にも比較的降水量が多い。

以下の図表は、村内に気象観測地点がないため、近隣地点である那覇市の観測データを示しており、一年を通した平均気温は17度～30度を推移している。過去5年間（令和2年(2020)～令和6年(2024)）の年平均気温は23.9度となっている。

月別の平均降水量をみると、梅雨の時期にあたる5～6月は降水量が多く、過去5年間（令和2年(2020)～令和6年(2024)）の年間平均降水量は2,665mmとなっている。なお、沖縄本島では令和5年(2023)9月から令和6年(2024)3月頃まで、県内のダム貯水率が過去10年間の最低値を下回るなど、近年でも稀にみる渇水状況となったことから、該当する期間の降雨量は平年に比べ少雨傾向にあったものと考えられる。



（気象庁観測データより）

2. 社会的環境

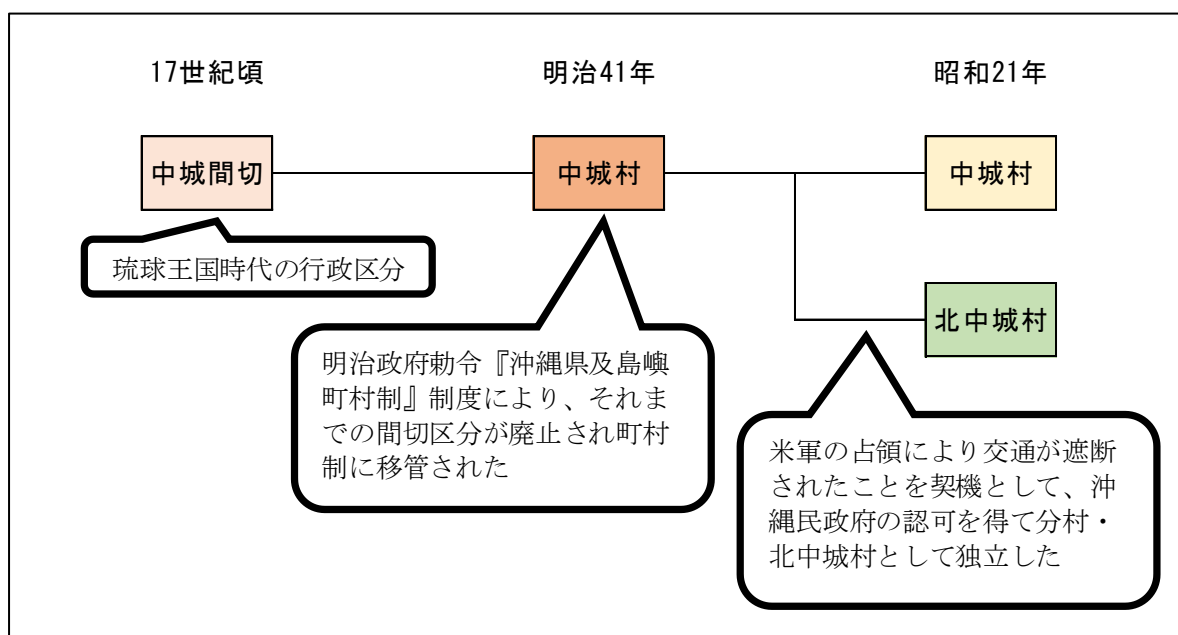
(1) 市町村の合併・分村経緯

北中城村は、もともと中城村の北部地域を形成していた。近世琉球国の各村の石高を集計した『琉球国高究帳』(崇禎8年(1635)成立)によると、17世紀頃は現在の中城村及び北中城村に加え、普天間や野嵩(現・宜野湾市域)、諸見里(現・沖縄市域)などの地域を含む27集落から中城間切が構成されていた。その後、各集落の移設や併合などを経て、明治41年(1908)に沖縄県及島嶼町村制が施行された際には、中城村域の12集落と北中城村域の11集落、計23集落から旧中城村が成り立っていた。

その間、^{ようせい}雍正7年(1729)には、中城城跡内に間切を統治する「中城間切番所」が設置され、沖縄県及島嶼町村制施行時には「中城村役場」へ改称、昭和20年(1945)の沖縄戦で焼失するまで城跡周辺は長らく行政機能の中心地となっていた。

戦後は、現在の中城村北西部・^{くば}久場集落方面から中城城跡、^{あだにや}安谷屋集落一帯にかけて連なるように米軍施設が建設され、村の南北地域間の交通が遮断された状態となった。中城村役場も再建不能になるなど、統一的な村行政が困難であるとして分村案が提起され、南北両地域の代表者の合議の結果、沖縄民政府知事宛てに分村の申請がなされた。そして、昭和21年(1946)5月20日、沖縄民政府指令第2号により、旧中城村北部の12行政区をもって分離が認可され、新たに「北中城村」として立村した。

分村時の行政区のうち、^{きしやば}喜舎場・^{ちゅんじゅん}仲順・^{しまぶく}島袋・^{ひが}比嘉・^{やぎばる}屋宜原・^{ずけらん}瑞慶覧・^{いしひら}石平・安谷屋などは米軍用地として集落の一部を接收されており、その大半は現在も駐留軍用地として提供されている。平成22年(2010)には、上記接收地の一部(比嘉など)に建設されていた米軍の保養施設の返還に伴い、周辺一帯が字ライカムとして再編・新設され、現在の行政区域は15行政区となっている。



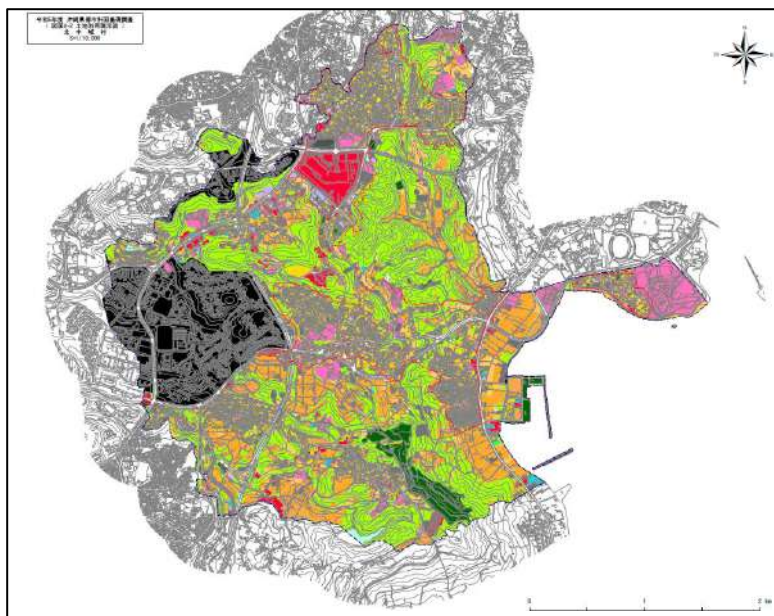
(2) 土地利用

北中城村の土地利用を大きく分けると、村域南部の田畑を中心とした地域、村域中央部の山林が大部分を占める地域、村域北部の住宅用地及び商業用地の三つに区分される。また、都市計画区域全体では、山林が約25%と大きな割合を占めている。

地区別に土地利用をみると、北端に位置する島袋地域は、隣り合う沖縄市の市街地と連坦し都市的土地利用に特化した地域となっている。

村域中央部に位置する商業用地（ライカム地区の一部）は、元々は駐留軍用地だったゴルフ場跡地が平成22年(2010)に返還された地区で、その後土地区画整理事業が進み、現在は大型ショッピングモールや医療福祉施設が立地している。

あったわにやとぐち
熱田・和仁屋・渡口地域は、それぞれ東海岸に面した農村集落だが、近年は沿道型商業施設及び業務施設の立地が進んでいる。

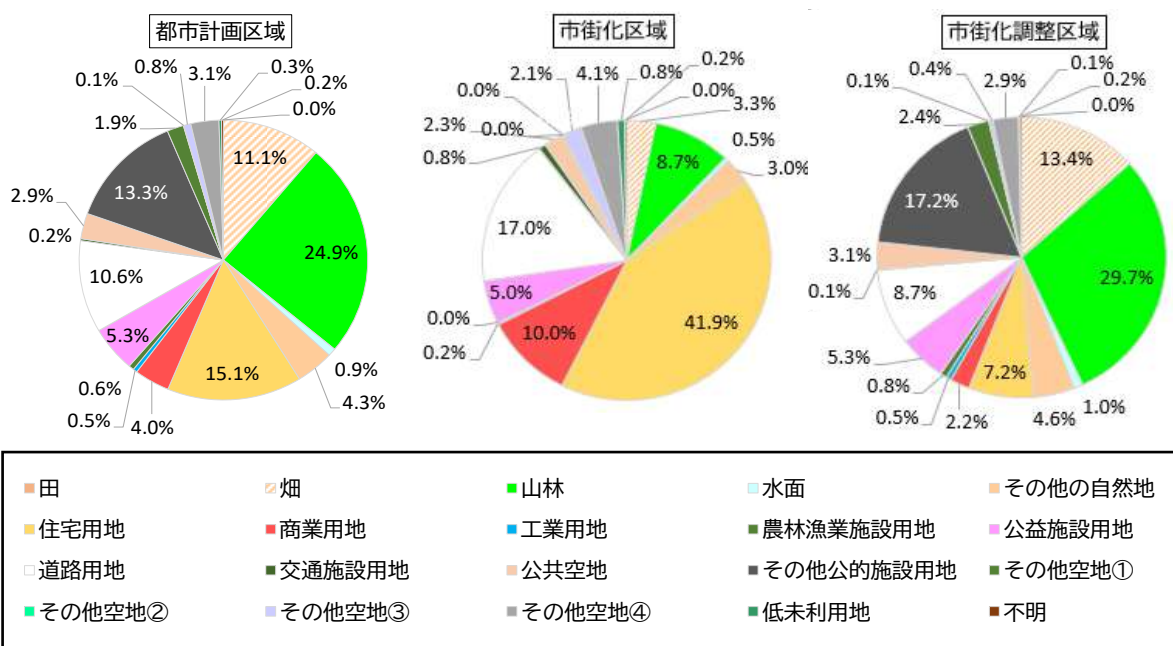


■土地利用現況図

資料：建設課

村域南部の中城城跡周辺に位置するおぎどう・大城地域は、丘陵地の田畑や山林を多く抱えており、現在も伝統的な農村集落の形態を残している。

■土地利用の構成比



※土地利用現況図「駐留軍用地」は、構成表の「その他」に含まれる。

(『土地利用現況表』より)

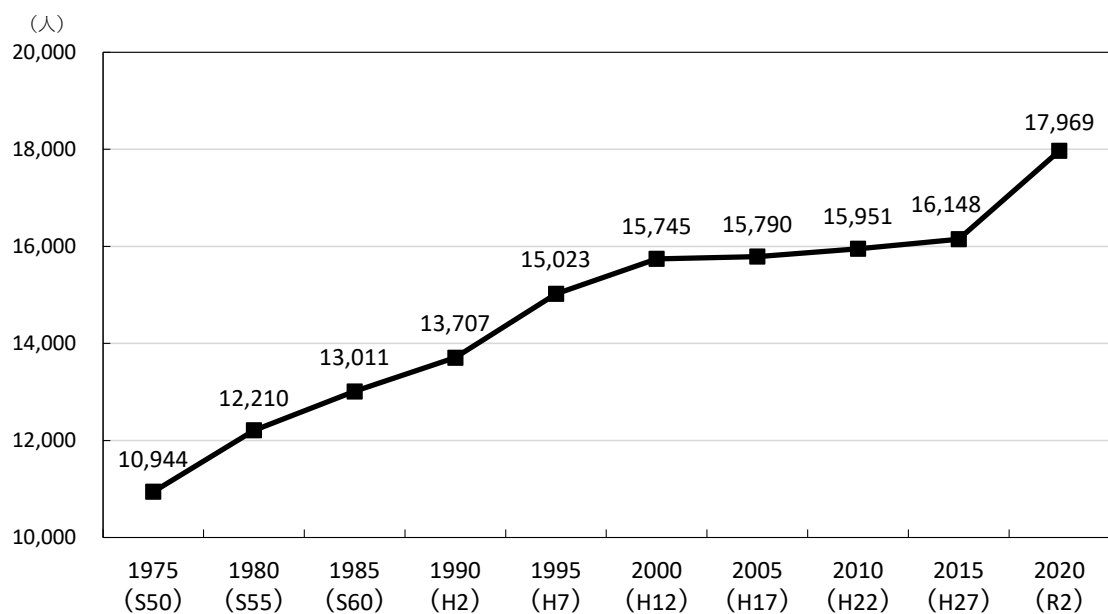
(3) 人口動態

本村の人口の推移をみると、令和2年(2020)時点の国勢調査では総人口17,969人となっており、平成27年(2015)と比較して5年間で1,800人以上増加している。また、45年前の昭和50年(1975)と比較すると7,000人以上の増加がみられ、この数十年間で北中城村は緩やかな人口増加傾向にあることがうかがえる。人口増加の要因としては、平成25年(2013)から本村において進められたアワセ土地区画整理事業によるライカム地域のまちづくりによって、当該地区における人口増が生じた点が挙げられる。

令和5年(2023)推計の国立社会保障・人口問題研究所における将来推計人口によると、本村は今後も緩やかに人口増加し、令和17年(2035)時点でピークに達し、その後緩やかな人口減少に転じるものと見込まれている。

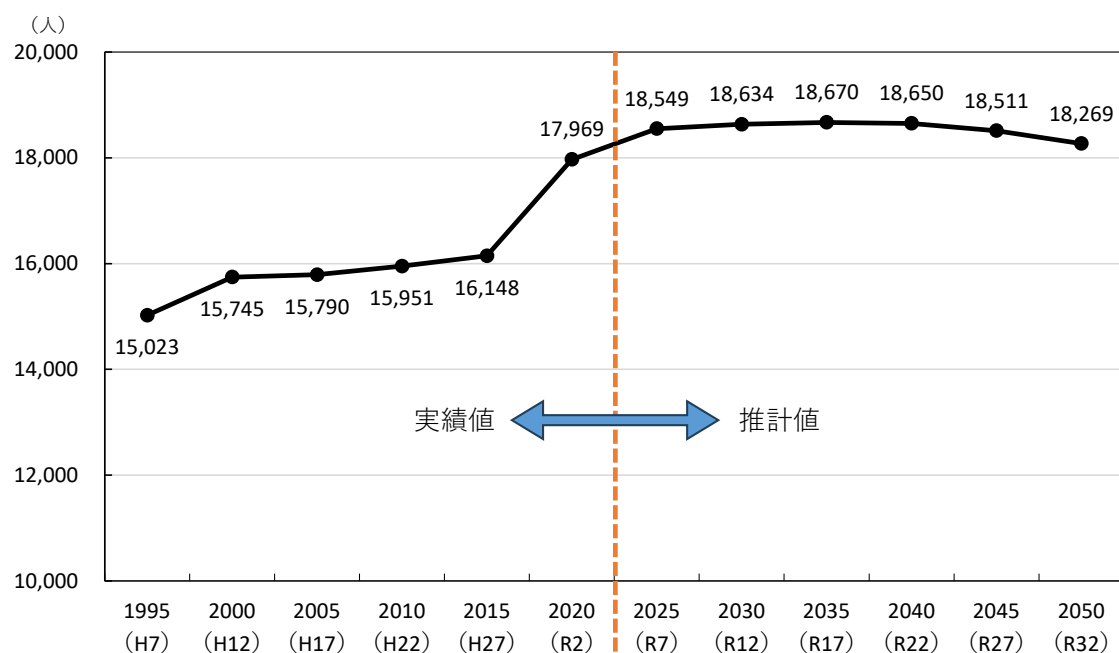
令和2年(2020)時点の年齢別人口については、年少人口(0～14歳)が16.6%、生産年齢人口(15～64歳)が59.3%、老年人口(65歳以上)が24.1%となっており、今後も緩やかな年少人口の減少傾向と急激な老年人口の増加傾向が続くことによって、急速に少子高齢化が進展していくものと想定される。

■国勢調査による総人口の推移



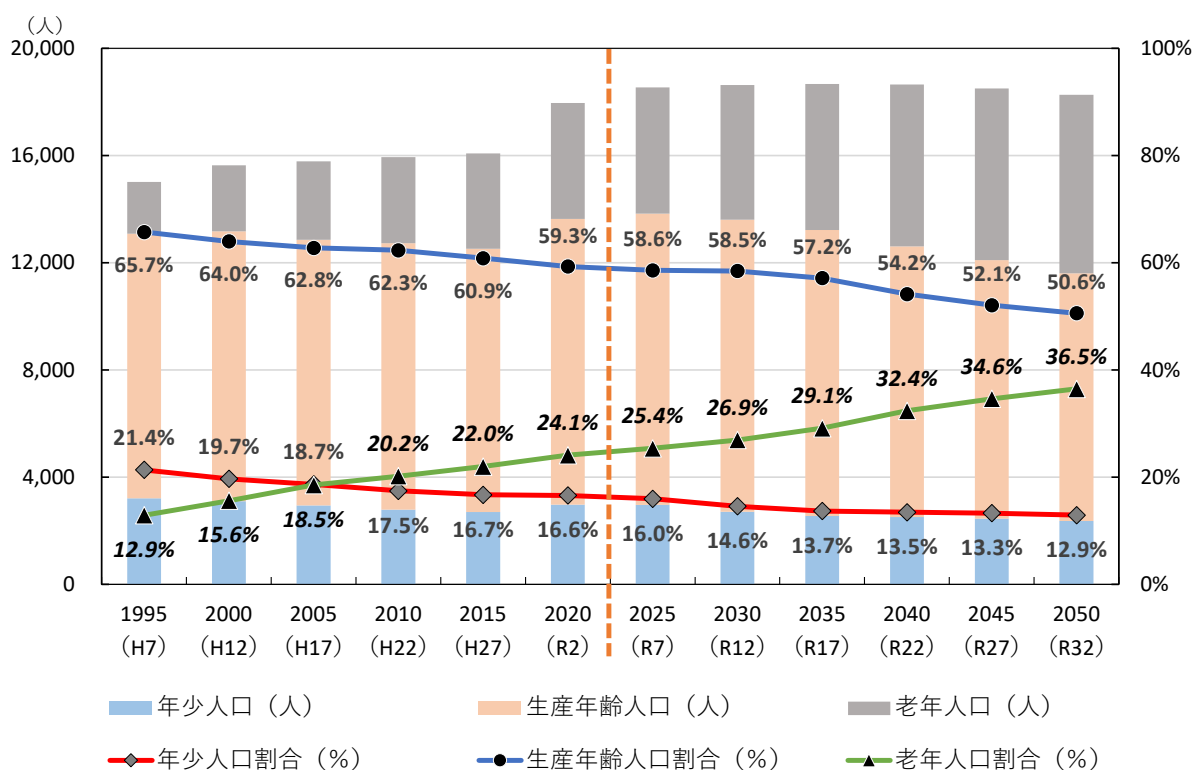
(昭和50年～令和2年『国勢調査』)

■北中城村将来推計人口（令和5年（2023）推計）



（国立社会保障・人口問題研究所公表資料より）

■年齢別人口推移（令和5年（2023）推計）



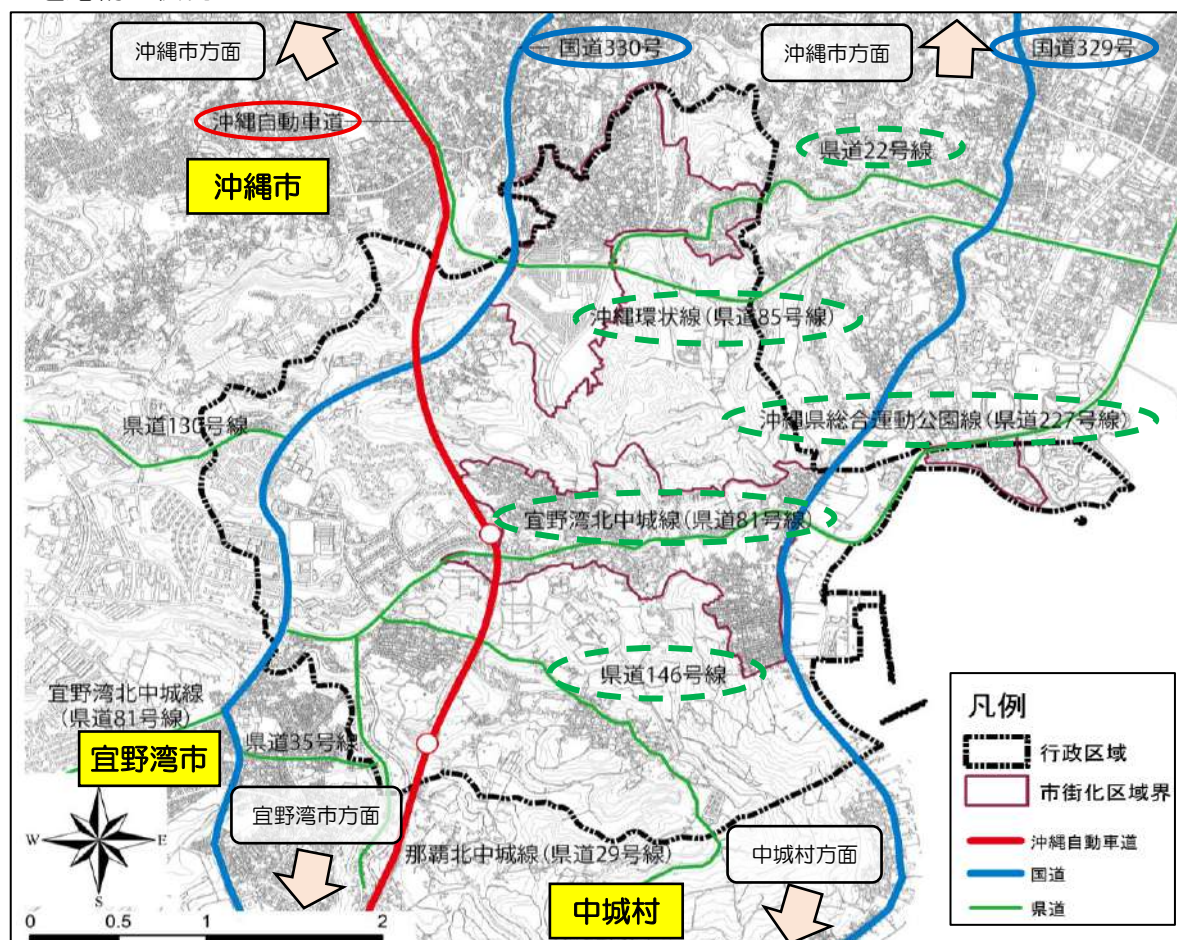
（国立社会保障・人口問題研究所公表資料より）

(4) 交通機関

本村の主要道路として、南北方向に沖縄自動車道、国道 330 号、国道 329 号が村域を通過している他、東西方向に県道 22 号線、沖縄環状線（県道 85 号線）、沖縄県総合運動公園線（県道 227 号線）、宜野湾北中城線（県道 81 号線）、県道 146 号線が整備され、格子状の道路網を形成している。

二本の国道路線のうち、国道 330 号は那覇市、沖縄市などの県内主要都市と本村を接続しており、もう一方の国道 329 号は名護市やうるま市、西原町などの東海岸沿いに位置する市町村と本村とを接続する広域道路網となっている。

■道路網の状況



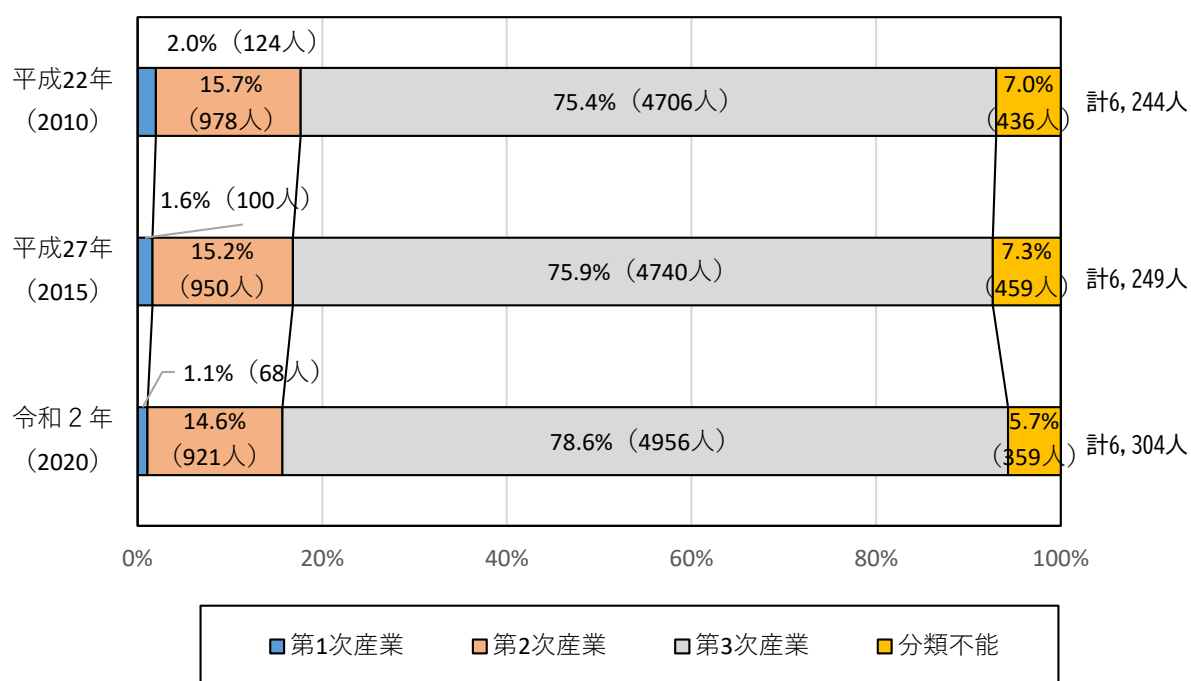
(『北中城村都市計画マスタープラン』より)

(5) 産業

令和2年(2020)国勢調査による本村の産業別就業者の状況は、就業者 6,304 人のうち農林水産業を示す第1次産業が 1.1% (68 人)、建設・製造業を示す第2次産業が 14.6% (921 人)、サービス業・卸売業等を示す第三次産業が 78.6% (4,956 人) となっている。

平成22年(2010)調査からの推移をみると、第1次産業・第2次産業ともに年々就業者数は緩やかな減少傾向にある一方で、第3次産業の就業者数は僅かに増加傾向を示している。また、村全体の就業者人口も僅かに増加している。

■産業別就業者率（数）



(平成22年～令和2年『国勢調査』より)

①第1次産業（農業・漁業）

令和2年(2020)国勢調査時点での全体就業者数に占める第1次産業就業者の割合は1.1%と最も低く、年々減少傾向にある。販売を目的とした農畜産物の作付・飼育状況としては、いも類や工芸農作物（さとうきび）、野菜類を生育している農業経営体があるものの、県内他市町村と比較しても産出量は多くない。

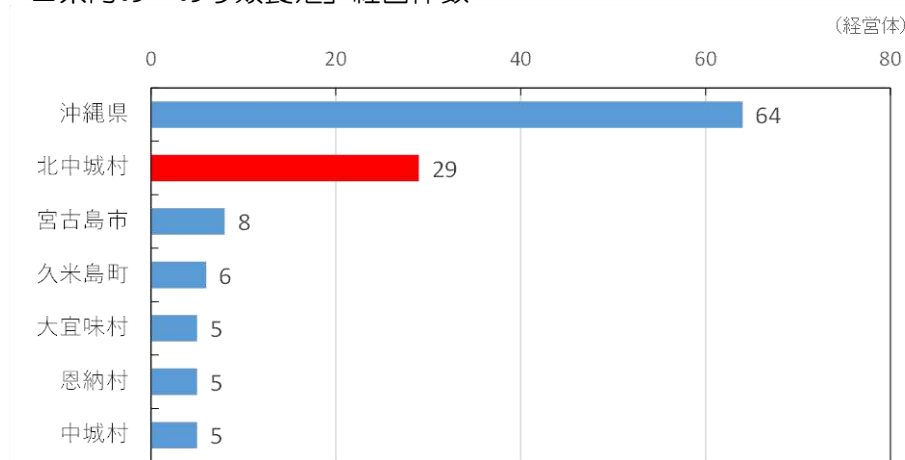
漁業については、アーサ（あおさ・ヒトエグサ）を村の名産品として生育しており、海面養殖の中でも特にのり類の養殖を行っている漁業経営体数の比較をみると、沖縄県全体で最も多く29経営体にのぼる。

■販売を目的とした農畜産物の作付・飼育状況

			作付 経営体数	作付面積 (ha)
稲・麦・雑穀			x	x
いも・ 豆類	いも類	ばれいしょ	2	x
		かんしょ	1	x
	豆類	大豆・小豆以外 豆類	3	0
工芸農作物		さとうきび	12	6
野菜		キャベツ	3	0
		レタス	2	x
		ねぎ	3	x
		たまねぎ	1	x
		ブロッコリー	2	x
		きゅうり	1	x
		なす	1	x
		トマト	2	x
		その他野菜	7	3
果樹		その他果樹	3	2
花き		切り花類	6	x
畜産		採卵鶏	1	x

（2020年農林業センサスより）

■県内の「のり類養殖」経営体数



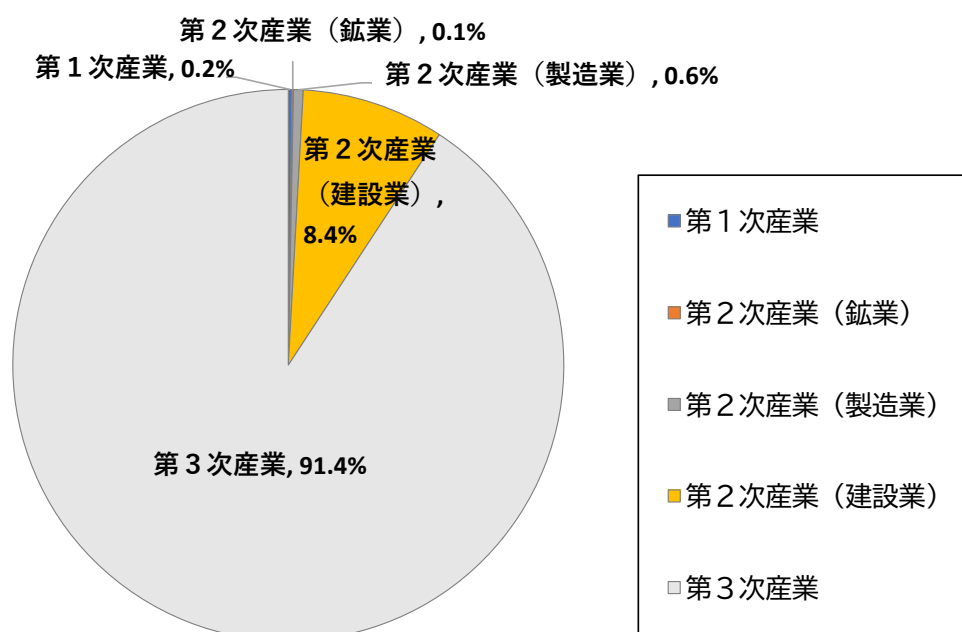
（2023年漁業センサスより）

②第2次産業（建設・製造業）

北中城村の第2次産業の状況について、令和4年度沖縄県市町村民所得（令和7年公表）の総生産割合をみると、村全体の総生産のうち9.1%を第2次産業が占めている。このうち、建設業が8.4%、製造業及び鉱業が0.7%となっている。

また、令和3年度経済センサスによると、村内の第2次産業は建設業が51事業所（従業者587人）、製造業が19事業所（従業者127人）となっている。製造業の内訳をみると、事業所数が多いのは、窯業・土石製品製造業、食料品製造業、繊維工業であり、いずれも3～5事業所程度の規模となっている。

■産業別総生産割合



（令和4年度沖縄県市町村民所得より）

■第2次産業の事業所数・従業員数

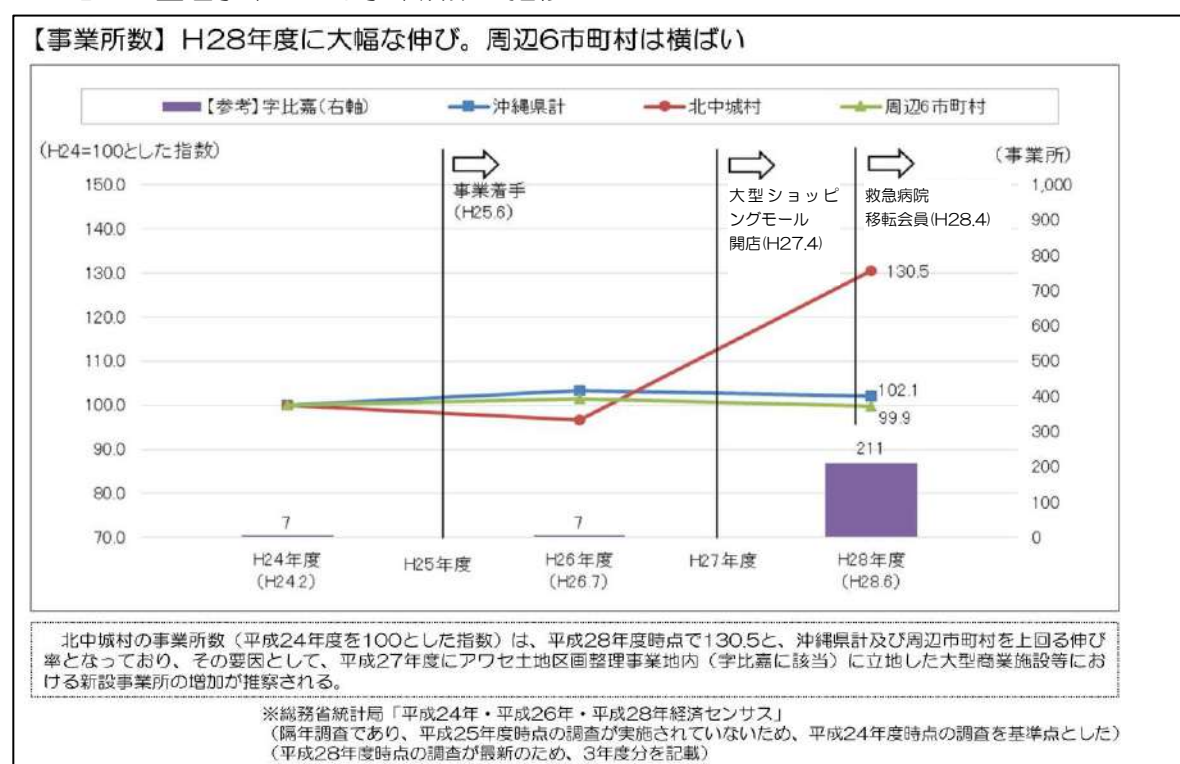
	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)
鉱業	—	—
建設業	51	587
製造業	19	127
食料品製造業	4	34
繊維工業	3	22
窯業・土石製品製造業	5	6
金属製品製造業	1	36
その他	6	29

（令和3年度経済センサスより）

③第3次産業

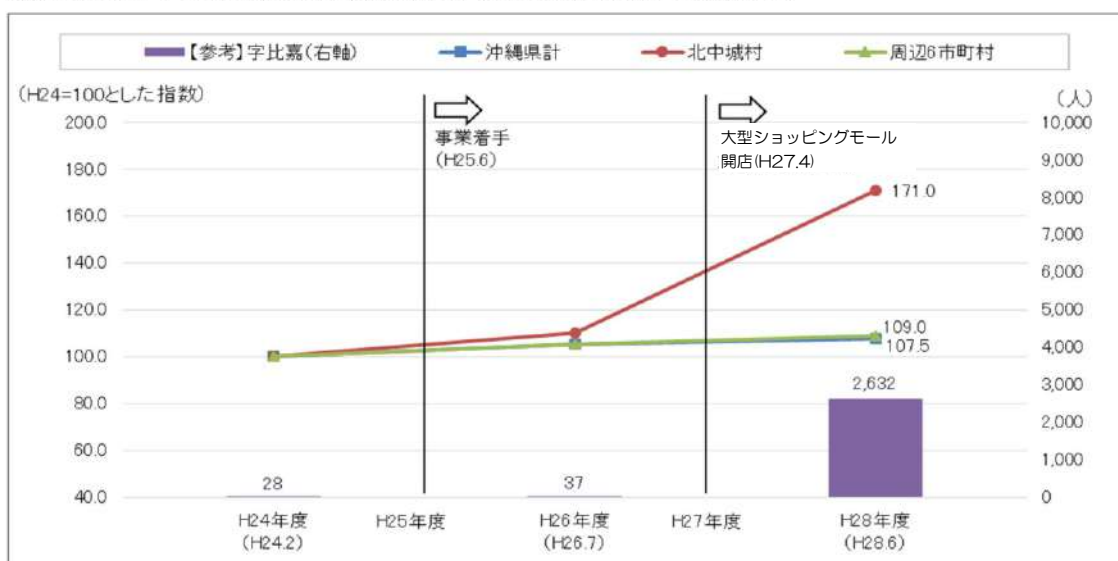
平成22年(2010)に米軍保養施設から返還された約48ha もの広大な跡地を活用して行われたアワセ土地区画整理事業（平成25年度(2013)～令和元年度(2019)）によって、ライカム地区では大型ショッピングモールやヘリポート付き救急病院、体育館施設等の設置が進められ、県中部圏域全体の活性化に寄与するような経済効果をもたらしている。令和2年(2020)10月に公開された『北中城村アワセ土地区画整理事業による経済効果分析報告書』では、平成24年度(2012)から平成28年度(2016)にかけて村内事業所数・従業員数がともに大幅な伸び率を示している他、村民所得も増加傾向を示していることが示されている。

■土地区画整理事業による事業所数の推移



■土地区画整理事業による事業所従業員数の推移

【従業員数】H28年度に大幅な伸び。周辺6市町村は堅調な伸び

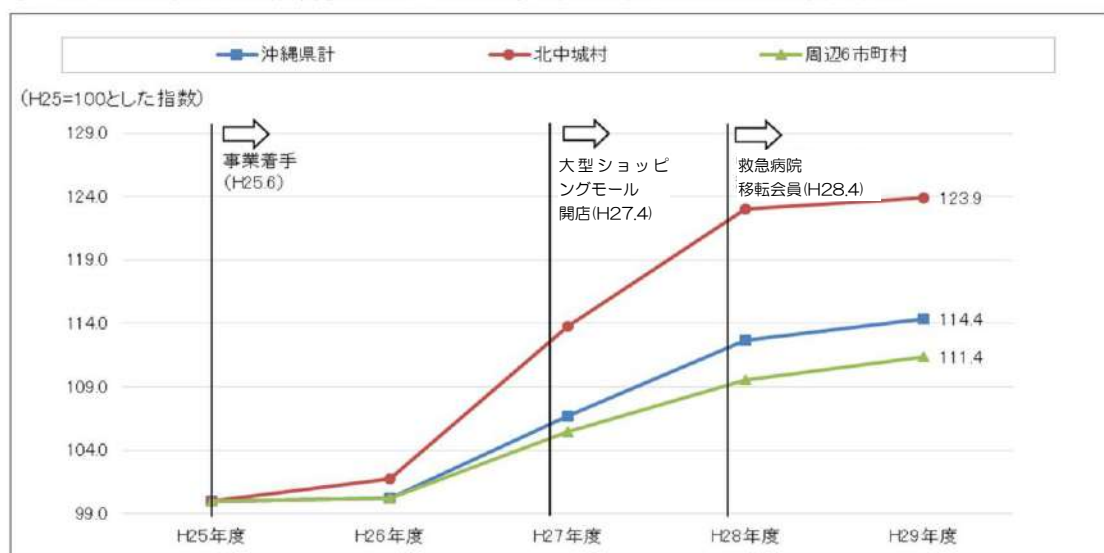


北中城村の従業員数（平成24年度を100とした指数）も同様に、平成28年度時点で171.0と、沖縄県計及び周辺6市町村を上回る伸び率となっており、新たな事業所開設に伴った雇用の増加が見受けられる。

※総務省統計局「平成24年・平成26年・平成28年経済センサス」
（隔年調査であり、平成25年度時点の調査が実施されていないため、平成24年度時点の調査を基準点とした）
（平成28年度時点の調査が最新のため、3年度分を記載）

■土地区画整理事業による市町村民所得の推移

【一人当たり市町村民所得】増加トレンド。周辺6市町村を含め堅調な伸び



北中城村の一人当たり市町村民所得（平成25年度を100とした指数）は、平成29年度時点で123.9と、沖縄県計及び周辺6市町村を上回る伸び率となっている。特に、平成27年度から平成28年度の伸びが高くなっており、企業の経常利益などに相当する企業所得の伸び率が高くなっている。

※沖縄県「平成29年度沖縄県市町村民所得」（平成29年度統計が最新のため、5年度分を記載）

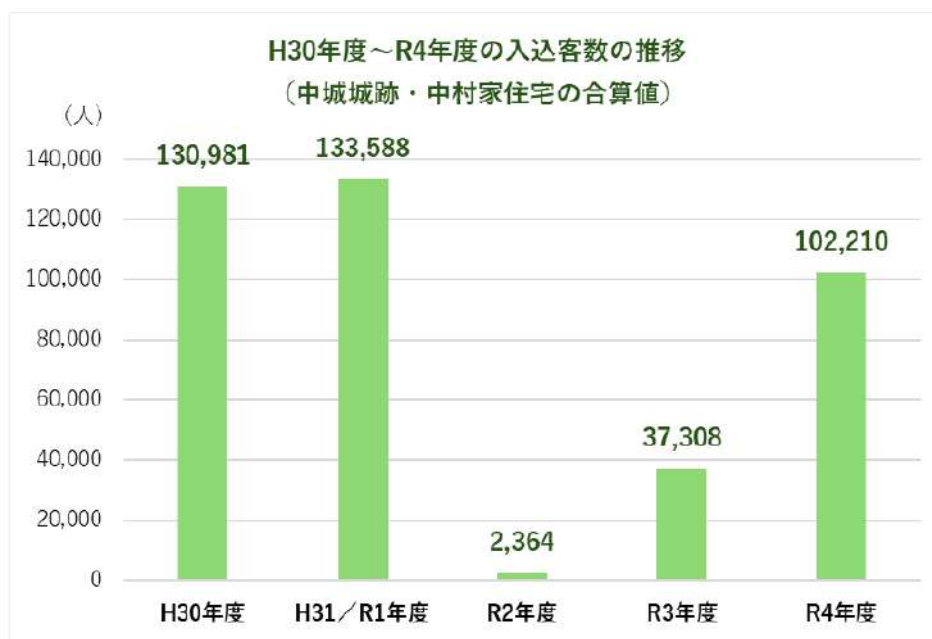
(6) 観光

本村では、平成12年(2000)に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の九つある構成資産の一つとして世界遺産に登録された中城城跡や、近世の伝統的な住居建築様式を維持した建造物として重要文化財指定された中村家住宅などが貴重な観光資源となっている。

両施設への入込客数の推移をみると、平成30年度(2018)から令和元年度(2019)にかけては年間13万人以上の観光客が記録されている。令和2年度(2020)においては新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度比の50分の1以下まで入込客数が減少したものの、次年度以降は緩やかな回復傾向を示している。

近年では、中城城跡の自然豊かな眺望や中村家住宅の伝統的な家屋の雰囲気を活用した村民・県民向けイベント、ツアー等も実施されていることから、今後のインバウンド需要の回復とも連携させながら、さらなる誘客を図る取り組みが求められている。

■中城城跡・中村家住宅への観光入込客数（合算値）の推移



（第2次北中城村観光振興基本計画より）

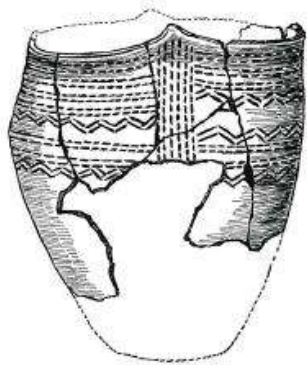
3. 歴史的環境

(1) 歴史

1) 先史・原史時代

①縄文時代

北中城村内の代表的な縄文時代の遺跡として、史跡^{おぎどう}荻堂貝塚がある。村南部の荻^{おぎ}道^{どう}（遺跡発見当時の旧表記は荻堂）集落北側、標高約 140mの石灰岩丘陵の崖下に形成された約 3,000～3,500 年前の遺跡で、明治 37 年(1904)に東京帝国大学の鳥居^{とりい}龍^{りゅう}蔵^{ぞう}が発見し、大正 8 年(1919)に同大学の松村^{まつむら} 瞭^{あきら}によって発掘調査が実施された。出土した土器は「荻堂式土器」として型式設定されており、縄文時代後期に位置づけられている。



■復元された荻堂式土器
（「琉球荻堂貝塚」より転載）



■遠景 中央部右側の崖下緑地帯が荻堂貝塚

この他の出土遺物として、石器や貝器、骨製装飾品、魚類・イノシシ・イヌ・ジュゴンなどの骨が確認されている。遺跡の本体（当時のヒトの住居跡など）は、豊富な湧水が点在する石灰岩丘陵上に存在していたものと考えられる。

この他に村内には同時期の遺跡として仲^{ちゅん}順^{じゅん}原^{ぼる}貝塚や、縄文時代晩期のものとみられる荻道遺跡が確認されている。



■遠景 荻道遺跡



■近景 荻道遺跡

②弥生～平安並行時代

弥生～平安並行時代とは、沖縄諸島が依然として原史社会の段階であった紀元前3世紀頃から10～12世紀頃までの時代を指す。日本本土の時代区分としては、弥生時代から原史時代を経て、古代国家が成立・発展、そして衰退していく時代に相当する。

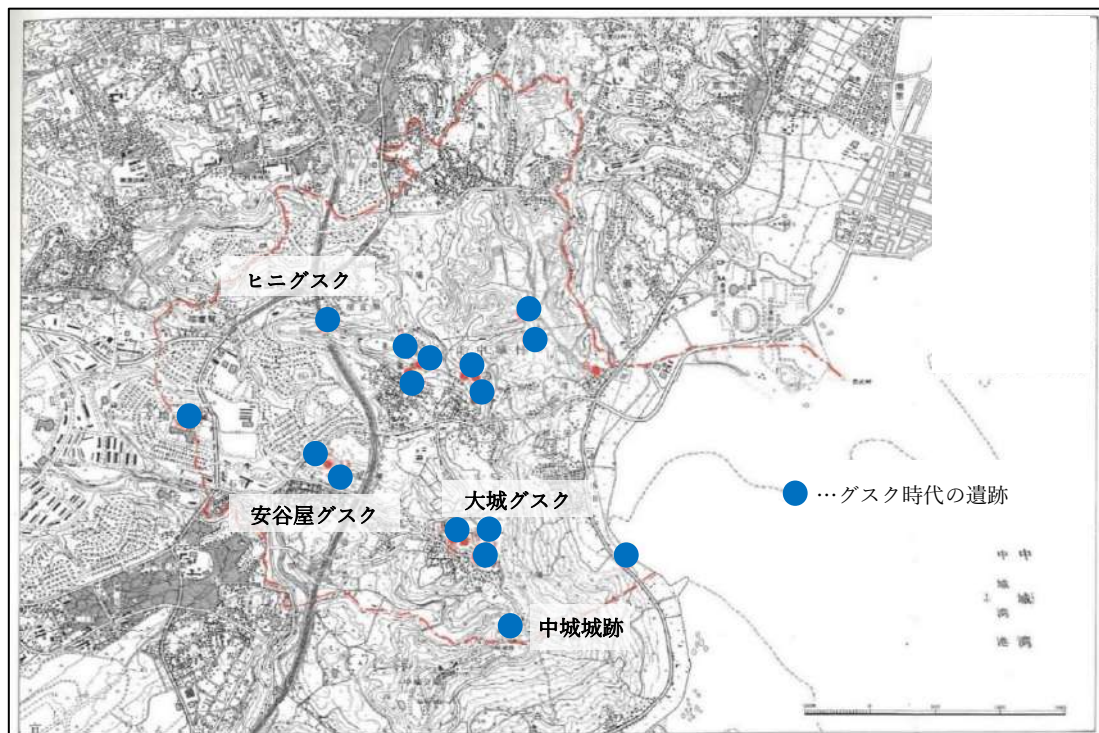
同時代に位置づけられる本村の遺跡として、村北西部の渡口集落の渡口洞穴遺跡がある。奥行数メートルの洞穴からは、前庭部分に弥生～平安並行時代末期のものと考えられる無文の土器片や貝殻などの遺物が採集された。



■渡口洞穴遺跡入口と前庭部分

③グスク時代

グスク時代とは、グスクと称する城塞的遺構を象徴して名付けられた考古学上の編年区分である。およそ12世紀頃から16世紀初頭までを指し、日本本土の時代区分では平安時代末から室町時代、安土桃山時代に相当する。琉球史の時代区分では、概ね古琉球時代の前半期に相当するものとみられ、狩猟や漁労などの採集経済から、鉄器の導入などを伴った農耕中心の生産経済へと移行した時代である。按司と呼ばれる地方領主の出現やグスクの築城、対外貿易の開始など、国家の形成へと向かう階級社会の段階にあり、琉球史全体において重要な画期となった時代といえる。北中城村において、同時代に位置づけられる遺跡は十六か所確認されている。



安谷屋グスクは、村南西部の安谷屋集落の標高110メートル程の丘陵上に築かれており、一部で石積みが確認されている他、陶磁器やグスク土器が採集されている。

右写真中央の若松遺跡は、安谷屋グスクと関連するとみられるグスク時代の集落跡である。昭和62年(1987)から平成元年(1989)にかけて公園整備に伴う発掘調査が実施されており、グスク土器や石器、中国産陶磁器、金属製品、鉄滓などのグスク時代～近世にかけての遺物のほか、建物の柱穴が多数検出されている。なお、遺跡との関係性は判然としないが、公園敷地南側の発掘調査において石畳道の存在が明らかになっている。



■遠景 安谷屋グスク・若松遺跡・中城若松の墓



グスク土器



青磁雷文帯碗（14c 後半～15c 前半）



染付皿（14c 後半～15c 前半）



青磁細連弁文碗（15c 後半～16c 前半）



金属製品（鏡方垂飾）



金属製品（刀の切羽）

■若松遺跡から出土した陶磁器等

また、遠景写真（27 ページ）左側の丘陵には、組踊『執心鐘入』の登場人物のモチーフとされる中城若松の墓が所在している。中城若松は、第二尚氏初代国王の尚円王の子供と伝えられており、尚円王が即位した成化4年(1468)以降に安谷屋グスクの最後の城主となったと伝えられている。

出土した遺物から14世紀頃の遺跡とされるのが、村南部の大城～荻道集落にまたがって広がるイーヌムイという丘陵上に位置する大城グスクである。グスク内部には祭祀の際に拝される大城御嶽があり、大城集落の聖域となっている。フェンサ上層式土器や青磁、石器片などが採取されている。首里王府の英祖王統初代国王である英祖王の第三王子・中城王子の居城であったという。



■大城グスク遠景、中央緑地部



■中城城跡 遠景



■中城城跡 二の郭

正確な築城年代は不詳だが、14世紀頃に先中城按司によって築かれたとされているのが世界遺産中城城跡である。標高約160mの石灰岩丘陵上に位置する六つの郭からなる連郭式の山城で、北中城村から中城村にまたがって所在している。

15世紀頃、勢力を拡大していた勝連グスク城主・阿麻和利を牽制するため、時の中山王・尚泰久が読谷山按司・護佐丸を座喜味グスクから中城グスクへ配したと伝えられる。三の郭と北の郭は他の城郭と石積みの技法が異なることから、護佐丸によって増築されたものと考えられている。

伝承によると、阿麻和利は勢力拡大の野心を抱いていたが、護佐丸が守りを固めていたことから兵を挙げることができず、一計を案じて尚泰久へ“護佐丸が謀反を

企んでいる”旨を讒訴^{ざんそ}する。王が阿麻和利に命じて護佐丸へ軍勢を差し向け、城を取り囲んだが、王の軍に逆らうことは出来ないと護佐丸は自害した。その後、阿麻和利は尚泰久^{しょうたいきゅう}を攻略しようと企てたが、事前にその動きを見破られて滅ぼされた。この一連の事件は、「護佐丸・阿麻和利の乱」として現在も伝えられており、18世紀頃には玉城朝薫^{たまぐすくちようくん}によってこの伝承を題材にした組踊『二童敵討』^{にどうてきうち}も創作された。

この時代に各地で集落が形成され、社会の発達とともに集落と集落を結ぶ道やグスクとグスク、グスクとムラを結ぶ道ができ始めたと考えられている。また、複数の集落が集まり「間切^{まぎり}」という行政区分が編成されたとされているが、その起源について詳しいことは分かっていない。間切には、現代でいう行政機能を担う間切番所が設置された。首里王府の命によって編集された地誌『琉球国旧記』^{りゅうきゅうこくきゅうき}（以下「旧記」）（雍正9年(1731)成立）によると、首里王府からの公文書を各間切に届けることを宿次^{しゆくつぎ}といい、宿次の中継点である間切番所は「駅」として記載されている。首里城を起点として各間切番所をつなぐ街道は宿道^{しゆくみち}として形成され、陸上交通の主要な道路となっていた。中城間切を通過する宿道は中頭方東海道^{なかがみほうとうかいどう}（首里^{しゅり}→西原^{にしはら}→宜野湾^{ぎのわん}→中城^{なかぐすく}→具志川^{ぐしかわ}→勝連^{かつれん}）のルート上にある。

なお、明治14年(1881)に、中城番所（中城城跡）から大城集落、荻道集落、安谷屋集落を経て越来^{ごえく}へ至る集落の道を巡察した県令・上杉茂憲^{うえすぎもちのり}の巡回日誌には、「午前九時番所ニ帰ル。須臾ニシテ、中城ヲ発ス。路右ニ折ル。青松ノ間ニ入り、坂ヲ下ル。坂尽キテ蔗圃蕉園多シ。将ニ大城村ニ入ラントス。村吏二名、礼服ノ袖ヲ纈シ、路傍ニ拝迎ス。村間ヲ貫キ過キ、安国（谷力）屋村ニ入ル。村落皆礪石ヲ以テ疊成ス。」（『北中城村史 第七巻 文献資料編』（平成24年(2012)））とあり、安谷屋集落の道が石畳道であったことがうかがえる。現存する若松遺跡内の石畳道との関連性は不明だが、番所と番所をつなぐ宿道として整備されたものではないかともいわれている。

2) 近世 (1609 年～1879 年)

近世初期、万暦37年(1609)に薩摩藩が琉球入りしたことにより(琉球侵攻)、琉球王国は薩摩藩の支配下に置かれることとなった。薩摩藩は臨時的な奉行の設置・派遣を行い、琉球王国の政治・外交に対する監視は明治5年(1872)まで続いた。

この時代、北中城村は中城間切の一部を形成していた。中城間切は、第二尚氏第4代国王 尚清が王子の頃に拝領し、以降王府の世子領(後に王位に就く王子の領地)とされていた。18世紀後半の製作とみられる『間切集成図』では、当時の中城間切の範囲や番所、村々の位置などをうかがうことができる。



■「間切集成図」
(沖縄県立博物館・美術館蔵)

万暦39年(1611)、雍正7年(1729)に中城城跡内に間切番所が建てられた。その後、明治41年(1908)には村役場と名称を改め、沖縄戦で焼失するまで使用された。



■中城城跡内に設置された中城間切番所
(『北中城村村勢要覧』より)

かんぼう
咸豊2年(1853)には、沖縄を訪れたペリーが派遣した探検隊が那覇の港から首里を経て、中城城跡等を調査しており、その記録の中で「要塞の資材は石灰岩で、その石造建築は賞賛すべき構造のものであった」などと記している。随行した絵師ハインが描いた精密なスケッチは、後に中城城跡を修復する際の参考資料となった。



■中城城跡を測量するペリー提督の探検隊
(西の郭内から正門付近をながめた風景／
中城村教育委員会蔵)

また、重要文化財中村家住宅については、正式な建築年代は不明であるが、19世紀初め頃には、首里にあった士族の屋敷を村南部の大城集落に移築したと伝わっている。

中村家は、大城安里と称される豪農で、地頭代(現在でいう村長のような役職)を輩出する家柄にあり、伝承では先祖は護佐丸の師匠として中城へ移ってきたとされている。



■中村家住宅

3) 近代 (19 世紀末～20 世紀中頃)

19世紀末の日本の明治維新を経て、明治12年(1879)には琉球王国が解体され、沖縄県が設置された(廃琉置県)。時代は近代社会に向かうこととなる。明治41年(1908)には、「沖縄県及島嶼町村制」が施行され、間切・島が町・村に、村が字になり、間切長が村長に、村頭が区長に改称された。同年、中城間切も中城村に改められ、村長、収入役、書記の要職が知事または郡長から任命された。

本村の農業生産の状況は、17世紀中頃の石高記録においては田が約70%、畑が約30%、基幹作物はイネであったが、17世紀後半には換金作物となる甘蔗(サトウキビ)の普及により畑作が広がりはじめ、明治36年(1904)の村内の総反別、田畑の状況において全ての集落で畑が田の反数を上回り、この頃には既に稲作から畑作に移行していることがうかがえる。



■島袋の共同製糖場(昭和14年)

明治末から昭和初期にかけてサトウキビの作付面積も増加し、昭和10年(1935)の喜^き順^{じゆん}製糖工場を皮切りに、昭和14年(1939)に和^わ仁^に屋^やの共同製糖工場、島袋^{しまぶく}の製糖工場など、発動機による製糖工場が村内に次々と建設された。

また、本村は移民の多かった地域としても記録を残している。明治32年(1899)に県内から最初の移民が送り出されると、村からも明治36年(1903)に最初の移民が送り出され、貧しさからの脱却を目的に多くの村民がハワイ、ペルー、ブラジル、アルゼンチン、フィリピンなど国外へ渡った。県の「沖縄県保安課調査(昭和5年(1930))」によると、県人海外移民数32,373名のうち、中城村は3,052



■北中城村喜舎場・仲順・瑞慶覧出身のブラジル・サンパウロ移民

名となっており、県内で最も移民数が多かった。村内には、当時の移民船を見送ったとされる場所や、見送りの際にハーメーチデン(小太鼓)を打鳴らしながら、「だんじゅかりゆし」の歌を唄って航海安全を祈願したとされる言い伝えも多く残っている。

この間、日本本土との関係性の中で、沖縄は国防のための軍事力強化を強いられることとなる。明治政府は明治12年(1879)の^{はいはん ち けん}廃藩置県後、沖縄県へ軍事視察を行い、沖縄県が地理的にも国防軍事上、重要な位置にあることを確認した。中城湾が日本海軍の軍港に指定されたのは明治28年(1895)の日清戦争終結の頃だが、それ以来、中城湾には日本艦隊の出没が繰り返され、昭和初期には大艦隊の^{ていはく}碇泊も見られたという。

日本は日清戦争以降、中国から得た賠償に対する三国干渉を受けて日露戦争（明治37～38年(1904-1905)）の開戦、中国への進出を主張する軍部の独断による満州事変（昭和6～8年(1931-1933)）の拡大、世界情勢の変化による米欧諸国との対立を経て、太平洋戦争（昭和16～20年(1941-1945)）の開戦へと進んでいく。戦況が悪化する中、昭和20年(1945)には日本本土への直接的攻撃として沖縄戦が始まった。中城一帯を東端とする中頭の中部地域を皮切りに、民間人を含む多くの犠牲者を生み出した激しい地上戦が展開された。

4) 現代 (20 世紀中盤以降)

①第二次世界大戦後～祖国復帰まで (1945～1972 年)

昭和 20 年(1945) 3 月 26 日に米軍の上陸部隊が慶良間諸島に上陸し、沖縄における地上戦が開始された。4 月 1 日、米軍が沖縄本島中部の西海岸に上陸すると、北中城地域まで破竹の勢いで進攻した。4 月 4 日から 5 日頃には、北中城地域の全域が占領地域となった。4 月 4 日には島袋に収容所が開設され、周辺地域で保護された住民が次々に収容された。

同年の戦争終結後、各収容所に収容されていた住民は順次開放され、各集落へ帰村を果たしたが、瑞慶覧^{ずけらん}など一部集落では戦後 70 年以上が経過した現在でも、元々の土地が米軍基地として接収されたままとなっている。

戦後は久場崎^{くばさき} (現中城村) から安谷屋 (現北中城村) にかけて米軍施設が設置されたことにより、旧中城村域内で南北の交通が遮断され、従来の行政区域での行政施行が困難な状況となった。そこで、沖縄民政府への申請・認可を経て、旧中城村域の北部地域が分村し、昭和 21 年(1946) 5 月より北中城村としての村



■北中城村役場が置かれた大順堂醫院

行政がスタートした。戦後最初の村役場は、村中央部の仲順^{ちゅんじゅん}集落にあった大順堂^{だいじゅんどう}醫院^{いゐん}の敷地の一部が活用された。その後、昭和 23 年(1948)に喜舎場^{きしゃば}に移転し、現在まで村役場が置かれている。なお、戦前まで役場が置かれていた中城城跡 (役場施設は戦火で焼失) では、戦後に沖縄民政府により公園指定が進められ、昭和 25 年(1950)に中城公園として開園された。

その他、教育機関に関しては、戦前まで喜舎場集落にあった喜舎場国民学校が戦火で焼失したため、昭和 20 年(1945)に安谷屋集落において安谷屋初等学校が新しく開校された。昭和 21 年(1946)には名称を喜舎場分校に改めたものの、その後の移転や改称を経て、昭和 27 年(1952)には北中城小学校へと改称し、昭和 29 年(1954)に現在の小学校がある喜舎場集落敷地へと移転した。また、北中城中学校は昭和 23 年(1948)に創設された。

戦後復興が進む一方で、引き続き沖縄に駐留していた米軍は朝鮮戦争やベトナム戦争の影響により基地を強化しており、軍人軍属の増加による住宅建設が基地外でも進むことになった。いわゆる外国人住宅と呼ばれるコンクリート造の平屋住宅であり、昭和 25 年(1950)～昭和 45 年(1970)代にかけて建設が進み、昭和 47 年(1972)の沖縄復帰後は民間にも貸し出されるようになった。村内ではキャンプ瑞慶覧が立地しており、それに伴って、安谷屋、島袋、瑞慶覧に外国人住宅地が建設された。築 50 年を経過した現在でも住宅やカフェとして、手を加えられながら利用されている。

②祖国復帰以降（1972 年～）

昭和 47 年(1972) 5 月 15 日、沖縄県の日本本土復帰に伴い、施政権が米国から日本へ返還された。中城城跡や中村家住宅、萩堂貝塚は、復帰と同時に日本国の法律により史跡、重要文化財に指定された。

復帰後は昭和 58 年(1983)に中央公民館、平成 2 年(1990)に総合福祉センター、平成 3 年(1991)に若松公園、平成 14 年(2002)にしおさい公苑、平成 20 年(2008)にあやかりの杜(村立図書館等)、平成 27 年(2015)に大型ショッピングセンター(軍用地跡地利用)などの主要な公共施設等の整備が進むとともに、北中城まつりや「わかてだを見る集い」等のイベントを通じて、民俗芸能の保存継承、中城城跡の活用等に取り組んでいる。



■あやかりの杜



■中城城跡でのイベント時に実施された伝統芸能
(協力：中城城跡共同管理協議会)

平成 6 年(1994)には、中城城跡に近接する萩道、大城集落を対象に歴史的景観の保全修景等を図るため「古城周辺歴史的景観整備事業」に着手し、官民協働で計画作成や設計を行い、両集落内の湧水（大城アガリヌカー、萩道ヒージャーガー等）や兄弟広場等の景観整備に取り組んだ。この事業を契機に両集落では、住民がそれまでの旧暦行事や伝統芸能に加え、地域づくりにも積極的に参加するようになり、平成11年(1999)には「古城周辺景観協定」（紳士協定）を結ぶとともに大城花咲爺会なども発足し、集落美化に取り組んでいる。平成16年(2004)には、世界遺産中城城跡と両集落を結ぶ道筋が「美しい日本の歩きたくなる道500選」に、平成20年(2008)には萩道・大城の10箇所の湧水が「平成の名水百選」に選定された。

また、平成 4 年(1992)には公有化事業により中城城跡の管理が北中城村と中城村に移管され、平成 6 年(1994)に両村による中城城跡の維持管理のための組織となる「中城城跡共同管理協議会」が設立された。平成 9 年(1997)には、北中城村と中城村の両村にまたがる中城城跡を含む一帯の地域97.8ha が都市公園（広域公園）に指定され、同年から一部供用開始となり、現在も整備が行われている。さらに、平成 12 年(2000)には、中城城跡が「琉球王国グスク及び関連遺産群」の構成資産の一つとして、首里城跡や勝連城跡などとともに世界遺産に登録された。大城・萩道集落の一部は、中城城跡の緩衝地帯（バッファゾーン）として設定され、資産及びその周辺の歴史的景観を保全するための区域に位置づけられている。

(2) 関わりのある人物

①喜舎場公^{きしゃばこう}（生没年不詳）

喜舎場公は、喜舎場村の創建者といわれる。『球陽』^{けんりゅう}（乾隆10年(1745)）の外巻『遺老説伝』に、「往昔、喜舎場公ナル者有り、此ノ村ヲ創建ス。因リテ喜舎場村ト名ヅク。是レ故ニ今ニ至ルマデ毎年二月、村長皆其ノ墓ヲ祭ル。墓ハ本村後岩ニ在リ」（原漢文）と記されている。喜舎場公は、仲順大主^{ちゅんじゅんウフスー}と同時代の人ともいわれているが、定かではない。喜舎場公の墓は喜舎場公園の後方、丘陵傾斜面の中腹にあり、^{あざ}字シーミーや喜舎場公例祭の際に拝する場所となっている。



■喜舎場公の墓

②義本^{ぎほんおう}王（1206年～没年不詳）

舜天王統3代目の王と伝えられる人物。在位11年（^{じゅんゆう}淳祐9年(1249)～^{かいけい}開慶元年(1259)）。^{しゅんばじゅんき}舜馬順熙が父で、舜天の孫にあたる。^{じゅんゆう}淳祐9年(1249)に即位したが、国中に飢饉や疫病がはやり、人民の半数が死んだ。英祖なる人物に国政をとらせたところ、災いがおさまった。開慶元年(1259)、英祖に



■ナスの御嶽

位を譲るために隠れ、その後の消息は不明、と『中山世譜』^{ちゅうざんせいふ}は伝える。その墓と伝えられるものが、北中城村仲順、^{くにがみそんへど}国頭村辺戸など数か所に存在している。伝承では、王位を退いた義本は各地を流転した後、仲順大主のもとに身を寄せ、同地で没した。義本は王妃御墓に葬られ、その後、義本の子孫らが舜天と舜馬順熙の遺骨を元の墓所からナスの御嶽に移葬したという。

③仲順大主^{ちゅんじゅんウフスー}（生没年不詳）13世紀初め頃

仲順が村建てされた頃の統治者である。仲順大主には、開慶元年(1259)に英祖に王位を譲り、放浪していた義本^{ぎほん}王を匿ったという伝承があることから、13世紀中葉の人物だと考えられる。仲順大主とその息子たちが登場する『仲順流り』^{ちゅんじゅんなが}は、親孝行を主題とした短



■仲順大主之墓

編劇である。その仲順大主にまつわる伝承が念仏歌となり、それがエイサーの歌となって各地に定着していき、現在では代表的な曲の一つとなっている。仲順大主の墓は仲順原にあり、^{あざ}字シーミーや仲順大主例祭の際に拝する場所となっている。

④^{ごさまる}護佐丸（生年不詳～1458年）

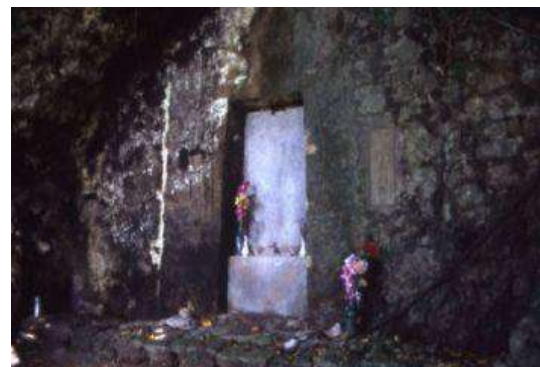
15世紀中葉の中城按司。^{えいらく}永楽14年(1416)の第一尚氏^{しょうはし}尚巴志^{ほくざん}の北山征伐に従軍し、^{なき}今帰仁城を攻落。初代の北山監守として今帰仁城に駐屯した。その後、座喜味城や中城城を築いたことにより名築城家とされた。^{てんじゅん}天順2年(1458)に勝連城主阿麻和利に謀られ、自刃して果てたといわれている。組踊『二童敵討』のモチーフになった人物。



■中城城跡

⑤^{うふくしくけんゆう}大城賢勇（生没年不詳）15世紀頃）

尚泰久王に仕えた武将。『球陽』に「其の人となりや、忠義剛直にして武勇無比、骨格人と異なり、勢狼虎の如し。是れに由りて当時の人、鬼大城と呼ぶ」とある。天順2年(1458)、勝連城主阿麻和利討伐にあたって首里王府軍の総大将となり、攻め滅ぼして大功をたてた。これにより、大城は越来・具志川^{ももとふみあがり}両間切の地頭となり、百度踏揚を妻にした。



■鬼大城の墓（出典：沖縄市 HP）

第二尚氏王統によって誅殺されたといわれ、その墓は知花^{ちばな}グスクの中腹にある。

⑥^{なかぐすくわかまつ}中城若松（生没年不詳）15世紀頃）

安谷屋の若松ともいう。組踊『執心鐘入』の登場人物のモチーフになった人物で、第二尚氏尚円王と安谷屋ノロとの間に生まれた子ともいわれる。安谷屋城主となり、のちに首里に上がり、^{うえまむら}上間村の地頭職につき、「^{しょうし}章氏」の始祖になったといわれる。現在の若松公園内に墓や屋敷の火の神跡^{ひかん}が所在する。



■中城若松の墓

⑦玉城 朝薫 (1684～1734 年)

組踊の創始者。古典女踊の創作者ともいわれる。組踊は、康熙57年(1718)に創作され、翌年の冊封使歓待の重陽の宴ではじめて上演された。『二童敵討』、『執心鐘入』、『女物狂い』、『孝行の巻』、『銘苅子』が<朝薫の五番>と称されている。



■執心鐘入（北中城まつりでの上演）

⑧ペリー (1794～1858 年)

Mathew Galbraith Perry 米国海軍軍人。19世紀頃、日米和親条約と琉米修好条約の締結者。日本開国交渉のために米国東インド艦隊をひきいて日本に遠征し、その遠征中にペリーは那覇に5度寄港滞在した。咸豊3(嘉永6)年(1853)の寄港の際には、探検隊を編成して沖縄本島内の調査を命じた。その際、同探検隊は中城城跡を訪れて調査を行い、測量図やグスクを描いた風景画を残している。



■マシュー・ペリー
(出典：The Metropolitan Museum of Art, Open Access Collection など)

⑨鳥居 龍蔵 (1870～1953 年)

明治37年(1904)に萩堂貝塚を発見した人類学者・考古学者。徳島県出身。

考古学、地質学、古生物学、言語学などを修め、東京帝国大学助教授、上智大学教授などを歴任。北は千島、カラフト、シベリア、南は東アジア地域、沖縄、台湾、中国南西部山間地帯にいたる地域を調査し、多くの研究実績を残した。明治27年(1894)に「琉球ニ於ケル石器時代ノ遺跡」という論文で八重山出土の石器を紹介しているが、実際に沖縄に調査に来たのは明治37年(1904)である。鳥居は、沖縄本島・八重山諸島の調査成果に基づいて考察し、北の沖縄諸島と南の八重山諸島とでは文化内容に違いがあることを指摘した。沖縄本島の土器に関しては、日本本土の系統であるとし(アイヌ式土器)、沖縄の先住民についても言語や体質のうえから、アイヌ的で本土と同一であるとした。



■鳥居龍蔵
(徳島県立鳥居龍蔵記念博物館所蔵)

まつむらあきら
⑩松村 瞭 (1880～1936 年)

大正8年(1919)に人類学上の調査で来島した際、鳥居龍蔵が発見した荻堂貝塚の発掘調査を行った形質人類学者。考古学にも造詣が深い。東京都出身。東京大学理学部人類学選科を修了。

荻堂貝塚の発掘調査は、沖縄において初めて考古学本来の領域において進められた調査として学史上高く評価され、その後の発展に大きな役割を果たした。当時、考古学の分野では無視されがちだった自然遺物にも目を向け、海産貝のほか陸産マイマイも多量検出されたことに注目し、後者も重要な食糧資源の一つであったと考察した。また、土器の研究は精緻で、荻堂貝塚の45種の土器文様を5種類にまとめた。

松村は荻堂貝塚の発掘調査を報告書にまとめ、その中で、沖縄の石器時代人は日本をその起源地とし、しだいに「押サレ押サレテ」沖縄に至り、独自の個性をもつようになったという卓見を表明している。



第十圖 琉球サレタル土器 其一 1/10

■松村博士の調査によって報告された土器
『琉球荻堂貝塚』(昭和58年)
1983)

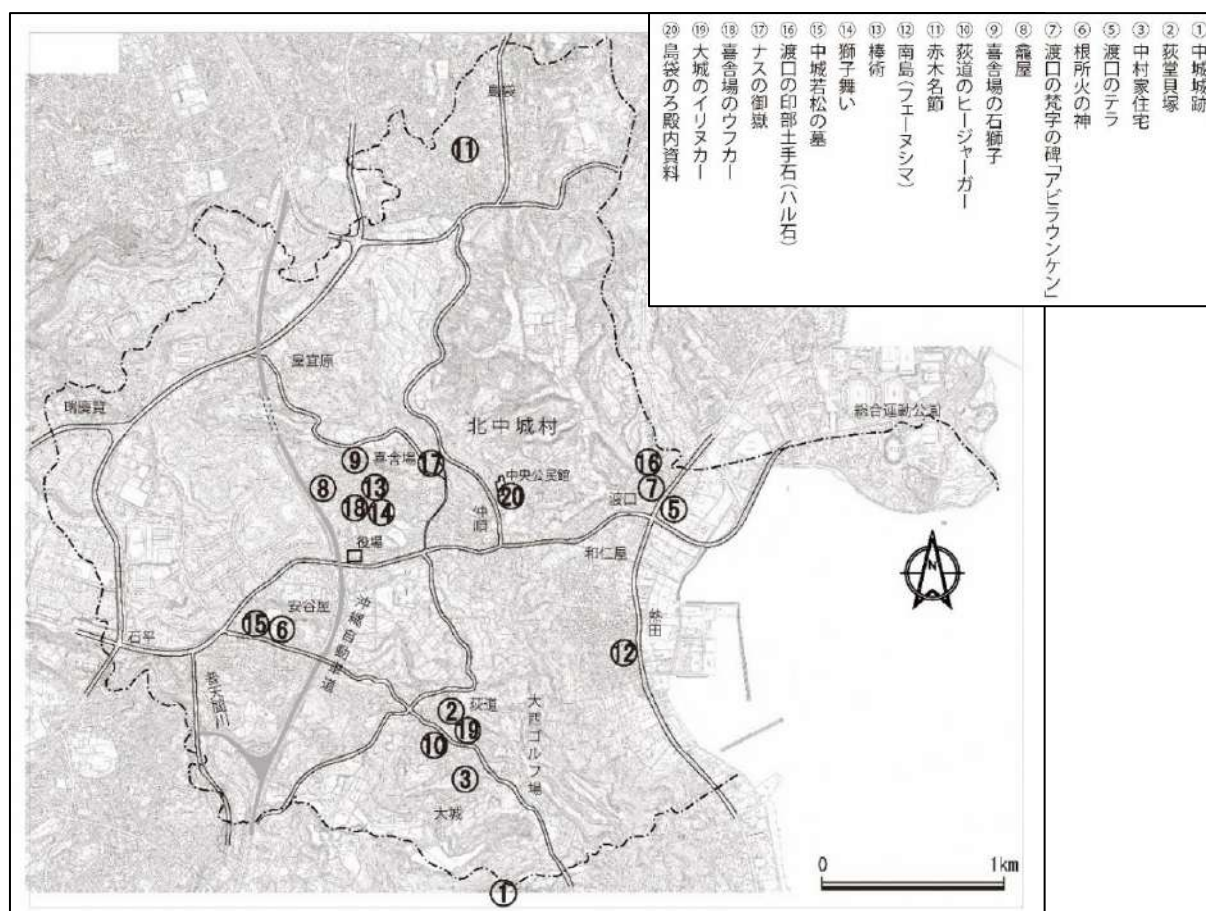
4. 文化財等の分布状況

本村には令和7年(2025)5月現在、3件の国指定文化財と2件の県指定文化財、15件の村指定文化財が現存している。また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、いわゆる国の記録選択にあげられている「沖縄の綱引き」は、本村でも複数の集落で行われており、後世に継承すべき重要な民俗文化財といえる。

■文化財種別件数表

		国指定	沖縄県指定	北中城村指定
有形文化財	建造物	1		
	工芸品		1	
	歴史資料			1
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	5
	無形の民俗文化財			4
記念物	遺跡	2		5
合計		3	2	15

■指定文化財分布図



(1) 国指定等文化財

中村家住宅（重要文化財・建造物）

中村家は、俗に大城安里と称し、地頭代(役職名)を務めたこともある豪農の家柄である。建物は約250年前に首里にあった士族の家を移築したと伝えられる。屋敷は、南面する傾斜面を切り開き、主屋、あさぎ（離れ座敷）、^{ウフヤ} 靱倉、^{もみぐら} 前の屋（畜舎）、^{メーヌヤ} フール（豚舎兼便所）を配置している。東、南、西を石垣で囲み、南側と東側は防風林として福木を植えてある。建物の木材はすべてチャーギ(イヌマキ)、イーク(モッコク)を使い、屋根は本瓦葺き、漆喰塗りで、母屋の上に魔除けの獅子がある。建築当時は、地方において瓦葺きは禁制であったので竹茅葺きであった。



萩堂貝塚（史跡）

萩道集落の北側の琉球石灰岩丘陵崖下に形成された3,000年～3,500年前の貝塚である。この貝塚は明治37年(1904)に鳥居龍蔵氏が発見し、その後大正8年(1919)に松村瞭氏によって発掘調査が行われている。調査の結果、3枚の堆積層から土器、石器、貝殻、イノシシの骨などが発見されている。土器は「萩堂式土器」と型式設定されている。昭和47年(1972)5月15日に国の史跡に指定された。



中城城跡（史跡）

中城グスクは、中城村と北中城村にまたがる標高約160mの石灰岩丘陵地に築かれた6つの郭からなる山城である。中城グスクの名が出てくる最も古い文献は、朝鮮王の命により申叔舟が著した『海東諸国記』(成化7年(1471))で、その中の「琉球国図」に「中具足城」と記されている。築城年代は不明であるが、創建は先中城按司で、後に首里王府によりこの地に移封された護佐丸が三の郭・北の郭を増築したといわれている。本グスクは城壁の石積みに特色があり、一の郭・二の郭・西の郭・南の郭には野面積みと布積み、三の郭・北の郭にはあいかた積みが用いられている。この石積み技

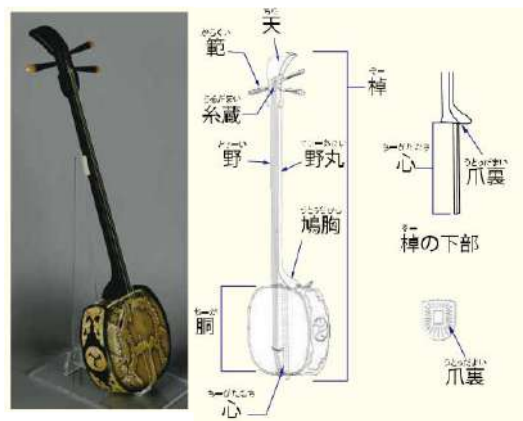


法の違いは、築城の時期差によるものと考えられている。堅牢な城壁や美しいアーチ門などからグスク築城史上屈指の名城といわれ、県内のグスクのなかでも往時の姿を最もよく残している。平成12年(2000)12月、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の九つある構成資産の一つとして世界遺産に登録された。

(2) 県指定文化財

三線与那型(有形文化財・工芸品)

与那型は与那城型の通称で、三線の七つの型の一つである。名工・与那城が創作したことからこの名称がつけられている。この三線の特徴は、野が糸蔵の端まで一直線で、天は糸蔵の先から曲がり、範の穴は表面より裏面に近い位置に開けられているところにある。同じ時期に創案された真壁型と比べ、棹はより太く、糸蔵が長く、鳩胸が大きい。心には「衡向榮」と朱書きされている。



■資料：個人所蔵/画像提供：
沖縄県立博物館・美術館

渡口のテラ※1(有形民俗文化財)

渡口交差点の北東側、約130mの平坦地にある南向きの石造建築物。テラの構造は、桁・梁とも約3.4m、高さ1.35mの方形造りで、石灰岩の屋根の頂上には宝珠がある。壁は大方切石の布積みで、側面と背面に部分的に野面積みが認められる。前面入口部分の天井は、一枚の琉球石灰岩で、他の天井材は第三紀砂岩である。中には高さ50～80cm程度の砂岩(ニービヌフニ)が四個あり、他に小石がいくつかある。これらの石は、ビジュール、ボージャーブトゥチ(赤子の仏)、クワンマガハンジュウヌカミ(子孫繁栄の神)などと呼ばれている。一般に子宝に恵まれない婦人が、子を授かるように祈っている。『琉球国由来記』(康熙52年(1713))に「往昔、渡口村高時ト申者、霊石ヲ権現ト崇、宮建立仕タル由、伝アリ」とあり、権現信仰の受け入れと変遷を知るうえで貴重な拝所である。



地元では「和仁屋間のテラ」の呼称が一般的であるが、渡口地区に所在するため、「渡口のテラ」として昭和56年(1981)2月9日に県の有形民俗文化財に指定された。

※1 テラ：一般的に、神の鎮座する場所を指す用語

(3) 村指定文化財

■北中城村指定文化財一覧

種別	名称	所在	所有者 保持・保存団体等	指定年月日
有形文化財 (歴史資料)	島袋のろ殿内資料	字仲順435 (北中城村中央公民館内)	北中城村教育委員会	令和2年4月15日
有形民俗 文化財	喜舎場の石獅子	字喜舎場上原192	喜舎場区	平成7年6月16日
	渡口の梵字の碑 (アビラウンケン)	字渡口渡口原7	渡口区	平成9年10月1日
	根所火の神	字安谷屋126	安谷屋区	平成14年12月12日
	龕屋	字喜舎場西原763	喜舎場区	平成7年6月16日
	荻道のヒージャーガー	字荻道26番地	荻道区	平成22年3月16日
無形民俗 文化財	南島 (フェーヌシマ)	字熱田68-1 (熱田公民館内)	熱田南島保存会	昭和55年2月9日
	棒術	字喜舎場75 (喜舎場公民館内)	字喜舎場民俗芸能保存会	昭和57年3月18日
	獅子舞	字喜舎場75 (喜舎場公民館内)	字喜舎場民俗芸能保存会	昭和57年3月18日
	赤木名節	字島袋102 (島袋公民館内)	字島袋民俗芸能保存会	平成14年12月12日
史跡	中城若松の墓	字安谷屋西後原1447	個人	昭和57年3月18日
	ナスの御嶽	字仲順西原169	仲順区	平成7年6月16日
	渡口の印部土手石 (原石)	字渡口渡口原7	渡口区	平成9年10月1日
	喜舎場のウフカー	字喜舎場81	喜舎場区	平成16年8月5日
	大城のイリヌカー	字大城141-1	大城区	平成16年8月5日

島袋のろ殿内資料 (有形文化財・歴史資料)

島袋のろ^{しまぶく}のヌンドウンチに保管されていた、ノロの祭祀活動等にかかわる資料群。勾玉^{まがたま}や丸櫃^{まるびつ}、ノロの辞令書を含む古文書、衣裳など約60件が確認されている。令和2年(2020)4月15日に村の有形文化財に指定された。

渡口の梵字の碑 (アビラウンケン) (有形民俗文化財)

渡口の殿のある丘陵の東崖下に東向きに建っている。古代インドの文語を梵語(サンスクリット)といい、その梵語を記する文字が梵字である。碑は、高さ104cm、幅55cm、厚さ13cmの細粒砂岩(方言名: ニービヌフニ)を利用している。アビラウンケン^{あひらうんけん}は、胎蔵界大日如来の真言^{しんごん}の意で、宇宙の生成要素の地、



水、火、風、空(空間)を表し、梵字五文字に一切の万象^{いっさい ばんしやう}を網羅(のこらず取り入^{もうら})

れること)するとされる。「胎蔵界」は、真理の面をいい、胎児が母の胎内にいるように真理が内在していることを示し、「大日如来」は、密教の根本仏をいい、大日は太陽の別名である。『北中城村史』(昭和45年(1970))によると、渡口の拝所の北側にある家々に火災などが続出したため、ユタに占ったところ、拝所の下に地位の高い先人の遺骨があり、それを掘り出して^{まつ}祀れ、とお告げがあったので拝所の下を掘ってみると、人骨や石器類とともにこの梵字碑が出土したとある。この碑は、現在地に移される前は、渡口36番地1の屋敷の塀に北西を向いて建っていた。平成9年(2027)10月1日に村の有形民俗文化財に指定された。

その他にも、本村には全部で11基の梵字碑があり、梵字碑の数が県内で最も多い市町村となっている。

ニードウクルヒヌカン 根 所 火の神 (有形民俗文化財)

安谷屋の集落は、かつて安谷屋グスクの西側一帯の安里原にあったといわれる。根所火の神(ニードウクルヒヌカン)は、この一帯に集落発祥にかかわる家があったことを歴史的に示す拝所で、字のほとんどの祭祀で^{ほこら}拝まれる。祠は琉球石灰岩を組み合わせで造られ、大きさは、幅が約180cm、高さ約150cm、奥行き約140cmである。祠の中には三個の石が安置されている。平成14年(2002)12月12日に村の有形民俗文化財に指定された。



荻道のヒージャーガー (有形民俗文化財)

荻道集落の中心部、県道146号線沿いにある。大正13年(1924)の改修のとき、横穴を掘ってから水がよく出るようになり、飲料水やンブガー(産井戸)としても利用するようになったという。井戸の石積みや^{とい}樋、石敷き、周囲の土留め石積みがよく残っている。



フェーヌシマ
南 島（無形民俗文化財）

この踊りは、従来の踊りとは趣を異にし、先端に金環をつけた棒を打ち合わせたり、寄声を発したりするなど、激しい動きが特徴である。さらに、大きく飛び跳ねて野性味を表現する振付もみられる。

踊りは手踊りと棒踊りの二種類があり、最初に八人が歌と三味線に合わせて手踊りを演じ、その後、四人一組に分かれて棒踊りを披露する。手踊りの際は頭にずきん頭巾をかぶり、棒踊りの際は麻であしらったカツラを被る。

三線でうたわれる歌は、“タウチュンナータイ タウチュンナータイヨ チョウオーヨー ティメウターン イエチヨウハアタイ フーテーヨーフィヨ フィタイフィタイ チンサーン チントーンヨーオーサイ チューサイヨー スイナー”（歌意不明）。

この フェーヌシマ南 島がいつ頃熱田に伝わったかは不明である。熱田では美里間切知花から伝わり、つげんじま津堅島の棒の型を取り入れて独特な踊りに作りあげたと伝えられている。昭和55年(1980)2月9日、村の無形民俗文化財に指定された。



獅子舞（無形民俗文化財）

獅子は百獣の王として どうど尊 ばれ、獅子舞はあらゆる災厄が払われるものとして信じられている。喜舎場では旧盆のウークイの日に悪霊を払い、五穀のほう豊 穰、集落の発展を祈願して演じられる。獅子舞は、はじめに一人の男(ワクヤー)がまりを両端に結びつけたひもを首にかけて、まりを振りながら獅子を誘い出して始まる。獅子の胴体には二人の男が入り、三線、太鼓、ドラに合わせて獅子舞を演じる。昭和57年(1982)3月12日に村の無形民俗文化財に指定された。



中城若松の墓（史跡）

中城若松は、安谷屋の若松ともいい、たまぐすくちょうくん玉 城 朝 薫作の組踊『しゅうしんかねいり執 心 鐘 入』(康熙58年(1719))の登場人物のモチーフとなった人物といわれる。また、中城若松は尚円王(かなまる金丸)と安谷屋ノロとの間に生まれた子供ともいわれ、安谷屋城主になり、のち首里に上り、うえま上 間村(現在的那覇市上間)の地頭職に就き、「章氏」の始祖となったといわれる。死後、遺言により故郷の安谷



屋に葬られたと伝えられる。墓は、安谷屋集落の後方丘陵の通称ユナハンの山頂にあり、岩の前に切石を積んで囲んだ墓庭がある。昭和57年(1982)3月18日に村の史跡に指定された。

ナスの御嶽（史跡）

仲順^{ちゅんじゅん}の集落のはずれから屋宜原^{ウタキ}へ向かう道路沿い、水道タンクの南側の杜^{もり}がナスの御嶽である。『琉球国由来記』^{こうき}(康熙52年(1713)成立)によると、ここに祀^{まつ}られている神は「ナスツカサ御イベ」で、安谷屋ノロが祭祀を掌^{つかさど}っていた。御嶽の中にある琉球石灰岩の大岩が御嶽の本体（イベ）だと考えられている。

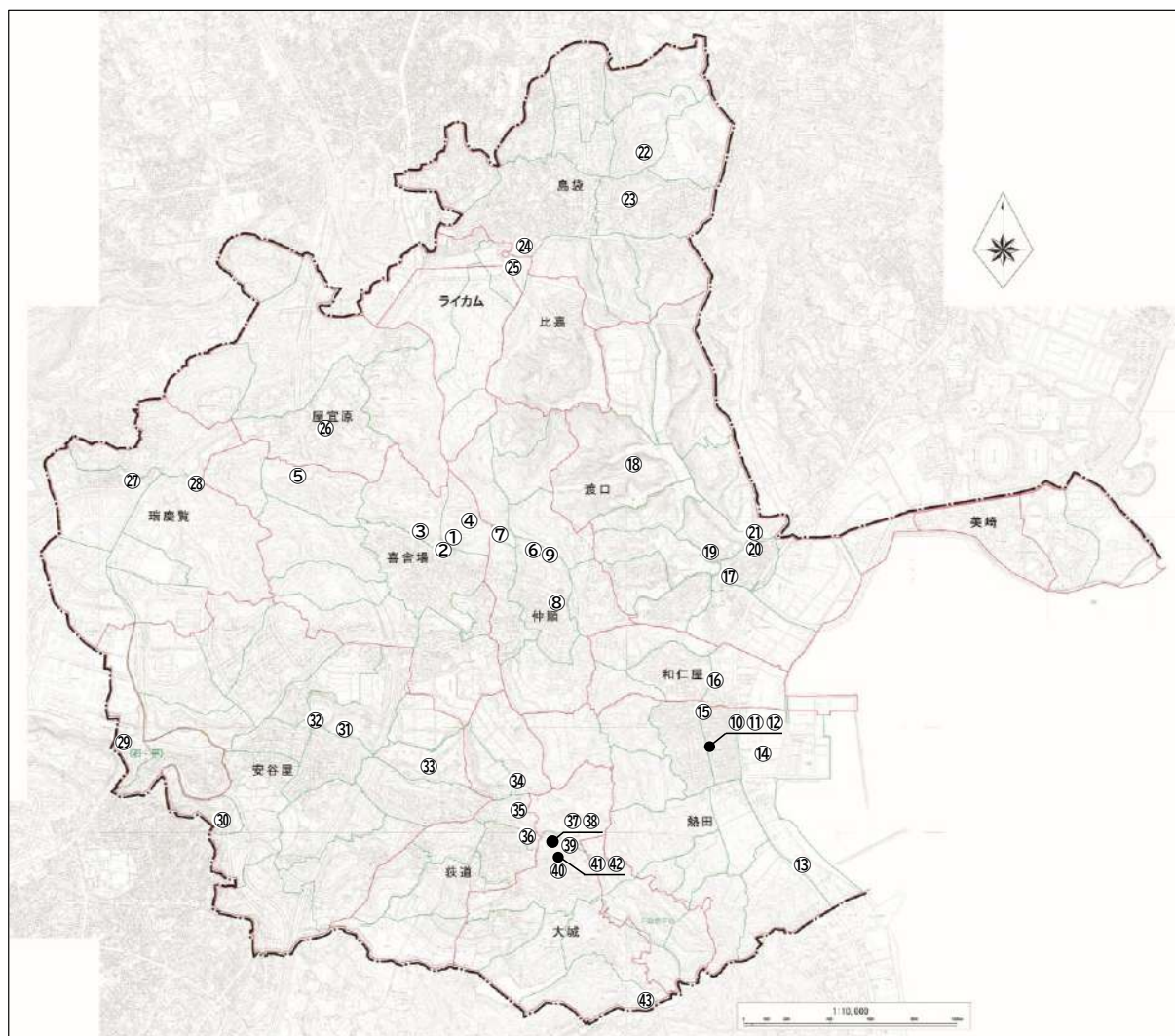


この岩の上には、舜天^{しゅんてん}・舜馬順熙^{しゅんばじゅんき}・義本^{ぎほん}の三王を葬ったとされる墓がある。仲順の集落はかつてこの御嶽一帯にあり、御嶽を「腰当て^{クシヤテ}※2」として南側に発展していったといわれる。平成7年(1995)6月16日に村の史跡に指定された。

※2 腰当て（クシヤテ、クサテ）：丘陵を背後に南側に広がる集落側の視点からみた丘陵の呼称

(4) 未指定文化財分布図

■村内の主な未指定文化財一覧



- | | | | |
|---------------|-----------------|---------------|-------------|
| ①喜舎場公の墓 | ②喜舎場の石獅子 | ③イラブーガー | ④王妃御墓 |
| ⑤ヒニグスク | ⑥仲順大主之墓 | ⑦仲順ビジュル | ⑧ウフカー(ンブガー) |
| ⑨仲順原貝塚 | ⑩島根殿 | ⑪アガリユーヌウトゥーシ | ⑫ンブガー |
| ⑬熱田マーシリー | ⑭熱田シー | ⑮和仁屋御嶽(カンシャギ) | ⑯ンブガー |
| ⑰米須嶽 | ⑱宮城御嶽 | ⑲和仁屋御願 | ⑳渡口洞穴遺跡 |
| ㉑ンブガー | ㉒九年堂の御嶽 | ㉓マーカーの御嶽 | ㉔島袋殿火の神 |
| ㉕ヒジャヌトゥン | ㉖屋宜原の印部土手石(ハル石) | ㉗ウカミヤー | ㉘ソージガー |
| ㉙石平ヒージャー | ㉚イチマシビラの石畳道 | ㉛安谷屋グスク | |
| ㉜中城若松の屋敷跡の火の神 | ㉝タカヒージャー | ㉞タチガー | ㉟萩道遺跡 |
| ㊱御神屋 | ㊲大城グスク | ㊳大城御嶽 | ㊴ミーグスク火の神 |
| ㊵ヌンドウルチ跡 | ㊶喜友名根所 | ㊷久知屋根所 | ㊸伊寿留按司墓 |

喜舎場集落の北側丘陵の頂上付近にある。琉球石灰岩の岩陰を塞いで造られた墓である。この墓は、^{しゅんてん}舜天王統三代目、^{ぎほん}義本^{たいわ}王（泰和6年(1206)～？）の妃の墓所と伝えられる。義本^{えいそ}王は、天災異変が相次いだことを理由に王位を英祖^{いんとん}に譲って隠遁したとされ、^{くにがみ}国頭村^{へど}辺土で没したとも、仲順で没したともいわれる。ここから、約150m 東側にあるナスの御嶽^{ウタキ}に墓がある。しかし、この墓に葬られているという伝承もある。『北中城村史』（昭和45年(1970)）には、義本^{えいそ}王の直系の子孫である花崎家の口伝として墓内には天次王（義本^{えいそ}王）、^ま真鍋^{なんだる}樽^あ按司^{にし}、西之^あ按司^が加那志^な、桜尚の厨子^{ずし}が安置されているといわれている。



シマニドゥン
島根 殿

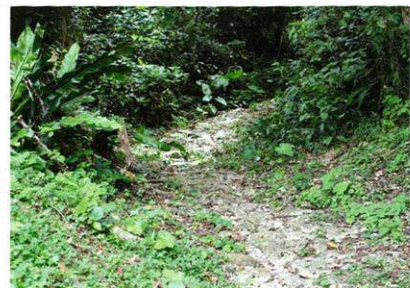
熱田公民館の敷地内にあり、集落のほぼ中央に位置する。一般にオミヤまたはシマニドゥンと称される。祈願の対象は、海水に浸食された大きな岩である。昭和15年(1940)の紀元2600年記念祭に本殿を石造りの拝所から現在の鉄筋コンクリート建てのお宮に建て直された。拝殿は入母屋造りの木造本瓦葺きで、軸部は戦前のものである。さる大戦前は、^{カミンチュ}神人^{いりもや}がウマチー（旧2月15日、旧5月15日、旧6月15日）に御花、線香、神酒^{みき}を供えて集落中の人々の健康とムジューイ（諸作物）の豊年祈願をした。現在は、字の役目^{やくみ}（役員）が各ウマチーに拝む。



イチマシビラの石畳道

安谷屋から普天間川を渡って宜野湾市野嵩にむかう旧道で、現在でも70m ほど石畳道が残っている。
名称は原名の^{ハルナー}池舩^{イチマシバル}原に由来する。

この石畳道がいつ造られたかは不明であるが、普天間川に架かっていた安谷屋橋の改修が^{かんぼう}咸豊元年(1851)に行われていることから、それ以前からあったと考えられる。



安谷屋グスク

若松公園の東側にある杜^{もり}が安谷屋グスクである。グスクは南北約 80m、東西約 110mの大きさがある。北西側には石段の階段があり、ここがグスクへの入口だと考えられる。この階段を上って東側の広場が^{トゥン}殿^{イーヌウタキ}で、さらに東側へ進むと上の御嶽がある。その東側の岩も拝所になっており、グスク全体が聖地となっている。南側の崖下からグスク時代の土器、輸入磁器、陶器等が採集されている。



大城グスク

荻道・大城の両集落の後方にある琉球石灰岩丘陵^{イーヌムイ}（上の杜）の中央部に位置する。標高は、150m～165mで、最高部は村内で一番高い場所である。グスク内には大城御嶽があり、また、古墓も点在し、そのなかには鬼大城^{ウニウフグシク}（大城賢勇^{おおぐすくけんゆう}）の祖先の墓と称する墓もある。戦前まで石積みが残っていたが、戦時中に石を取り壊したという話もある。現在、石積みは北側の一部に僅かに残っている。『北中城村史』（昭和45年(1970)）によると、このグスクは英祖王の第三子中城王子の居城であったという。



(5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

アーサ（ヒトエグサ）

村内でのアーサ養殖は昭和60年(1985)に始まり、熱田・渡口地区の良好な干潟で盛んに行われている。シーズンは1月から3月中旬頃となっており、平成18年(2006)3月には「沖縄ふるさと百選」の生産部門に認定されるとともに、平成19年(2007)には養殖拠点産地として沖縄県からの認定を受けている。現在では、スープや佃煮をはじめとする加工品も盛んに生産されている。



パッションフルーツ

北中城村のパッションフルーツは爽やかな香りと高い糖度、ほどよい酸味があり、収穫は2月上旬、6月上旬、9月上旬となっている。



ちんすこう

小麦粉、砂糖、ラードを主原料とする沖縄の伝統的な菓子。村内には老舗の製菓店があり、バラエティ豊かなちんすこう商品を作り続けている。



学校給食として登場する『マンビカー（シーラー）の姿揚げ』

北中城村の給食は沖縄でナンバーワンとの呼び声高く、メニューも豊富で、県内で行われる学校給食献立調理発表会においては、出場3度中、最優秀賞を2度受賞している。

特に子供たちに喜ばれる自慢の献立が、マンビカーを一匹まるごと使った姿揚げである。平成10年(1998)から毎年5月に提供され、令和5年(2023)で25年目となり、1メートル以上の大きなマンビカーが学級に一匹ずつ、給食の献立として登場する。



(6) 世界遺産、日本遺産等

琉球王国のグスク及び関連遺産群

沖縄本島南部を中心に点在する琉球王朝の繁栄を象徴した九つの史跡群の一つとして、平成12年(2000)12月に中城城跡は世界遺産に登録された。

琉球王朝は、14世紀頃まで三王国に分立していた琉球列島を統一して15世紀前半に成立した琉球王国の統治時代を指し、琉球王が居所とした首里城や王の統治機関であり、拝所としての役割も持つグスク(中城城・今帰仁城・座喜味城・勝連城)、

宗教的聖地であった御嶽などが世界遺産を形成している。これら遺跡群は、当時の琉球が日本や近隣諸国から政治・文化・外交の面で受けた様々な影響を象徴しており、琉球独自の王国文化をうかがい知ることのできる貴重な文化遺産として登録された。



(『沖縄県 HP』より)

■琉球王国のグスク及び関連遺産群

1. 今帰仁城跡			
沖縄本島の北部を治めていた北山の王が住んでいた城。約1,500メートルにもおよぶ城壁は、自然の地形にあわせてつくられ、美しい曲線となっている。	資産面積	7.9ha	
	緩衝地帯面積	25.3ha	
	合計	33.2ha	
2. 座喜味城跡			
護佐丸が北山を監視するために15世紀前半に築城された。切り出した石で組んだアーチ型の石門は、沖縄本島に現存するもっとも古い石門と考えられている。	資産面積	4.4ha	
	緩衝地帯面積	78.9ha	
	合計	83.3ha	
3. 勝連城跡			
12～13世紀に築城され、沖縄本島中部の東海岸一帯を一望できる場所に立地。当時、有力な按司であった阿麻和利が住んでおり、王位をとるために首里城を攻めたが、敗れて滅びた。	資産面積	13.2ha	
	緩衝地帯面積	44.2ha	
	合計	57.4ha	

4. 中城城跡			
勝連城主の阿麻和利をけん制するために、座喜味城主の護佐丸が、15世紀の前半頃に国王の命令で築城。	資産面積	12.3ha	
	緩衝地帯面積	178.1ha	
	合計	190.4ha	
5. 斎場御嶽 ^{せいふあうたき}			
沖縄随一の聖地として知られており、琉球国の宗教的儀礼や自然信仰の場所とされている。国王も何度も訪れたほか、王妃などが国の神事をおこなう ^{きこえ おおきみ} 聞得大君の職に就く際に儀式を行う場所。	資産面積	4.5ha	
	緩衝地帯面積	12.1ha	
	合計	16.6ha	
6. 玉陵 ^{たまうどうん}			
琉球王国の王族の墓で、 ^{こうじ} 弘治14年(1501)ごろ建造された。墓は、中室・東室・西室に分かれており、石造りで独特のデザインとなっている。平成30年(2018)、建造物として国宝に指定された。	資産面積	1.1ha	
	緩衝地帯面積	136.9ha※	
	合計	138.0ha	
7. 首里城跡			
^{せんとく} 宣徳4年(1429)に ^{ほくざん} 北山・ ^{ちゅうざん} 中山・ ^{なんざん} 南山と呼ばれていた三つの小さな国が統一されて琉球王国となり、その国王が住んでいた城。政治や文化の中心地となっていた。平成31年(2019)3月には、太平洋戦争で焼失した正殿や破壊された城郭等を含むすべての復元整備工事が完了したが、その年の10月31日の火災により正殿や北殿など八つの建物が焼失した。現在、再建に向けて工事が進められている。	資産面積	7.3ha	
	緩衝地帯面積	136.9ha※	
	合計	144.2ha	

そのひゃんうたぎせきもん 8. 園比屋武御嶽石門			
せいとく 正徳14 年(1519)につくられた琉球固有の宗教建築物であり、門は扉を除いてすべて石造りとなっている。後方にある森は、聖なる地とされており、国王が出かけるときに旅の安全を祈願した。	資産面積	0.008ha	
	緩衝地帯面積	136.9ha※	
	合計	136.908ha	
9. 識名園			
かけい 嘉慶4 年(1799)に王族の別邸として建造された。保養地としてだけでなく、中国の王からの使いをもてなす場としても使用されていた。現在、沖縄県内で唯一の特別名勝でもある。	資産面積	4.2ha	
	緩衝地帯面積	84.2ha	
	合計	88.4ha	

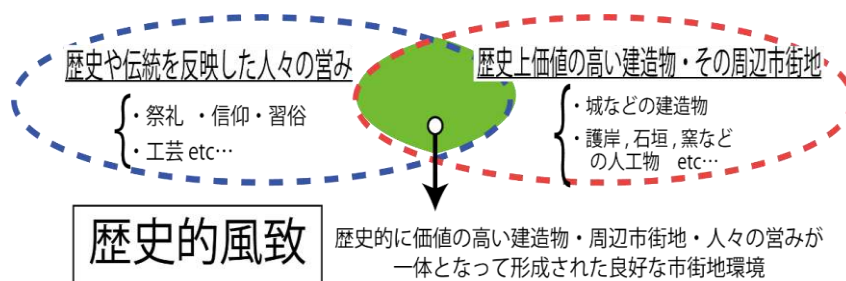
※玉陵、首里城跡、園比屋武御嶽石門の緩衝地帯面積は、3資産の合計面積

第2章 北中城村の維持向上すべき歴史的風致について

1. 北中城村の歴史的風致の概要・分布状況

本計画の主たる目的は、地域の健全な発展と文化の向上に寄与するため、「歴史的風致」の維持・向上を図ることにある。「歴史的風致」とは、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」第一条において、次のように定義されている。

歴史まちづくり法：（第一条）地域におけるその**固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動**とその**活動が行われる歴史上価値の高い建造物**及びその**周辺の市街地**とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



北中城村では、主に村南部において中城城跡をはじめとする複数のグスク※1が分布しており、グスクが関わる祭礼や、グスクを背景とした地域固有の活動が執り行われている。

また、本村には地域ごとの祭祀や民俗芸能が多く伝えられており、それらの活動には、それぞれ価値ある歴史的建造物との関連性がある。

これらの状況を踏まえ、本村の歴史的風致を次の三点に整理する。

1 古城周辺にみる歴史的風致

- ①グスクと祭祀活動にみる歴史的風致
- ②大城集落の修景・緑化推進活動にみる歴史的風致
- ③古城周辺の周遊にみる歴史的風致

2 地域の祭祀にみる歴史的風致

- ①祖先祭祀にみる歴史的風致
- ②ウマチーにみる歴史的風致
- ③綱引きにみる歴史的風致
- ④カシチー・ウハチにみる歴史的風致
- ⑤ハタスガシーにみる歴史的風致

3 地域の民俗芸能の継承にみる歴史的風致

※1 グスク：琉球列島に分布する遺跡で、総数は340箇所を超える。グスク時代には城塞として発達し、役割を終えたグスクが村落の聖域として存続する場合もある。

■北中城村歴史的風致の体系図

<風致1>

		建物とまちなみ	営み
風致 古城周辺にみる歴史的	①グスクと祭祀活動にみる歴史的風致	<u>祭祀活動が行われる建造物</u> ●中城城跡 ●安谷屋グスク ●根所火の神 ●グスクの七殿 ●中城若松の墓	●中城城跡と六月ウマチー ●安谷屋グスクとウマチー ●安谷屋グスクとカシチー
	②大城集落の修景・緑化推進活動にみる歴史的風致	<u>花咲爺会の修景・緑化活動とかかわる建造物</u> ●中城城跡 ●大城グスク ●中村家住宅	●花咲爺会の緑化推進活動
	③古城周辺の周遊にみる歴史的風致	<u>安谷屋集落周辺の周遊活動が行われる周辺の建造物</u> ●安谷屋グスク	●安谷屋集落周辺の「あるけあるけ大会」の活動

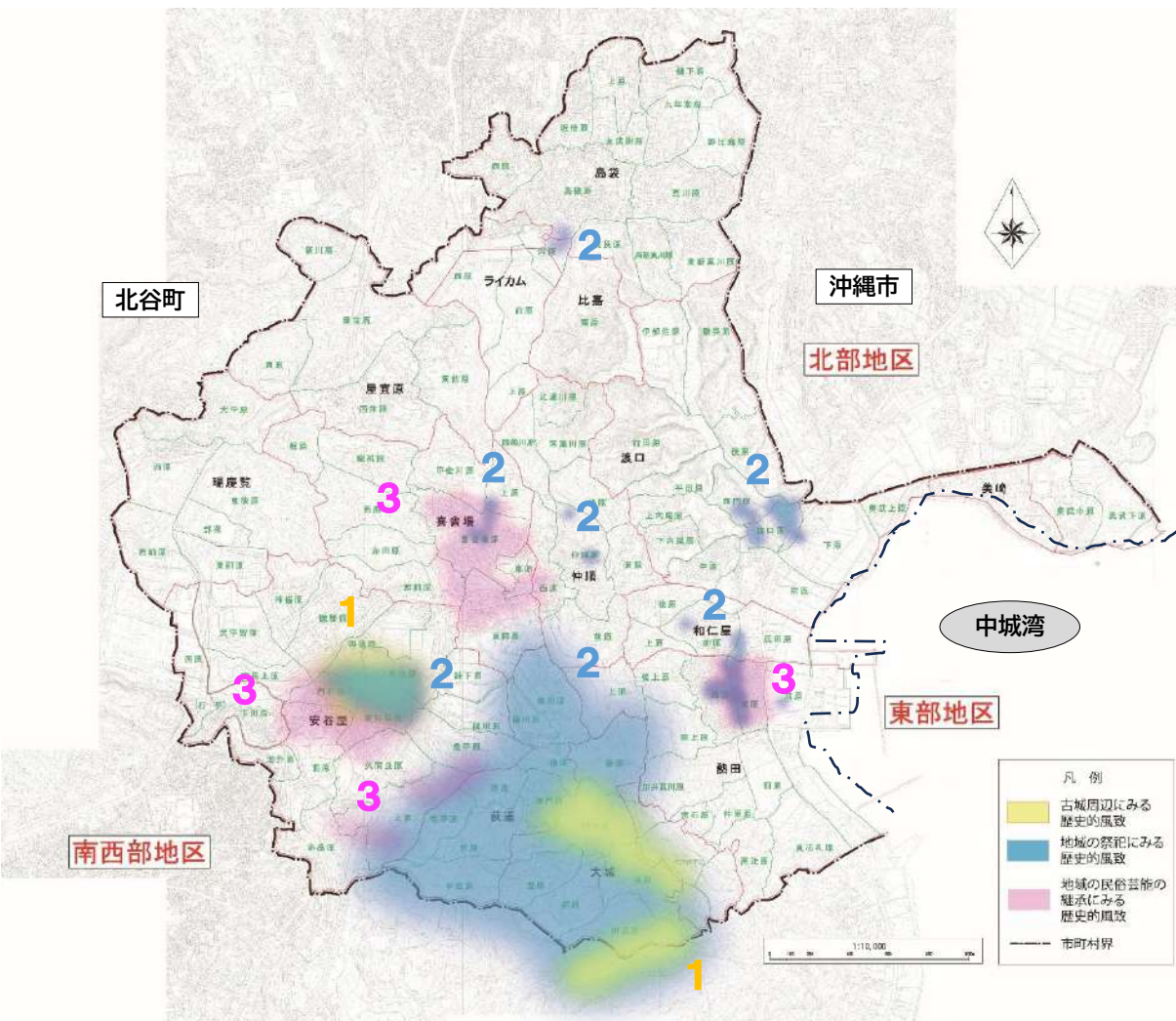
<風致2>

		建物とまちなみ	営み
地域の祭祀にみる歴史的風致	①祖先祭祀にみる歴史的風致	<u>祖先祭祀とかかわる建造物(喜舎場・仲順)</u> ●喜舎場公の墓●仲順大主之墓 ●お宮	●喜舎場公例祭 ●仲順大主例祭 ●字シーミー
	②ウマチーにみる歴史的風致	<u>ウマチーとかかわる建造物</u> 【渡口】●渡口の殿●和仁屋間のテラ ●渡口洞穴遺跡 【仲順】●お宮 【比嘉】●ヒジャストウン●カニマン御嶽 【熱田】●島根殿 【和仁屋】●イーヌウタキ 【安谷屋】●根所火の神●グスクの七殿	●ウマチー
	③綱引きにみる歴史的風致	<u>綱引きとかかわる建造物</u> 【熱田】●島根殿 【荻道】●荻道のヒージャーガー 【安谷屋】●安谷屋グスク●根所火の神 ●グスクの七殿●中城若松の墓	●綱引きの活動
	④カシチー・ウハチにみる歴史的風致	<u>カシチー・ウハチとかかわる建造物</u> 【熱田】●島根殿●和仁屋間のテラ 【安谷屋】●安谷屋グスク●根所火の神 ●グスクの七殿●中城若松の墓	●カシチー・ウハチ
	⑤ハタスガシーにみる歴史的風致	<u>ハタスガシーとかかわる建造物</u> ●喜友名根所 ●久知屋根所 ●荻道のヒージャーガー	●ハタスガシー

<風致3>

地域の民俗芸能の 継承にみる歴史的風致		建物とまちなみ	営み
	エイサーにみる歴史的風致	<u>エイサーの巡行とかかわる建造物</u> 【安谷屋】●根所火の神●安谷屋グスク 【熱田】●島根殿 【喜舎場】●喜舎場公の墓	●安谷屋のエイサー ●熱田のエイサー ●喜舎場のエイサー

■北中城村歴史的風致の分布状況



2. 歴史的風致の内容

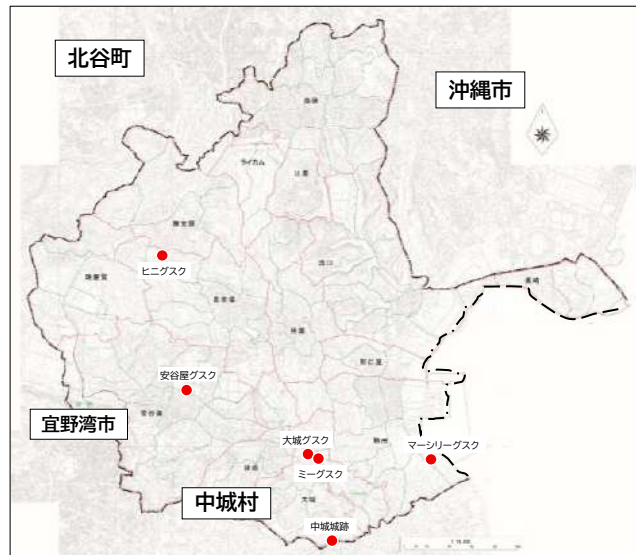
(1) 古城周辺にみる歴史的風致

はじめに

北中城村内には六つのグスクが分布しており、そのうち村南部の大^{おお}城・荻道・安谷屋地区には、四つのグスクが所在している。中城村と接する大城地区には中^{なか}城城跡、大城・荻道地区の北側の丘陵に大城グスク、大城グスクと隣り合う丘陵にミーグスク、さらに安谷屋地区北側の丘陵には安谷屋グスクがある。

それぞれのグスクでは、地域の人々に祭祀で拝される御^う嶽や井^{せい}泉が聖域として残されており、儀礼的な地域活動が現代まで継承されている。また、グスクそのものが地域の重要な歴史文化資源として親しまれ、グスクを背後に形成される伝統的な集落景観の中で、地域住民が多様な生活文化を営んでいる。

■グスクの配置図



●琉球列島における「グスク」の成立過程

琉球列島においては、考古学的資料の出土状況から、概^{おおむ}ね11世紀頃には狩猟・採取社会から農耕社会への移行がなされていったと考えられている。その後の鉄製農具の出現や農耕の技術的進歩に伴って生産力が向上すると、農耕活動を基盤としていた原始の共同体が“集落”となり、その過程において集団を統率する首長的立場として「按司^{あじ}※2」が台頭するようになったとされる。

本格的な農耕生産の開始以降、琉球列島各地にグスクと呼ばれる遺跡が出現するようになる。グスクの多くが丘陵地に築かれており、石^{せき}塁や土^ど塁で囲まれた形状から城^{じょう}塞^{さい}としての役割を持つという説や、生活の痕跡を示す出土品が多いことから防御集落とする説、近世村落の拝所（御嶽）となっていることが多い点から聖域とする説などがある。

県内には離島も含め300余りのグスク及び関連資産が現存しているが、それらの中には廃城後も、村落の聖域として現在も周辺地域の人々と生活に根強い関わりをもつものが多く残されている。

※2 按司：城を構えて地方を支配・統率していた政治的支配者を指す身分

●グスクと伝統的な集落形態

沖縄の伝統的な集落の特徴として、丘陵地を背にしてその南側斜面地や麓周辺に農地や住宅が配置される構造が多くみられる。この丘陵地を方言で「クサテ・クシャティ（腰当）」と呼び、集落や農地を守るようにクサテの森が広がっている。この森は台風や北風から集落を保護する役割を担うとともに、その内部の集落を見守る位置に拝所が設置されている。

グスクも同様に丘陵上に築かれることが多くあり、その下方に集落が形成されることから、伝統的な集落景観においては、クサテの森の中に位置するグスクが集落を背後から見守るように鎮座している構造が見て取れる。



■北中城村南部と中城城跡（南から）

①グスクと祭祀活動にみる歴史的風致

a) グスクと祭祀活動の関わりについて

村南部に分布する中城城跡・大城グスク・安谷屋グスクは、古くから集落の人々にとって聖域として位置付けられてきた。これらのグスク内部には御嶽や拝所が点在し、それらを拝する祭祀が現在に至るまで受け継がれている。

祭祀の多くは、時代とともにその執り行い方や担い手に変化がみられるものの、地域住民が主体となって活動が継承されてきた。これらのグスクを核とする祭祀活動について、以下に示す。

b) 建造物等

<歴史的風致を形成する建造物>

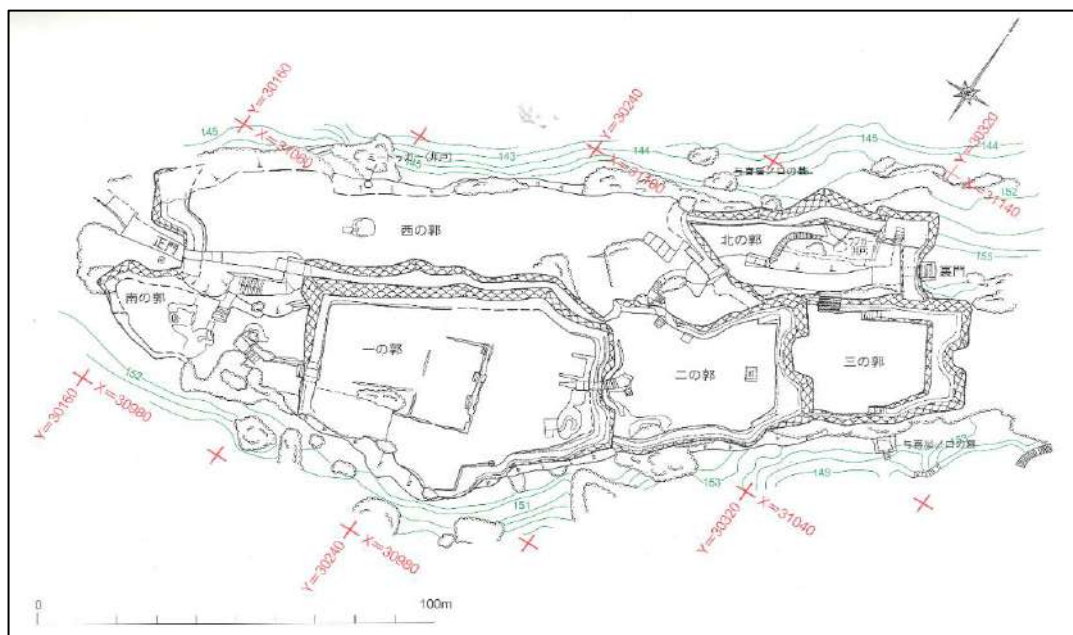
●中城城跡

中城城跡は、北中城村南部の大城地区及び中城村北部の泊地区をまたぎ、標高 160m 程の石灰岩丘陵上に立地する山城である。兵馬の訓練をしたといわれ正門に続く「西の郭」、聖域の性格が強くみられる「南の郭」、敷地中央部の最高所、主殿が建っていたと考えられる「一の郭」とそこから続く「二の郭」、護佐丸が増築したとされる「三の郭」、岩陰に自然湧水の井戸を設え裏門と繋がる「北の郭」の六つの郭で構成されている。



■中城城跡 遠景

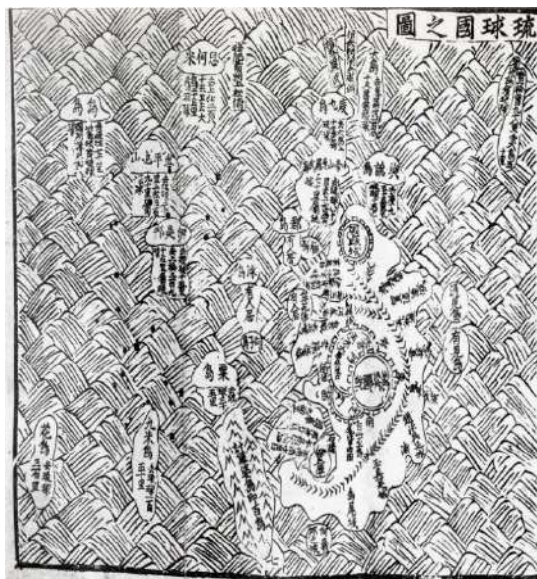
■中城城跡平面図（『中城村の文化財 第4集 中城城跡』より転載（中城村教育委員会））



正確な築城年は不詳だが、中城村教育委員会が実施した遺構調査による出土遺物や放射性炭素年代測定により、14世紀後半頃に築かれたものと考えられている。

また、成化^{せい か}7年(1471)に李氏朝鮮王^{り しん}の命を受けた当時の領議政^{りょうぎせい}※3・申叔舟^{しんしゆく}が日本本国・九州・壱岐対馬・琉球国の地勢・国情等について編纂した漢文書『海東諸国記』の中に収録されている『琉球国之図』において、中城城を指しているものと推察される「中具足城」の記述がみられる。

築城に至るまでの詳細な経緯や歴史は不明な点が多いが、伝承では14世紀頃にこの地域を治めていた人物・先中城按司^{さちなかくすくあじ}が数世代に渡ってグスクの大部分を築き、先述の通り15世紀中期に移封された護佐丸^{ごさまる}によって増築が行われたとされている。この点について、城壁の石積手法が一の郭・二の郭は野面積みと布積み、三の郭・北の郭は相方積みと異なった技法が用いられており、築城年代の差であると考えられている。



■海東諸国記琉球国図
那覇市歴史博物館 提供



■左：布積み



右：相方積み

「布積み」は、方形に加工した石材を規則的に並べた積み上げ手法。目地が揃っているため、強度が高くない欠点がある。

「相方積み」は、多角形に加工した石材を、互いに噛みあうよう積み上げた手法。強度と耐久性に富んでおり、布積みより比較的新しい技法とされる。

(中城城跡 HP より転載 協力：中城城跡共同管理協議会)

中城城跡は、昭和47年(1972)に沖縄県の本土復帰に伴って国の史跡に指定され、平成12年(2000)には『琉球王国のグスク及び関連遺産群』の九つある構成資産の一つとして世界遺産に登録された。

※3 領議政：朝鮮王朝における行政機関の最高位の官職

●安谷屋グスク

北中城村南東部の安谷屋地区に所在する遺跡で、集落北側の丘陵上に位置する。グスク北西側には石段があり、そこがグスクへの入口だと考えられている。さらに南側の崖下からは土器や外国産陶磁器等が採取されており、これら遺物の状況から、グスク時代(12～16世紀頃)の遺跡と推定されている。



■安谷屋グスク 全景

グスク内には複数の拝所が存在し、グスク全体が聖地とみなされている。康熙52年(1713)に成立した琉球王府編纂の地誌『琉球国由来記』(以下、『由来記』)には、グスク内の拝所の一つが「安谷屋城嶽」として記録されている。現在も安谷屋のウマチーやカシチーなどの、集落の祭祀において、自治会長を中心に地域住民がグスク内の拝所を巡拝している。

また、グスク西側の若松公園内の丘陵には、その名称の由来となった「中城若松の墓」及び「屋敷の火の神跡」が所在している。伝承によれば、中城若松はかつて安谷屋グスクの城主であり、玉城朝薫創作の組踊『執心鐘入』に登場する人物のモチーフとされる。公園内には若松の銅像や、若松を称える歌碑「おもろの碑」が設置され、その顕彰が行われている。『執心鐘入』は村まつりで上演されるなど、安谷屋のみならず村民全体にその歴史と伝承が広く親しまれている。

●根所火の神

安谷屋グスク南東側の麓に所在する琉球石灰岩の祠で、内部には石と香炉を安置して火の神として祀っている。根所とは村落の発祥に関わる家のことを指し、根屋ともいう。



■根所火の神 外観

康熙52年(1713)に成立した琉球王府編纂の地誌『由来記』には、安谷屋村の拝所として「中之根所」という記録があり、これが現在の根所火の神に相当するとされている。

●グスクの七殿

安谷屋グスク頂上付近に所在する拝所で、二基の石碑が建立されており、右側の石碑には「ウミキ神」、左側の石碑には「ウミナイ神」と刻まれている。石碑の側面や裏面には「ナーカ^{ムンチュー}門中」と刻まれており、屋号・仲^{ナーカ}の門中※⁴が設置したものと考えられている。拝所の名称や位置などから、『由来記』に記録された安谷屋村の拝所「安谷屋城之殿」に相当するとされる。



■グスクの七殿 二基の石碑

●中城若松の墓

安谷屋グスクと若松公園を挟んで隣り合う丘陵、通称ユナフワンの頂上に位置する墓。ウマチーで直接拝礼する場所ではないが、祭祀の中で丘陵を背後に臨むように巡拝が行われる。

遠目には丘陵上の木々しか見えないが、その頂上に切り石を積んで囲んだ墓庭と、セメント製の祠が設置されている。由緒は不明であるものの、昭和45年(1970)に発行された『北中城村史』(以下、『村史』)には刊行当時の写真が残されていることから、それ以前には既に建造されていたことが推定される。

中城若松は「安谷屋の若松」ともいい、琉球王国第二尚氏王統の始祖・尚円王と安谷屋ノロの間に生まれた子供とする伝承がある。安谷屋城主となり、死後は故郷の安谷屋に葬られたと伝えられる。若松については、沖縄最古の歌謡集『おもろさうし』でも謡われている他、玉城朝薫^{たまぐすくちようくん}の組踊



■安谷屋遠景
(白く囲われた箇所が安谷屋グスク、赤く囲われた箇所が中城若松の墓が立地する丘陵ユナフワン)



若松の墓と安谷屋城趾

■村史(昭和45年発行)掲載の中城若松の墓

※4 門中：始祖を同じくする父系血縁の親族集団

『^{しゅうしんかねいり}執心鐘入』の登場人物のモチーフになったともいわれている。
 カシチーにおいては若松にゆかりのある仲家が拝礼している。



■中城若松の墓 正面

<その他の建造物>

本計画において、「グスクと祭祀活動にみる歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

安谷屋ウマチーで巡拝される建造物	仲の神屋 ^{ナニカ カミヤ}		安谷屋地区に所在する旧家で、集落の草分けである「仲」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。村落祭祀の中心的存在であるが、正確な建築・建替年代は不詳。 ウマチーにおいては最初に拝される。
	イーヌウタキ		安谷屋地区に所在し、安谷屋グスクの頂上付近に位置する御嶽。平場の中央に石の香炉が置かれ、後方には人頭大～拳大の石灰岩礫が環状に配置されている。 ウマチーにおいては四番目に拝される。
	ウトウーシ		安谷屋地区の安谷屋グスク内に所在する遥拝所。岩の前に石の香炉が二基安置されており、向かって右側が島尻方面（本島南部）、左側が今帰仁方面（本島北部）を遥拝するための香炉とされているが判然としない。 ウマチーにおいては五番目に拝される。
	シムヌウタキ		安谷屋地区に所在し、安谷屋グスクの北東麓に位置する御嶽。平場の中央に凝灰岩製の香炉が2基安置されている。 ウマチーにおいては六番目に拝される。
	邊土大主之墓 ^{ヘドウフス}		安谷屋地区に所在する墓。「邊土大主」は安谷屋の村建てを行った人物だとされる。 老朽化のため、平成7年(1995)に自治会によって建て替えが行われた。 ウマチーにおいては七番目に拝される。
	熱田の神屋 ^{カミヤ}		安谷屋地区に所在する旧家「熱田」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。正確な建築・建替年代は不詳。 ウマチーにおいては八番目に拝される。
	瑞慶覧ヌンドウンチ跡		安谷屋地区に所在するノロの屋敷跡。現在、屋敷は撤去され、神屋だけが残っている。 正確な建築・建替年代は不詳。 ウマチーにおいては九番目に拝される。

	安谷屋ヌンド ウンチ		安谷屋地区に所在するノロの屋敷跡。敷地内には安谷屋・仲順・渡口地域の祭祀を管掌していた安谷屋ノロの住居と神屋がある。 正確な建築・建替年代は不詳。 ウマチーにおいては十番目に拝される。
安谷屋カシチーで巡拝される建造物	ナ-カ カミヤ- 仲の神屋		安谷屋地区に所在する旧家で、集落の草分けである「仲」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。 村落祭司の中心的な存在であるが、正確な建築・建替年代は不詳。 カシチーにおいては最初に拝される。
	イーヌウタキ		安谷屋地区に所在し、安谷屋グスクの頂上付近に位置する御嶽。平場の中央に石の香炉が置かれ、後方には人頭大～拳大の石灰岩礫が環状に配置されている。 カシチーにおいては三番目に拝される。
	ウトウーシ		安谷屋地区の安谷屋グスク内に所在する遥拝所。岩の前に石の香炉が二基安置されており、向かって右側が島尻、左側が今帰仁を遥拝するための香炉だとされているが判然としない。 カシチーにおいては四番目に拝される。
	シムヌウタキ		安谷屋地区に所在し、安谷屋グスクの北東麓に位置する御嶽。平場の中央に凝灰岩製の香炉が二基安置されている。 カシチーにおいては五番目に拝される。
	ティラグワー 山	 	安谷屋地区に所在する場所であり、「寺小山坊主墓」と刻まれた石碑が建っている。正確な設置年代は不詳。 カシチーにおいては六番目に拝される。
	ヘ-ド ウフス- 邊土大主之墓		安谷屋地区に所在する墓。「邊土大主」は安谷屋の村建てを行った人物だとされる。 老朽化のため、平成7年(1995)に自治会によって建て替えが行われた。 カシチーにおいては八番目に拝される。
	熱田のカミヤ- の神屋		安谷屋地区に所在する旧家「熱田」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。 正確な建築・建替年代は不詳。 カシチーにおいては十番目に拝される。
	瑞慶覧ヌンド ウンチ跡		安谷屋地区に所在するノロの屋敷跡。現在、屋敷は撤去され、神屋だけが残っている。 正確な建築・建替年代は不詳。 カシチーにおいては十一番目に拝される。
	安谷屋ヌンド ウンチ		安谷屋地区に所在するノロの屋敷跡。敷地内には安谷屋・仲順・渡口地域の祭祀を管掌していた安谷屋ノロの住居と神屋がある。 正確な建築・建替年代は不詳。 カシチーにおいては十二番目に拝される。

c) 活動

活動1. 中城城跡とかかわる祭祀活動（六月ウマチー）

発掘調査によって出土した遺物から、中城城跡は14世紀後半に築城したと推定されるグスクであり、^{ようせい}雍正9年(1731)に成立した琉球国の地誌『琉球国旧記』によれば、当時座喜味城主であった按司・護佐丸が王命を受け、15世紀中期に移り住み、城郭を拡張したと伝えられている。

この城跡は城塞としての機能に加え、聖地としての役割も担っており、城郭内には複数の拝所が点在する。毎年、祭祀の時節になると、祭祀に関わるノロの関係者らが、供物を携えて城跡内や周辺の拝所を巡拝する姿が確認される。その祭祀の一つが六月ウマチーである。

ウマチーとは沖縄諸島で^{とうばく}稲麦にかかわる祭祀の一つであり、収穫への感謝と翌年の豊作を祈願するものである。^{こうき}康熙52年(1713)に成立した琉球王府編纂の地誌『琉球国由来記』（以下、『由来記』）においては、中城城内の年中祭祀として「^{こうき}稲二祭之時、花米九号完、五水八合完、神酒二完、シロマシー器



■城跡内の六月ウマチーの巡拝ルート
(沖縄県知事承認・沖縄県数値地形図複製
【令和6年6月21日付け・企情第325号】)

～」（稲二祭の際に米・^{しんせん}泡盛等の神饌を供える）と記されており、稲二祭とは稲穂の収穫祈願である五月ウマチーと収穫を祝う六月ウマチーの二つを示している。いずれも旧暦月の15日に執り行われる。

かつては中城村方面の集落を管轄していた女性祭司の一人・ヨキヤノロと周辺集落の百姓や地頭が祭祀に参加していたが、現在は中城村^{そえし}字添石の屋号：ヌンドウンチ（ノロ殿内）が中心となって祭祀を継承しており、祭祀当日には中城城跡を訪れた人々がその様子にふれることもある。

祭祀当日は城跡内の拝所（ミートウガー・^{ウトウクラヒヌカン}御當蔵火神・小城ノ御イベ・ウフガー）を参加者が巡拝し、供物や火をつけない線香を供えて拝む。最後は中城村へ車で移動して、ノロの屋敷跡であるヌンドウンチ内の祭壇を拝んでいる。



■石造の祠（御當蔵火神）を通して首里へ
巡拝する屋号：ヌンドウンチの関係者

活動2. 安谷屋グスクとかがわる祭祀活動

安谷屋グスクは、北中城村南西部の安谷屋地区に所在するグスクである。グスク内には御嶽や井泉等の拝所が点在し、毎年祭祀の時期になると自治会役員を中心として地域住民がグスク内やその周辺の拝所を巡拝している様子を目にすることが出来る。

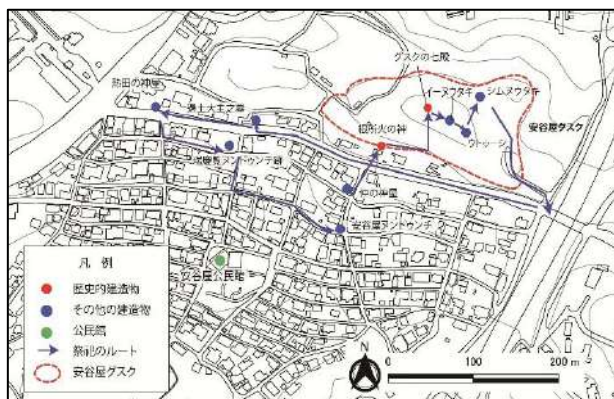
◆安谷屋グスクと安谷屋のウマチー

安谷屋のウマチー※5について、安谷屋地域では旧暦二月・五月・六月の15日に、年三回執り行われている。このうち、五月ウマチーと六月ウマチーについては、康熙52年(1713)に成立した琉球王府編纂の地誌『由来記』に、安谷屋村の年中祭祀として「稲二祭」の記録が残されており、これが稲穂の収穫祈願である五月ウマチーと、収穫を祝う六月ウマチーの二つを指しているとされる。

二つの祭祀の巡拝する拝所や手順はほぼ同一であり、自治会役員が中心となって執り行っている。当日は、集落の発祥に関わる旧家や屋敷跡、さらに安谷屋グスク内の拝所を、参加者がビンシー（供物を入れる携帯用の御願道具）を携えて巡拝する様子を確認できる。

【供物】

拝所や屋敷内の祭壇に供える供物は一定の形式が定められており、携帯用の御願道具であるビンシー（右図 木製箱）に収めて供えられる。



■五月ウマチー・六月ウマチーの巡拝ルート



■集落内の拝所（瑞慶覧ヌンドウンチ）を拝む参加者の様子



※5 ウマチー：沖縄諸島で稲麦にかかわる祭祀の一つであり、稲穂の収穫への感謝と翌年の豊作を祈願するもの

ビンシーは重箱状になっており、奥側の三つの仕切りには酒瓶二本と盃を、手前側の三つの仕切りには花米（神仏に供える生米）が入れられる。地域によっては、花米の上に硬貨を添える場合もある。

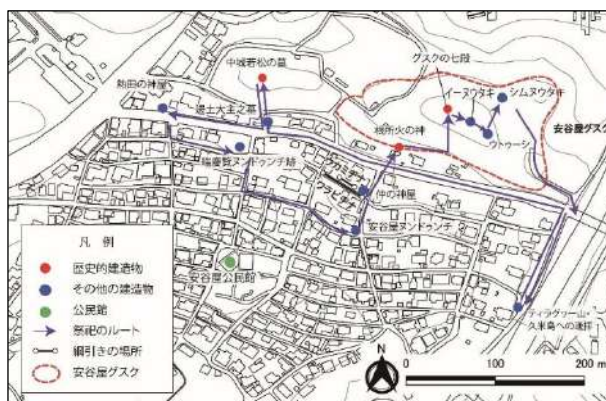


これに加え、ウンサク（^{みき}神酒）六杯が供えられる。かつては米・麦・粟などを発酵させたものを神酒として用いていたが、現在では市販の牛乳や乳酸菌飲料などを神酒として代用している。

供物を供える際には、一部の拝所で火をつけた線香が用いられ、その独特の香りが拝所周辺に漂う。

◆安谷屋グスクと安谷屋のカシチー

カシチーとは沖縄諸島で行われる稲の収穫に感謝する祭祀であり、同じく稲穂の収穫に感謝する「六月ウマチー」とよく似ているが、カシチーでは新米を供物として捧げたり、地域によっては綱引きが行われたりするなどの違いがある。また、ウマチーは旧暦15日に執り行われるのが一般的であるのに対し、カシチーは主に旧暦25日頃に行われる。



沖縄諸島では、旧暦6月と8月に実施される地域が多いが、北中城村安谷屋では旧暦6月25日頃に行われていることから、「六月カシチー」といわれている。安谷屋集落における自治会の特別な行事等に関する会計記録を記した『安谷屋区特別会計簿』には、昭和26年(1951)の7月28日（旧暦6月25日）にカシチーの祭祀が執り行われた記録が残されており、この祭祀が古くから地域に根付いていることがうかがえる。



■「仲の神屋」の火の神への拝礼

【拝所等の巡拝】

安谷屋の六月カシチーでは、自治会役員と、集落の草分けの家である屋号「仲」の女性が参加し、日中からビンシー（供物を入れる携帯用の御願道具）を携えて、集落内の拝所や旧家などを巡拝する。

巡拝の対象は、安谷屋集落の草分けの家である仲の敷地にあり、祖霊などを祀る建物「神屋」をはじめ、根所火の神、イーヌウタキ、ウトゥーシ、シムヌウタキ、ティラグワー山、久米島への遥拝の

場所、^{ヘドゥフスー}邊土大主之墓、中城若松の墓、^{あった}熱田の神屋、^{ずけらん}瑞慶覧ヌンドウンチ跡、安谷屋ヌンドウンチの計十二か所である。

一部の拝所では線香を供え、漂う香煙の中で拝所に手を合わせる地域住民の姿を見ることが出来る。



■屋外での拝礼の際には、火をつけない線香（カラウコー）を供えることも多い

【綱引き】

巡拝が終わると、参加者たちは再び仲の家の前に集合し、同家の前の通り（通称クシミチ）に集まった子供たちとともに綱引きの準備を行う。銅鑼を打ち鳴らしながら、仲の敷地を基点として縄を東西に配置する。また、仲の家の庭先には、クシミチに配置したものより短い縄を二本置く。クシミチに配置された縄で行う綱引きを「ワラビヂナ」、仲の家の庭先で行う綱引きを「ウカミヂナ」という。

縄を準備している間、仲の神屋では綱引きを行うことを報告する拝みが行われ、ゆで卵や「ウブク」と呼ばれる赤飯を円錐形に盛った湯呑が供物として捧げられる。拝みが終わると、まず仲の家の庭先でウカミヂナが行われる。祭祀のために集まった地域住民が庭先に集まり、自治会長が中心となって祭祀や綱引きについて説明を行う。



■仲家の倉庫からワラビヂナを運び、クシミチに配置する子供たちの様子



■ウブク

綱を引く前には、「ワカチボー」と呼ばれる四尺棒の打ち合いが行われる。安谷屋地区の東側と西側からそれぞれ男性一名が選ばれ、銅鑼の音と掛け声に合わせて棒を数回打ち合わせる。この際、適当な参加者が居ない場合は、自治会役員が代わって務める。仲家の血筋にあたる男性が六尺棒を持って間に入り、打ち合いを止める。

打ち合いを終えると、短い二本の縄の頭をつないだウカミヂナを用い、銅鑼の音と「ハルエイ」という掛け声に合わせて綱引きが行われる。ウカミヂナでは、あえて東側が勝つ決まりとなっており、これにより豊年や幸福を意味する「ユガフ（世界報）」がもたらされるという。

ウカミヂナを終えると、自治会長の呼びかけで地域住民はクシミチに移動し、自身の住む区域に応じて東西に分かれ、ワラビヂナが行われる。綱を引く前には

ウカミヂナと同様に棒の打ち合いが行われる。それを終えると、まず綱を西側にゆっくりと引き、次に東側へ引き戻し、再び綱の中心が元の位置に戻ると、自治会長の号砲（スターターピストル）の合図で綱引きが開始される。綱引きが終わると、参加した子供たちには菓子が振る舞われ、子供たちの賑わいの中で祭祀が締めくくられる。



■ウカミヂナ

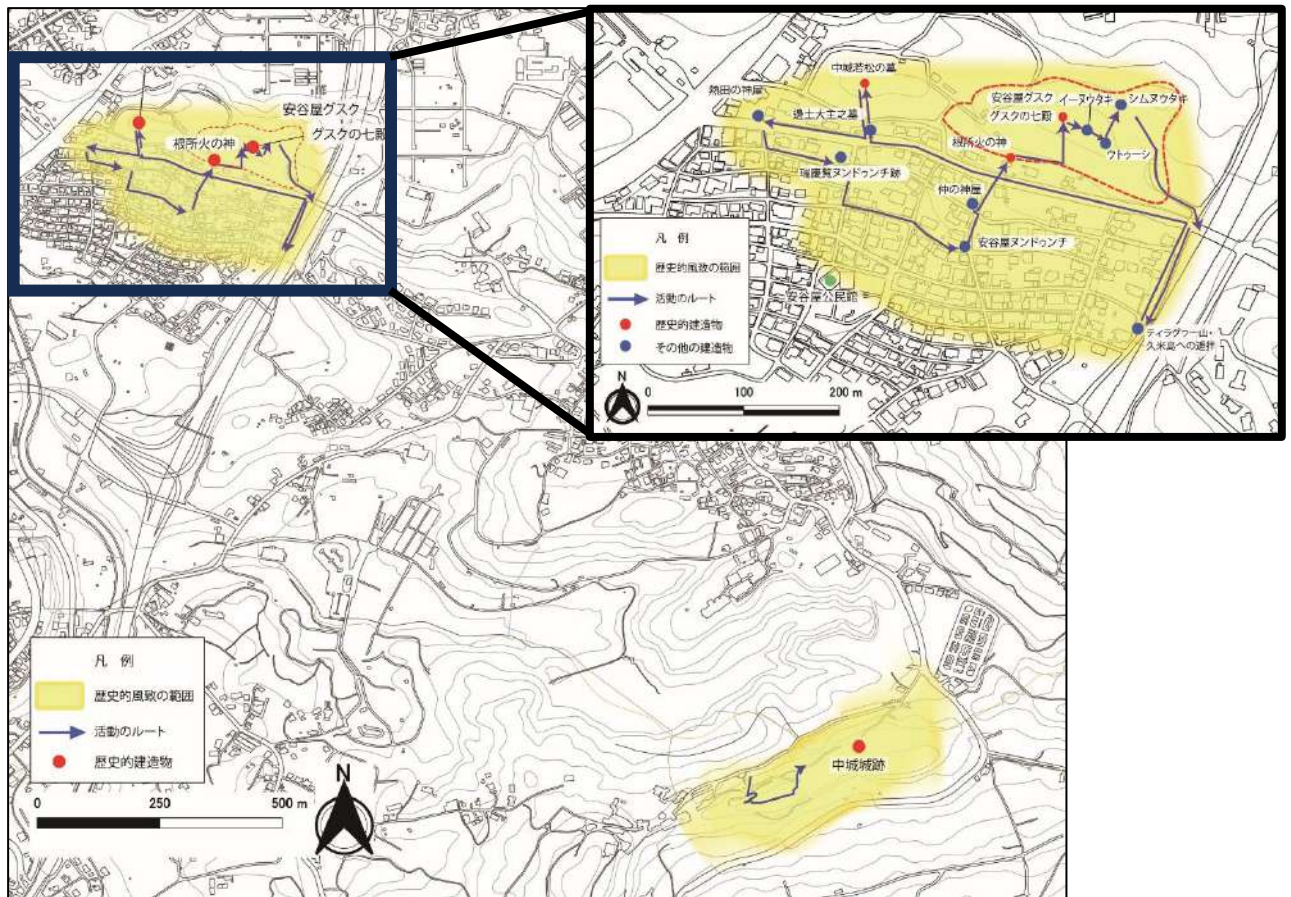


■四尺棒を打ち合う東西代表の男性二人と、六尺棒で打ち合いを止める仲家の血筋にあたる男性

d) グスクと祭祀活動のまとめ

グスクとその周辺における御嶽や拝所を巡る祭祀は、担い手や執り行い方に変化を伴いながらも、地域住民を主体として現在まで受け継がれてきた。その厳かな風情や賑わいが、地域固有の歴史的風致を形成している。

◆グスクと祭祀活動にみる歴史的風致図



②大城集落の修景・緑化推進活動にみる歴史的風致

a) 大城集落の修景・緑化推進活動について

北中城村では昭和33年(1958)頃より国民運動の一環として緑化推進が図られ、特に中城城跡城下の荻道・大城地区では歴史的景観の保全・修景が重点的に取り組まれることとなった。

こうした流れの中で、現在では、地域住民が主体となって大城地区のまちづくりと景観美化に取り組む「大城花咲爺会」が結成されるなど、集落の修景・緑化推進に取り組む活動が活発に行われている。

b) 建造物等

●大城グスク

北中城村南部の大城地区と荻道地区に跨って所在する遺跡で、標高150～165mの琉球石灰岩丘陵上にあり、村内で最も高い地点にあたる。建造物としては敷地北側の一部に石積みがわずかに残るのみであり、その他の構造物は戦時中、日本軍が陣地構築の石材に利用するため取り壊され、その後も平成初期頃からの断続的な開発に伴い採石などが行われた。

昭和55年(1980)前後に行われた県の実地踏査では、敷地内からフェンサ上層式土器片や青磁片などが採取されており、14世紀頃の遺跡と推定されている(『沖縄グスク分布調査報告書』昭和58年(1983))。

大城グスクから世界遺産中城城跡へ至る県道146号線を中心に、花咲爺会の景観美化・維持管理活動が行われている。



■大城グスク 全景



■大城グスクの石積み

●中村家住宅

大城花咲爺会の活動地点である大城地区に所在する重要文化財。正確な建築年代は不詳だが、19世紀初期と推定される。首里にあった土族屋敷を買い取って移築したと伝えられている。昭和47年(1972)に国の重



要文化財に指定された。

屋敷は南向きの緩い傾斜地を切り開いて建てられ、良質な木材が使用された瓦葺きの主屋とあさぎ（離れ座敷）のほか、農家の形式である^{もみぐら}^{メーヌヤ}（倉庫）や前の屋（畜舎）などが付随しており、屋敷全体は琉球石灰岩の石垣で囲われている。

花と緑に囲まれた芸術の里づくりをコンセプトに大城地区で開催されるスーパースター週末美術館では、住宅前の風情ある石垣を活用し、造形作品の展示などが行われている。

c) 活動

北中城村全域での緑化推進が図られるようになったのは、昭和33年(1958)に琉球政府が国民運動の一環として緑化運動を提唱したことに始まる。同年頃の村広報誌『村民の友』には、「政府のこの運動を提携協力致しまして近く村緑化支部を構成し、村内の緑化運動に村民の知恵を集めて邁進して行き度い」（第2号：昭和33年(1958)12月）や「村の立地条件に適した果樹が各宅地に植えつけられるように」（第3号：昭和34年(1959)1月）と記されており、当時、村民に緑化活動への協力が呼びかけられていたことがうかがえる。その後、ミカンの台木などが各戸に配布されるなど、住戸単位での緑化活動が展開され、家庭や地域単位での植栽の取り組みが推進されていった。



■村広報誌『村民の友』（縮刷版：発行昭和52年(1977)）

昭和62年(1987)には、沖縄の本土復帰15周年記念事業として「第42回国民体育大会」が県内で開催されたのに合わせ、北中城村でも「景観美化促進運動」が展開され、地域の景観向上を目指す取り組みが一層活発となった。更に、平成6年(1994)には中城城跡城下である大城・荻道地区を対象とした歴史的景観の保全・整備事業として、「古城周辺歴史的景観整備事業」が実施された。

こうした流れを受けて、大城集落周辺では、地域住民が主体となり、公民館周辺や道路沿いの壁面に樹木や草花を植栽して景観を整える活動が見られるようになった。その取り組みが発展し、地域の景観美化と大城地区のまちづくりを推進するボランティア団体として平成11年(1999)に「^{おおぐすくはな}大城花



■県道146号線周辺の景観維持管理活動に取り組む花咲翁会

^{さかじいかい}咲翁会」が結成されたという（「沖縄本島における地域づくりに関する研究」^{たにざわ あきら}谷澤 明『現代社会研究科研究報告』第3号(平成20年(2008))）。

大城花咲爺会の活動は、大城地区全域を対象に、地域の緑化推進運動や環境美化作業を行っている。中城城跡や大城グスクを臨む県道146号線沿いの植栽を整えるとともに、シーサーなどの造形作品を配置して沖縄らしい風情ある散歩道づくりに努めている。また、中村家住宅や地域の家屋、路地（方言でスージグワー）を“野外美術館”に見立て、地域住民が作成した制作物（一輪挿しや素焼き造形物、写真など）を展示する「スージグワー週末美術館」や、公民館広場でエイサーや楽器演奏を披露する「ムーンライトコンサート」などの文化的催しを通して花と緑に囲まれた芸術の里づくりを見てとることができる。

■その他の活動

●大城グスクと萩道の字シーミー

字シーミーとは、清明節において集落の聖地や集落の成り立ちに関わった人物の墓参りをし、祖先を供養する祭祀である。萩道集落では、自治会役員や有志によって執り行われており、大城グスク内や集落内の拝所を巡拝している。



■集落内の拝所（チブガー）を拝む参加者

●大城グスクと大城のハチウクシー

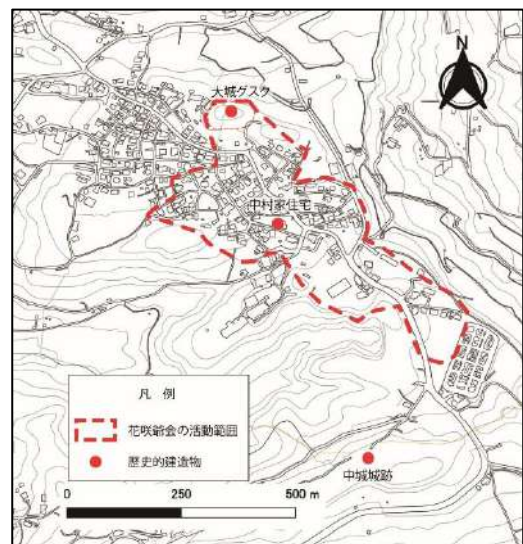
ハチウクシーとは年頭に仕事を行う仕事始めの儀礼のことをいい、大城集落では新暦1月3日に執り行われている。自治会役員や有志が大城グスク内や集落内の拝所を巡拝している。



■グスク内の拝所(大城御嶽)を拝む参加者

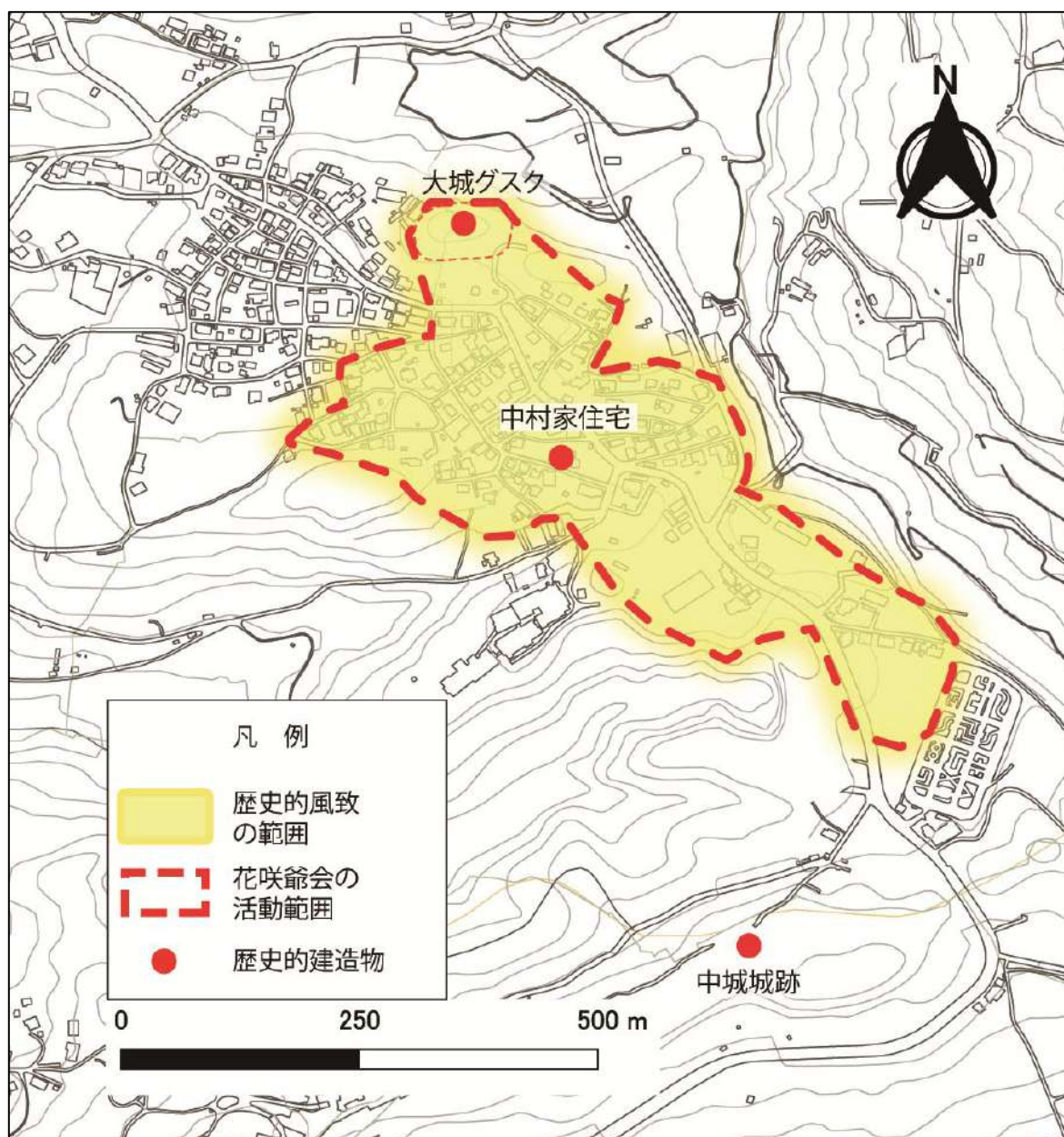
d) 大城集落の修景・緑化推進活動のまとめ

大城集落周辺では、戦後の緑化推進運動や景観美化の流れを受け、地域住民が主体となって修景・緑化に取り組む活動が継続して行われてきた。中城城跡や大城グスク、中村家住宅などの周辺における日常的な景観美化活動や、展開される文化的催しの賑わいが地域固有の歴史的風致を形成している。



■花咲爺会の活動範囲

◆大城集落の修景・緑化推進活動にみる歴史的風致図



■大城の修景・緑化推進にまつわる活動年表

活動主体	昭和30年 (1955)	昭和50年 (1975)	平成7年 (1995)	平成28年 (2016)
県全域	 全琉緑化推進運動 (1958-1970)			
北中城村	 村景観美化促進運動 (1987-)  古城周辺歴史的景観整備事業 (1994-2004)			
大城地域	 大城花咲翁会 (1999-)			

③古城周辺の周遊にみる歴史的風致

a) 古城周辺の周遊について

北中城村で「歩け歩け運動」と呼ばれる地域活動が最初に始まったのは、昭和50年(1975)の島袋区しまぶくの教育隣組きょういくなりぐみによる呼びかけがきっかけである。教育隣組とは、家庭学習の充実や児童福祉の推進などを目的に、戦後の沖縄で婦人会などを中心に各地で結成された地域組織である。



■島袋区教育隣組による「歩け歩け運動」の様子
(村広報誌第91号/昭和50年4月)

村広報誌『村民の友』によれば、昭和50年(1975)3月末には島袋区民が公民館に集い、健康増進や住民同士の交流を図る目的で、子供から高齢者まで多くの参加者が区内を中心に村内約12kmの行程を練り歩いた様子が記録されている(第91号:昭和50年(1975)4月)。この取り組みはやがて村内各区へと広がり、昭和61年(1986)には「村民あるけあるけ大会」として全村的な催しとなった。当日は、住民が各区の公民館に集合し、区ごとに設定されたコースを歩きながら、地域への愛着を深めつつ健康づくりに取り組んでいたとされる。この大会は、平成7年(1995)の第10回大会まで続けられた。

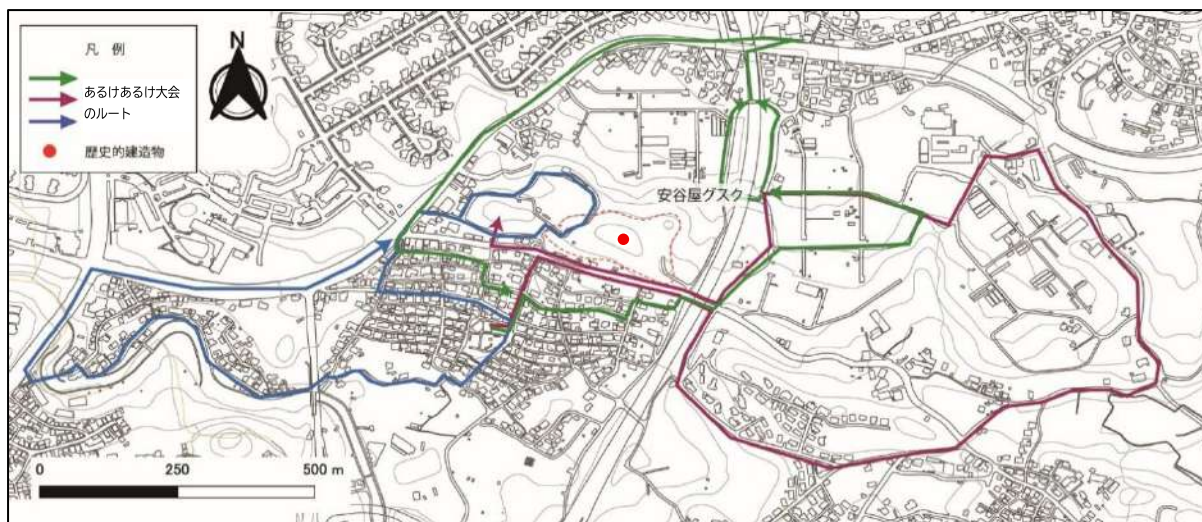
b) 建造物等

●安谷屋グスク(再掲)

安谷屋地区に所在する遺跡。「あるけあるけ大会」の順路は毎年度自治会が検討し設定するため年によって異なるが、いずれのルートにおいても、集落を見下ろす丘陵に位置する安谷屋グスクと、その裾野から広がる緑地を背景に活動が行われている。

c) 活動

平成8年(1996)以降、村全体での「あるけあるけ大会」の開催は行われなくなり、一部の地区が散発的に実施する取り組みとなったが、安谷屋地区では継続的に歩け歩け運動が受け継がれ、現在まで根強く開催されている。設定されるコースは年ごとに異なるものの、いずれも安谷屋グスクを背景に、地域ゆかりの場所や緑豊かな集落景観を巡りながら、健康増進とともに地域の姿に親しむことのできる順路となっている。安谷屋グスクの丘陵がもたらす緑地の豊かさを感じ取りながら安谷屋地域を歩く参加者の姿は、地域に賑わいをもたらしている。



■過去の「あるけあるけ大会」のコース例（年度によって経路・ゴールを調整）

d) 古城周辺の周遊のまとめ

安谷屋地域では、戦後に村全域で教育隣組の呼びかけにより行われるようになった「歩け歩け運動」を、地域住民の健康づくりと交流を目的とした周遊活動として発展させ、現在も取り組んでいる。

安谷屋グスク麓の伝統的集落景観の中で営まれる住民の活動が地域固有の歴史的風致を形成している。

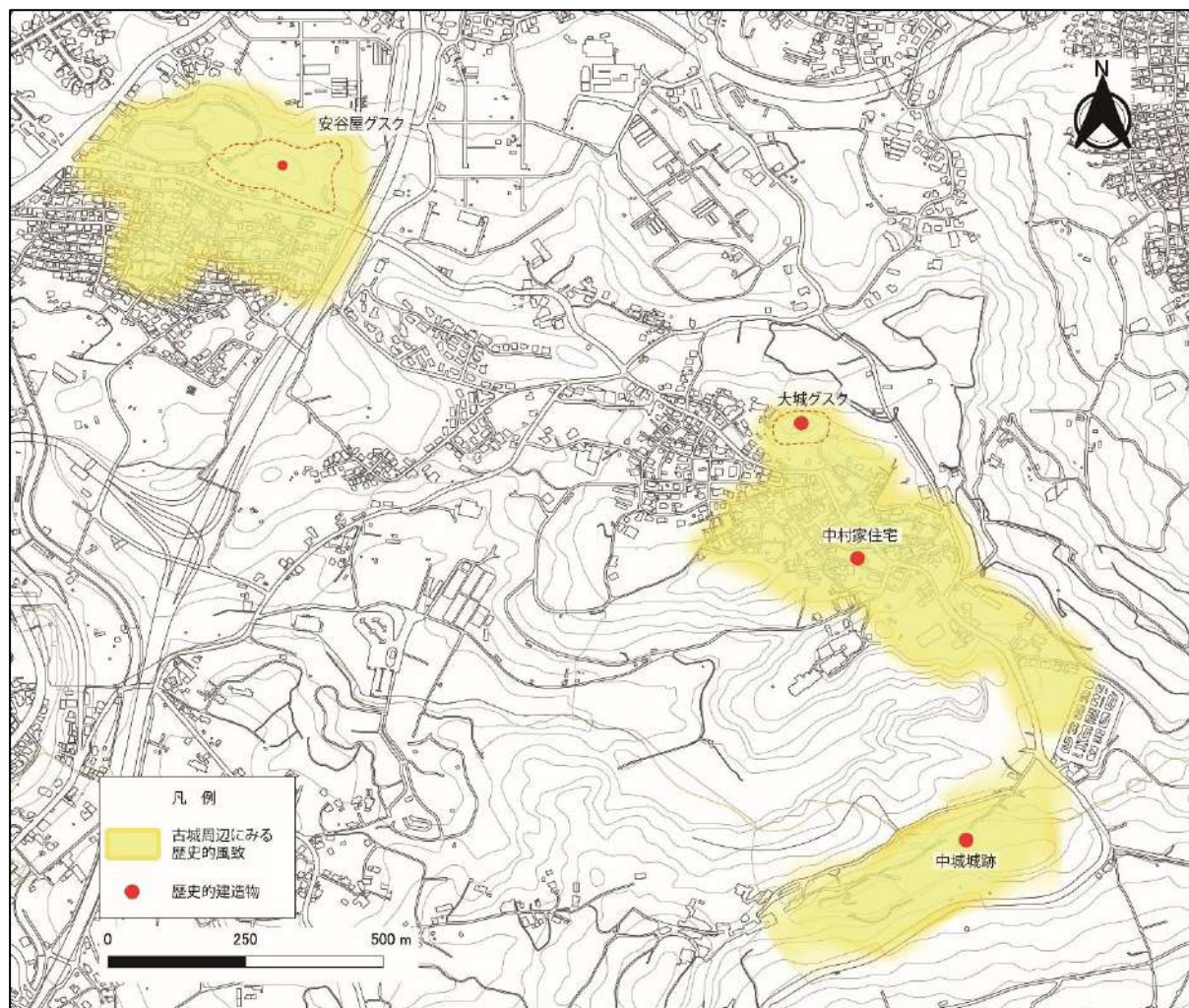
◆古城周辺の周遊にみる歴史的風致図



おわりに

北中城村南部には、中城城跡・大城グスク・安谷屋グスクなど、丘陵地に築かれたグスクが複数分布している。これらのグスクにおいて、祭祀のほか、文化財の維持・保全、修景・緑化推進、周辺景観に親しむ周遊活動などが今日まで継承されている。グスクを背景に展開される地域住民の多様な営みが、北中城村固有の風情を醸し出し、独自の歴史的風致を形成している。

◆古城周辺にみる歴史的風致



(2) 地域の祭祀にみる歴史的風致

はじめに

北中城村の祭祀活動等を調査した『北中城村歴史風致資産調査報告書－祭祀－』(令和3年(2021)発刊。以下、『－祭祀－』)によると、令和2年(2020)時点において北中城村では年間60件以上の祭祀が行われており、その大半は自治会単位で執り行われている。

各祭祀では、地域に古くから残る拝所や聖地等を地域住民が巡拝し、祖先への崇拝や五穀豊穰^{ごこくほうじょう}、子孫繁栄などを祈願することで、地域への愛着や親しみ、住民同士の交流を深める活動が脈々と引き継がれている。

①祖先祭祀にみる歴史的風致

a) 祖先祭祀にかかる取り組みについて

沖縄では、先人や祖先を敬い、その祖霊を拝する祖先祭祀が集落ごとの年中行事として現在も行われている地域が多く、地域の暮らしと深く結びついた形で受け継がれている。北中城村においても、^{あざ}字※1シーミーや喜舎場公例祭、仲順大主例祭などの祖先祭祀が行われており、いずれも集落内に位置する拝所や墓など、祖先にゆかりのある場所を舞台として人々が集う。これらの祭祀では、人々が静かに拝みを捧げる場面や、一転して賑やかに地域内を巡拝する様子など、集落の空間と人々の活動が一体となった景観が生み出されている。

b) 建造物等

<歴史的風致を形成する建造物>

●喜舎場公の墓

村の創建者といわれている喜舎場公の墓で、喜舎場地区北西部に所在する。喜舎場公園後方、丘陵斜面の中腹に位置し、琉球石灰岩の上に石を積み上げ、その上にコンクリートで造った笠塔婆^{かさとうぼ}型の墓がある。墓に向かって右側に墓碑があり、表に「喜舎場公之墓 昭和十二年八月建設」と刻まれている。墓前の香炉には「奉納 字喜舎場向上會」、墓の前方にある一対の灯籠に「奉納 昭和十二年八月吉日」と刻まれている。北中城村内



※1 字：市町村を細分する区画。地域の単位。本村の自治会のほとんどは字単位で組織されている。

の旧跡を調査した『北中城村歴史風致資産調査報告－旧跡－』（以下、『－旧跡－』）によると、喜舎場公の墓は一時荒廃したが、昭和12年(1937)に集落をあげて補修されたという。

喜舎場の字シーミーや喜舎場公例祭にて拝される。

●仲順大主之墓

仲順地区中央部のチュンジュンバル(仲順原)に所在し、仲順が創建された際の統治者の墓とされる。仲順大主については『－祭祀－』によると、開慶元年(1259)に琉球国王の位を英祖へ譲った義本^{かいけい}王^{ぎほん}を^{おう}匿^{かく}ったとする伝承が残されており、そこから13世紀中葉の人物と考えられている。

墓は琉球石灰岩の丘陵に横穴を掘って造られており、墓面が四角く削られている。供物台や袖垣は切石を組んで設えられている。正確な建造年は不詳だが、昭和45年(1970)に発行された『村史』において「仲順大主の墓」とされる写真が残されていることから、それ以前より存在していたものと考えられる。

仲順の字シーミーにて拝される。



■仲順大主の墓（『－旧跡－』より）



■『村史』（昭和45年発行）に掲載の写真

●お宮

仲順集落の北側に位置する公園内に建つ、コンクリート製の祠である。屋根は切妻造を基本とし、前方に庇を伸ばした流造の構造となっている。

『北中城村史 第二巻 民俗編』（平成8年(1996)）によると、昭和2年(1927)に集落の統治者である仲順大主と、舜天王統の開祖とされる「舜天王」、舜天王統の三代目の王である「義本王」を合祀して建立されたという。また、同資料では、現在のコンクリートの祠は、昭和44年(1969)に改築されたものであると残されている。

お宮前に設けられた祭壇において、仲順大主例祭が行われる。



<その他の建造物>

本計画において、「祖先祭祀にみる歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

地区	建造物名		概要
喜舎場の字シーミー・喜舎場公例祭で巡拝される建造物	喜舎場村祖先の墓（喜舎場公之子孫上代之墓）		喜舎場に所在する墓で、喜舎場の発祥に関わる旧家、屋号：仲間の祖先の墓とされる。 元々は現在の場所から西側丘陵に位置していたが、地滑りなどを考慮して昭和45年(1970)頃に移設されたと伝えられているものの、詳細な資料や建築年代は不詳。 喜舎場の字シーミー・喜舎場公例祭では三番目に拝される。
	アーマンチュー（喜舎場村祖先之墓）		喜舎場公園の北側丘陵に所在する墓。正確な建築年代は不詳。 喜舎場の字シーミー・喜舎場公例祭では四番目に拝される。
	仲間 ^{ニードウクル} 根所		喜舎場に所在する旧家で、喜舎場村の創建者と伝えられる喜舎場公の直系に連なるといわれており、集落の発祥に関わる最も古い家の一つである。現在は敷地の一角に、自治会によって祖霊や火の神を祀る建物・神屋が設けられ、そこで祭祀が執り行われているが、正確な建築・建替年代は不詳。 喜舎場の字シーミーでは一番目と最後に、喜舎場公例祭では一番目に拝される。
仲順大主例祭で巡拝される建造物	仲順流りの碑		仲順公園内に所在する歌碑。仲順村の創始者である仲順大主にまつわる伝承を題材にした歌が刻まれている。 平成10年(1998)に建立された。

c) 活動

活動1. 喜舎場公例祭^{きしゃばこうれいさい}

喜舎場公例祭とは、北中城村喜舎場地区で旧暦9月18日に執り行われている祭祀であり、集落の創建者とされる喜舎場公の墓を中心に集落内の墓所や拝所を巡拝し、喜舎場公への感謝と住民の無病息災、集落の発展を祈っている。参加者は自治会の代表者や地域住民の他、喜舎場公に関わる門中^{ムンチュウ}（父系血縁の親族）などが招待される。

琉球王府時代の正史『球陽』の外巻として乾隆^{けんりゅう}10年(1745)に編纂された『遺老説伝^{いろうせつでん}』においては、元々旧暦2月に喜舎場の住民の健康を祈願する祭祀が執り行われていたとされているが、『一祭祀』によれば、昭和12年(1937)に喜舎場公の墓が建立されたことで旧暦9月18日に行われるようになったという。

祭祀は、最初に喜舎場公民館から道ジュネーを開始し、法螺貝^{ほらがい}、銅鑼^{どら}、鉦^{かね}、太鼓^{たいこ}を打ち鳴らして周辺一帯に音を響かせながら、喜舎場公の直系に当たるとされる旧家・仲間根所^{なかまニードウクル}へ向かう。屋敷の一角に神屋があり、その中にある祭壇を拝む。

祭壇には仲間根所の火の神の香炉、ムラの火の神の香炉、仲間の祖先を祀る香炉、アマミキョを祀る香炉が安置されており、まず仲間根所とムラの火の神の香炉にビンシー(酒、花米、硬貨)、菓子(クンペン、蒸し饅頭)、果物(ミカン)、火をつけた線香を供え、ビンシーの盃に酒を注ぎ、参加者全員で拝む。その他香炉も同様に拝み、供物の果物と菓子を供えておく。

根所を拝み終わると、喜舎場公園内に所在する喜舎場公の墓へと道ジュネーをしながら向かう。墓前に参加者一人ひとりが線香を供え、自治会長の合図で一斉に拝む。

次に喜舎場村祖先の墓へと移動し、ビンシーと供物を用意し、自治会長が墓前



■ 法螺貝や太鼓の音を響かせながら喜舎場公の墓へ向かう道ジュネー



■ 仲間根所へ向かう道ジュネーの様子



■ 喜舎場公の墓に参加者が供物を備える

に線香を供えた後、参加者も一斉に拝む。

その後、参加者たちは道ジュネーを再開し、喜舎場公園内の広場へと向かう。その際、自治会長と役員は道ジュネーの列から離れて、前述の喜舎場祖先の墓とは別の「アーマンチュー」と呼ばれる祖先の墓を拝み、それから広場へと移動する。広場では楽器の演奏を終え、参加者に供物や飲み物を配り、しばらく歓談した後、祭祀は終了となる。



■喜舎場祖先の墓を拝む参加者

<喜舎場公例祭のルート>

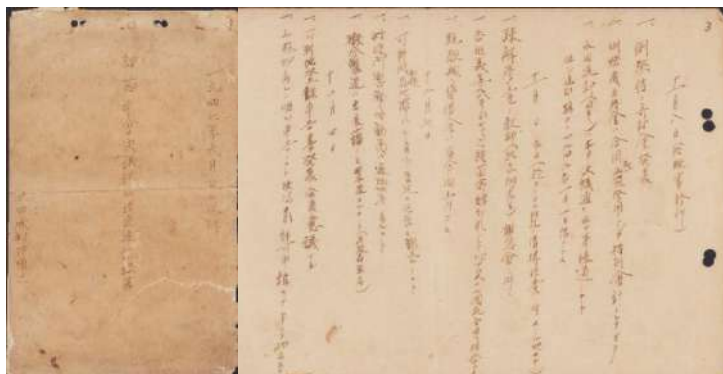


活動2. ちゅんじゅんウフスーれいさい 仲 順 大主例祭

仲順大主例祭とは、仲順地区で旧暦9月13日に行われる集落の創建者・仲順大主を祀る例祭である。仲順大主を祭神として昭和2年（あるいは3年とも伝えられる）に建立されたお宮において、豊穡の恵みへの感謝と地域住民の無病息災・子孫繁栄を願う祭祀が、厳かな雰囲気で行われる。一方、拝礼が終了すると、お宮前の広場に設けられている舞台では地域住民や各種団体による余興が披露されるなど、一転して賑わいのある催しが展開される。

仲順大主例祭の起源は明らかではないが、開催日である旧暦9月13日は、お宮の創建日に由来すると伝えられている。『村史民俗編』（平成8年(1996)発行）に

よれば、「お宮は、昭和2年(1927)に創建された」と記されている。また、仲順自治会所蔵の昭和22年(1947)『部落常會決議録並諸通達記録簿』^{ぶらくじょうかいけつぎろくならびにしよつう たつぎろくぼ}には、「例祭時ノ寄附全発表。例祭歳出金ハ合同慰霊祭用トシテ特別会計トシテオク」との記載が



■昭和22年(1947)6月以降 部落常會決議録並諸通達記録簿

あり、少なくとも昭和22年(1947)以前から、地域住民が主体となってこの祭祀が執り行われていたことが分かる。

祭祀当日には、まず仲順公園敷地内に建つ戦没者慰霊塔前で慰霊祭が行われ、その後、同敷地内に建立されているお宮へと移動して、例祭が行われる。例祭には自治会役員をはじめ、村長、婦人会、青年会、子供会、老人会などの各団体や地域住民が参列し、お宮前に設けられた祭壇に花や菓子、酒などが捧げられる。次いで、開会の挨拶に続いて玉串奉奠^{たまぐしほうてん}や祝詞奏上^{のりとそうじょう}が行われ、豊穰の恵みへの感謝と、地域住民への無病息災、子孫繁栄を願う厳かな祝詞が公園内に響き渡る。

その後、お宮前の公園内に設けられた舞台において、三味線や琴の演奏など各種団体や個人による余興が披露される。舞台前には、余興を楽しむ住民たちの賑わいに包まれる様子を目にすることができる。

活動3. 字シーミーの活動

シーミーとは、一年を春夏秋冬の四つの季節に分け、それを更に六つの段階別に振り分けた暦の見方である「二十四節気」^{にじゅうし せつ き}において、春に属する清明^{せいめい}の節に墓参りをする祖先供養の祭祀である。元々は中国由来の祖先祭祀であり、琉球王府により18世紀中期から編纂^{へんさん}が開始された琉球の正史『球陽』^{きゅうよう}において、中



■仲順大主の墓に供えられた供物

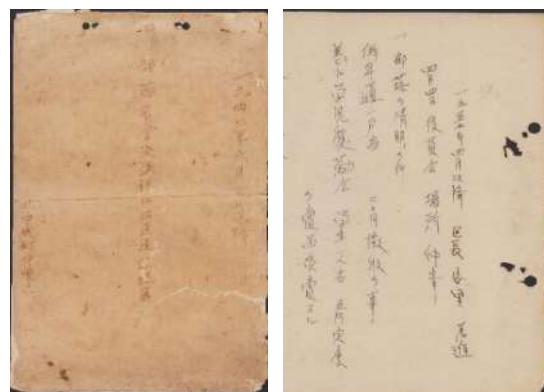
国からとり入れた清明の節での祭祀に触れる記述がある他、明治11年(1878)に沖縄滞在中の見聞録を記した日本帝国陸軍軍医・渡辺重綱^{りゅうきゅうまんろく}の『琉球漫録』においても、シーミーの様子を詠んだ漢詩が残されている。現代でも清明の節になると、祖先の墓前で親族が集う祭祀の様子を県内各地で目にすることができる。

この清明の節のころに、集落の聖地や旧家、集落の成り立ちと深く関わる人物の墓などを拝するのが字シーミーである。自治会の代表者や地域住民が中心となり、集落の拝所や墓所等を巡って地域の偉人への供養を行い、最後は参加者同士で供物を分け合って和やかに執り行われる祭祀である。代表例として仲順地区の字シーミーの詳細を以下に示す。

仲順の字シーミーでは、清明の節の期間において日を選び、集落の創建にまつわる人物の墓を拝む。

仲順の字シーミーの歴史については、仲順公民館所蔵の『部落常會決議録並諸通達記録』(昭和22年(1947))にも

残されており、それによれば、『四月三日 一. 清明報告(旧三月三日村一斉) 今後字清明は字負擔(負担)ノコト』(昭和23年(1948))や『(一九五七年四月以降) 四月四日 一. 部落の清明の件 例年通一戸当 二〇円徴収の事』(昭和



■『部落常會決議録並諸通達記録簿』
(左：1947年6月以降／右：1957年4月以降)

32年(1957)。「部落の清明」は字シーミーを指す)と記されている。このことから、字シーミーが、自治会(かつての部落常會)を中心に集落の住民によって一体となって執り行われてきた様子がうかがえる。

現在の仲順の字シーミーにおいては、自治会長を中心に祭祀に詳しい方や地域の有志数名が仲順大主の墓へ向かい、供物となる餅や重箱、酒、茶、水を供え、線香やあの世のお金であるウチカビに火をつけて拝んでいる。その後、墓裏手の「シージモー」と呼ばれる野原で供物を食しながら歓談して祭祀を締めくくる様が見られる。

<仲順の字シーミーのルート>





■参加者は三本ずつ線香をあげて拝む



■最後は参加者が供物を食べながら歓談

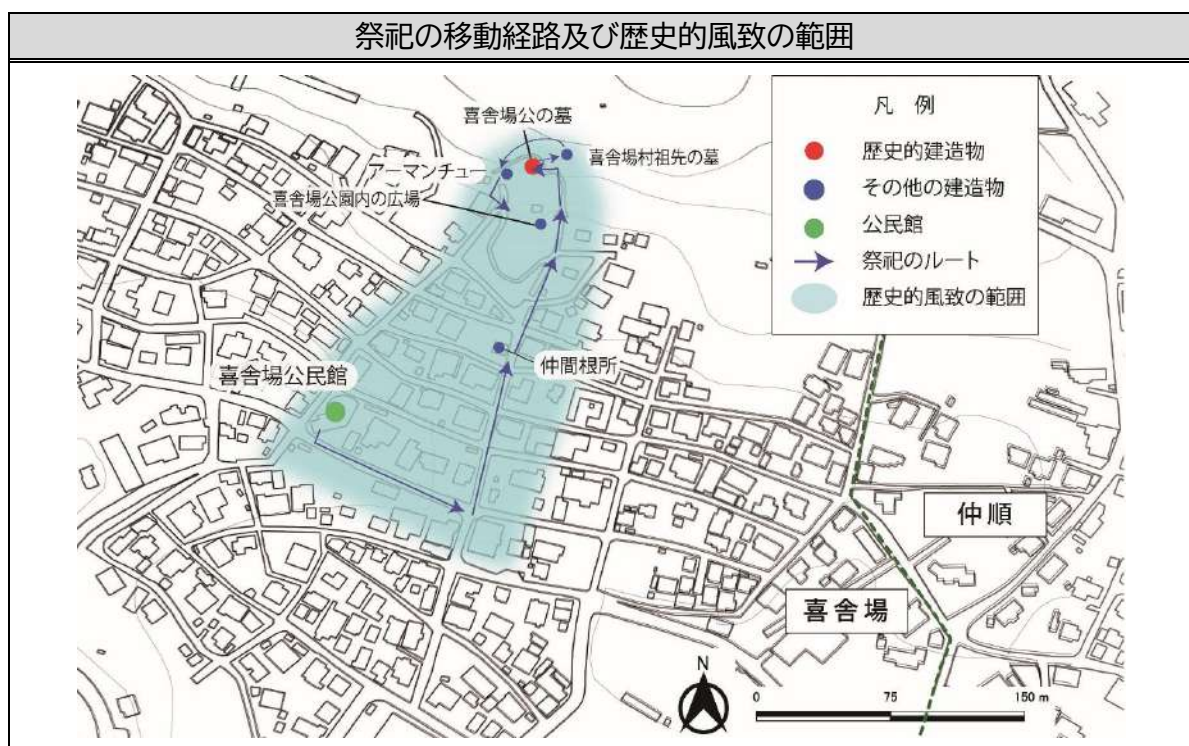
<各地域の字シーミーの活動の歴史性>

地区	活動の概要及び歴史
喜舎場	○喜舎場自治会収支報告書（昭和25年（1950））での記述有り
仲順	○仲順公民館所蔵の『部落常會決議録並諸通達記録簿』（1947年・1957年）記述。詳細は前述のとおり

d) 祖先祭祀にみる歴史的風致のまとめ

喜舎場や仲順で現在も地域住民に受け継がれている祖先崇拝の営みは、歴史的な趣をもつ地域の拝所で静かに手を合わせて祖霊を拝む厳かな雰囲気と、法螺貝や太鼓の音を響かせながら地域を巡拝する賑やかな雰囲気とが相まって、地域固有の歴史的風致を形成している。

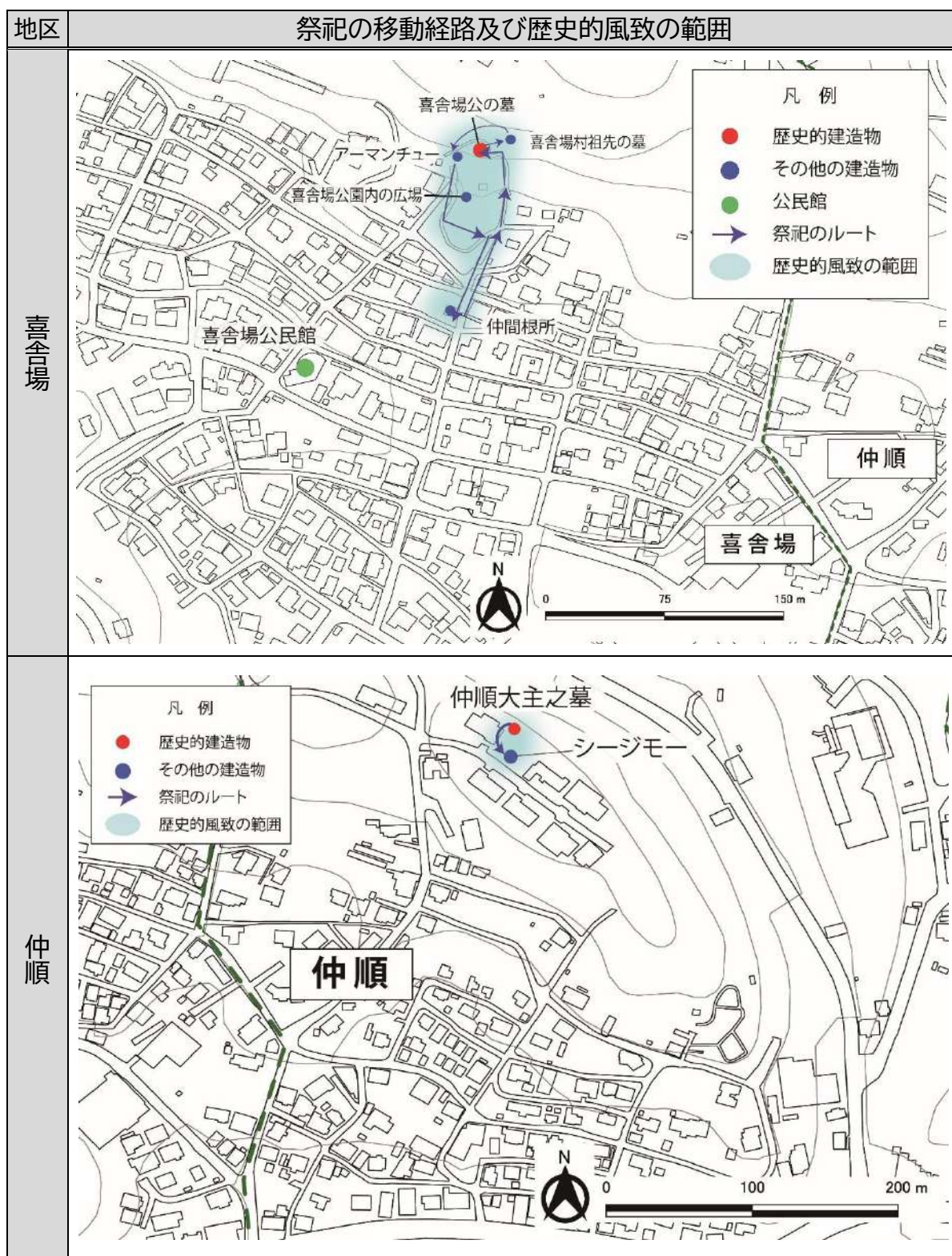
<喜舎場公例祭にみる歴史的風致>



<仲間大主例祭の歴史的風致>



<字シーミーにみる歴史的風致>



②ウマチーにみる歴史的風致

a) ウマチーにかかる取り組みについて

ウマチーとは、沖縄諸島で執り行われる稲麦にかかわる四種の祭祀である。それぞれの実施月(旧暦)を冠して二月ウマチー、三月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーという。二月ウマチーは麦の成熟を祈願し、三月ウマチーは麦の収穫を感謝する。五月ウマチーは稲穂の成熟を祈願し、六月ウマチーは稲穂の収穫を感謝する。

康熙^{こうき}52年(1713)成立の『由来記』では、中城^{なかぐすく}間切^{まぎり}内の各集落拝所で執り行われる年中祭祀について、「麦穂祭」や「稲穂祭」、「稲大祭」、「稲二祭」という記述が残されており、これは「麦穂祭」が二月ウマチー、「稲穂祭」が五月ウマチー、「稲大祭」が六月ウマチー、「稲二祭」が稲穂祭と稲大祭を合わせて指しているとされる。なお、同資料内では三月ウマチーを「麦大祭」と記しているが、北中城村内では以前から三月ウマチーは執り行われていないとされている。

実施月の旧暦(太陰暦)15日には、自治会の代表者や地域住民が集落の拝所等を巡って供物を備え、地域の繁栄を祈願する様子をうかがうことができる。

『－祭祀－』によると、現在も村内の幾つかの集落において同祭祀は執り行われており、その実施状況を以下に整理するとともに、代表例として渡口地区のウマチーの詳細を以下に示す。



■比嘉のウマチーで供物を捧げる様子
(ヒジャヌトゥン)



■和仁屋のウマチーの様子(エーガー)

ウマチーを実施している地域			
喜舎場	五月ウマチー 六月ウマチー	仲順	二月ウマチー、五月ウマチー 六月ウマチー
和仁屋	五月ウマチー 六月ウマチー	熱田	二月ウマチー、五月ウマチー、 六月ウマチー
渡口	五月ウマチー 六月ウマチー	島袋	二月ウマチー、五月ウマチー 六月ウマチー
比嘉	五月ウマチー	安谷屋	二月ウマチー、五月ウマチー 六月ウマチー

b) 建造物等

<渡口のウマチーにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●渡口の^{トゥン}殿

渡口地区に所在する拝所で、集落後方に位置するトゥンヌモー、またはトゥンモーと呼ばれる小丘に設けられた方形造の石祠である。屋根部には「昭和十年九月七日設立」と刻まれていることから、昭和10年(1935)頃に設置されたものとみられる。



渡口の五月ウマチー及び六月ウマチーの際には、二番目に拝されている。

●和^ワ仁^ナ屋^マ間のテラ

渡口地区に所在する石造りの祠である。屋根頂部には宝珠が据えられ、壁面は切石による布積みとなっている。内部には神体とされる靈石が数個安置されており、子宝の神として多くの参拝者が訪れている。地元では「和仁屋間のテラ」の呼称が一般的であるが、渡口地区に所在するため、「渡口のテラ」の名称で昭和56年(1981)に県の有形民俗文化財に指定された。



康熙52年(1713)成立の『由来記』には、渡口村の拝所として和仁屋間のテラについての記述が見られ、「往昔、渡口村、高時ト申者、靈石ヲ権現ト崇、宮建立仕タル由伝アリ（高時という人物が靈石を権現として宮に祀った）」と伝えられている。また、昭和45年(1970)発刊の『村史』にも、当時の和仁屋間のテラの写真が残されている。

渡口の五月ウマチー及び六月ウマチーの際には、九番目に拝されている。

●渡口洞穴遺跡

渡口地区に所在する遺跡で、集落後方に位置するトゥンヌモー、またはトゥンモーと呼ばれる小丘の東側を彫り込んで作られた洞穴である。この洞穴は古墓になっており、中には石棺が安置されている。



洞穴の前庭には貝塚や土器などが見られ、沖縄貝塚時代後期末からグスク時代初期頃の遺跡と考えられている。また、昭和45年(1970)発行の『村史』にも、当時の渡口洞穴の写真が残されている。

渡口の五月ウマチー及び六月ウマチーの際には、十二番目に拝されている。

<各地域のウマチーにおいて歴史的風致を形成する建造物>

地区	建造物の概要及び歴史性
仲順	お宮 ・仲順集落中央部のチュンジュンバル地区に所在する祠。仲順大主・舜天王・義本王を祀っているとされる。 ・『村史民俗編』(平成8年(1996)発刊)にて昭和44年(1969)改築と記述。
比嘉	ヒジャヌタウン／カニマン御嶽 ・『村史民俗編』(平成8年(1996)発刊)にて、昭和27年(1952)建立と記述。
熱田	島根殿 ・『村史民俗編』(平成8年(1996)発刊)にて昭和15年(1940)に建立されたと記述。
和仁屋	イーヌウタキ(ワナウガン〈和仁屋御願〉)【渡口】 ・康熙52年(1713)『琉球国由来記』において、「上立神嶽」の記載。 ・『村史民俗編』(平成8年(1996)発刊)において、「和仁屋御願が位置する小高い丘周辺はタチザンムイと呼ばれ、「上立神嶽」は現在の和仁屋御願」とされる。
渡口	渡口の殿：石祠の屋根に『昭和十年九月七日設立』と刻まれている。 和仁屋間の寺：『村史』(昭和45年(1970)発刊)にて写真掲載。 渡口洞穴遺跡：『村史』(昭和45年(1970)発刊)にて写真掲載。洞穴前庭からの出土遺物の状況から、沖縄貝塚時代後期末～グスク時代初期頃の遺跡と想定。
安谷屋	根所火の神 ・康熙52年(1713)『由来記』において、「中之根所」の記載。 ・『村史民俗編』(平成8年(1996)発刊)においては、「中之根所」を根所火の神に比定している。 グスクの七殿 ・康熙52年(1713)『由来記』にて、「安谷屋城之殿」の記載。 ・『村史民俗編』(平成8年(1996)発刊)においては、「安谷屋城之殿」をグスクのタウン(グスクの七殿)に比定している。

<その他ウマチーで巡拝される建造物>

本計画において、「ウマチーにみる歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

地区	建造物名		概要
比嘉	ニッチガミ		比嘉に所在する拝所。昭和46年(1971)建立とされるが正確な設置年代は不詳。 比嘉の五月ウマチーにおいては一番目に拝される。
	遥拝所 (ヨーチガー・タ トウイガー)		比嘉に所在する拝所。正確な建築・建替年代は不詳。 比嘉の五月ウマチーにおいては四番目に拝される。
熱田	ンブガー		熱田に所在するカー(井泉)。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて一番目に拝される。
	メーヌカー		熱田に所在するカー(井泉)。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて四番目に拝される。
	アガリユーヌウト ウーシ		熱田に所在する拝所。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて三番目に拝される。
	ナカジョー 仲門		熱田に所在する拝所で、熱田の中で最も大きな門中の一つである仲門の祖霊などを祀った建物。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて五番目に拝される。
	イーヌカー		熱田に所在するカー(井泉)。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて六番目に拝される。
	松島のカー		熱田に所在するカー(井泉)。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて七番目に拝される。
	ニードゥクル 根所		熱田に所在し、熱田の発祥に関わる旧家。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて八番目に拝される。
	ビジュール		熱田に所在する祠。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて九番目に拝される。

地区	建造物名		概要
熱田	ニーヤガー		熱田に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて十番目に拝される。
	4班の井戸・イチバルガー		熱田に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて十一番目に拝される。また、和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて八番目に拝される。
	熱田シー		熱田に所在する祠。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて十四番目に拝される。
	和仁屋御獄（カンシャギ） ウタキ		熱田に所在する拝所だが、熱田の祭祀では拝されず、和仁屋の祭祀で拝される。正確な建築・建替年代は不詳。 和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて九番目に拝される。
	アガリユーヌウトウシ		熱田に所在する拝所だが、熱田の祭祀では拝されず、和仁屋の祭祀で拝される。正確な建築・建替年代は不詳。 和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて十番目に拝される。
和仁屋	イーヌカー		和仁屋に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 五月ウマチー、六月ウマチーにおいて四番目に拝される。
	ムッテーガー （ニーブガー）		和仁屋に所在するカー（井泉）。昭和61年（1986）以降に改修されたが、元々のカーの正確な建築年代は不詳。 和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて五番目に拝される。
	ンブガー		和仁屋に所在するカー（井泉）。平成28年（2016）に改修されたが、元々のカーの正確な建築年代は不詳。 和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて六番目に拝される。
	エーガー		和仁屋に所在するカー（井泉）。平成2年（1990）に改修された。改修以前から水は沸いておらず、石積みも確認できない。 和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて七番目に拝される。
渡口	ウフヤーンンチュー カミヤニ 大屋門中の神屋		渡口に所在する屋号：大屋の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて一番目に拝される。

地区	建造物名		概要
渡口	ンブガー		渡口に所在するカー（井泉）で、集落の北西側に位置する。上部はコンクリートで整備されているが、内部には石積みを確認でき、現在も湧水がある。正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて四番目に拝される。
	ムラガー （ンブガー）		渡口に所在するカー（井泉）で、集落の北側に位置する。上部はコンクリートで整備されているが、内部には石積みを確認でき、現在も湧水がある。正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて五番目に拝される。
	ムラガー		渡口に所在するカー（井泉）で、集落の北東側に位置する。上部はコンクリートで整備されているが、内部には石積みを確認でき、現在も湧水がある。正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて六番目に拝される。
	ハマガー		渡口に所在するカー（井泉）。元々の場所から国道拡張のために現在地に移設され、その際にコンクリートブロックを組んで井戸を模した形にされたと伝えられるが、正確な建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて七番目に拝される。
	ウグウングワー		渡口に所在する拝所。昔はガジマルが生い茂る中にクルトゥ石（細粒砂岩）で囲まれた祠があり、国道拡張のために現在地に移設されたと伝えられるが、正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて八番目に拝される。
	拝所（カー）		渡口に所在するカー（井泉）。元々は別の場所に所在していたが、平成20年（2008）に現在地に移設され、コンクリートブロックを組んで井戸を模した形にされた。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて十番目に拝される。
	ムラガー		渡口に所在するカー（井泉）で、集落の南東側に位置する。上部はコンクリートで整備されているが、現在も湧水が確認できる。正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて十一番目に拝される。

地区	建造物名		概要
渡口	ナークスクムンチュー カミヤ 宮城門中の神屋		渡口に所在する神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。かつて宮城門中の祖先は別の村に居住していたが、渡口集落へ移り住んだ際に、集落の発祥に関わった家である屋号：大屋と併合されたと伝えられている。正確な建築・建替年代は不詳。 渡口の五月ウマチー・六月ウマチーにおいて最後の十三番目に拝される。
	古井戸		渡口に所在し、熱田集落発祥に関わる井戸。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいては12番目に拝される。また、和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいては二番目に拝される。
	クミシダミ 米須嶽		渡口に所在し、熱田集落発祥に関わる祠。昭和63年（1988）に改修された。 熱田の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて十二番目に拝される。また、和仁屋の五月ウマチー、六月ウマチーにおいて三番目に拝される。
安谷屋	ナーク カミヤ 仲の神屋		安谷屋地区に所在する旧家で、集落の草分けである「仲」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。正確な建築・建替年代は不詳。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて一番目に拝される。
	イーヌウタキ		安谷屋に所在し、安谷屋グスクの頂上付近に位置する御嶽。平場の中央に石の香炉が置かれ、後方には石灰岩礫が環状に配置されている。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて四番目に拝される。
	ウトウーシ		安谷屋の安谷屋グスク内に所在する拝所。岩の前に二基の香炉が安置されており、島尻と今帰仁を遥拝するための場所とされる。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて五番目に拝される。
	シムヌウタキ		安谷屋の安谷屋グスク北東麓に所在する拝所。平場に二基の香炉が安置されている。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて六番目に拝される。
	ヘドウスー 邊土大主之墓		安谷屋に所在し、安谷屋の村建てを行った人物とされる邊土大主の墓である。平成7年（1995）に老朽化のために建て替えられた。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて七番目に拝される。

地区	建造物名		概要
安谷屋	熱田 ^{カミヤマ} の神屋		安谷屋地区に所在する旧家「熱田」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。正確な建築・建替年代は不詳。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて八番目に拝される。
	瑞慶覧ヌンドウンチ跡		安谷屋に所在する拝所で、瑞慶覧村の祭祀を管掌していた瑞慶覧ノロ（祝女、女性祭司）が安谷屋村に嫁いだために安谷屋に移された建物の跡とされる。 現在は神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）だけが残されており、正確な建築・建替年代は不詳。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて九番目に拝される。
	安谷屋ヌンドウンチ		安谷屋に所在する拝所で、安谷屋の祭祀を管掌していた安谷屋ノロ（祝女、女性祭司）の屋敷。敷地内にはノロの住居と神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）があるが、正確な建築・建替年代は不詳。 安谷屋の二月ウマチー、五月ウマチー、六月ウマチーにおいて十番目に拝される。

c) 活動

<渡口のウマチーの活動の詳細>

渡口地区のウマチーについては、康熙^{こうき}52年(1713)成立の『由来記』によると、「麦穂祭之時、神酒・神饌（中略）、稲二祭之時、花米・五水（中略）之供。安谷屋巫ニテ祭祀也。（麦穂祭の時には、渡口の百姓によって神酒や神饌^{みき しんせん}等を捧げた。また、稲二祭の時には花米や神饌の泡盛等を捧げた。安谷屋ノロが祭祀を行った。）」と記されている。かつては集落祭祀を司っていた女性祭司・ノロが豊作を祈願して行っていた祭祀だが、現在は稲作を行っておらず、神役（ノロ）の継承者もいないため、自治会を中心に有志の地域住民によって、集落の人々の健康や繁栄を祈願している。



■渡口の殿への拝礼



■宮城御嶽。直接拝されることはなく、遥拝で拝される

渡口地区の五月ウマチーと六月ウマチーはいずれも同じ順路で行われ、五月ウマチーは旧暦5月15日、六月ウマチーは旧暦6月15日に、自治会役員と有志の地域住民が集い、供物を携えて集落内の拝所十二か所（大屋門中の神屋・渡口の殿・ンブガー・ムラガー（集落北）・ムラガー（集落北東）・ハマガー・ウグワングワー・和仁屋間のテラ・拝所・ムラガー（集落南東）・渡口洞穴遺跡・宮城門中の神屋）を巡る様子を目にすることができる。また、渡口の殿を拝する際には、集落北西部の丘陵上に所在する宮城御嶽に向けた遥拝も併せて行われる。この丘陵一帯には、かつて宮城村という集落があったとされ、同地に居住していた宮城門中の祖先が、渡口集落の草分けの家筋である屋号：大屋と併合し、渡口村に移り住んだと伝えられている。巡拝の最初に拝される大屋門中の神屋と、最後に拝される宮城門中の神屋では火をつけた線香を供えることから、周囲の小道では線香の香りが漂い、拝礼の営みを感じ取ることができる。その他の供物としては、ビンシーや火をつけない線香とそれを乗せた紙・白紙などが捧げられる。巡拝後は、公民館で歓談や休憩を交えながら祭祀が締めくくられる。



<各地域のウマチーで歴史的風致を形成する活動>

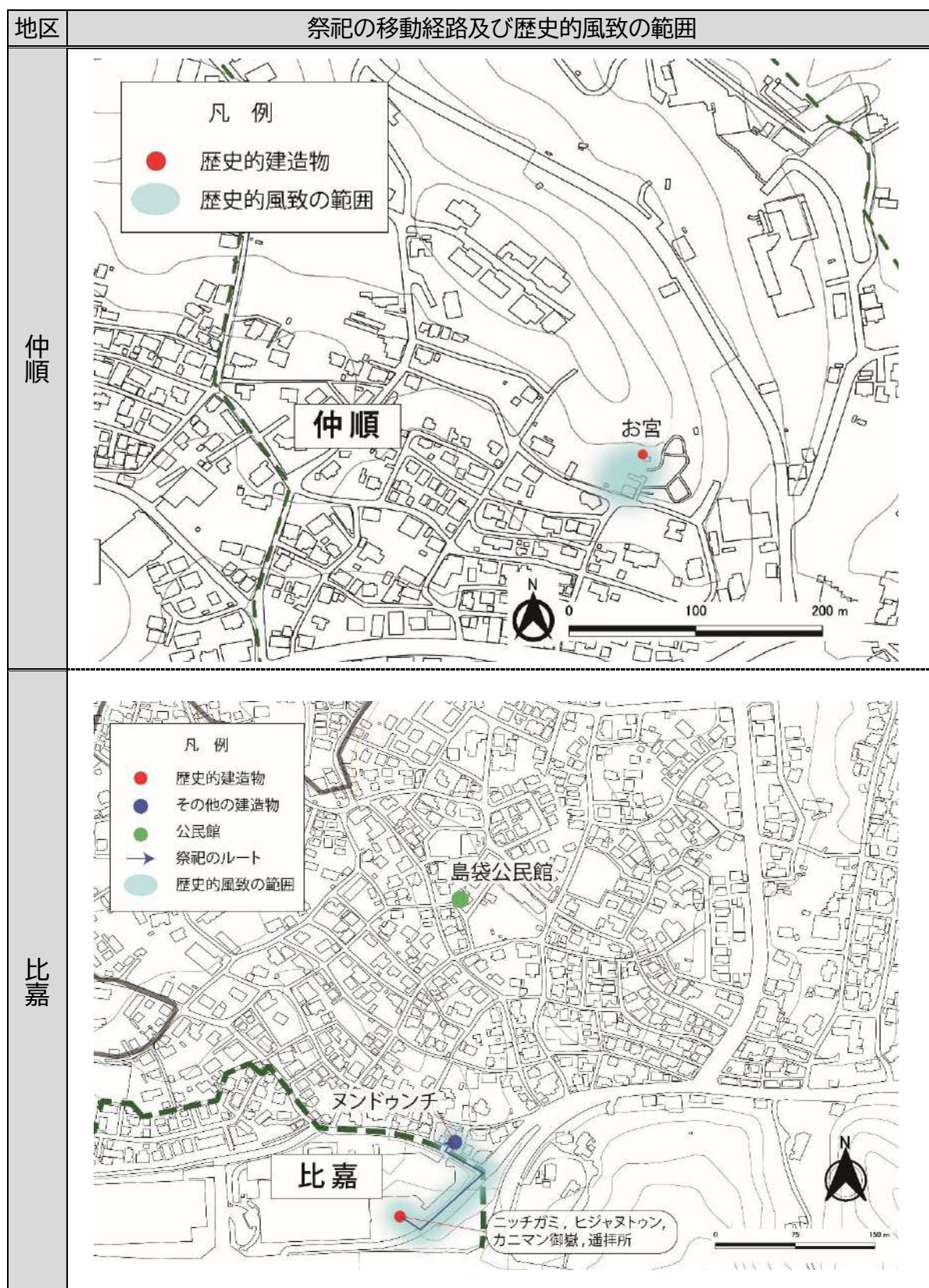
地区	活動の概要及び歴史性
仲順	・ 康熙52年(1713)成立の『由来記』にて、仲順村での麦穂祭（二月ウマチー）、稲二祭（五月ウマチー・六月ウマチー）についての記載。 ・ 仲順部落常会決議録（昭和24年(1949)）に記述。
比嘉	・ 康熙52年(1713)『由来記』にて、比嘉村での麦穂祭（二月ウマチー）、稲二祭（五月ウマチー・六月ウマチー）の記載。（なお、現在は五月ウマチーのみ）
熱田	・ 康熙52年(1713)『由来記』にて、仲順村での麦穂祭（二月ウマチー）、稲二祭（五月ウマチー・六月ウマチー）の記載。 ・ 熱田区金銭出納帳（昭和44年(1969)）記載。
和仁屋	・ 康熙52年(1713)『由来記』にて、和仁屋村での麦穂祭（二月ウマチー）、稲二祭（五月ウマチー・六月ウマチー）の記載。
渡口	・ 康熙52年(1713)『由来記』にて、渡口村での麦穂祭（二月ウマチー）、稲二祭（五月ウマチー・六月ウマチー）の記載。
安谷屋	・ 康熙52年(1713)『由来記』において、安谷屋村での稲二祭（五月ウマチー・六月ウマチー）の記載。

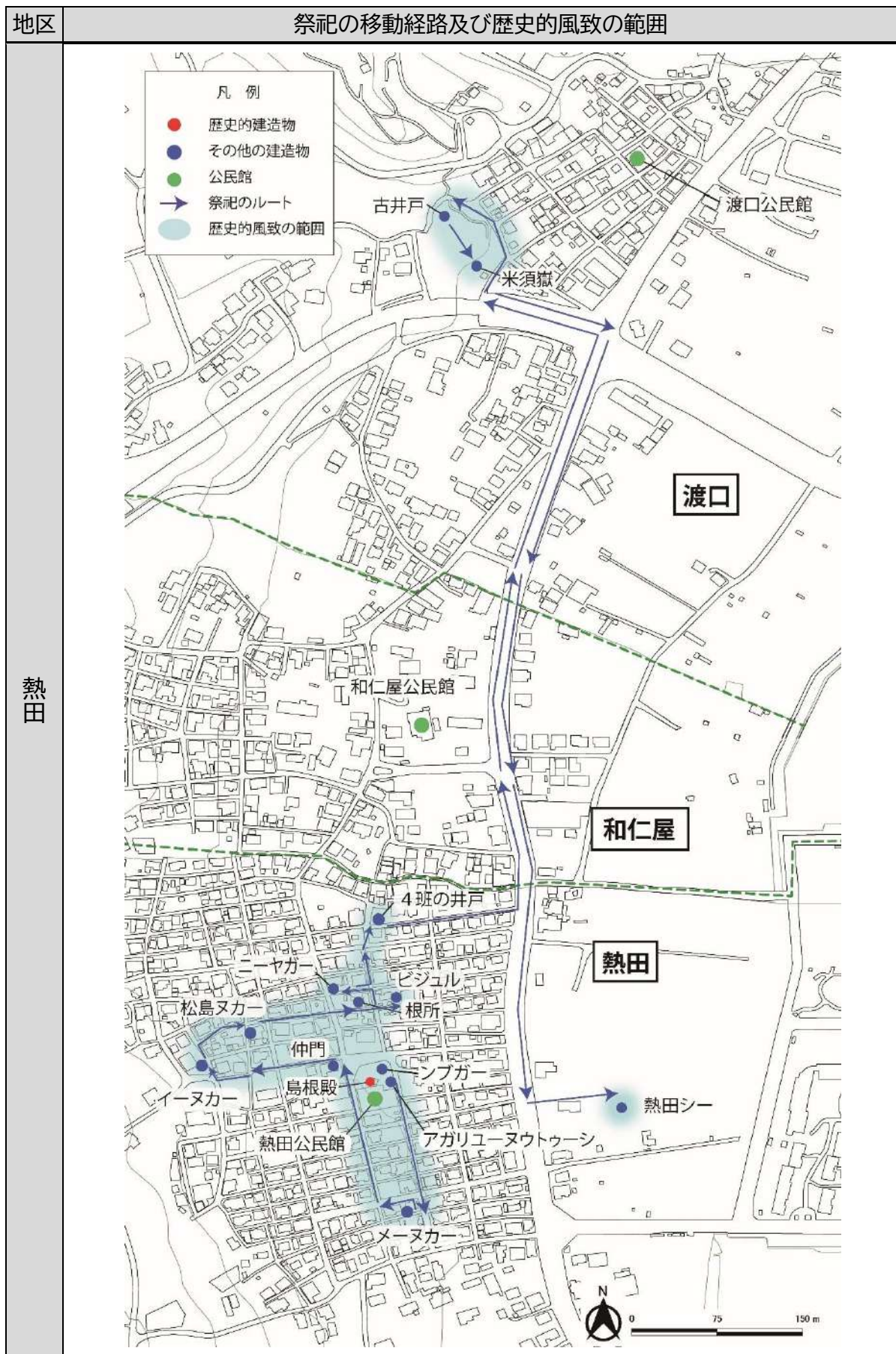
d) ウマチーにみる歴史的風致のまとめ

かつて稲麦の豊作祈願や収穫への感謝を込め、祭司によって執り行われてきたウマチーは、多くの地域で稲作が行われなくなった現在においても、地域の繁栄を願う祭祀として、形を変えながら地域住民によって継承されている。

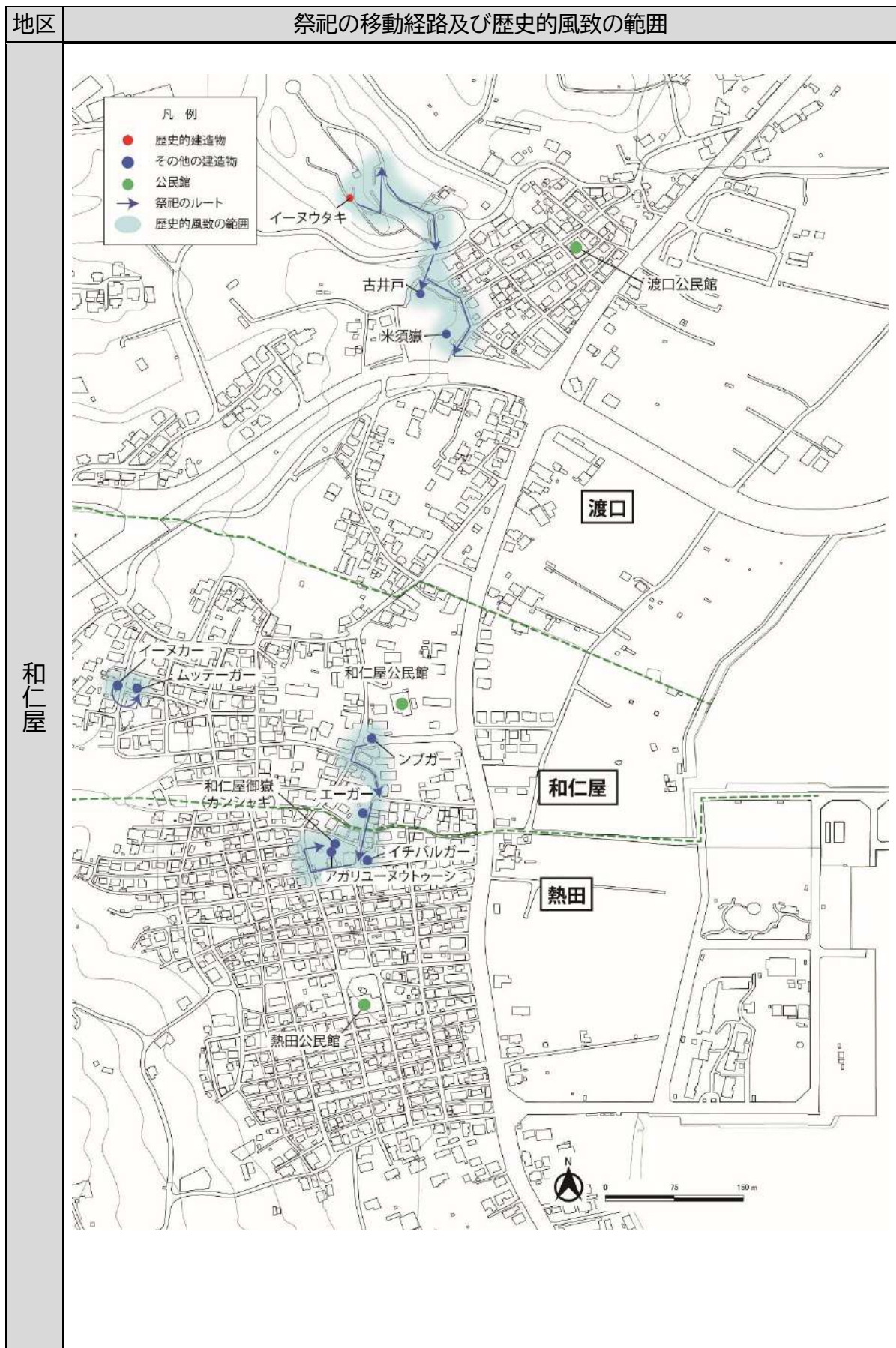
地域の拝所において静かに祈りを捧げる様子や、祭祀に加わった住民同士が和やかに歓談する様子が、集落の空間と人々の営みが重なる歴史的風致を形成している。

<各地域のウマチーにみる歴史的風致>





※島根殿とその他の建造物が、熱田の周辺市街地を形成している。



※和仁屋の建造物とイースウタキ周辺の建造物が、和仁屋の周辺市街地を形成している。

③綱引きにみる歴史的風致

a) 綱引きにかかる取り組みについて

日本各地では、綱引きを伴う祭事や神事が広く行われており、沖縄においても旧盆や夏の行事として地域に定着している。沖縄の綱引きは、ほとんどが集落単位で行われ、豊作と無病息災を祈願する風俗慣習として、平成6年(1994)には国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択された。

北中城村においても、現在は熱田、渡口、安谷屋、大城、荻道などの各地域で毎年行われており、歴史的な建造物の前で行われる拌みや綱を引きあう威勢のよい掛け声が特徴的な年中行事となっている。以下に各地域の綱引きの取り組みを示す。



■熱田の綱引きの様子。子供たちを中心に大人も加わって、太鼓の合図で綱引きが行われる

b) 熱田の綱引きに関する建造物・活動の詳細

b-1) 熱田の建造物等

<熱田の綱引きにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●^{シマニドゥン}島根 殿

熱田地区のほぼ中央、熱田公民館の敷地内に位置する拌所である。島根殿は大きな岩を背にして本殿があり、その前に拌殿がある。以前は石の祠のみであったが、『村史民俗編』（平成8年(1996)）によると、昭和15年(1940)の「紀元2600年記念」の際に鉄筋コンクリート造に建て替えられ、神社様式の拌所となったとされる。また、建て替え時に字内に点在する神々を本殿に合祀したという。本殿の形式は一間社流造であり、拌殿は入母屋造、平入の木造赤瓦本瓦葺で軸部は戦前のものとされる。



旧暦6月14日の綱引きの祭祀前に行う拌礼において、自治会役員や有志の方々が二番目に拌する。

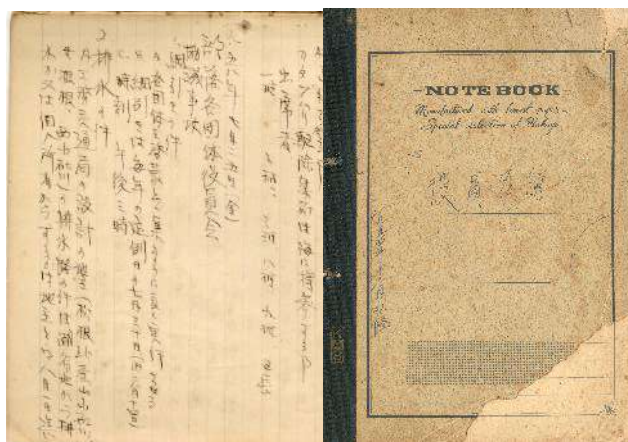
<熱田の綱引きで巡拝されるその他の建造物>

本計画において、「熱田の綱引きにみる歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

建造物名		概要
ンブガー		熱田に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の綱引きにおいて一番目に拝される。
アガリユーヌウトゥーシ		熱田に所在する拝所。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田の綱引きにおいて二番目に拝される。

b-2) 熱田の活動

熱田地区の綱引きは、前段の儀式として集落内の主要な拝所の巡拝後に、熱田公民館前の通りで執り行われる。例年、旧暦6月14日に地域の豊作と無病息災を祈願する祭祀である。戦前、稲作を中心とした農業が盛んであった時代には、集落を挙げた重要な年中行事として位置づけられ、仕事も休んで準備や行事に取り組んだと伝えられている。熱田公民館所蔵の昭和33年(1958)の役員議事録においても「1958年7月25日部落各団体役員会協議事項 綱引きの件 A. 各団体を啓蒙して集まりに良く実行させる B. 綱引きは毎年の定例日の7月30日(旧6月14日)」とあり、当時から地域住民が主体となって取り組まれてきたことがうかがえる。



■熱田役員会議事録（熱田公民館提供）

祭祀当日には、自治会役員や有志の住民が参加し、綱引きに先立って拝みが行われる。ンブガー・島根殿・アガリユーヌウトゥーシの三か所の拝所やカーを巡拝し、供物としてビンシーと果物、火をつけない線香とそれを敷く紙・白紙などを供える。



■ンブガーを拝する自治会役員と有志の参加者

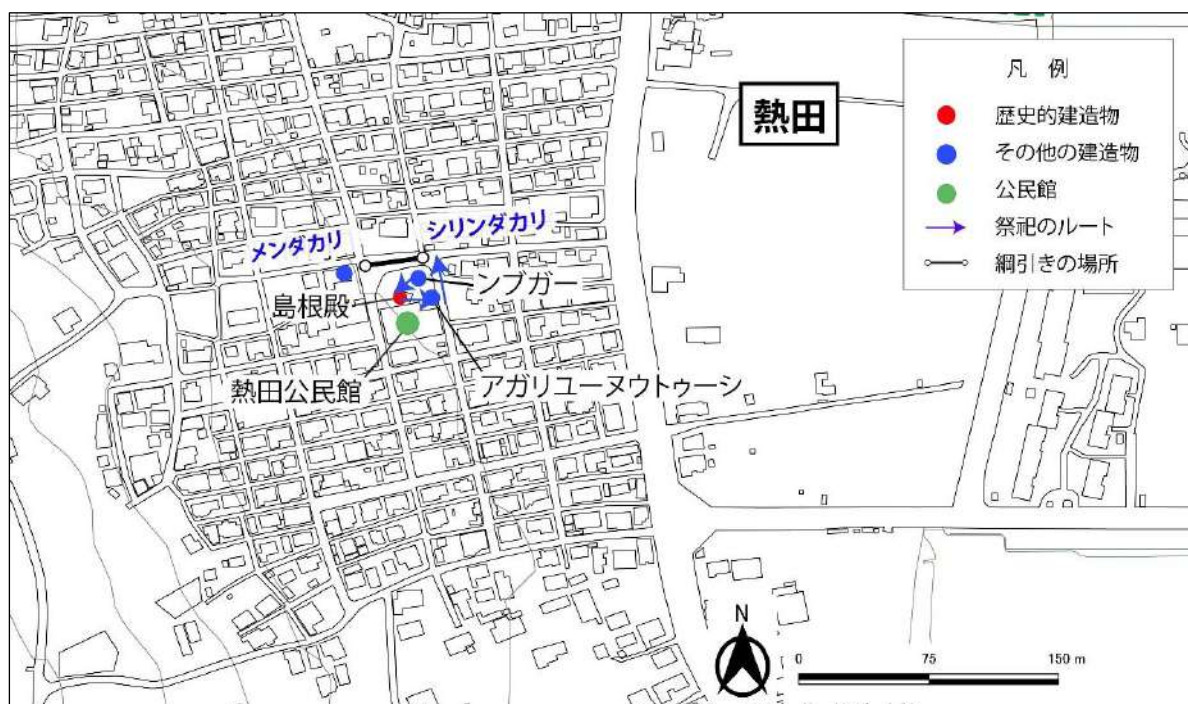
拝みを終わると、公民館北側に並行に伸びる道・シマナーカに、四本の旗頭と綱が設置される。かつて稲作が盛んであった頃には、各家庭から集めた藁を用いて大綱がつくられていたが、現在はロープが用いられている。公民館を境に西側を「メンダカリ（前）」、東側を「シリンダカリ（後）」と分け、地域の子供から大人までが太鼓の合図に合わせて綱を引きあう。綱引きは場所を入れ替えながら全部で二回行われ、太鼓の音と参加者の掛け声が辺りに響き渡る。綱引きを終えると、子供たちは菓子を受け取って解散し、自治会役員や有志の住民は片付けを行いながら公民館で歓談し、祭祀が締めくくられる。



■シマナーカに配置される綱



■シマナーカに配置される旗頭
 （「大勝利」と書かれた旗が三本と、「西之平」と書かれた旗が設置される）



c) 萩道の綱引きに関する建造物・活動の詳細

c-1) 建造物等

<萩道の綱引きにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●萩道のヒージャーガー

北中城村南部の萩道地区に所在するカー（井泉）で、「ヒージャー」とは方言で「樋川」を意味し、湧水を石造の架け樋で取水する構造の井戸を指す。現在も井戸の石積みや樋、石敷き、周囲の土留め石積みがよく残っており、平成8年（1996）発刊の『村史民俗編』によれば、大正12年（1923）に改修されたものとされる。近年は井泉の周囲に遊び場や東屋が設けられ、地域住民の憩いの場ともなっている。



■ヒージャーガー

萩道の綱引きにおいて直接拝されることはないが、綱引きに先立って参加者が集落内を練り歩く「道ジュネー」が行われており、その際に参加者の隊列が通過する県道146号線沿いに位置している。萩道のヒージャーガーを背に、綱引きに参加する子供たちの掛け声や賑わいを感じ取ることができる。

<萩道の綱引きに関連するその他の建造物>

本計画において、「萩道の綱引きにみる歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

建造物名		概要
イーヌカー		萩道に所在するカー（井泉）。平成20年（2008）に萩道・大城湧水群のひとつとして環境省の「平成の名水百選」に認定された。正確な建築・建替年代は不詳。 萩道の綱引き（チナヒチ）において直接は拝されないが、イーヌカー前の通りで道ジュネーが行われる。
イリヌカー		萩道に所在するカー（井泉）である。平成20年（2008）に萩道・大城湧水群のひとつとして環境省の「平成の名水百選」に認定された。正確な建築・建替年代は不詳。 萩道の綱引き（チナヒチ）において直接は拝されないが、イリヌカー前の通りで道ジュネーが行われる。
萩道の歌碑		萩道に所在する歌碑で、民謡「挽物口説」の一節が刻まれている。平成14年（2002）に建立された。 萩道の綱引き（チナヒチ）において直接は拝されないが、歌碑前の通りで道ジュネーが行われる。

c-2) 萩道の活動

萩道地区の綱引きは、前段の儀式として集落内を練り歩く道ジュネーを行った後に、萩道公民館横の通りで執り行われる。例年、旧暦6月14日に地域の豊作と無病息災を祈願する祭祀である。昭和40年(1965)5月17日付の『沖縄タイムス』掲載の記事「ふるさとの顔(74)萩道」には、「同部落の綱引きは旧の六月に豊年祭りに行われている」とあり、あわせて「本物の綱のほかにつくった小さな縄を焼いて神様にそなえている」と紹介されている。かつては藁で作った綱が用いられていたが、現在は集落内で稲作が行われておらず藁が手に入りづらいことから、麻製のロープが祭祀では用いられている。

祭祀が近づく頃になると、地域の子供たちは、かつて綱引きで使用されていた旗頭を模した太鼓型の灯籠「テークドゥール」を自作する。祭祀当日には、このテークドゥールを持って公民館に集まり、

引率の大人や自治会役員とともに集落内を練り歩く「道ジュネー」を行う。この際、子供たちは「ワラー、ワラー」という掛け声をあげながら歩くが、これは、かつて道ジュネーが綱の材料となる藁を各家庭から集めるために行われていたことに由来する。道ジュネーの道中では、引率の大人が戦前の綱づくりや綱引きの様子、昔ながらの地域の風景などを子供たちに語り聞かせる様子を見聞きできる。



■沖縄タイムス(昭和40年)
萩道に関する特集記事



■テークドゥールを手に公民館前に集まる子供たちの様子

集落を一巡して公民館に戻ると、公民館前の通りで綱引きが行われる。まずは子供だけが参加し、男女に分かれて綱を引き合う。勝負は二回行われ、二回目は初回に負けた側へ勝ちを譲ることで、一勝一敗で引き分けるよう取り計らわれている。



■子供たちを男女に組み分けて綱を引き合う様子

続いて、大人が参加する綱引きが行われる。特定の屋敷を境に集落内を東西に分け、参加者はそれぞれの居住地に応じて東西に分かれて綱を引き合う。子供たちの綱引きと同様に二本勝負とし、東西それぞれ一勝一敗となるよう取り計らわれる。綱引きが終わると、参加者は公民館の広場で飲食をともにしながら歓談し、祭祀を締めくくる。



■大人も参加する綱引きは居住地によって東西で分かれる



■綱引き後の公民館前広場の歓談の様子

一方、自治会役員らと有志の住民は、集落の外れにある「アカバンタ」と呼ばれる場所へ移動し、厄払いとして綱引きの綱頭を焼く儀礼を行う。かつては実際の綱引きで用いた綱頭を焼いていたが、現在は儀礼用に別途用意した小綱を用いて行われる。小綱に酒や水、米などの供物を供え、線香をあげて地域住民の無病息災などを祈願した後、火が点けられる。麻縄の焼ける匂いを周囲に漂わせ、小綱が燃え尽きるとともに儀礼は終了となる。



■集落北部の外れにある丘陵地「アカバンタ」バンタとは崖の淵を指す語句



■アカバンタで儀礼用の小綱を燃やす様子

d) 安谷屋の綱引きに関する建造物・活動の詳細

安谷屋地区の綱引きは、カシチーの祭祀とセットで執り行われる。集落内の拝所の巡拝の後に、屋号：仲の屋敷の庭と屋敷に面した通り（クシミチ）で綱を引く。例年、旧暦6月25日に住民の健康と豊年を祈願する祭祀である。

また、昭和33年(1958)8月14日付発行の『琉球新報』においては、旧暦6月25日にあたる同年8月10日において、安谷屋で豊年を祈願する綱引きが行われた記事が残されている。

※建造物・活動の詳細は「古城周辺にみる歴史的風致
＜①グスクと祭祀活動にみる歴史的風致＞（68ページ）」を参照



■昭和33年(1958)発行
『琉球新報』

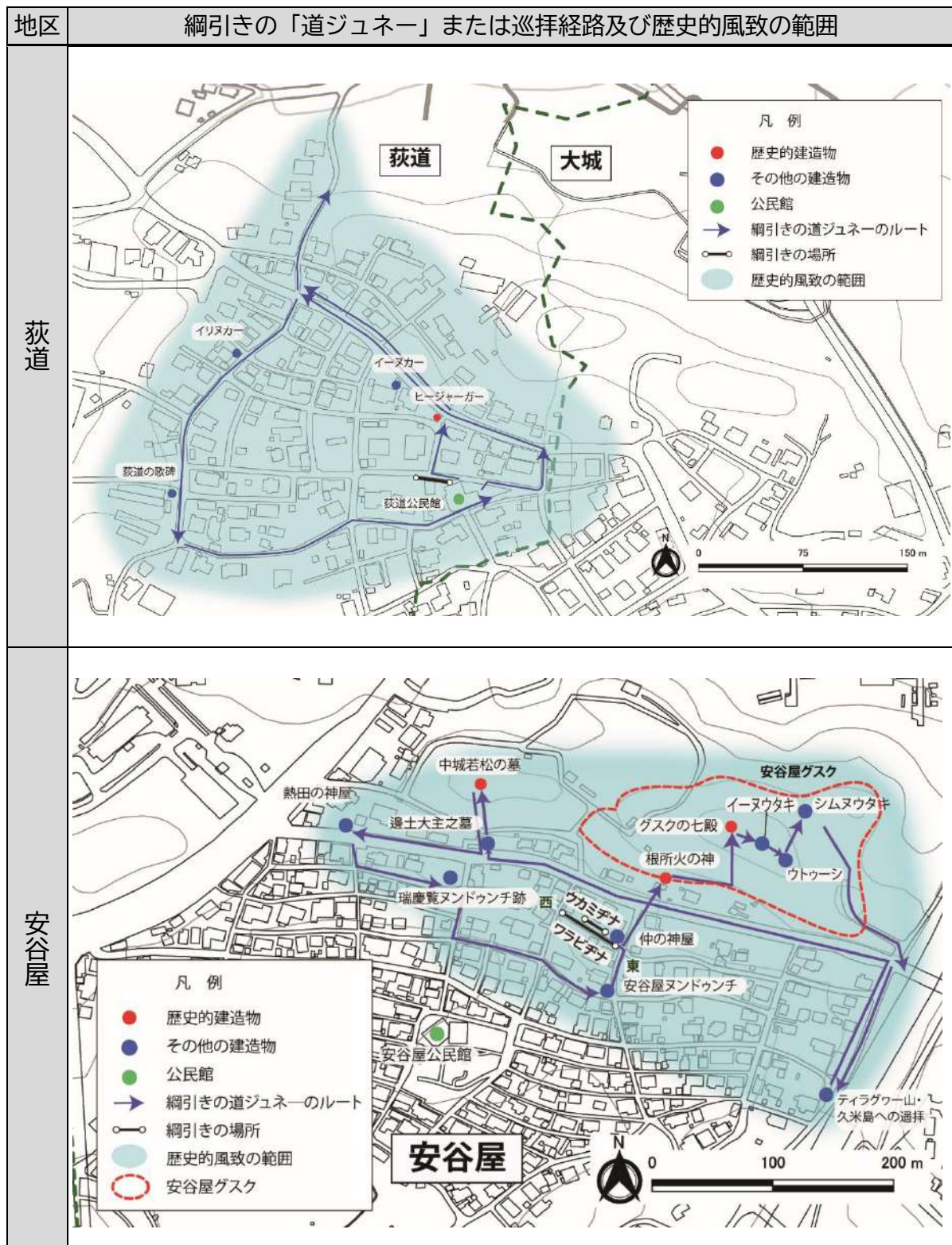
e) 綱引きにみる歴史的風致のまとめ

綱引きの祭祀は、豊年や無病息災を祈願する年中行事として、現在まで受け継がれてきている。拝みを伴う祭祀と綱の引き合いを通して、地域住民の人々の交流や地域への愛着を深める活動となっている。

集落内に響きあう住民たちの掛け声や太鼓の音色、拝みの祭祀とともに漂う線香や綱を焼く匂いなどの風情が、地域固有の歴史的風致を形成している。

＜各地域の綱引きにみる歴史的風致＞





④カシチー・ウハチにみる歴史的風致

a) カシチーにかかる取り組みについて

カシチーとは、沖縄諸島で古くから執り行われてきた年中行事の一つで、新米や糯米^{もち}で炊いた強飯^{こわめし}（カシチー）を火の神や祖霊に供え、稲の収穫を感謝し、次の年の豊作を祈願する祭祀である。北中城村では、喜舎場・熱田・和仁屋^{わにや}・島袋^{しまぶく}・瑞慶覧^{ずけらん}・安谷屋・大城・荻道などの集落において、旧暦6月25日に行われているが、現在は殆どの地域では稲作を行っていないため、地域の安全や住民の健康を祈願する行事としての意味合いを持つようになっている。



■安谷屋のカシチーの様子（瑞慶覧又ンドゥンチ跡）

基本的には集落内の拝所に供物を捧げながら巡拝する形で行われるが、安谷屋では綱引きを併せて執り行われる一方で、熱田では新米を供えることからウハチ（御初）と呼ばれるなどの違いもある。以下に熱田地区と安谷屋地区のカシチー、ウハチの取り組みを示す。

b) 熱田のウハチに関する建造物・活動の詳細

b-1) 熱田の建造物等

<熱田のウハチにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●島根殿（再掲）

熱田地区に所在する拝所で、『村史民俗編』（平成8年(1996)発刊）によると、昭和15年(1940)に建て替えられ、現在の神社様式の拝所になったとされる

熱田地区のウハチにおいては、二番目に拝される。



●和仁屋間のテラ（再掲）

渡口地区に所在する拝所で、渡口交差点の北東側に位置し、南向きに設けられた方形造の石祠である。渡口地区に所在するため、昭和56年(1981)に県の有形民俗文化財に「渡口のテラ」の名称で指定された。



康熙52年(1713)成立の『由来記』に記述がある他、昭和45年(1970)発行の『村史』にも、当時の和仁屋間のテラの写真が残されている。

熱田のウハチにおいては、八番目に拝される。

<熱田のウハチで巡拝されるその他の建造物>

本計画において、「熱田のウハチの歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

地区	建造物名		概要
熱田	ンブガー		熱田に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のウハチにおいては一番目に拝される。
	アガリユーヌウトウーシ		熱田に所在する拝所。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のウハチにおいては三番目に拝される。
	熱田シー		熱田に所在する祠。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のウハチにおいては最後の九番目に拝される。
渡口	古井戸		渡口に所在し、熱田集落発祥に関わる井戸。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のウハチにおいては六番目に拝される。
	クミンダツ米須嶽		渡口に所在し、熱田集落発祥に関わる祠。昭和63年(1988)に改修された。 熱田のウハチにおいては七番目に拝される。

b-2) 熱田及び渡口における活動

熱田地区では、旧暦6月25日に行われる祭祀をウハチと呼び、古くは新米を供えて収穫への感謝と翌年の豊作を祈願する行事として執り行われてきた。現在では稲作が行われていないことから、地域住民の健康を祈願する祭祀として受け継がれている。

かつて集落の祭祀を司っていたノロや神役の継承者は現在おらず、自治会や地域の有志が中心となって祭祀を執り行っている。また、熱田公民館所蔵の『熱田区金銭出納帳』には、昭和39年(1964)のウハチ(オハチ)に際して支出された費用が記録されており、当時から地域住民が祭祀の運営や準備に深く関わっていたことが確認できる。

日	項目	収入金額	支出金額	残高
7月3日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		10,000
7月5日	新田町二丁目児童会館(奉納金)		4,000	6,000
7月10日	マニロー(奉納金)		3,234	2,766
7月18日	民権会館奉納金		500	2,266
7月19日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		12,266
7月16日	市庁舎(奉納金)		4,000	8,266
7月22日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		18,266
7月28日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		28,266
7月30日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		38,266
7月31日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		48,266
8月1日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		58,266
8月6日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		68,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		78,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		88,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		98,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		108,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		118,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		128,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		138,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		148,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		158,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		168,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		178,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		188,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		198,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		208,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		218,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		228,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		238,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		248,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		258,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		268,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		278,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		288,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		298,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		308,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		318,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		328,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		338,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		348,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		358,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		368,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		378,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		388,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		398,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		408,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		418,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		428,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		438,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		448,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		458,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		468,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		478,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		488,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		498,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		508,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		518,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		528,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		538,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		548,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		558,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		568,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		578,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		588,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		598,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		608,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		618,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		628,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		638,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		648,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		658,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		668,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		678,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		688,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		698,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		708,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		718,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		728,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		738,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		748,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		758,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		768,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		778,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		788,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		798,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		808,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		818,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		828,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		838,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		848,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		858,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		868,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		878,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		888,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		898,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		908,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		918,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		928,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		938,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		948,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		958,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		968,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		978,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		988,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		998,266
8月13日	新田町の稲刈り奉納金	10,000		1,008,266

■熱田金銭出納帳(熱田公民館提供)

ウハチの祭祀では、熱田地区の拝所だけでなく、渡口地区の拝所や市外の神社など、合わせて九か所を巡拝する。これは、熱田集落が元々、渡口集落北側一帯から現在の地に移り住んだと伝えられていることに由来する。

まず、集落内の拝所三か所(ンブガー・島根殿・アガリユーヌウトゥーシ)では、参加者がビンシーを携えて巡拝し、果物や火をつけない線香などを供えながら拝礼する様子を目にすることができる。



■カーや拝所への供物

続いて参加者は車で移動し、宜野湾市に所在する普天満宮と普天満山神宮寺の二社を参拝する。

その後、渡口地区へ車で移動し、拝所二か所(古井戸・米須嶽)を拝し、さらに車で和仁屋間のテラへと向かう。和仁屋間のテラでは、石造りの祠の内部に自治会長と代表者一名が身をかがめて入り、その



■普天満山神宮寺への参拝の様子

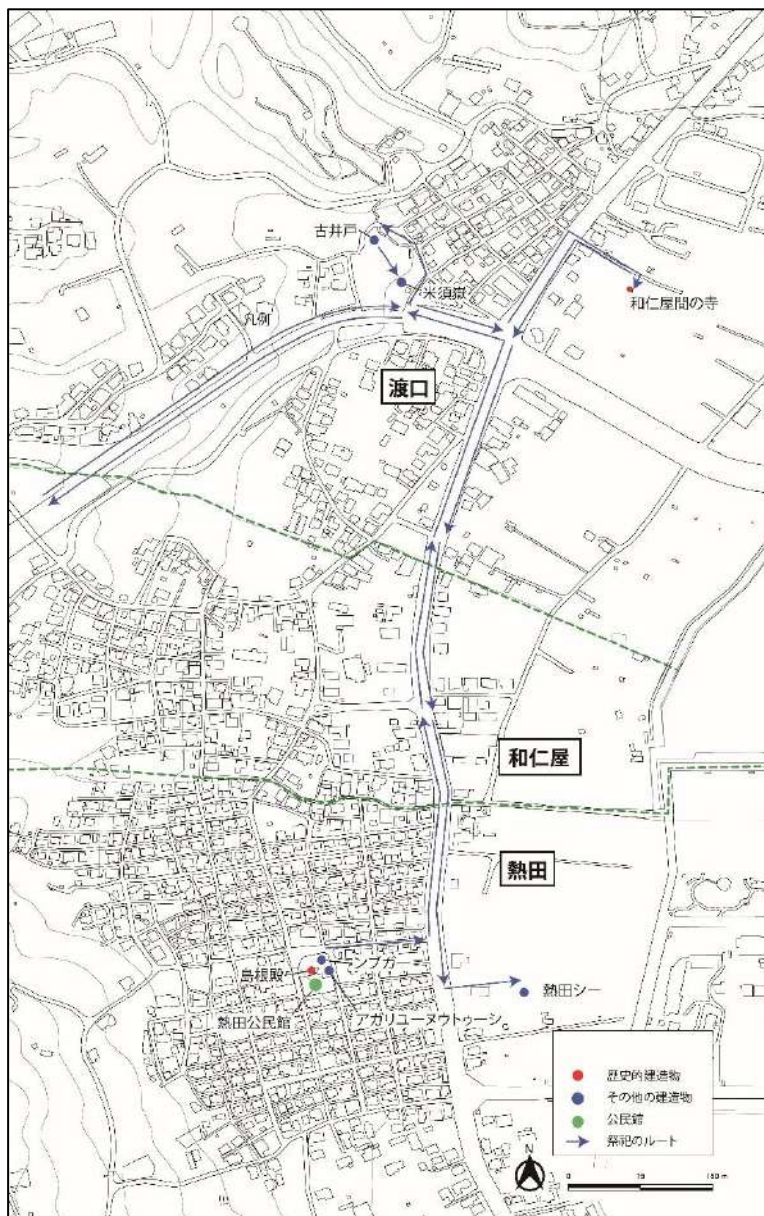
他の参加者は祠の入口を囲うように外から拝礼する様子が見られる。

最後に再び車で熱田地区へ戻り、海のかなたへの遥拝所とされる熱田シーを拝した後、公民館にて飲み物や食べ物が振るまわれ、歓談のうちに祭祀は締めくくられる。



■和仁屋間のテラに入り拝礼する自治会長と代表者(左) その他参加者は外で拝む(右)

<熱田のウハチのルート>



c) 安谷屋のカシチーに関する建造物・活動の詳細

安谷屋のカシチーは、旧暦6月25日頃に行われる稲の収穫に感謝する祭祀である。

安谷屋公民館所蔵の『字安谷屋特別會計簿』（昭和26年(1951)）には、「旧六月二十五日 かしち」に際し、卵やメリケン粉、酒などを購入した記録が残されている。

※建造物・活動の詳細は「古城周辺にみる歴史的風致
＜②グスクと祭祀活動にみる歴史的風致＞68 ページ」を参照



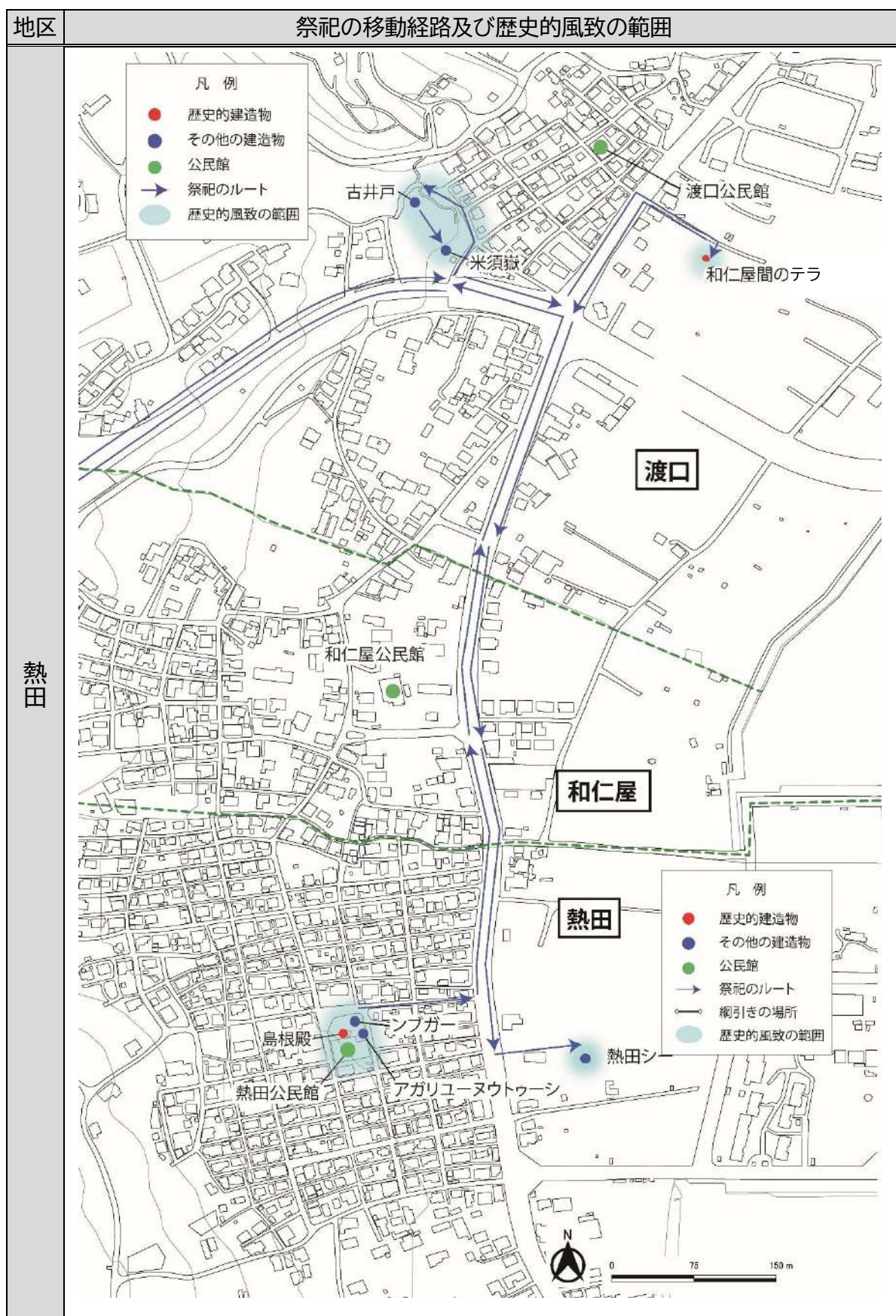
■昭和26年(1951)『安谷屋区特別会計簿』における備品購入の記載

d) カシチー・ウハチにみる歴史的風致のまとめ

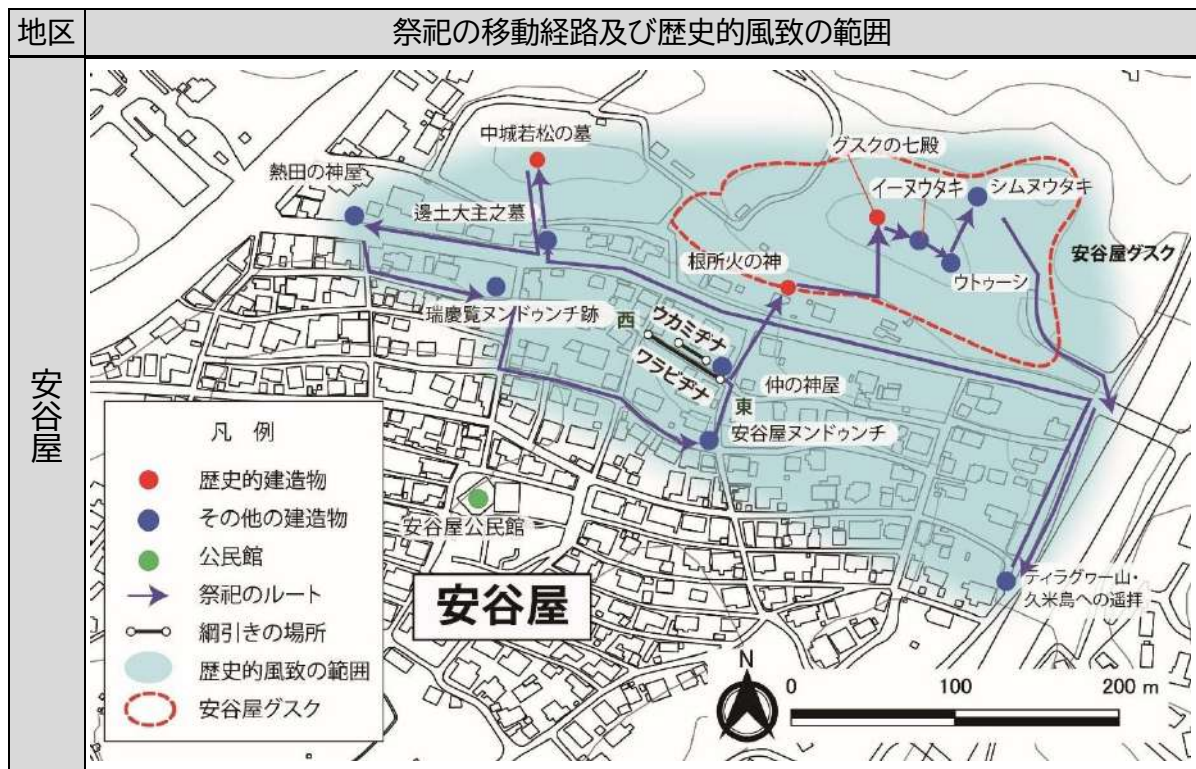
かつて稲の収穫を感謝し次年の方策を祈願して祖霊や火の神に強飯を供える祭祀であったカシチーとウハチは、稲作を行わなくなった現在においても、地域の繁栄を願う祭祀として、形を変えながら地域住民によって継承されている。

地域の拝所において静かに祈りを捧げる様子や、祭祀に加わった住民同士が和やかに歓談する様子が、集落の空間と人々の営みが重なる歴史的風致を形成している。

<各地域のカシチー・ウハチの歴史的風致図>



※島根殿とその他の建造物が、熱田の周辺市街地を形成している。



⑤ハタスガシーにみる歴史的風致

a) ハタスガシーにかかる取り組みについて

ハタスガシーとは、沖縄本島中部において盆行事の直後に行われる悪霊払いの行事である。「ハタ(旗)スガシー」という名称は、「旗をなびかせながら村中を練り歩いて浄め、その旗のもとでムラアシビ(村芝居)を行う」ことに由来するとされる。また、「スガシー」という語句には「風を通す、風に当てる」という意味がある。

北中城村においては、旧暦7月17日に、村南部の荻道地区と大城地区の隣接する二集落が合同で実施しており、それぞれの集落が地域の豊年と住民の無病息災を祈願している。



■ 拝所の前で旗を振る参加者の様子（荻道）

b) 荻道・大城のハタスガシーに関する建造物・活動の詳細

<ハタスガシーにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●^{チュンナーニードウクル}喜友名根所

北中城村南部の大城地区に所在する拝所で、荻道地区と大城地区の両住民がハタスガシーに際して拝している。「根所」とは、「集落の発祥に関わる最も古い家」のことを意味する。

平成8年(1996)発刊の『村史民俗編』には、「戦前は茅葺の母屋と家畜小屋、祭祀のための建造物・「神アシャギ」が建っていた」とあるが、戦争により直系の子孫が絶え、現在は敷地内に祖霊などを祀る建物「神屋」が残されている。正確な建築時期は不明であるが、昭和40年(1965)5月18日付『沖縄タイムス』の「ふるさとの顔(75) 北中城村(6)大城」記事には、根所内の祭壇の様子を伝える記述が残されており、その頃には既に現在の拝所の形式に近い構造であったものと推定される。



■ 喜友名根所 改修前の外観



■ 改修前の内部の壇

当初の神屋は四畳ほどの敷地にコンクリートブロック積みの壁を巡らせて祭壇を囲う造りで、内部正面奥壁にはブロックの空洞を利用した換気口が設けられていた。入口には、観音開きの木製の扉が据えられていた痕跡が確認できるが、近年は常時開放された状態であった。直近の大城自治会による改修により、現在は鉄筋コンクリート造の平屋となっている。入口にはアルミサッシ窓を設えており、普段は施錠され内部に入れないように管理されている。外観は大きく変化したものの、内部の祭壇は従前の造りを維持している。



■喜友名根所 改修後の外観



■改修後の内部の祭壇

●クチャニードゥクル 久知屋根所

北中城村南部の大城地区に所在する拝所で、喜友名根所と同様に、集落発祥に関わる根所であると伝えられている。

一般的な鉄筋コンクリート造り平屋の住宅で、居住空間である母屋と、火の神のほか祖先や観音絵像を祀った祭壇のある部屋（神屋）に分かれる。このうち、祖先を祀った祭壇を荻道地区と大城地区の住民が拝している。正確な建築時期は不明であるが、昭和40年(1965)5月18日付『沖縄タイムス』の「ふるさとの顔(75)北中城村(6)大城」記事に、「クチャの屋敷跡」や「クチャ根所」との記述がみられることから、その頃には既に当該拝所が存在していたものと推定される。



■久知屋根所 外観（母屋）



■神屋の祖先を祀った祭壇

●荻道のヒージャーガー

北中城村南部の荻道地区に所在するカー（井泉）で、「ヒージャー」とは方言で「樋川」を意味し、湧水を石造の架け樋で取水する構造の井戸を指す。現在も井戸の石積みや樋、石敷き、周囲の土留め石積みがよく残っており、平成8年(1996)発行の『村史民俗編』によれば、大正12年(1923)に改修されたものとされる。近年は井泉の周囲



■荻道のヒージャーガー

に遊び場や東屋が設けられ、地域住民の憩いの場ともなっている。

ハタスガシーにおいて直接拝されることはないが、旗頭の行列が通る県道146号線沿いに位置しており、荻道のヒージャーガーを背にその掛け声や賑わいを感じ取ることができる。

<ハタスガシー（大城・荻道）に関連するその他の建造物>

本計画において、「ハタスガシーの歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

地区	建造物名		概要
荻道	ウカミヤー（御神屋）		荻道地区に所在する拝所。集落の守り神を祀る祭壇が設けられている。現在の御神屋は、昭和50年(1975)年以降に改修・建て替えられたものである。 ハタスガシーで使用される荻道の旗頭は御神屋に保管されており、祭祀の日には青年会や有志の人々によって取り出され、組み立てられる。
	ムンチュウ 仲元門中の根所		荻道地区に所在する旧家で、荻道集落の草分けの家とされているが、その設立年代は不詳である。建物内部には、仲元家の遠祖と観音を祀る祭壇が設けられており、荻道の自治会長や有志の人々によって、二番目に拝されている。
大城	ヌンドウンチ跡（ヌンドウルチ跡）		大城地区に所在する拝所で、大城ノロの屋敷跡とされる。戦前には家屋が建っていたが、沖縄戦で焼失し、現在は敷地内に神屋（設立年代不詳）のみ建てられている。 ハタスガシーでは、大城集落だけでなく、荻道集落の人々もこの拝所を拝している。
	メーチュンナー 前喜友名の拝所		大城地区に所在する拝所で、ヌンドウンチ跡に近接した敷地に位置している。設立年代は不詳で、コンクリートブロックの壁面に、内部はブロックを積み上げた祭壇が設けられている。 ハタスガシーでは荻道集落の人々が拝している。

c) 荻道・大城のハタスガシーの活動の詳細

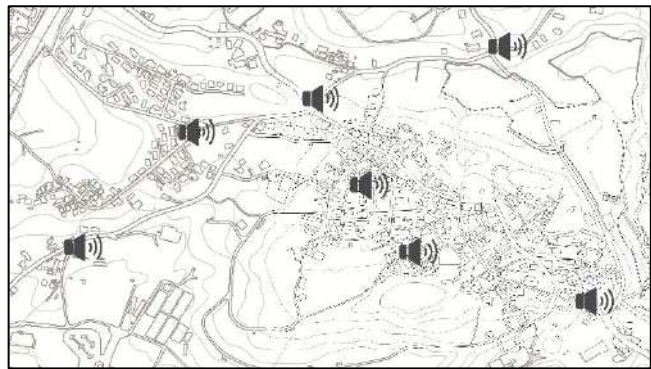
旧暦7月17日に行われるハタスガシー（旗すがし）は「チャイファー」とも呼ばれ、荻道・大城の両集落が合同で行う厄払いの祭事である。有志らが聖地や旧家を巡拝するとともに、旗頭を先頭に銅鑼の音とかけ声に合わせて住民が集落内を練り歩く。祭祀の終盤には、両集落の旗頭行列が合流し、荻道・大城境界の広場で棒術の演舞が披露される。当日は、荻道・大城の両自治会長による公民館の屋外拡声器（スピーカー）からの呼びかけを合図に、家を出て拝所へと向かう住民たちの姿が見られ、両集落全体が祭祀の賑わいに包まれる。

荻道・大城が合同で祭祀を行うようになった経緯や、いつ頃から

行われるようになった祭祀かといった歴史は明らかではない。平成8年(1996)発行の『村史民俗編』には「大城の村遊びは、明治の末頃まではやっていたが、大正の初め頃には中断し、昭和の初め頃に復活した。その大正年間、御願としての旗すがし(行列)だけをやっていた。」との記録があり、少なくとも大正時代(1912～1926年)には大城でハタスガシーが行われていたことがわかる。また、昭和40年(1965)の5月17日付『沖縄タイムス』の記事「ふるさとの顔(74) 北中城村(5) 荻道」においても、荻道で旧暦7月17日に行われた祭祀の様子が描写されている。



■ウカミヤーから取り出された荻道の旗頭



■荻道・大城一帯の屋外拡声器の位置図

【祭祀の開始前】

旧暦7月17日のハタスガシー当日夕方頃には、荻道・大城両公民館の屋外拡声器(スピーカー)から開催時刻の案内と住民への参加呼びかけが流される。その合図を受けて、荻道の住民はウカミヤーへ、大城の住民はヌンドウルチ跡へと向かい始める。

荻道のウカミヤーには旗頭が保管されており、拝所に集まった青年会や有志らによって組み立てが行われる。

一方、大城集落では戦前までヌンドウルチ跡に旗頭等を保管していたが、現在は別の場所へ移されている。祭祀当日は、夕刻になると県道146号線の一角、通称「ウフミチ」と呼ばれる道路沿いに大城の旗頭が立てられ、銅鑼の音が鳴り響く。その音を受け、大城集落の住民らが徐々に集まってくる様子を目にすることができる。

【旗頭】

年中行事などに用いられる^{のぼり}幟のことを指し、先頭にはトゥール(灯籠^{とうろう})やゴー(輪)などの装飾が施される。全長6～8m、重さは50～60kgほどで、旗には地域を象徴する言葉や祈願の語句が記される。荻道の旗頭には「天下泰平遊楽」、大城の旗頭には「飛龍昇天」と書かれている。

【荻道のハタスガシー】

荻道の自治会長や有志は先ずウカミヤーに集まり、荻道内にある二つの拝所であるウカミヤーと仲元門中の根所を巡拝する。その間、青年会や子供たちはウカミヤーに集合し、旗頭行列の開始を待つ。自治会長ら一部の参加者は仲元門中の根所を拝んだ後、大城地域の拝所へと向かうが、旗頭行列の一団はウカミヤーに残り行進を始める。子供が銅鑼を打ち鳴らし、参加者が



■銅鑼の音を聞いて家から出てきた大城の住民の様子



■荻道(左)と大城(右)の旗頭



■仲元門中の根所の祭壇を拝する自治会長や有志の参加者

「チェイファ チェイファ」とかけ声を上げる中、青年会の若者が旗頭を掲げ、ウカミヤ前広場を反時計回りに七周半練り歩く。その後、一行はウフミチを通して、荻道・大城の境界にある兄弟広場へと行進する。



■ウフミチを練り歩く青年会や子供達

一方、大城へ移動した荻道の自治会長らは、喜友名根所、久知屋根所、ヌンドウンチ跡、前喜友名の拝所を巡拝する。平成8年(1996)発刊の『村史民俗編』では、「荻道部落が大城の聖地・根所を拝むいわれは定かではない」としつつも、「荻道と大城が「ウンジョウ・ウフグスク」(荻道・大城)と二村落で併称されるように、両ムラの関係は深いところがあった」と記されている。

巡拝を終えると、同じくハタスガシーの巡拝を行っていた大城側の自治会長や住民の一団とウフミチで合流し、兄弟広場へと向かう。

【大城のハタスガシー】

公民館からの屋外拡声器(スピーカー)による案内の後、夕刻になるとヌンドウンチ跡前のウフミチ沿いに旗頭が立てられ、銅鑼が打ち鳴らされる。供物を携えた自治会長や住民が次々と旗頭周辺に集まり、ヌンドウンチ跡へと移動する。

大城では、荻道のように拝所の巡拝と旗頭行列を分けず、旗頭を引き連れて集落内の拝所を巡る特徴がある。ヌンドウンチ跡、喜友名根所、久知屋根所を巡拝した後、荻道の参加者とウフミチで合流し、兄弟広場へと移動する。



■兄弟広場へ向かう大城の人々



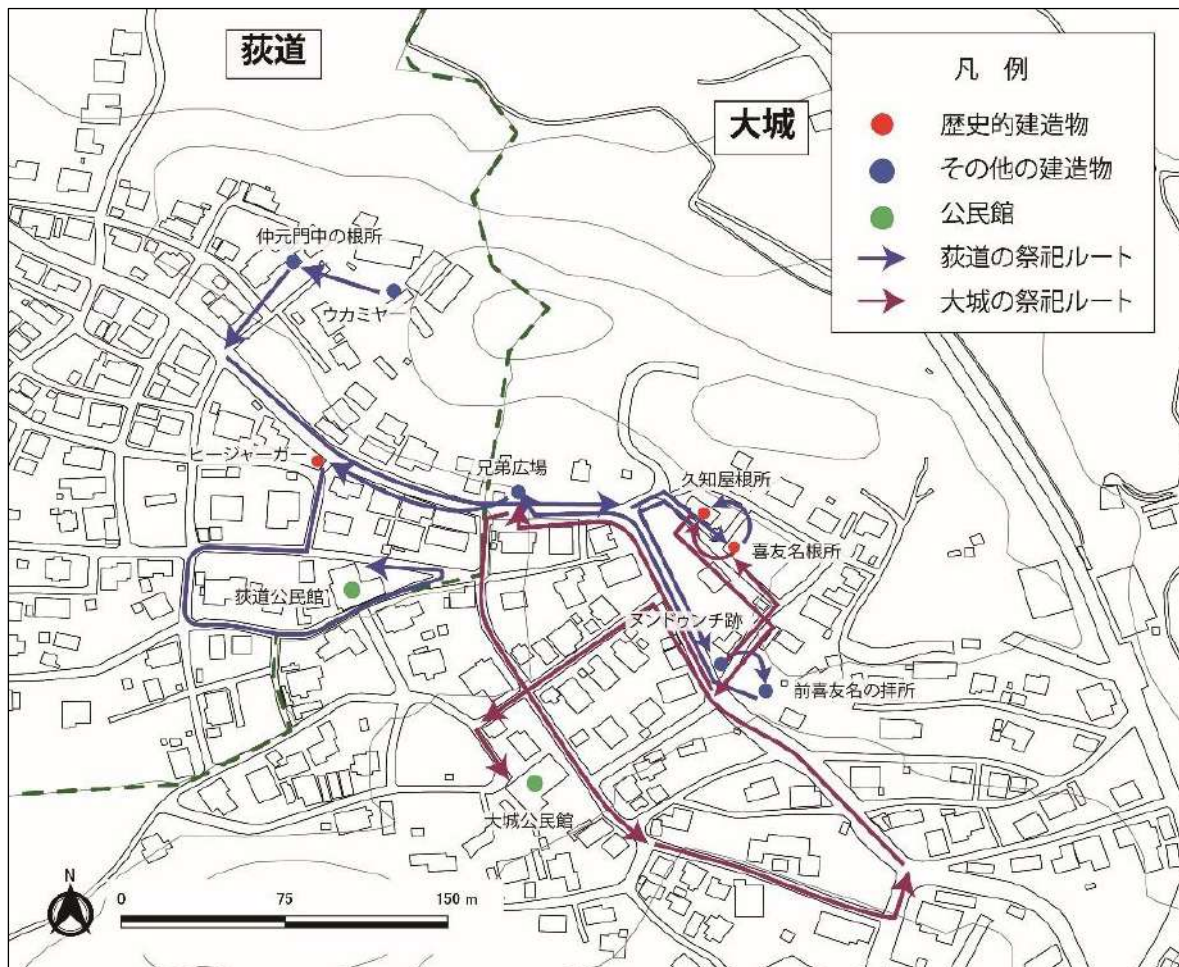
■兄弟広場で行われる棒術の演舞

【荻道・大城の合流後】

兄弟広場に荻道・大城の参加者や旗頭が揃うと、双方の自治会長の挨拶に続き、代表者が選ばれて「チョーデーボー（兄弟棒）」の演舞が披露される。

演舞の後、荻道の参加者は公民館へ移動し、盆踊りが催される。大城の参加者は再び集落内を練り歩いた後、公民館に移動し、菓子や飲み物を囲んで歓談し、祭祀は終了となる。

■ハタスガシーの巡拝ルート



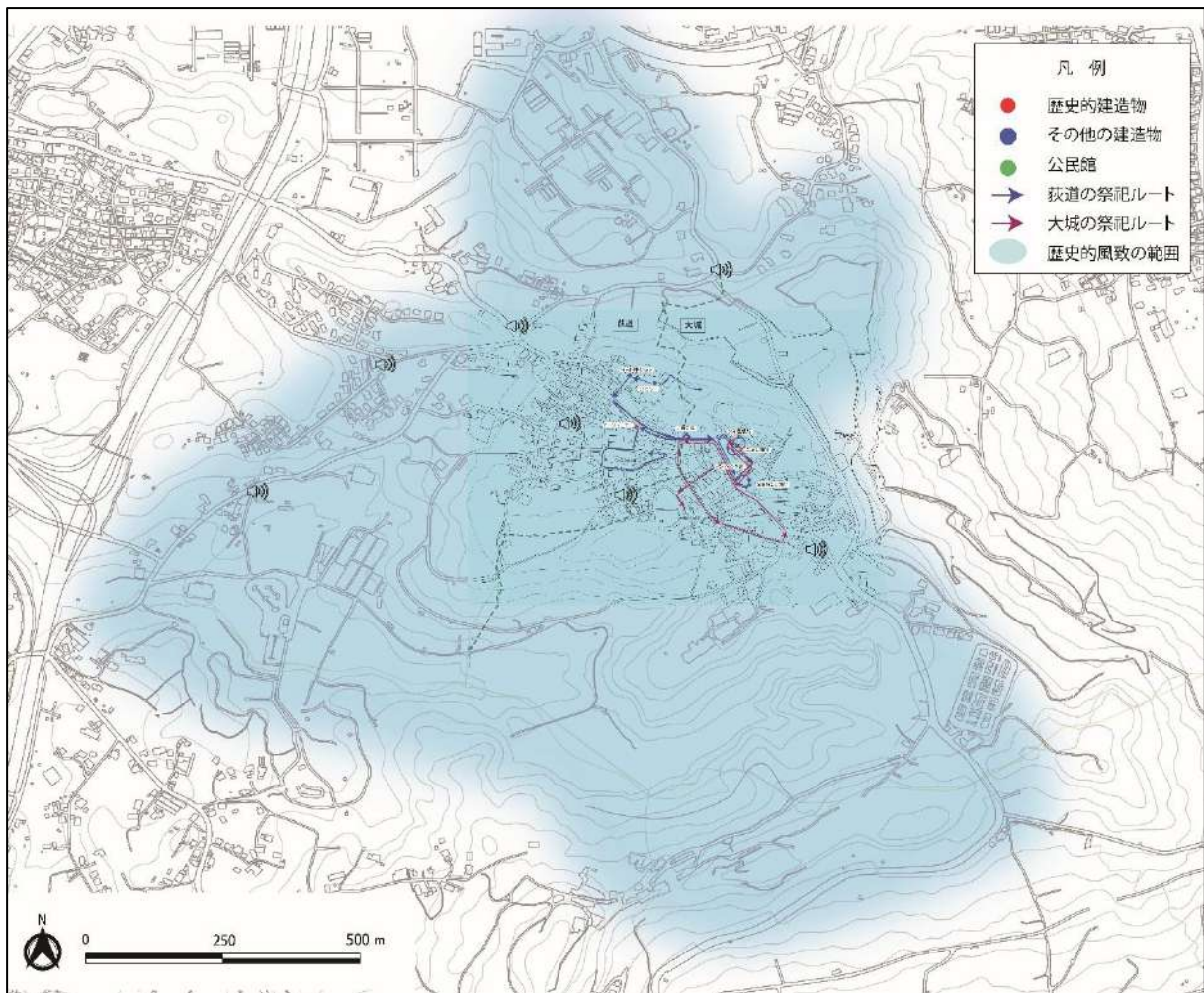
d) 荻道・大城のハタスガシーにみる歴史的風致のまとめ

荻道・大城地域において行われるハタスガシーは、旧暦7月17日に両集落が合同で実施する厄払いの祭祀であり、旗頭を先頭に集落内を巡拝し、地域の豊穡と無病息災を祈願している。

祭祀は喜友名根所や久知屋根所など集落の発祥や信仰に関わる歴史的な建造物と一体となって受け継がれてきた。

祭祀における銅鑼の音色や掛け声の響きは、両集落全体に賑わいとともに住民の一体感を生み出し、荻道・大城集落に固有の歴史的風致が形成されている。

◆ハタスガシーにみる歴史的風致図



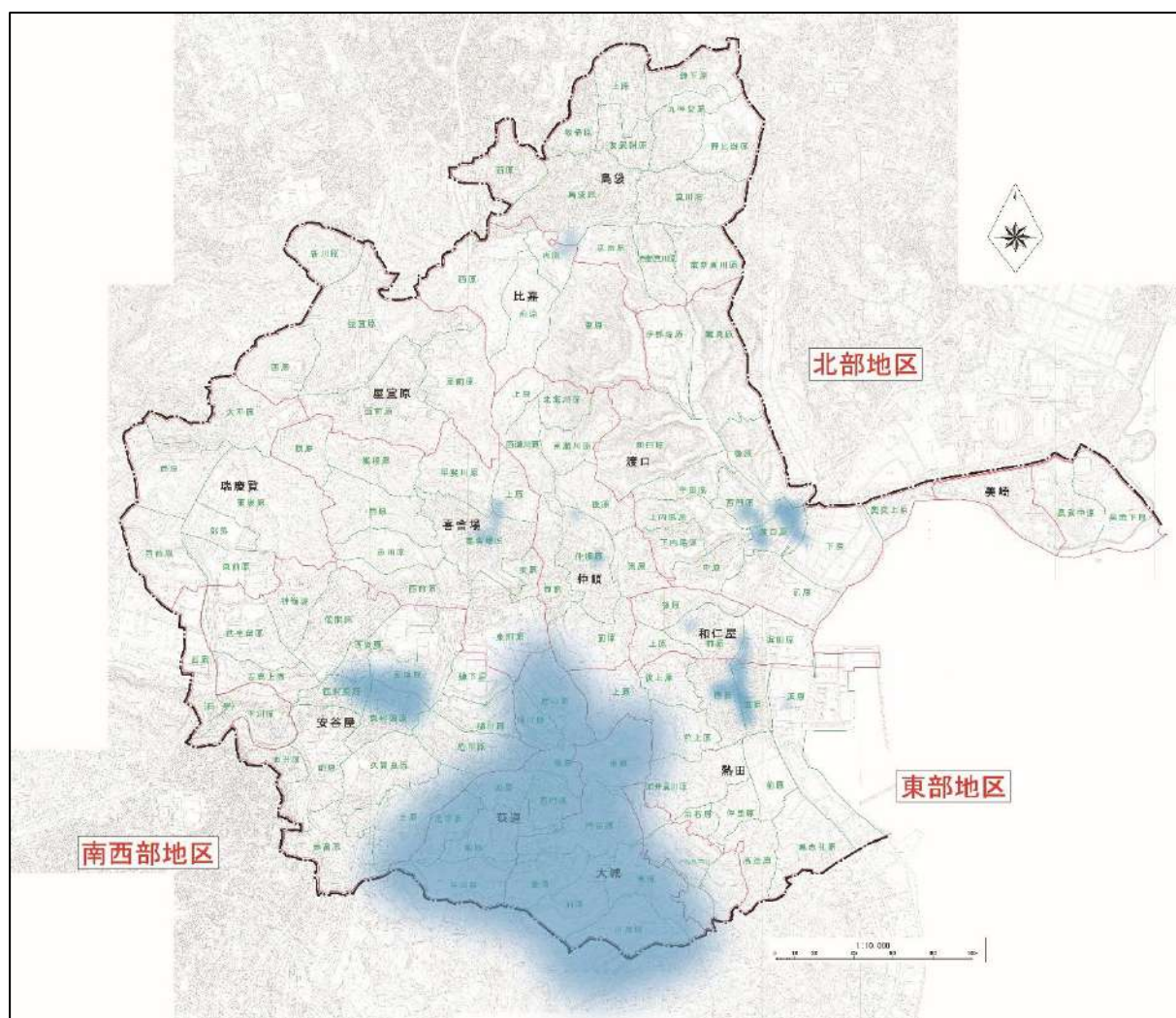
おわりに

村内各集落に点在する御嶽、神屋、根所、カーなどの空間は、地域における神聖な場として位置づけられ、集落ごとの年中行事（祭祀）が執り行われてきた。これらの場所は、先人への感謝や地域住民の無病息災、集落の発展などを祈願する場として、地域の人々にとって精神的な面でも文化的な面でも重要な役割を果たしている。

村内の祭祀は、かつて中心的な役割を担っていたノロの系譜が途絶えた後も、地域において大切に受け継がれ、現在は自治会や有志の地域住民によって執り行われている。現代に至るまでに、祭祀目的の変化、拝礼作法の簡略化などがみられるものの、地域の繁栄や住民の安寧を願う、祈りに込められた人々の思いは、今日まで大きく変わることなく受け継がれている。

村内各集落において、数百年にわたり受け継がれてきた祭祀と、御嶽や神屋、カーなどの聖地・祭祀空間、さらにそれらを守り続けていこうとする地域住民の営みが一体となり、良好な歴史的風致を形成している。

◆地域の祭祀にみる歴史的風致図



(3) 地域の民俗芸能の継承にみる歴史的風致

はじめに

沖縄の民俗芸能は、日本本土や中国、その他東南アジア諸国の文化的影響を受けながら成立し、長年にわたって演じ継がれる中で、地域ごとの特色を備えるようになったものとされている。北中城村の芸能も、こうした諸文化の影響を背景に成立し、各集落の歴史や暮らしと結びつきながら受け継がれてきたと考えられている。

各集落の年中行事の一環として執り行われてきた芸能は、それぞれの集落の聖地などを舞台に、祖先の崇拝や五穀豊穡、子孫繁栄などを祈願する目的で、多様な形で親しまれてきた。これらの芸能のうち、エイサーは、沖縄全域で広く演じられている代表的な芸能の一つであり、地域ごとに独自の型が受け継がれている。

旧盆（太陰暦における旧盆）の夜に、太鼓や三味線の音を響かせながら踊り手たちが集落内を練り歩く「道ジュネー」では、地域の歴史的な景観を舞台として展開される独特の活動として、地域固有の風情を生み出してきた。

今日でも、毎年旧盆の時期には、村内各地の集落でエイサーの隊列が道ジュネーを行い、集落の空間に賑わいと躍動感をもたらしている。戦後は、周辺地域の華やかな踊り方を取り入れた現代風のエイサーを披露する集落も増えてきた。村内最大規模の祭りである「北中城まつり」に合わせて、各青年会が参加する「北中城村青年エイサーまつり」も、昭和49年(1974)から継続的に開催されている。また、村内の各集落においては、比嘉地区を除くほぼ全ての地区で集落単位のエイサーが継承されている。以下に安谷屋、熱田、喜舎場のエイサーについて詳細を示す。



出典：平成 16 年北中城村青年エイサーまつり（村ホームページ）



出典：村民の友（昭和 50 年 9 月） 第二回村青年エイサー祭り

■安谷屋のエイサーに関する建造物・活動の詳細

a) 安谷屋の建造物等

<安谷屋のエイサーにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●根所火の神（再掲）

安谷屋グスク南東側の麓に所在する琉球石灰岩の^{ほくら}祠。

康熙52年(1713)成立の『由来記』には、安谷屋村の拝所として「中之根^ニ所^{ドゥクル}」という記録があり、これが現在の^ニ根^{ドゥクル}所^ヒ火の神に相当するとされている。

安谷屋のエイサーにおいて直接拝されることはないが、道ジュネーが通る県道146号線沿いに位置しており、通りの賑わいを感じ取ることができる。



■根所火の神 外観

●安谷屋グスク(再掲)

安谷屋地区に所在する遺跡で、集落北側の丘陵上に位置する。康熙52年(1713)成立の『由来記』においては、グスク内の^{グスクダキ}拝所が「安谷屋城嶽」として記録されている。

安谷屋のエイサーにおいて直接関わることはないが、道ジュネーが通る県道146号線沿いに位置しており、通りの賑わいを感じ取ることができる。



■安谷屋グスク 全景

<安谷屋のエイサーに関連するその他の建造物>

本計画において、「安谷屋のエイサーの歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

建造物名		概要
ナ-カ カミヤ- 仲の神屋		安谷屋地区に所在する旧家で、集落の草分けである「仲」の神屋（祖霊や火の神などを祀った建物）。正確な建築・建替年代は不詳。 安谷屋のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
安谷屋のおもろの碑		安谷屋に所在する歌碑で、平成12年(2000)に建立された。 安谷屋のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。

b) 安谷屋の活動

沖縄の各地で広く親しまれている芸能であるエイサーは、毎年旧盆の時期に青年会を中心として披露される村落祭祀である。旧盆に帰ってくる祖先の霊を供養するために踊られるとされ、地域によって披露される日取りは異なるが、一般的には祖霊を送り出す「ウークイ」の日に踊られる地域が多い。現在の安谷屋地区では、祖霊が帰ってきた翌日にあたる「ナカビ」と、送りの日の「ウークイ」の二日間に分けて行われている。

安谷屋の集落でいつ頃からエイサーが行われてきたのか正確な歴史は定かではないが、古くは大正時代より前とも伝えられている。地域住民が所蔵していた昭和37年(1962)頃のものだとされる写真には、安谷屋エイサーが集落内を練り歩く道ジュネーの様子や、広場に集まったエイサーの衣装姿の青年たちの様子が残されている。また、昭和49年(1974)9月の村広報誌『村民の友』には、北中城村連合会主催の第1回エイサー祭りに安谷屋青年会が参加した記述が認められる。

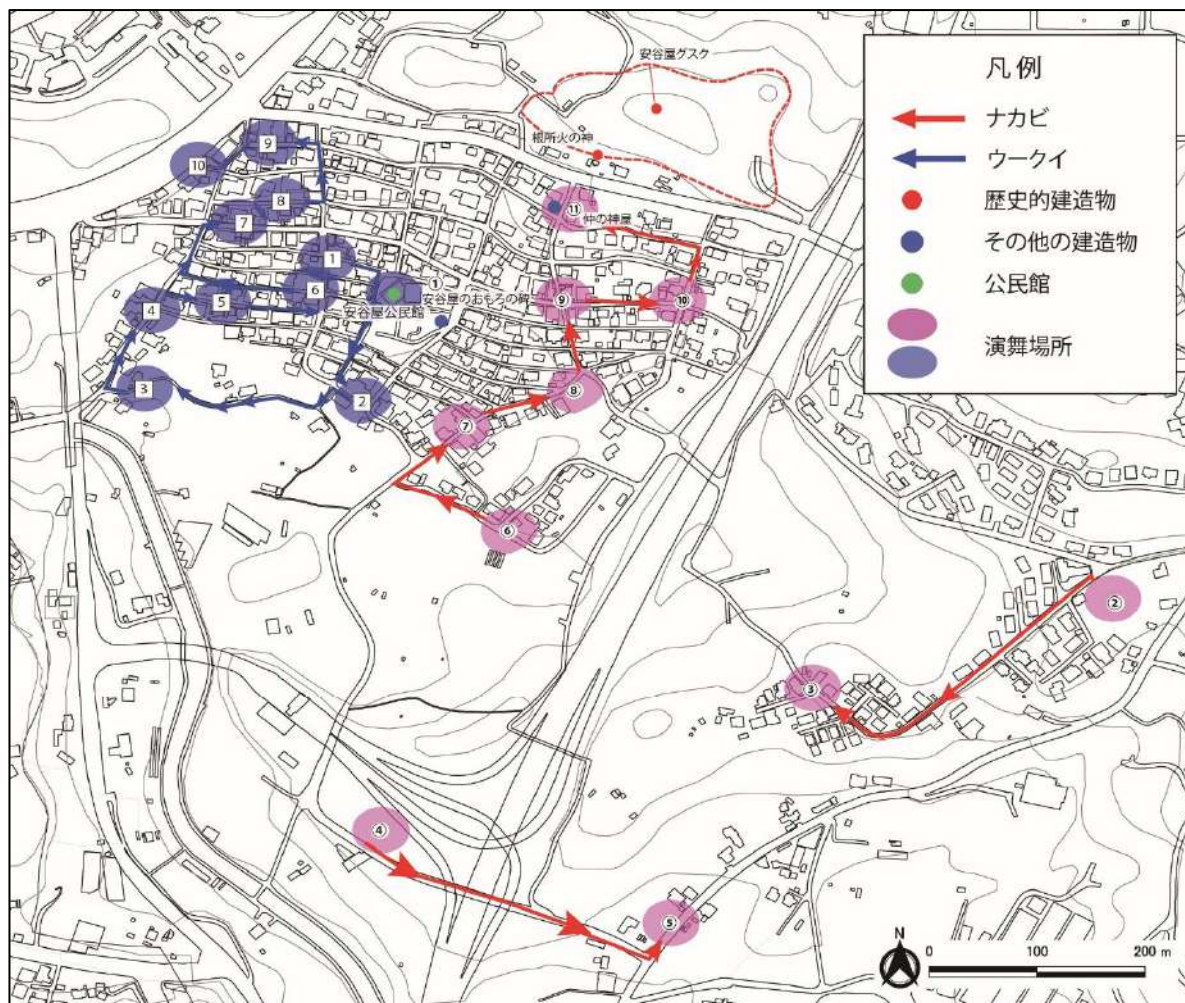
『村史民俗編』(平成8年(1996))によると、安谷屋のエイサーは2日間に分けて行われたが、現在とは異なり、祖霊を送る「ウークイ」の日の夜半から夜明けまで青年男女が練り歩き、近隣集落まで遠征したとされている。更に「ウークイ」の翌日には、獅子を先頭に集落内の拝所を練り歩き、最後は公民館前の広場で本番の舞踊が行われたという。

現在もエイサーは2日間に分けて行われるが、演舞は集落内にとどまり、「ナカビ」の日は公民館前広場を出発点に集落の東側各所(十一か所)を練り歩き、最後に仲の神屋(祖霊や火の神などを祀った建物)で行進を終える。「ウークイ」の日は集落の西側各所(十か所)を練り歩く。一般的には太鼓中心の早いテンポのエイサーが多い中、安谷屋のエイサーはゆったりとした曲調の古風な振りを特徴としている。旧盆の時期には、男女それぞれで揃いの衣装を着けた踊り手たちが、太鼓を打ち付ける音や掛け声を上げながら集落内の家々や拝所を練り歩き、沿道ではそれを見守る地域の住民たちの姿がみられ、集落全体が一体となった賑わいを感じられる。



■昭和 37 年(1962)のものとして
される安谷屋エイサーの様子

■安谷屋エイサーの道ジュネーの順路



■熱田のエイサーに関する建造物・活動の詳細

a) 熱田の建造物等

<熱田のエイサーにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●島根殿

熱田地区のほぼ中央、熱田公民館の敷地内に位置する拝所である。島根殿は大きな岩を背にして本殿があり、その前に拝殿がある。以前は石の祠のみであったが、『村史民俗編』（平成8年(1996)）によると、昭和15年(1940)の「紀元2600年記念」の際に鉄筋コンクリート造に建て



替えられ、神社様式の拝所となったとされる。また、建て替え時に字内に点在する神々を本殿に合祀したという。本殿の形式は一間社流造であり、拝殿は入母屋造、平入の木造赤瓦本瓦葺で軸部は戦前のものとされる。

熱田のエイサーにおいて、道ジュネーの順路内に位置し、その賑わいを感じ取ることができる。

<熱田のエイサーに関連するその他の建造物>

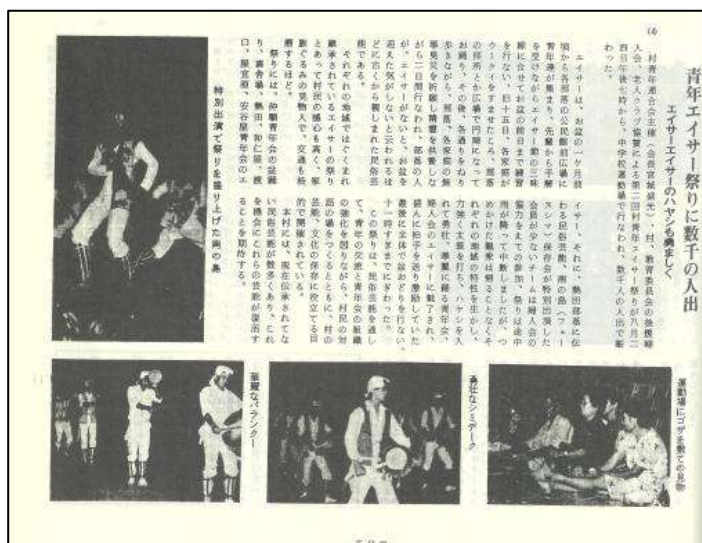
本計画において、「熱田のエイサーの歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して記載する。

建造物名		概要
ンブガー		熱田に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
アガリユーヌ ウトウーシ		熱田に所在する拝所。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
ナカジョー 仲門		熱田に所在する拝所で、熱田の中で最も大きな門中の一つである仲門の祖霊などを祀った建物。正確な建築・建替年代は不詳。 熱田のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。

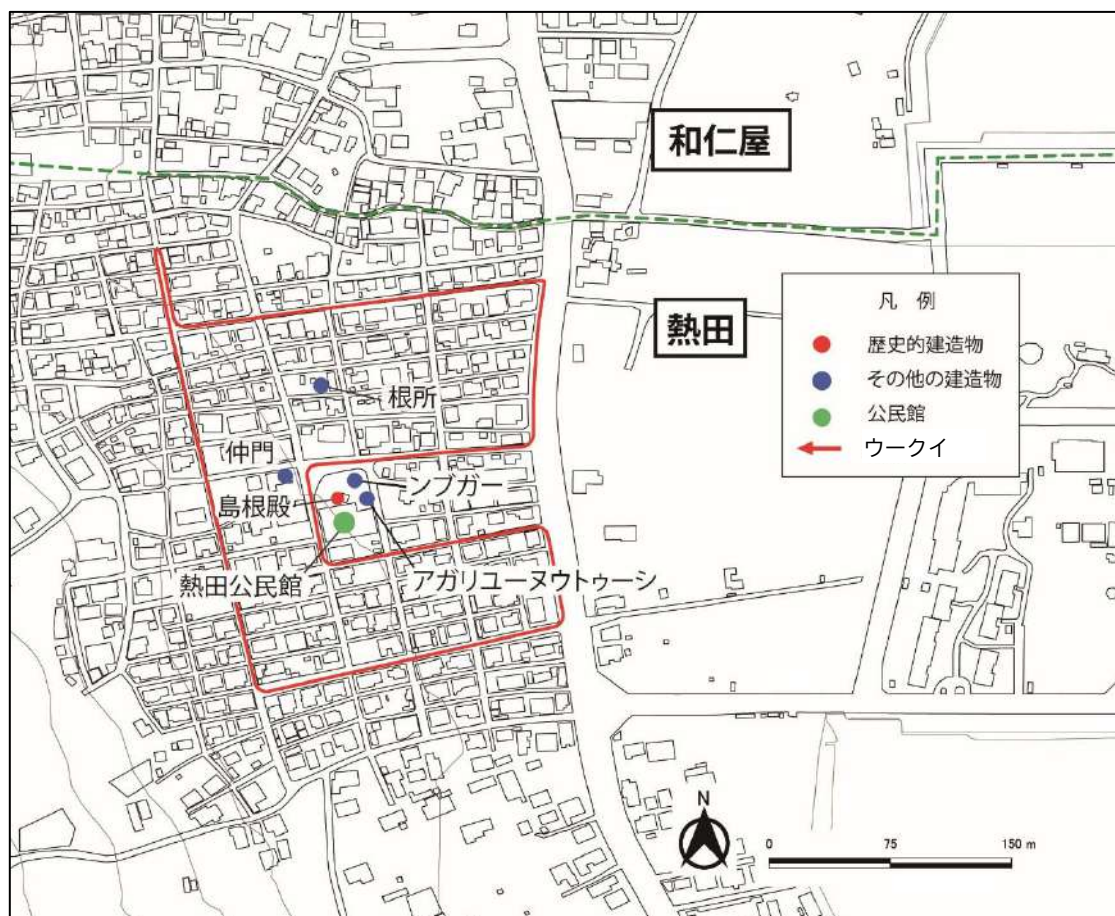
b) 熱田の活動

熱田のエイサーがいつ頃から行われてきたかについて、正確な成立時期は定かではないが、昭和50年(1975)9月の村広報誌『村民の友』には、北中城村連合会主催の青年エイサー祭りに熱田青年会が参加したことが記されており、少なくとも昭和50年以前には地域の青年会活動としてエイサーが行われていたことがうかがえる。

『村史民俗編』(平成8年(1996)発行)によると、熱田のエイサーは祖霊を送る「ウークイ」の日に、まず島根殿を拝礼した後、旗頭を先頭に旧家を廻り、最後は再び島根殿に戻って夜遅くまで踊り明かしたとされる。



■『村民の友』昭和 50 年9月号の青年エイサー祭りについての記事



現在の旧盆の道ジュネーでは、住宅地を中心に巡行する形式となっており、拝所での奉納エイサーは行われていないものの、同時期に開催する自治会主催のエイサー祭りにおいて、島根殿や仲門といった拝所を巡る奉納エイサーを実施している。熱田のエイサーは、パーランクー（片面に皮を張った手持ち用の小型太鼓）を主体とした華やかなバチまわしを特徴とし、青年会に加えて婦人会や子ども会などの地域住民も参加する祭りの中で、集落全体に賑わいをもたらしている。

■喜舎場のエイサーに関する建造物・活動の詳細

a) 喜舎場の建造物等

<喜舎場のエイサーにおいて歴史的風致を形成する建造物>

●喜舎場公の墓

村の創建者といわれている喜舎場公の墓で、喜舎場地区北西部に所在する。喜舎場公園後方、丘陵斜面の中腹に位置し、琉球石灰岩の上に石を積み上げ、その上にコンクリートで造った笠塔婆^{かさとうぼ}型の墓がある。墓に向かって右側に墓碑があり、表に「喜舎場公之墓 昭和十二年八月建設」と刻まれている。墓前の香炉には「奉納 字喜舎場向上會」、墓の前方にある一対の灯籠に「奉納 昭和十二年八月吉日」と刻まれている。北中城村内の旧跡を調査した『北中城村歴史風致資産調査報告－旧跡－』（以下、『－旧跡－』）によると、喜舎場公の墓は一時荒廃したが、昭和12年(1937)に集落をあげて補修されたという。



喜舎場のエイサーにおいては直接拝されることはないが、祖霊を送る「ウークイ」の日に隊列が始まる喜舎場公園の背後に位置し、巡行の賑わいや演舞の掛け声が喜舎場公の墓を望む丘陵一帯に響き渡る。

<喜舎場のエイサーに関連するその他の建造物>

本計画において、「喜舎場のエイサーの歴史的風致」の形成を担っている建造物として位置付けてはいないものの、北中城村らしい歴史的景観を形成する建造物等を抜粋して以下に記載する。

地区	建造物名		概要
喜舎場	トツン殿		喜舎場に所在する拝所。元々は同敷地の別の場所にあったが、昭和53年(1978)の公園整備に際して移設・建替がなされた。 喜舎場のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
	喜舎場の石獅子		喜舎場に所在する琉球石灰岩で作られたインジューサー（石獅子）で、元は集落内の別の場所にあったが、昭和58年(1983)に現在地に移設された。 喜舎場のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
	喜舎場のウフカー		喜舎場に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 喜舎場のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
	カーグワー（センタクガー）		喜舎場に所在するカー（井泉）。正確な建築・建替年代は不詳。 喜舎場のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
	おもろの碑		喜舎場に所在する歌碑で、平成11年(1999)に建立された。 喜舎場のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。
	仲間根所 ニードウクル		喜舎場に所在する旧家で、喜舎場村の創建者と伝えられる喜舎場公の直系に連なるといわれており、集落の発祥に関わる最も古い家の一つである。現在は敷地の一角に、自治会によって祖霊や火の神を祀る建物・神屋が設けられ、そこで祭祀が執り行われているが、正確な建築年代は不詳。 喜舎場のエイサーにおいて道ジュネーの賑わいを感じ取ることができる。

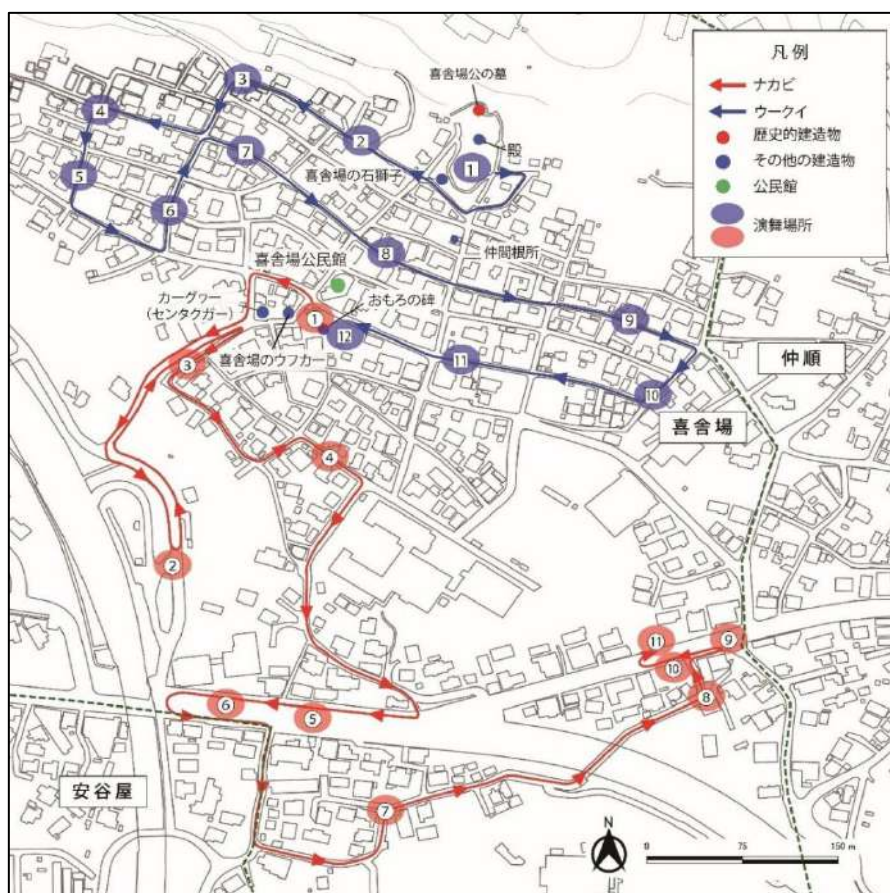
b) 喜舎場の活動

喜舎場のエイサーは、戦前から行われていたと伝えられている。喜舎場公民館には、昭和35年(1960)に公民館前で撮影されたとされる、エイサーの装束に身を包んだ青年や女性たちの写真が残されており、当時から青年層を中心に地域の人々が多く参加していた様子が見えてくる。



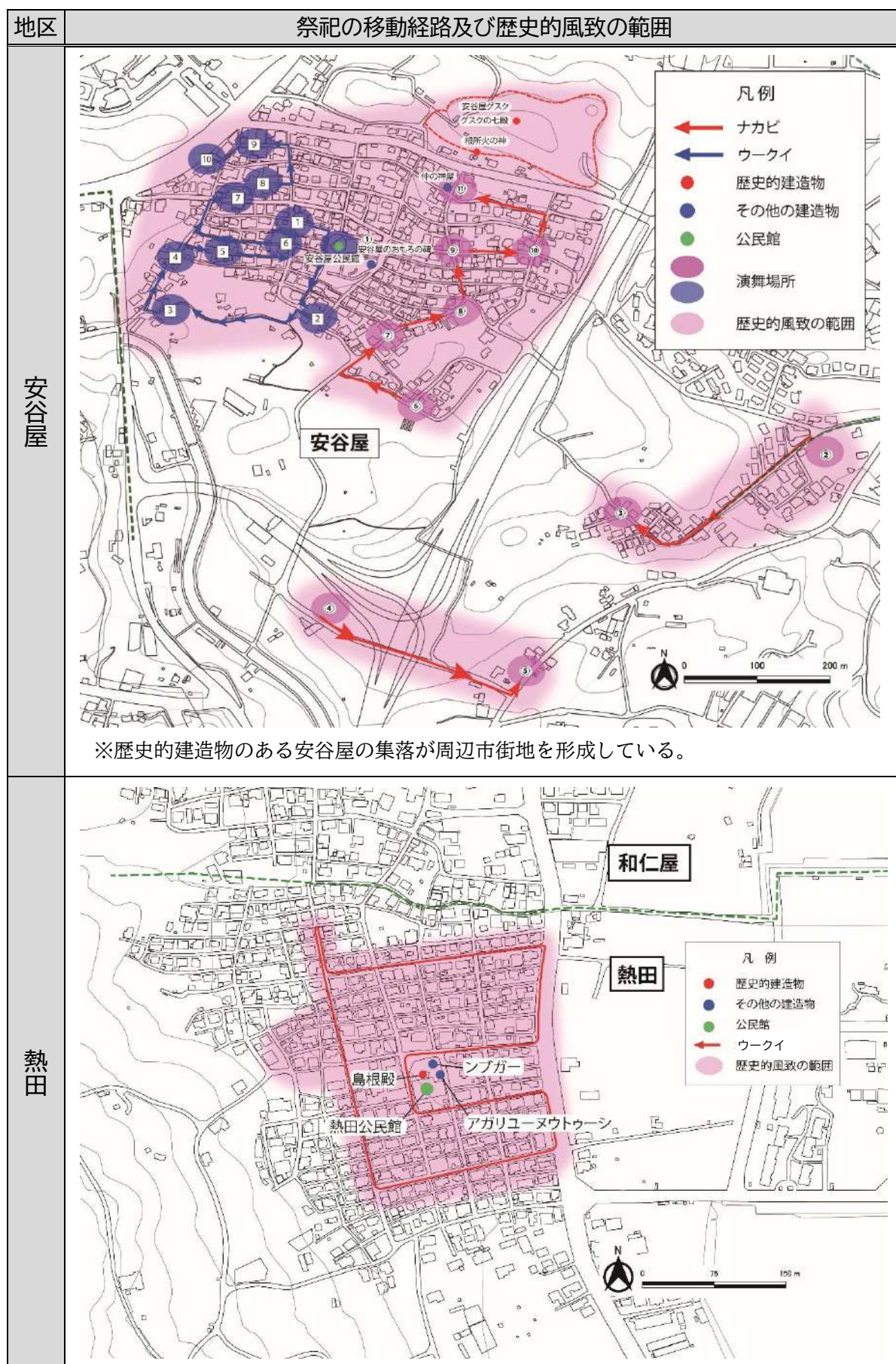
■昭和 35 年撮影の青年会の様子

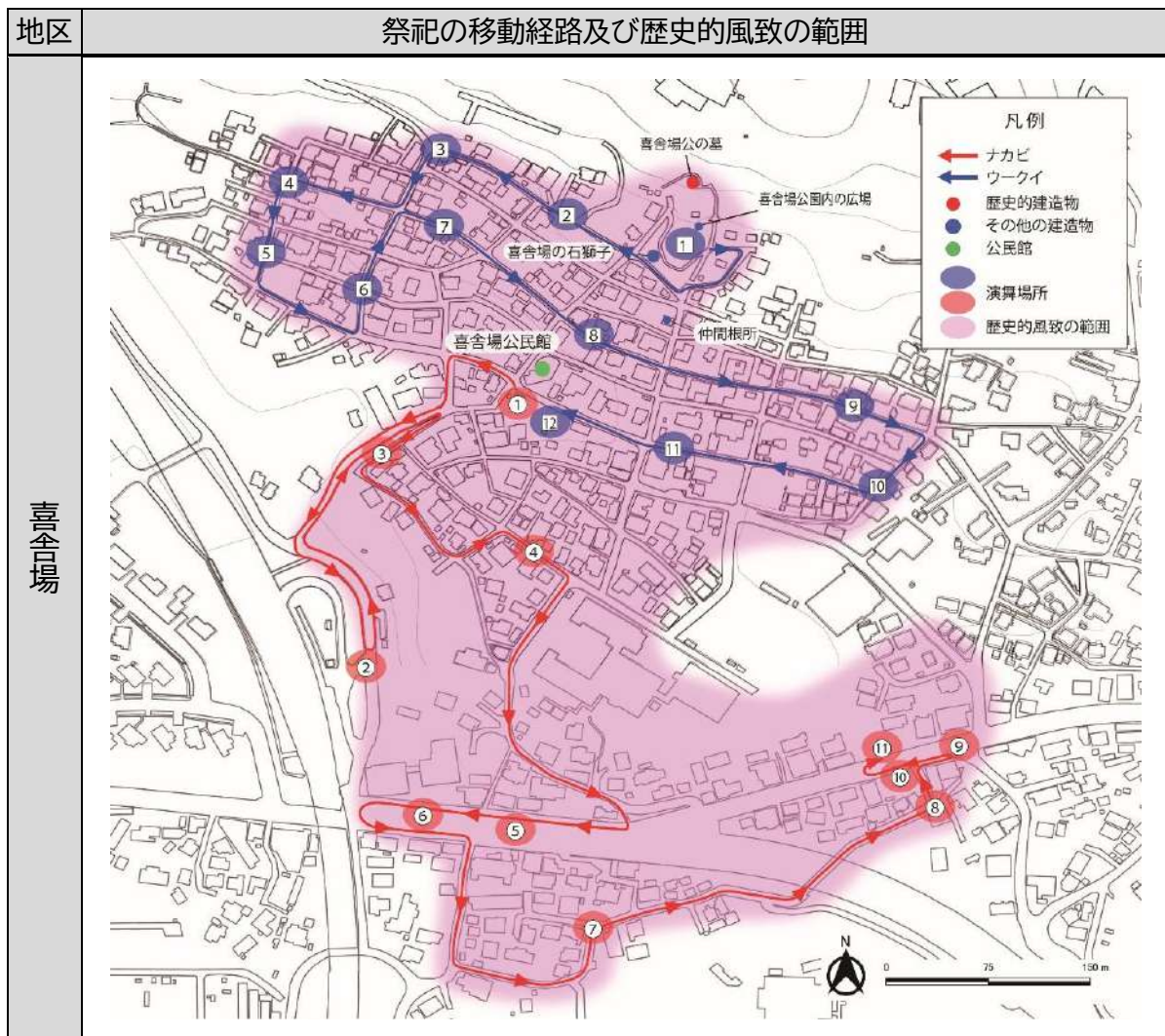
また、ワークイの日には、集落北部に位置し喜舎場公の墓を望む喜舎場公園内において獅子舞の演舞も行われ、集落全体に賑わいをもたらしている。



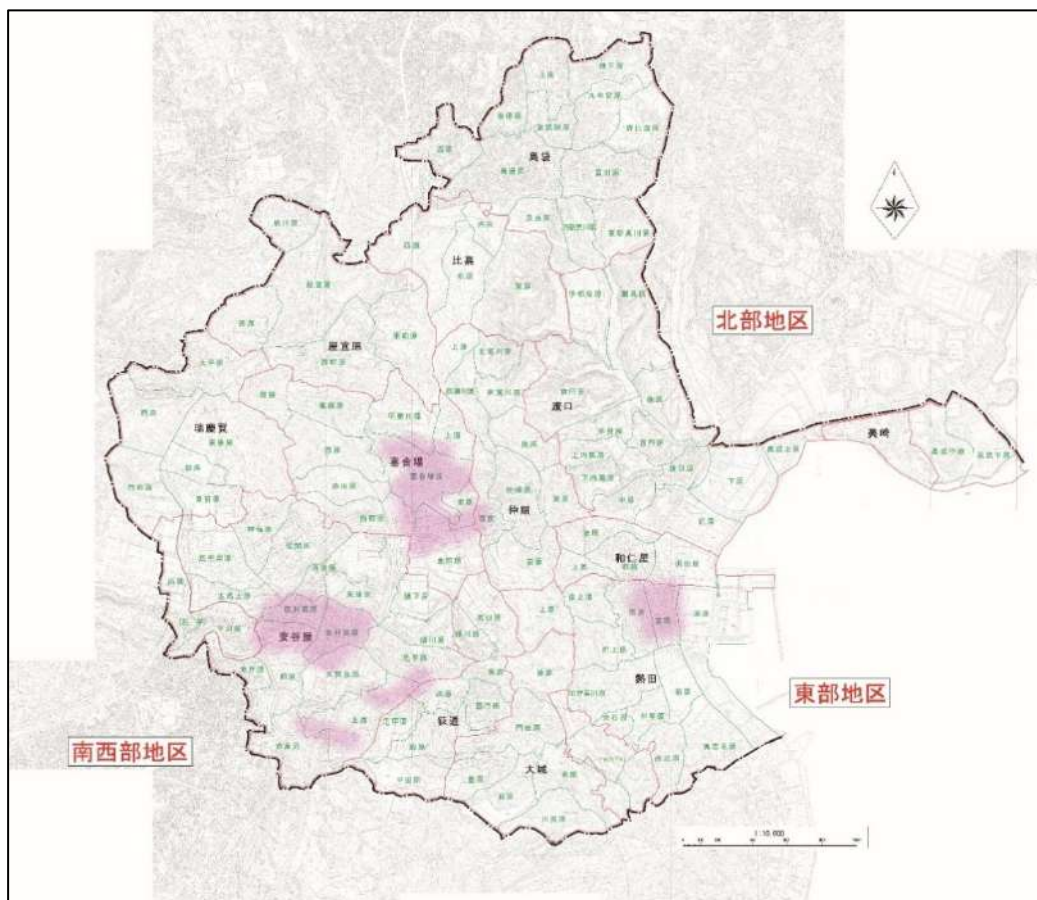
集落一帯で披露される演舞と太鼓の華やかな音色が歴史的な集落景観と重なり合う様子が、地域固有の歴史的風致を形成している。

<各地域のエイサーの歴史的風致>





◆地域の民俗芸能の継承にみる歴史的風致



第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

北中城村は世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅のほか、カー（井泉）や拝所など歴史的風致を構成する歴史的建造物等を多数有しており、保存・活用に際して一定の行政的支援が行われている。一方で、支援策を受けることができる歴史的建造物等の一部に限られており、歴史的・文化的な価値の調査研究が十分でないケースや、保存のための取り組みが十分でないケースなど、未指定の建造物等への対応に課題がある。適切な維持管理がなされていない歴史的建造物等では、経年劣化や耐震上の危険性が有ってもただちに対応できないことが多く、破損・倒壊の危険性が懸念されている。

また、修繕される場合においても、未指定の歴史的建造物等では維持管理が土地の所有者や所在する地域に委ねられているものも多いことから、建造物等が持つ歴史的・文化的な価値の調査研究が不十分なまま修繕が行われると、保存すべき特徴や意匠が損なわれてしまう可能性も有している。

さらに、村内には多くのカー（井泉）が残されており、既に湧水が枯れているものもあるが、未だ水量を維持し、農業用水として活用されているものや、住民によって周辺環境が保全され地域のランドマークとして位置づけられているものもある。これらの、現在も湧水を維持しているカーについては、背後の緑地帯が地下水涵養に寄与していると考えられるものの、その環境の保全に向けた取り組みや体制が十分に整っておらず、湧水の安定的な維持を図るうえで課題がある。

(2) 歴史的風致の周辺環境の保全・向上に関する課題

本村は広域に渡って維持されている緑地帯や、現在も豊かな湧水が見られるカー（井泉）、丘陵地を背に集落や農地が展開し、丘陵上に拝所を設けた伝統的な農村集落の形態を保つ地域などがみられる。しかし近年、商業地の拡大や駐留軍用地の返還に伴い、大規模な開発行為も進行している。それにより、村外からの人口流入が進み、利便性を重視した近代建築への建て替えや主要地方道及びバイパスの新設、駐車場の造成などが行われることで、歴史的建造物等と一体となって形成されてきた風情ある景観が損なわれるような変化も生じている。本村では景観法に基づいた景観形成基準を定めているが、現状では緩やかな景観の規定を定めた「景観計画区域」と、より細かいルールを定めて景観形成を重点的に取り組みこととした「重点地区」の指定に留まっており、より効力を有する「景観地区」指定には至っていない。

一方で、景観計画に定められた範囲のうち、歴史的風致と関わりの深い伝統的集落景観地区や荻道・大城地区では、建築物の高さや色彩の推奨、広告物の自粛に関する規定はあるものの、電柱・電線類に関する規定がない。そのため、これらが景観や眺望のほか、祭礼ルートなど歩行空間の円滑な通行を妨げる要因となっている可能性もある。

加えて、歴史的なまちなみの維持や景観づくりは住民主体で進める必要があるが、村民の高齢化などによる活動の停滞や、地域と行政が連携して取り組みを支える仕組みづくりが課題となっている。

さらに、歴史的建造物が立地する地域の多くは、昔ながらのまちなみを維持する小さな集落であり、幅の狭い生活道路では緊急車両など大型車両の進入が困難であるといった課題もみられる。

（３）歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本村では、盆行事のハタスガシーやエイサーによる道ジュネー、ウマチーやカーウガンなど、伝統的な行事や祭礼が各集落の地域住民たちによって受け継がれ、執り行われている。ハタスガシーの最中で行われる棒術や、喜舎場の旧盆で披露される厄払いの獅子舞などは、村の無形民俗文化財に指定され、後世に長く継承されるよう守られている貴重な民俗芸能である。

しかし近年、若年層の転出や少子高齢化の進行により、祭祀や祭礼、民俗芸能の担い手が減少し、歴史と伝統を反映した活動への参加に対する機運低下といった要因から、行事や芸能の継承が次第に困難になりつつある。

（４）歴史的建造物等を活かした地域の賑わい創出に関する課題

平成12年(2000)より首里城などとともに「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産の一つとして世界遺産に登録された中城城跡や、近世の伝統的な住居建築の特色を色濃く残した建造物である重要文化財中村家住宅などは、国内外からの来訪者に本村の魅力を伝える貴重な観光資源となっている。

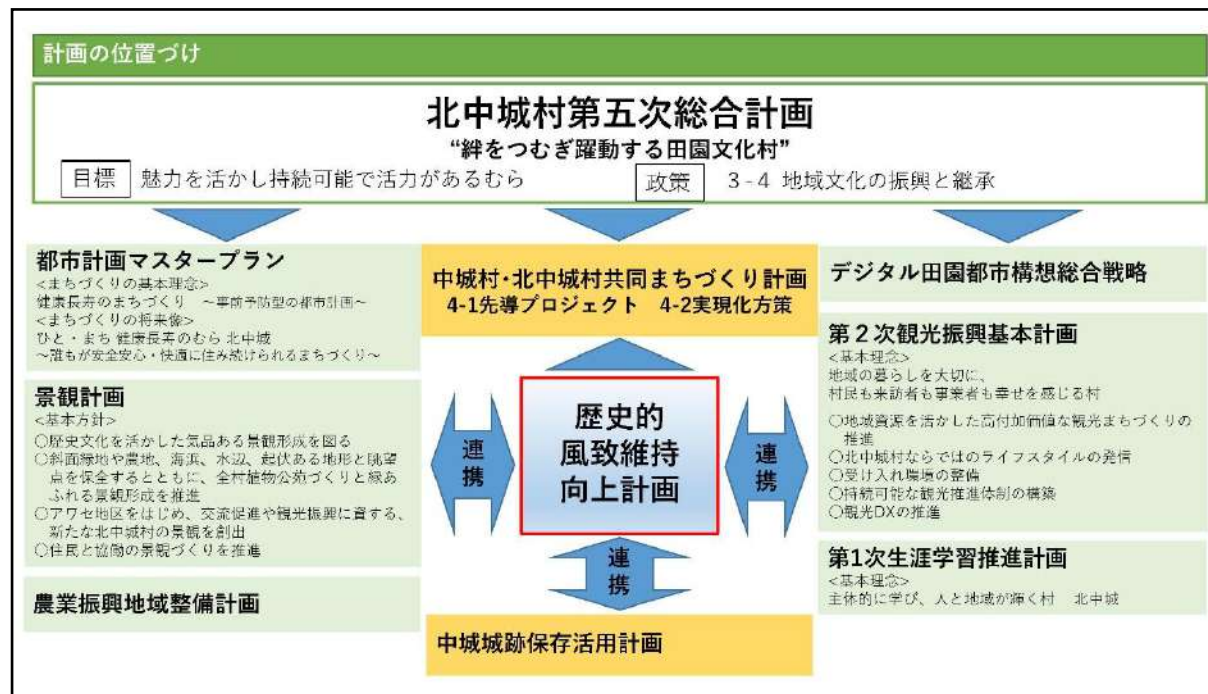
しかしながら、観光客が快適に散策を楽しむための資料館などの公共施設、多機能トイレ等のバリアフリー化、周遊路の整備などは、依然として十分に整っていない状況にある。

また、以前に設置された歴史的建造物の案内板などは、多言語に対応していないうえ、経年劣化により破損の危険性が有るものも見られる。

2. 歴史的風致の維持及び向上に関する上位・関連計画

本計画は令和7年(2025)3月に策定した『北中城村第五次総合計画』に即するものであり、『北中城村都市計画マスタープラン』や『北中城村景観計画』などの関連計画とも整合・連携を図りながら、北中城村の歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針を示す計画として位置づけられている。

	上位・関連計画等	策定年度、施行日等
1	北中城村第五次総合計画 基本構想・前期基本計画 北中城村デジタル田園都市構想総合戦略	令和7年3月策定
2	北中城村都市計画マスタープラン	令和元年9月策定
3	中城村・北中城村共同まちづくり計画	令和5年10月31日
4	北中城村景観計画	平成29年3月策定
5	北中城村農業振興地域整備計画	令和6年5月見直し
6	第2次北中城村観光振興基本計画	令和6年3月策定
7	北中城村森林整備計画変更計画	令和4年3月変更



(1) 北中城村第五次総合計画 基本構想・前期基本計画 北中城村デジタル田園都市構想総合戦略【令和7年3月策定】

「北中城村第五次総合計画」は、北中城村のまちづくりの最上位計画として、村の目指すべき将来像や方向性を定め、その実現に向けて令和7年度から計画終了期間までに取り組むべき施策などを体系的に示している。

本計画では村の土地利用構想として、世界遺産中城城跡や御嶽などの歴史文化資源を包含している自然環境保全地域の適正な保全・管理を図ることや、歴史文化資源と調和した既存集落において落ち着いた住環境の形成を働きかける方針が位置づけられている。

また、分野別の取り組みの中では、歴史文化資源を活用した観光施策の展開や、歴史文化資源自体の保全・整備などの取り組み・指針が示されている。

【土地利用構想】

1. 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、丘陵地を中心に残っている緑地、港湾、海岸部をさし、水源涵養や土砂災害の防止、防風等の多様な機能を有するグリーンインフラであるとともに、北中城村の特徴ある景観を形成する骨格となる地域です。中城城跡や御嶽など歴史文化資源を包含し、村民の生活と密接な関わりを有することから、適正な保全・管理を図ります。

世界遺産である中城城跡周辺については、中城城跡を核とし、広域的な利用を促し県営中城公園整備と並行しながら新しい交流と歴史と文化のシンボル拠点をめざします。

3. 既存集落地域

既存集落地域は、都市計画法に基づく市街化調整区域内の集落で、周辺の自然環境や歴史文化資源との調和した地域として、居住環境の維持・改善を図ります。

また、地域に残る歴史文化資源の保全・活用を図りながら、特色のある地域づくりと落ち着いた住環境の形成をめざします。

【重点プロジェクト】(北中城村デジタル田園都市構想総合戦略)

重点目標1 誰もが安心して子育てできる環境をつくる

重点目標2 本村の特性を活かした魅力ある仕事をつくる

(1) 観光・商工業振興-①高付加価値観光とブランディング

健康長寿、歴史文化資源、豊かな自然などを活用した高付加価値な観光コンテンツ創出や、官民連携による特産品の販売拡大、SNS等を活用したウェルネスブランド発信など、高付加価値観光とブランディングを図ります。

重点目標3 人の流れとつながりをつくる

(2) 交流人口・関係人口の増加-①広域観光と受入体制

中城城跡を中心とした周辺市町村との連携による誘客、本島東海岸の市町村との連携による交流人口増加に向けた取組、観光ガイドの人材育成・確保、周遊の移動手段確保など受入体制の整備推進、観光協会の機能強化、持続可能な観光指標(JSTS-D)導入検討などにより、広域観光の推進と受入体制の強化を図ります。

(2) 交流人口・関係人口の増加-②歴史文化資源の保全・整備・活用

世界遺産中城城跡・県営中城公園及びバッファゾーンなど周辺地域の一体的な活用、文化財とその周辺の歴史的風致の維持・向上に向けた取組、史跡等の囲い・制札・標柱・説明版等の整備など歴史文化資源の保全・整備・活用を図ります。

重点目標4 豊かな自然と利便性が調和した安全・安心で持続可能な地域をつくる

(1) コンパクトで緑豊かなまちづくり-③自然環境・景観の保全と快適な公園環境の創出

貴重な斜面緑地の保全、住民主体の緑化・美化活動に対する支援、歴史文化資源と調和した特色ある景観形成、村内の公園配置状況を勘案した公園整備の推進やバリアフリー化の推進、公園の適正な維持管理と安全・安心な公園づくりなど、みどりの保全と快適な公園環境の創出を図ります。

【施策】（前期基本計画）

基本目標3 魅力を活かし持続可能で活力があるむら【産業・観光・文化振興分野】

3-1 観光・商工業の振興

（1）高付加価値な観光まちづくりの推進

- ①健康長寿、世界遺産中城城跡や中村家住宅などの歴史文化資源、湧水や豊かな自然、特色ある外国人住宅カフェや飲食店など地域資源を活用した高付加価値な体験・滞在型の観光コンテンツの創出を図ります。

（3）広域観光推進

- ①世界遺産中城城跡を中心に、近隣市町村と連携した誘客や交流人口の増加に取り組みます。

3-4 地域文化の振興と継承

（1）歴史文化資源等の保全・整備・活用

- ①文化財とその周辺の歴史的景観、及び市街地環境などの歴史的風致の維持・向上に努めます。
②史跡等の周辺環境に配慮した囲い・制札・標柱・説明板等の整備に取り組みます。
③隣接市町村や関係機関等と連携し、世界遺産中城城跡・県営中城公園やバッファゾーン（萩道・大城）等周辺地域の一体的な活用に取り組みます。
④開発事業や駐留軍用地の機能移設、返還に際しては、関係機関と緊密に連携し、発掘調査の実施体制の強化とともに、適切かつ迅速な施行により、埋蔵文化財の適切な保護に取り組みます。
⑤戦争遺跡等に関する調査の実施や、歴史資源としての活用方策について検討します。

（2）地域史の振興

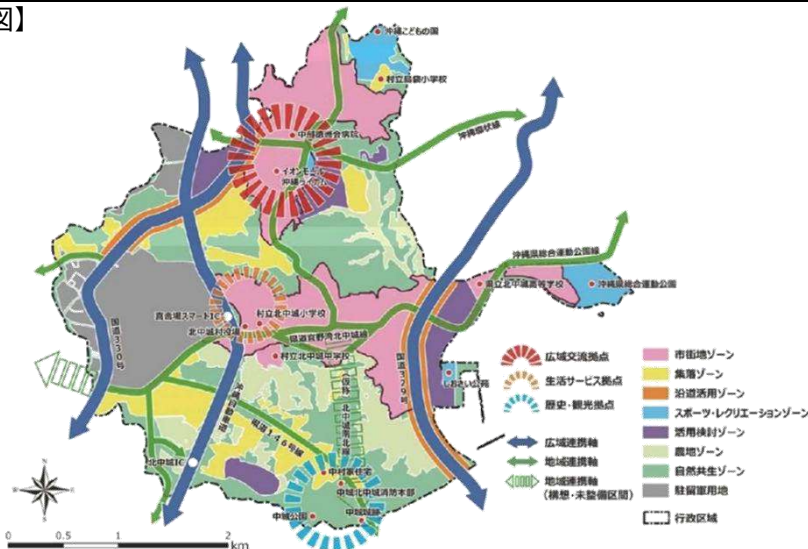
（3）郷土の歴史学習活動の促進

（4）地域の文化活動や交流活動に対する支援

(2) 北中城村都市計画マスタープラン【令和元年9月策定】

「北中城村都市計画マスタープラン」は、少子高齢化が継続的な課題として見込まれる本村において、今後も住み良いまちを将来にわたって維持するためのリスクマネジメントと、活力ある持続可能な都市の形成を目指す取り組み等を中心に令和20年度(2038)を目標年次として策定された。

【将来都市構造図】



【全体構想】

3 都市環境の基本方針：既存ストックの適正な管理・活用に基づく持続可能な都市環境の形成

歴史・文化資源を活かした環境整備

史跡の活用・整備

- ・本村には中城城跡や中村家住宅、萩堂貝塚等、県内外に誇る歴史的な遺産を有しています。こうした貴重な財産の積極的な保全・整備を図ります。
- ・県営中城公園・中城城跡周辺については、一体的な整備を要望します。

身近な歴史資源の保全、活用

- ・本村は、拝所やカー（井泉）等、身近な歴史資源に恵まれています。こうした歴史資源は集落の財産として保全するとともに、ふれあいの場として活用を図ります。
- ・また、村内の旧跡・祭祀などの歴史風致資産に関する調査を推進し、本村独自の歴史を踏まえたまちづくりに取り組みます。

4 景観形成の基本方針：村の風土を活かした 魅力ある景観づくり

歴史性を活かした伝統的・文化的景観の形成

古城周辺歴史的景観整備計画や景観計画に基づく景観の保全・育成

- ・本村では、貴重な歴史的・文化的遺産を保全・整備し、緑豊かな自然環境、文化の香り高い快適な生活環境の形成を図ることを目的とし、配慮すべき事項等を示した「北中城村全村植物公苑づくり条例」を定めています。
- ・また、同条例に基づき、萩道・大城地区の集落を対象とした「古城周辺地区景観協定」や、建物高さや屋根形状、色彩などの方針を定めた「景観計画」及びそのガイドラインを作成しています。
- ・歴史的・文化的景観が多く残されている地区においては、「景観協定」締結の促進や「景観地区」の指定等により、積極的な保全・育成を図ります。

自然景観の維持・継承

地形を活かした景観形成

- ・本村の地形は変化に富み、東西に伸びる三つの丘陵とその丘陵に接して南北に広がる東側の尾根に特徴があります。これら緑豊かな斜面緑地やそこに流れる河川等の保全を図り、緑にあふれ、潤いのある景観形成を図ります。
- ・また、起伏に富んだ地形により、多くの眺望点があることも本村の景観の特性となっていることから、眺望点の管理や計画的な整備に努めます。

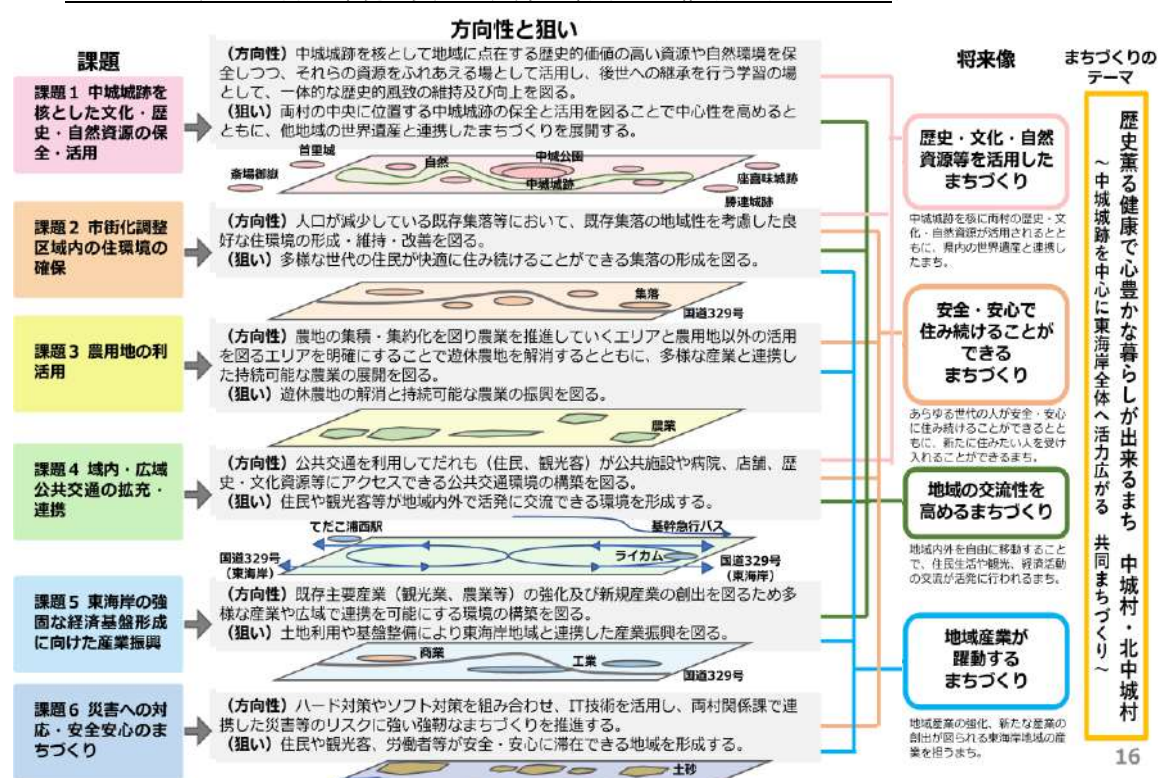
(3) 中城村・北中城村共同まちづくり計画【令和5年10月策定】

本村と中城村は、昭和21年(1946)まで1つの村であり、世界遺産中城城跡をはじめ共通する歴史・文化資源を有しており、中城城跡に関連したまちづくりや観光振興の強靱化を図っている。「中城村・北中城村共同まちづくり計画」においては、両村の現状と主要な課題から、共同まちづくり計画の方向性と土地利用の方針、先導プロジェクト及び実現化方策を示し、地域の求めるまちづくり実現に向けて、両村が密接に連携、協力しながら取り組みを展開していくとしている。

【両村の主要課題】

課題1 中城城跡を核とした文化・歴史・自然資源の保全・活用

- ・両村の境界部に世界遺産である中城城跡があり、さらにその周りには文化財が多く点在していることから、それらの資源を保全しつつ、学習・レクリエーション空間の形成を進め交流を促進し、両村の振興につながる利活用が求められる。
- ・中城城跡周辺では、起伏の変化に富んだ地形で、その斜面緑地を骨格として緑豊かな地域となっており、良好な自然環境や美しい風景の将来への継承が求められる。



【先導プロジェクト】

○歴史・文化・自然資源等を活用したまちづくり先導プロジェクト

①歴史・文化・自然資源を活かしたまちづくりの推進

- ・中城城跡をはじめ周辺の萩道・大城集落や安谷屋集落、新垣集落、中城ハンタ道など一体となったまちづくりを行う。(回遊性を向上させるサイン・案内板の設置、無電柱化、伝統的活動の継承、歴史学習教室 等)
- ・護佐丸図書館や両村内の歴史文化資源の連携を図る。

②歴史文化拠点施設の形成

- ・文化芸能の発信や世界遺産センターの機能をもった世界遺産である中城城跡と一体となった施設の形成。

③自然環境と景観を保全するまちづくり

- ・斜面緑地や沿岸部の自然環境および景観を保全する。

④他城跡との連携

- ・中城、勝連、座喜味、伊波、山田グスクの環状の歴史的ネットワークを活かした連携の強化を図る。

(4) 北中城村景観計画【平成 29 年 3 月策定】

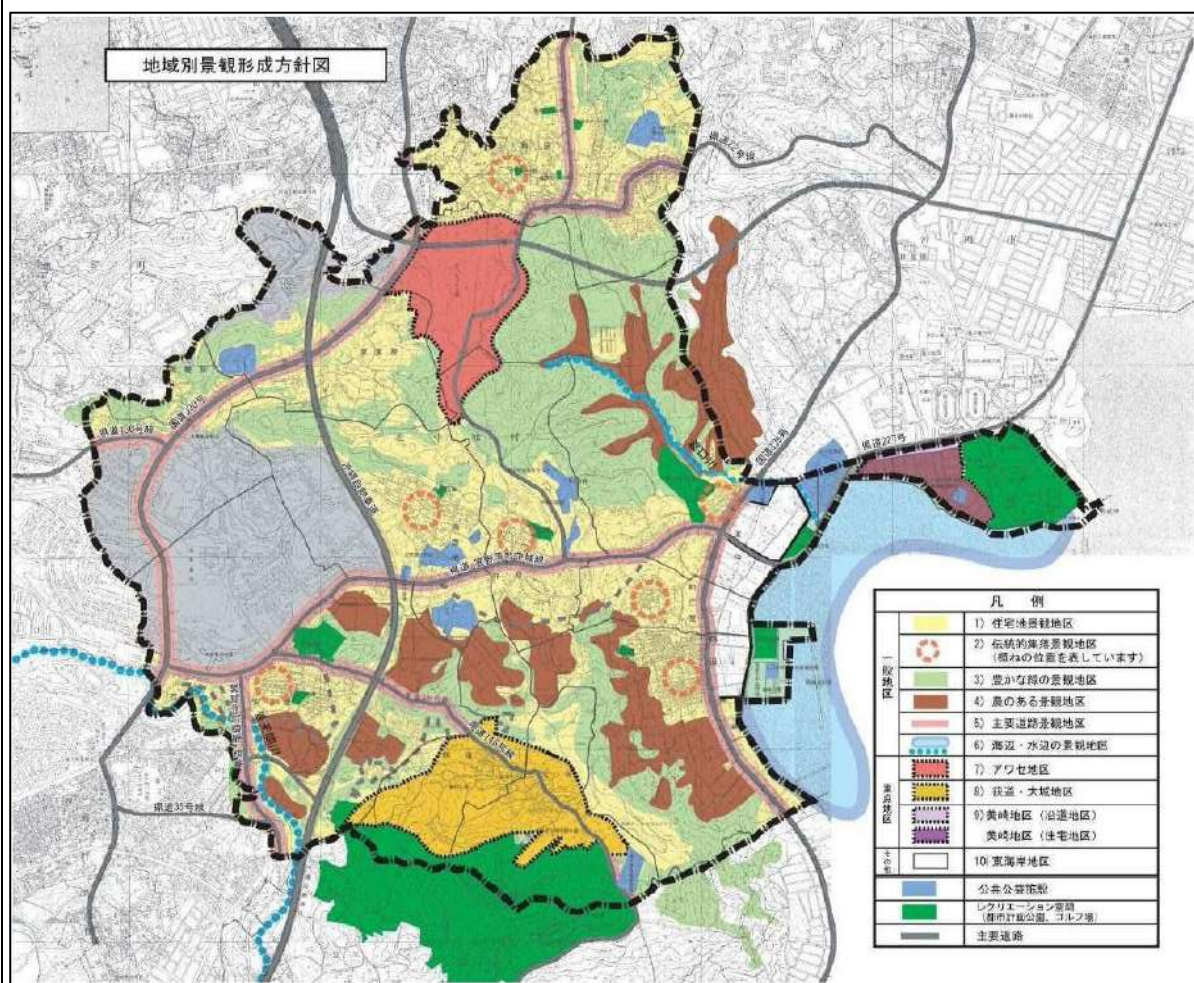
「北中城村景観計画」は、本村における景観特性や、本村が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する方針」等を示し、行政、事業者及び村民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、さらに「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的として策定された。

世界遺産中城城跡の城下に広がる荻道・大城地区は、景観形成を推進する上で重点的に取り組むべき地区である重点地区に設定されているとともに、平成11年10月に村と荻道・大城区との間で「古城周辺地区景観協定」が締結されている。

【基本方針】

- 1 歴史文化を活かした気品ある景観形成を図ります
- 2 斜面緑地や農地、海浜、水辺、起伏ある地形と眺望点を保全するとともに、全村植物公苑づくりと緑あふれる景観形成を推進します
- 3 アワセ地区をはじめ、交流促進や観光振興に資する、新たな北中城村の景観を創出します（重点地区の指定等）
- 4 住民と協働の景観づくりを推進します

【地域別景観形成方針図】



【地区別方針】

	地区名	概要
○ 一般地区	1) 一般住宅地景観地区	島袋土地区画整理区域、渡口土地区画整理区域をはじめとして、村内における主な市街化区域、及び外人住宅地を含む既存住宅地地帯を住宅地景観地区とします。
	2) 伝統的集落景観地区	安谷屋集落、喜舎場集落、熱田・和仁屋集落等、伝統的な集落形態が残る地区を伝統的集落景観地区とします。
	3) 豊かな緑の景観地区	主に森林地域を中心に、本村の緑地である、起伏に富んだ地形と、豊かな緑地を保全する地区として、豊かな緑の景観地区を設定します。
	4) 農のある景観地区	主に農振農用地区域や現況農地を中心に、農のある景観地区を設定します。
	5) 主要道路景観地区	国道 330 号、国道 329 号、宜野湾北中城線等、主要道路沿道を主要道路景観地区とします。
② 重点地区	6) 海辺・水辺の景観地区	熱田漁港や美崎地区を含む東海岸域と渡口川、普天間川の河川沿いを海辺・水辺の景観地区とします。
	7) アフセ地区	現在整備中のアフセ地区を新たな市街地の景観形成が図られる地区として、重点地区として位置づけます。
	8) 鉄道・大城地区	中城城跡の城下にある伝統的な集落形態が残る鉄道・大城集落を重点地区として位置づけます。
③ その他	9) 美崎地区	地区計画により良好な市街地が形成されている美崎地区を重点地区として位置づけます。
	10) 東海岸地区	現在、土地利用や市街地整備のあり方が検討されている東海岸地帯は、計画の進捗をみながら景観形成のあり方を検討します。但し、現況農地であることから当面の間は農のある景観地区を設定します。

【地区区分の考え方】

	地区名	概要
○ 一般地区	1) 一般住宅地景観地区	用途地域における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、都市計画法第 34 条第 11 号に定められる地域、及び外人住宅地等
	2) 伝統的集落景観地区	道路形態や軒先の位置、腰当森（クサティムイ）との関係性等、沖縄の伝統的な集落形態を残す地区。なお、木造赤瓦住宅の残存比率等は問わない。 大正 8 年地形図（次頁参照）や民俗地図をもとに、屋敷集落（屋宜原、右平）と移転集落（瑞慶覧）を除く、以下の集落とする。 【伝統的集落景観地区に位置づける集落】 喜舎場、仲順、熱田、和仁屋、渡口、島袋、安谷屋、鉄道、大城 ※ 上記のうち、鉄道・大城地区は下記②重点地区としても位置づけする。
	3) 豊かな緑の景観地区	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）による森林地域及び現況の土地利用で森林・原野に分類されている地域等の区域
	4) 農のある景観地区	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）による農用地区域
	5) 主要道路景観地区	国道 330 号、国道 329 号、県道宜野湾北中城線、県道那覇北中城線、県道 22 号線、県道 130 号線、県道 146 号線、村道島袋 133 号線の道路端から 25m の区域
	6) 海辺・水辺の景観地区	海岸及び渡口川、普天間川周辺の区域
	7) アフセ地区	アフセ土地区画整理事業（アフセゴルフ場地区地区計画）の区域
	8) 鉄道・大城地区	古城周辺地区協定の区域
	9) 美崎地区	美崎地区地区計画の区域
	10) 東海岸地区	東海岸地域構想が検討されている区域

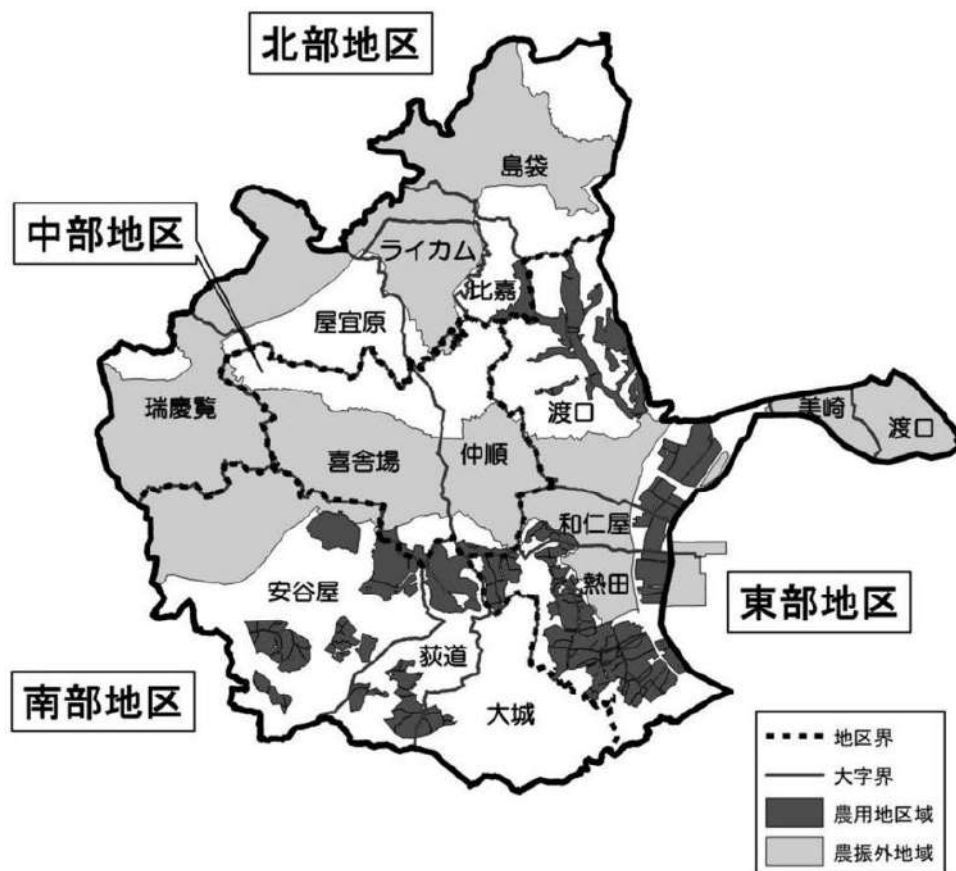
（５）北中城村農業振興地域整備計画【令和６年５月見直し】

本村は、昭和50年３月に農業振興地域の指定を受け、昭和52年３月に「北中城村農業振興地域整備計画」が策定され、適宜見直しが行われている。本計画では、住民の生活環境と農業生産環境の整合性や調和のとれた土地利用を推進することを掲げ、農用地の保全及び確保に努めることとしている。

【土地利用の構想】

本村は中部圏域にあって都市化が進展するとともに宅地需要も高く、農用地の他用途への転用希望も多い状況ではあるが、住民の生活環境と農業生産環境の整合性や調和の取れた土地利用を推進する。農用地は、農作物生産の基盤であると同時に、二酸化炭素の吸収作用など自然環境保全に資するものであることに鑑み、その保全及び確保に努めるとともに、他用途への転用については、集落内介在農地や集団性及び効率性に乏しい小規模農地などをあてるものとする。

【農業振興地域地区区分図】



※本村の農業振興地域は、都市計画市街化区域や旧米軍用地などを除く地域で、村域面積の57.0%を占めている。

(6) 第2次北中城村観光振興基本計画【令和6年3月策定】

観光産業は、沖縄県や本村のリーディング産業として、村民の雇用や暮らしを支えるとともに、経済における重要な振興発展に寄与しており、本村では、平成28年度に「北中城村観光振興基本計画」を策定し、様々な施策を展開してきた。本計画は、観光情勢の変化に伴い、本村の魅力を見つめ直し、地域の強みを生かした観光振興を行うため、第2次計画として策定されたものである。

【基本理念】

「地域の暮らしを大切に、村民も来訪者も事業者も幸せを感じる村」

- ・北中城村は、古来の自然・歴史・文化とライカム地区の開発など新しいまちが融合された場所であるため、地域の文化と村民の地域への誇りを第一に、子どもから高齢者まで誰もが、心と体が健幸で平和に生活し続けることのできる村民の暮らしを重視した観光地を形成し、観光地づくり＝地域づくり（暮らしの質の向上）につながる“まちづくり観光”を推進します。
- ・村内の暮らしの中で紡いできた歴史・文化、自然・景観を基盤として、農業や漁業などの生業、食、健康、学び、生きがいなど地域の魅力を高めていき、その場所へ暮らすように旅をする来訪者に対して、地域住民との交流を通じた「ここでしか味わえない本物の体験（幸せ）」を提供することで観光客の満足度が向上につなげます。

【基本方針と具体的な取組】

基本方針1. 地域資源を活かした高付加価値な観光まちづくりの推進

取組1. 北中城村の観光ブランドの確立

北中城村には、自然や歴史・文化、健康など様々な地域資源・魅力があります。その資源を活用した地域一体となった観光ブランドを検討します。

観光ブランドの検討にあたっては、村内関係者との意見交換会などを通じて、村内全体が共通認識を持つための方法を検討します。

取組2. 高付加価値な観光体験商品の造成

豊かな自然や歴史・文化など北中城村の観光資源は豊富にあります。

それらを活用しながら、高付加価値で魅力的な観光体験を造成・販売することで、地域内で稼げるコンテンツの醸成を検討します。

特に、歴史資源や漁業・農業体験、食を活かした体験プログラムを拡充し、夜間コンテンツを充実させることで滞在促進に繋がるコンテンツを検討します。

取組3. ウェルネスツーリズムの推進・確立

取組4. インバウンドの誘致促進

取組5. 他業種との連携・周遊促進

取組6. 中部エリア連携方法の検討

観光振興の活性化に向けては、村内だけでなく周辺市町村とも連携しながら中部エリア全体の活性化につなげていくことが重要です。

村内で集客力のある中城城跡やイオンモール沖縄ライカムを拠点とした周辺市町村と活性化に向けた連携方法について検討します。

また、周辺市町村との周遊ルートについても検討します。

基本方針2. 北中城村ならではのライフスタイルの発信

取組7. 観光プロモーションの推進

取組8. 「農を活かした福祉の里づくり」との連携

取組9. 地域の愛着・生きがいにつながる取組の推進

地域住民の生きがいづくりや地元への愛着の向上、魅力の再認識のため、伝統芸能や古典音楽、自然体験など地域と観光客が交流できる観光体験プログラムや取組について検討します。特に、移住者が多いエリアに対して広報誌を配布し、地域活動への理解促進や参画に向けた周知啓発を行います。

	また、村内の観光地で「北中城村電子商品券 地域通貨まーい」を利用できる店舗の増加を検討します。 将来的には、地域に新たな価値を創出するために、古民家をリノベーションなど地域の魅力向上の方法について検討します。
基本方針３．受け入れ環境の整備	
取組 10. 観光ガイドの確保・育成	
取組 11. 教育旅行・企業研修の受け入れ環境整備	
北中城村は中城城跡をはじめとして歴史資源が豊富であり、自然環境が豊かです。 そのため、<u>北中城村ならではの歴史や自然資源を活用した教育旅行・企業研修にふさわしいプログラムについて検討します。</u> また、団体旅行を受け入れるための駐車場の確保などハード対策や観光ガイドの増加などのソフト対策の両輪で受け入れ体制を強化します。	
取組 12. 安全・安心な観光地づくりの推進	
取組 13. 村内の移動手段の拡充と駐車場整備	
取組 14. 歴史・文化を活かしたまちづくり及び景観形成	
村内には、中城城跡をはじめとして、中村家住宅や大城・荻道地区の集落景観など歴史的な空間が残る地域が多くあります。 その<u>村内の歴史的な空間の景観維持・保全を図るとともに、城下町らしい歩道の整備や無電柱化など歴史風致の検討も行います。</u> ・<u>中城城跡や中村家住宅の景観維持・保全の実施</u> ・<u>中城城跡の城下町らしい歩道の整備を検討</u> ・<u>大城・荻道地区などの歴史散歩道の無電柱化の検討</u>	
取組 15. ユニバーサルツーリズムの推進	
誰もが安心して過ごすことができる観光地にするためにユニバーサルツーリズムを推進します。 特に、<u>中城城跡や中村家住宅などの主要観光施設のバリアフリー整備の推進やピクトグラムなどによる誰でもわかりやすい標記を検討するとともに、受け入れ体制の強化・育成を行います。</u>また、観光施設でのバリアフリー対応状況について公開を検討します。	
基本方針４．持続可能な観光推進体制の構築	
基本方針５．観光 DX の推進	

(7) 北中城村森林整備計画 変更計画【令和4年3月変更】

「北中城村森林整備計画」は、森林の有する水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止、生活環境や生物多様性の保全等の公益的機能の重要性はますます高まっていることから、本村においても森林の持つ多面的機能の維持増進及び森林の保全整備を積極的に推進することを目的に策定されたものである。

森林の有する水源涵養機能や保健・レクリエーション機能、文化機能ごとの森林整備に係る基本的な考え方が示されている。

【森林整備の基本方針】

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、特に発揮することを期待されている機能を有する森林を、7つの機能（「水源涵養」「山地災害防止／土壌保全」「快適環境形成」「保健・レクリエーション」「文化」「生物多様性保全」「木材等生産」）に区分し、機能に沿って以下の育成単層林施業、育成複層林施業、天然林施業を計画的に実施し、望ましい森林資源の姿に誘導するように努める。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

○水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林施業の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

○水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

○保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ多様な森林整備を推進することとする。

○文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

指定文化財となっている歴史的建造物等については、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例、村文化財保護条例に基づき、所有者や管理者との調整を図りながら、引き続き適切な保存・活用とその支援に取り組む必要がある。特に、世界遺産構成資産群の一つである中城城跡については、中城村と連携し、より効果的な共同による維持管理体制の構築に努める。

また、未指定の歴史的建造物等については、歴史的・文化的価値の把握に努めるとともに、必要に応じて村条例に基づく文化財指定や、本計画に基づく歴史的風致形成建造物（重点区域に限る）の指定等を通じて、適切な保存・修繕及び活用を推進する。

さらに、現在も湧水を維持し、人々の生活に深く関わるカー（井泉）については、地下涵養機能の維持を図るため、その背後に広がる緑地帯を含めた保全に努める。

(2) 歴史的風致の周辺環境の保全・向上に関する方針

歴史的風致の周辺については、景観計画における規制・誘導の周知や支援を引き続き実施するとともに、住民や関係団体との連携を図りながら、将来的な景観地区の指定に向け、その必要性などを各まちづくり関連課と協議・検討していく。

風情あるまちなみの維持に資するため、歴史的風致を構成すると認められる歴史的建造物等については維持保全策を講じ、空家・空き地対策や無電柱化、歴史的建造物等周辺の清掃・保全などにより、歴史的風致の景観向上に取り組む。

さらに、歴史的風致の特性を損なうことのないよう配慮しつつ、安全で安心な生活環境の確保を図るため、関係部局や地域住民と連携しながら、道路整備や歩行空間の改善などについて段階的に検討を進めていく。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

村民が歴史や伝統を反映した地域の取り組みに関心を持ち、それらの活動を通じて地域とのつながりを育めるよう、その魅力の発信や支援に努める。

また、歴史や文化への理解を深める学びの機会を通じて地域への関心を高め、地域活動の担い手やリーダー発掘・育成につながるよう、担い手育成の支援に努める。

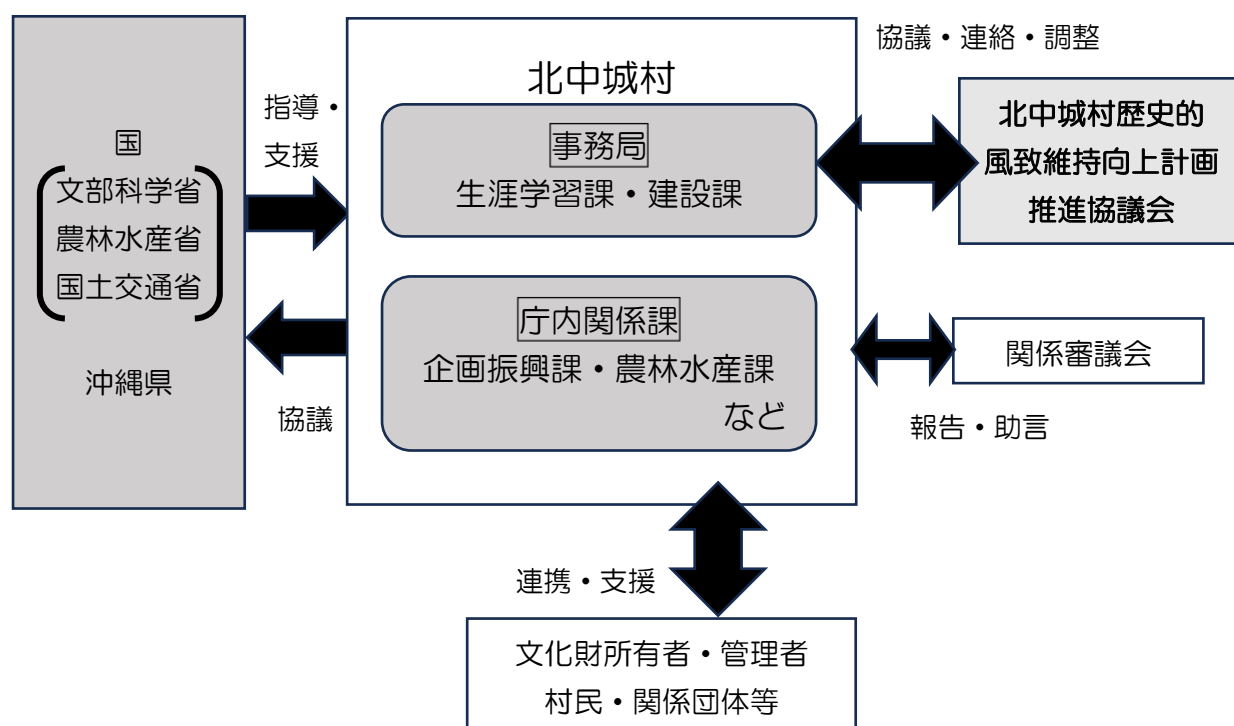
(4) 歴史的建造物等を活かした地域の賑わい創出に関する方針

本村の賑わい創出の基盤として、道路の無電柱化や公共施設の整備、多機能トイレ等のバリアフリー化、案内板の適切な更新・設置・多言語化など、観光にも資する安全で快適な周遊・回遊環境の整備を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる教育委員会生涯学習課文化振興係と建設課都市計画係を中心に、各事業担当課との連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な連携を図っていく。また、国や沖縄県の関係機関とも協議を行い、相談や適切な支援を得る。

外部有識者や地域代表等で組織する「北中城村歴史的風致維持向上計画推進協議会」については、事務局と連携し、計画実施に係る連絡調整を行うとともに、計画の変更協議等の役割を担うこととする。なお、必要に応じて北中城村文化財保護審議会や北中城村都市計画審議会等の関係審議会とも協議を諮るとともに、文化財の所有者・管理者や村民、関係団体との連絡・調整を行う。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域について

本計画では、歴史的風致が広がる範囲において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する必要がある区域を「重点区域」として設定する。

この区域と認められるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- 重要文化財や重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地であること
- 当該区域において維持及び向上を図るための施策を推進することが特に必要と認められる土地（＝第2章で定めた歴史的風致内の区域）であること

本計画における重点区域は、第2章で整理した歴史的風致の範囲内において、重要文化財などに指定された建造物を中心に、「歴史と伝統を反映した風情あるたたずまいを残しつつ、今後もその周辺地域における活動の継承や活性化を推進する取り組みが必要と想定される区域」について選定した。

（1）歴史的風致の分布

重点区域の前提となる歴史的風致として、北中城村では以下の三つを設定した。

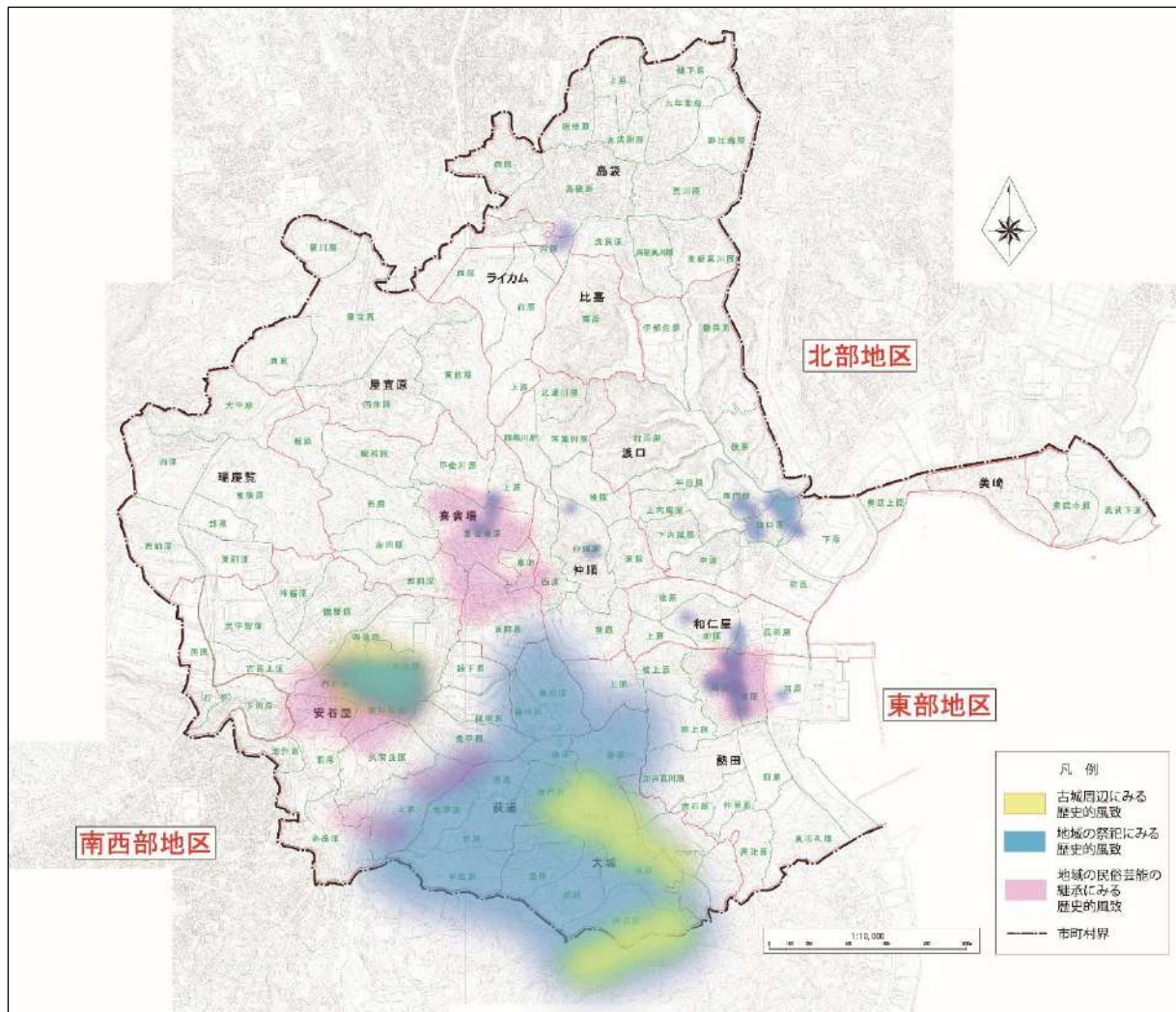
- 1 古城周辺にみる歴史的風致
- 2 地域の祭祀にみる歴史的風致
- 3 地域の民俗芸能の継承にみる歴史的風致

一つ目は、世界遺産中城城跡をはじめとした村南部に点在するグスク群と、それらグスク内やグスクを背景として人々が執り行っている多様な活動（祭祀・修景・観光・運動など）にみる歴史的風致を挙げている。

二つ目は、各集落がそれぞれの地域固有の活動として執り行っている字シーミーやウマチー、旗スガシーなどの祭祀と、それらに関わる拝所や巡拝路などを歴史的風致として整理している。

最後の三つ目は、民俗芸能として地域の人々に長く親しまれているエイサーと、その順路に設置された拝所等の建造物を歴史的風致として構成している。

これらの歴史的風致の広がりのうち、特に世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅が所在する荻道・大城地域が、「歴史的価値の高い文化資源が一体となって良好な市街地環境を形成している」ことから、本地域を中心に歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

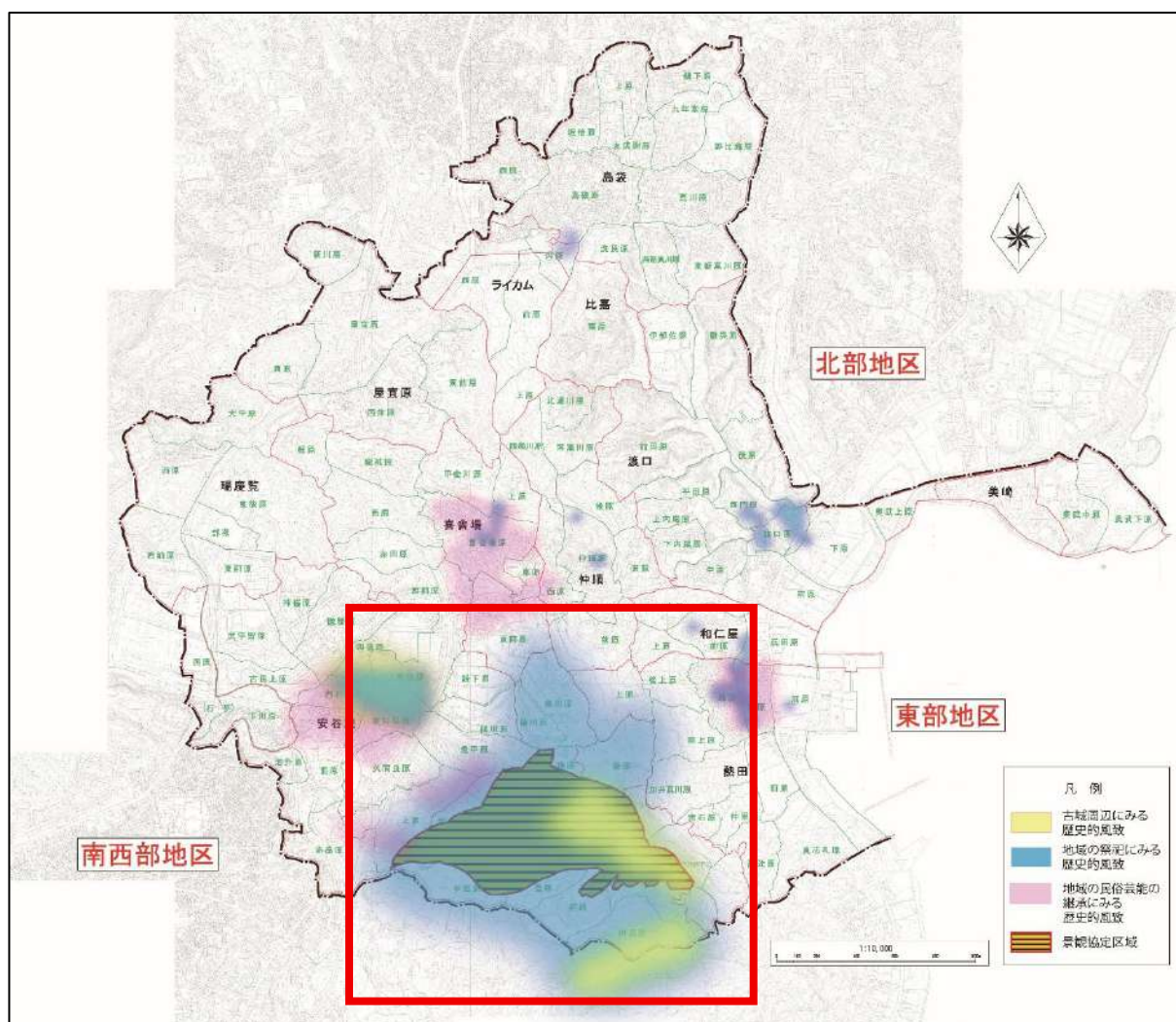


(2) 重点区域の位置

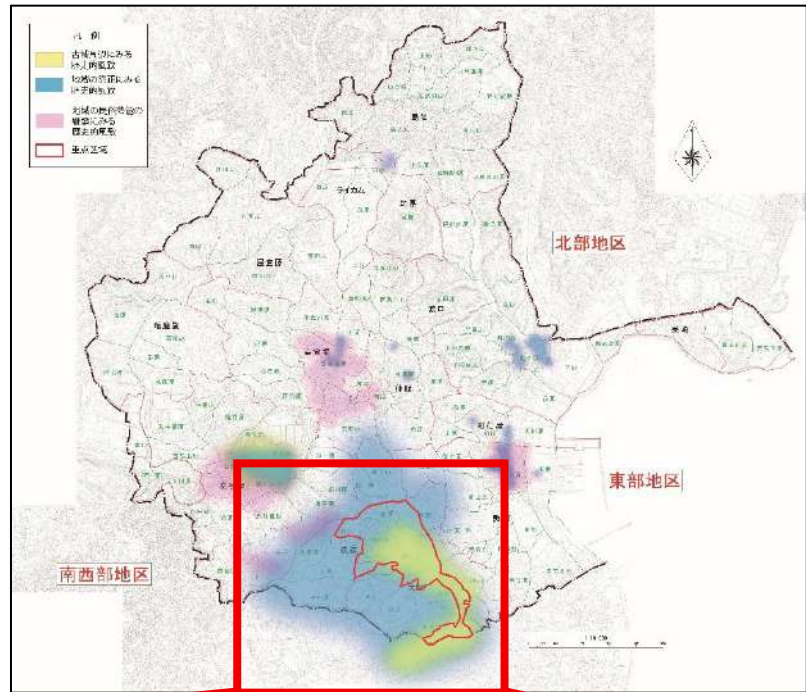
前述のとおり、重点区域の位置は、本計画において良好な市街地環境の継承や活性化を重点的に取り組むべき区域を定めるとともに、これまで北中城村の良好な景観形成の方針を示してきた「北中城村景観計画」との連携を図るものとする。

具体的には、同景観計画において「重点地区」(景観形成に重点的に取り組むべき地区)として位置づけられた三地区のうち、重要文化財や史跡が所在する村域南部の「荻道・大城地区」(おぎどう おおぐすく)を対象とする。本地区の景観形成方針では、歴史文化資源が多く残る世界遺産中城城跡のバッファゾーンとして、一層良好な景観形成のための取り組みが期待されている。

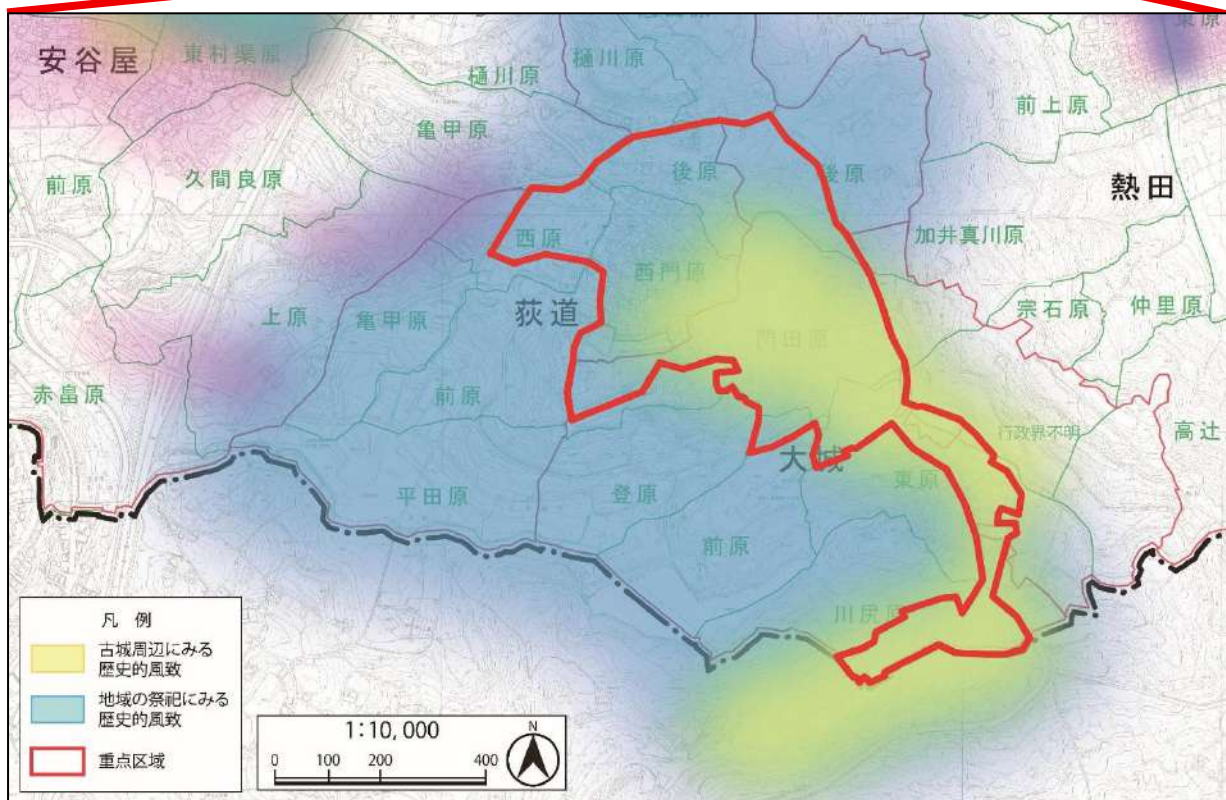
■景観計画で定める「荻道・大城地区」景観協定区域と、同地域における歴史的風致



このことを踏まえ、本計画では景観計画の「重点地区」とも関連づけながら、核となる建造物（世界遺産中城城跡・重要文化財中村家住宅）を中心に良好な市街地環境が形成されている荻道・大城^{おぎどう おおぐすく}地域の「古城周辺にみる歴史的風致」及び「地域の祭祀にみる歴史的風致」の範囲を重点区域として設定する。



▼重点区域の拡大図



(3) 重点区域の名称・位置及び区域・境界・面積

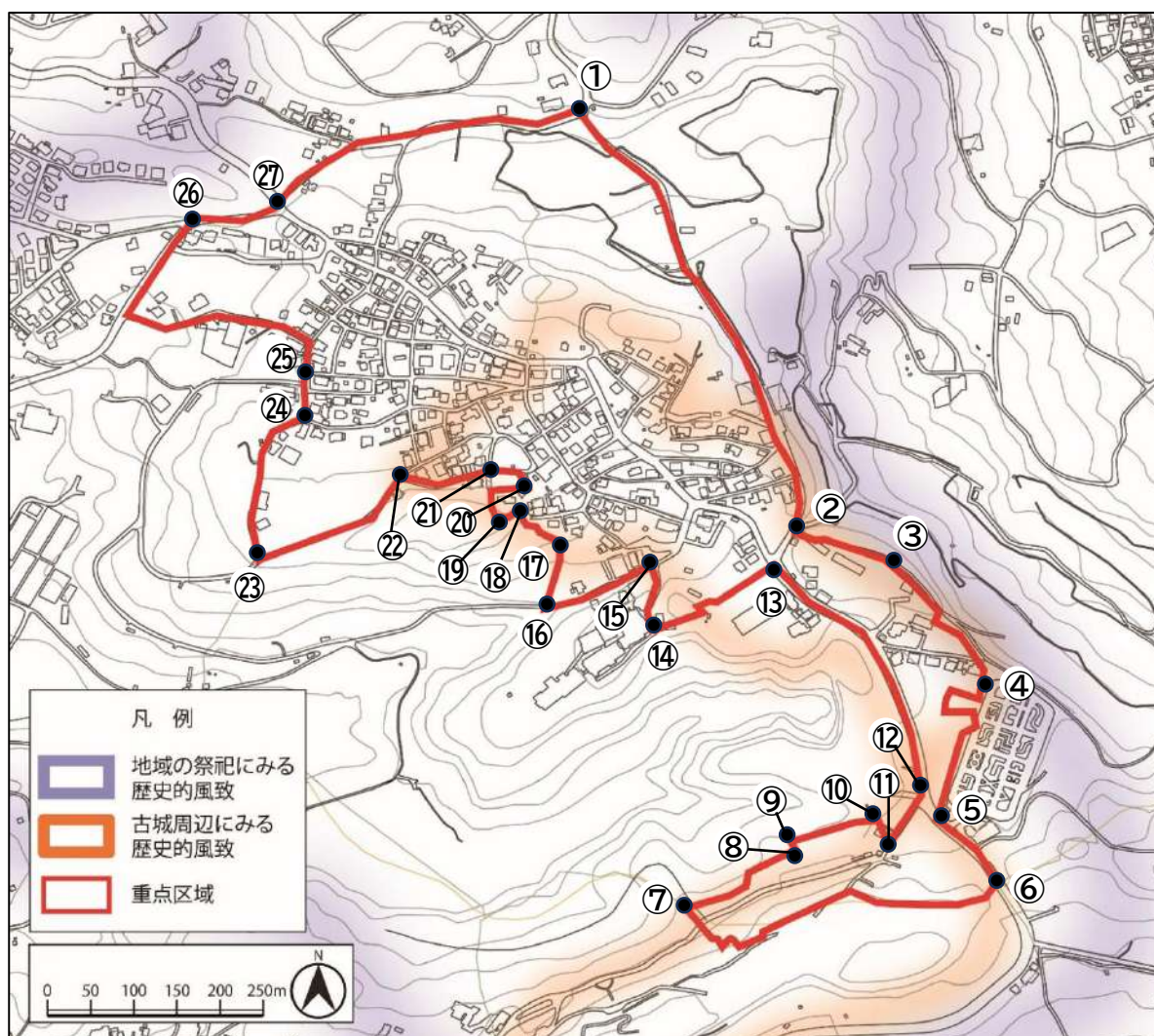
重点区域として設定した荻道・大城地域では、重要文化財中村家住宅をはじめとした赤瓦屋根の住宅やフクギの屋敷林、湧水を維持した井泉（カー）など、沖縄特有の伝統的な集落景観が多く残されている。

また、前述したとおり村の景観計画においても、重点地区として歴史文化資源等の特性を活かしながら調和のとれた美しい集落景観の保全に努めるべきであることが掲げられた地域でもある。

以上の考え方にに基づき、重点区域の名称、位置及び区域、境界、面積を以下のとおり定める。

＜重点区域名称＞ 北中城村歴史的風致維持向上重点区域

＜範囲面積＞ 約 36.3ha



■区域の境界一覧

区間	境界の位置
①～②	村道仲順・大城線
②～③	私道
③～④	筆界（民民境界）
④～⑤	筆界（官民境界）
⑤～⑥	県道 146 号線
⑥～⑦	行政界
⑦～⑧	水路 37-35-27（大城川尻原 498 地先）
⑧～⑨	水路 37-35-22（大城川尻原 533～川尻原 518 地先）
⑨～⑩	水路 37-35-23（大城川尻原 532～川尻原 530 地先）
⑩～⑪	里道 37-35-24（大城川尻原 531～川尻原 511 地先）
⑪～⑫	里道 37-35-25（大城川尻原 508～川尻原 513 地先）
⑫～⑬	県道 146 号線
⑬～⑭	筆界（官民境界）
⑭～⑮	農道 22 号線
⑮～⑯	村道大城・登又線
⑯～⑰	里道 37-35-8（大城前原 387 地先）
⑰～⑱	筆界（民民境界）
⑱～⑲	里道 37-35-6（大城門田原 70～門田原 45 地先）
⑲～⑳	筆界（民民境界）
㉑～㉒	里道 37-35-6（大城門田原 70～門田原 45 地先）
㉒～㉓	村道大城 115 号線
㉓～㉔	農道 21 号線
㉔～㉕	農道 32 号線
㉕～㉖	荻道・大城 44 号線
㉖～㉗	村道安谷屋・荻道線
㉗～㉘	村道荻道・登又線
㉘～㉙	村道喜舎場・荻道線

2. 重点区域の設定の効果

本計画の重点区域として設定した荻道・大城地域は、世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅を中心に、伝統的な集落景観や拝所などの歴史文化資源が多く残された地域である。本区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する市街地環境の整備や歴史文化資源の保全・活用などの施策を重点的かつ一体的に推進することで、風情あるまちなみや伝統文化等の未来への継承、賑わいの創出が可能となる。

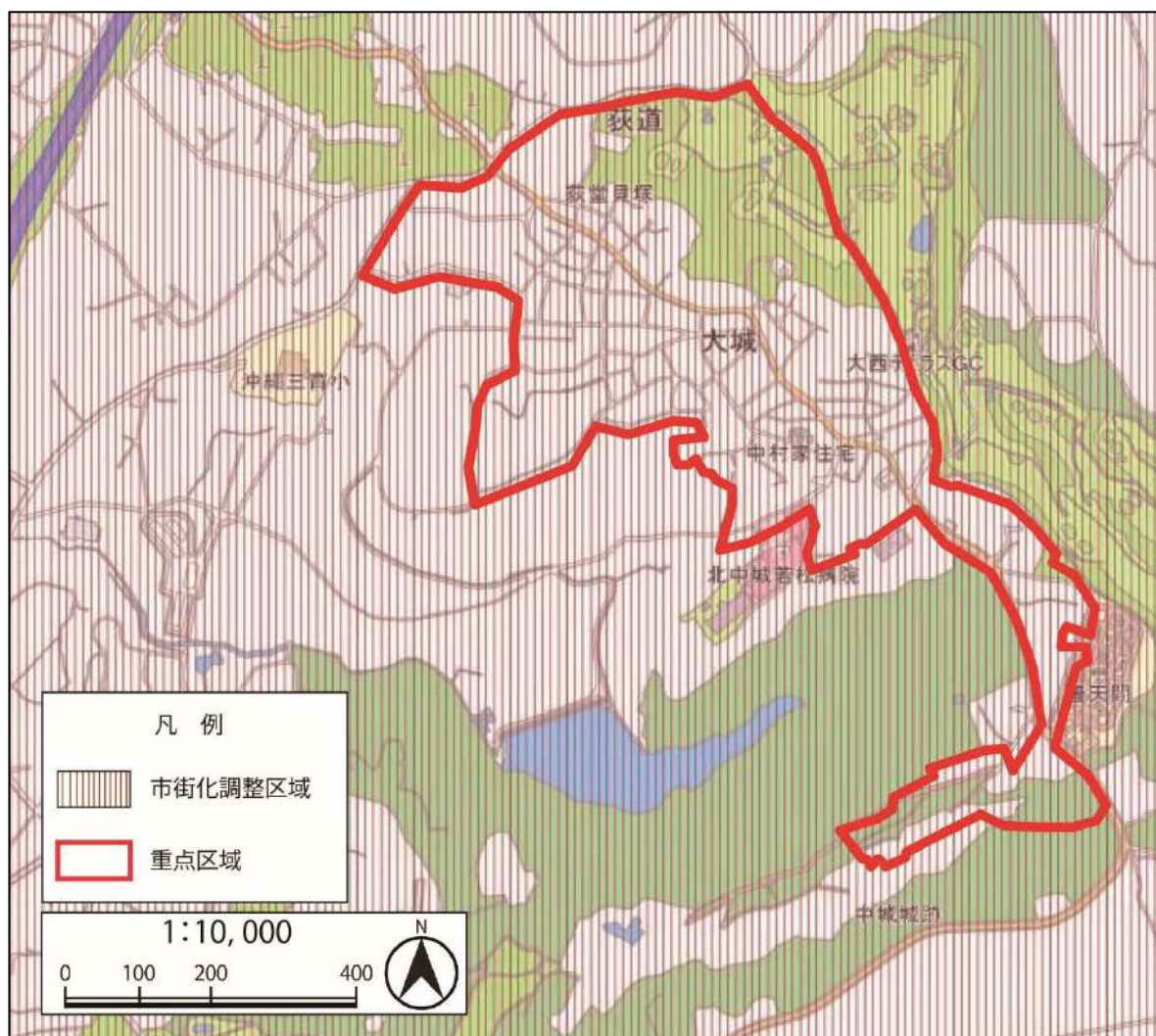
また、行政・住民・事業者等による協働のまちづくりをとおして住民の郷土愛やシビックプライドの醸成が期待できる。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 那覇広域都市計画との連携

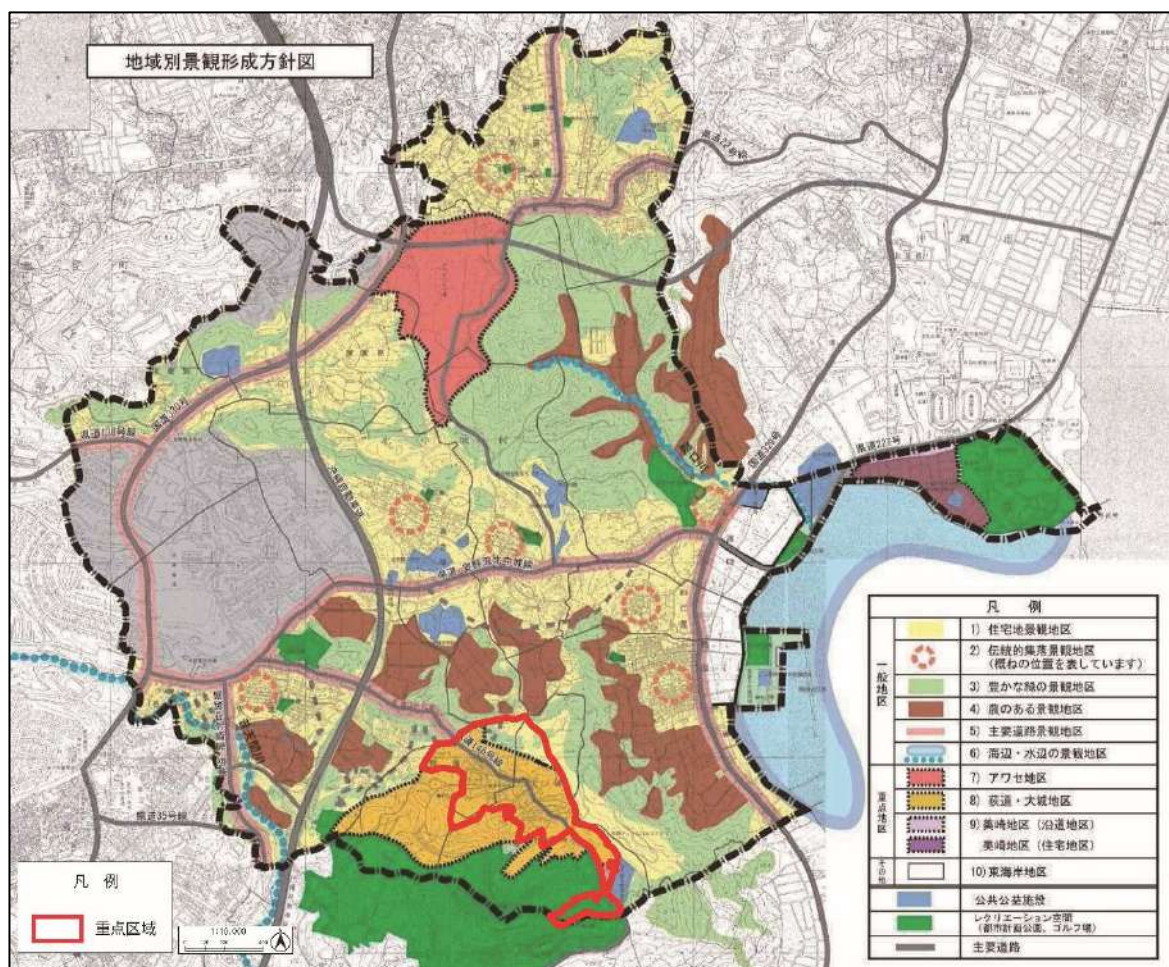
本村は那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く）を含む「那覇広域都市計画区域」に含まれており、都市計画区域の総面積 23,094ha のうち、本村の行政区全域である約 1,154ha が区域に含まれている。

また、重点区域が位置する荻道・大城地域は、その全域が無秩序な市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されている。当該地域においては、計画的な土地利用の誘導を図るとともに、貴重な緑地資源や農地等を保全し、それらと調和した市街地環境の形成を目指す。



(2) 景観計画

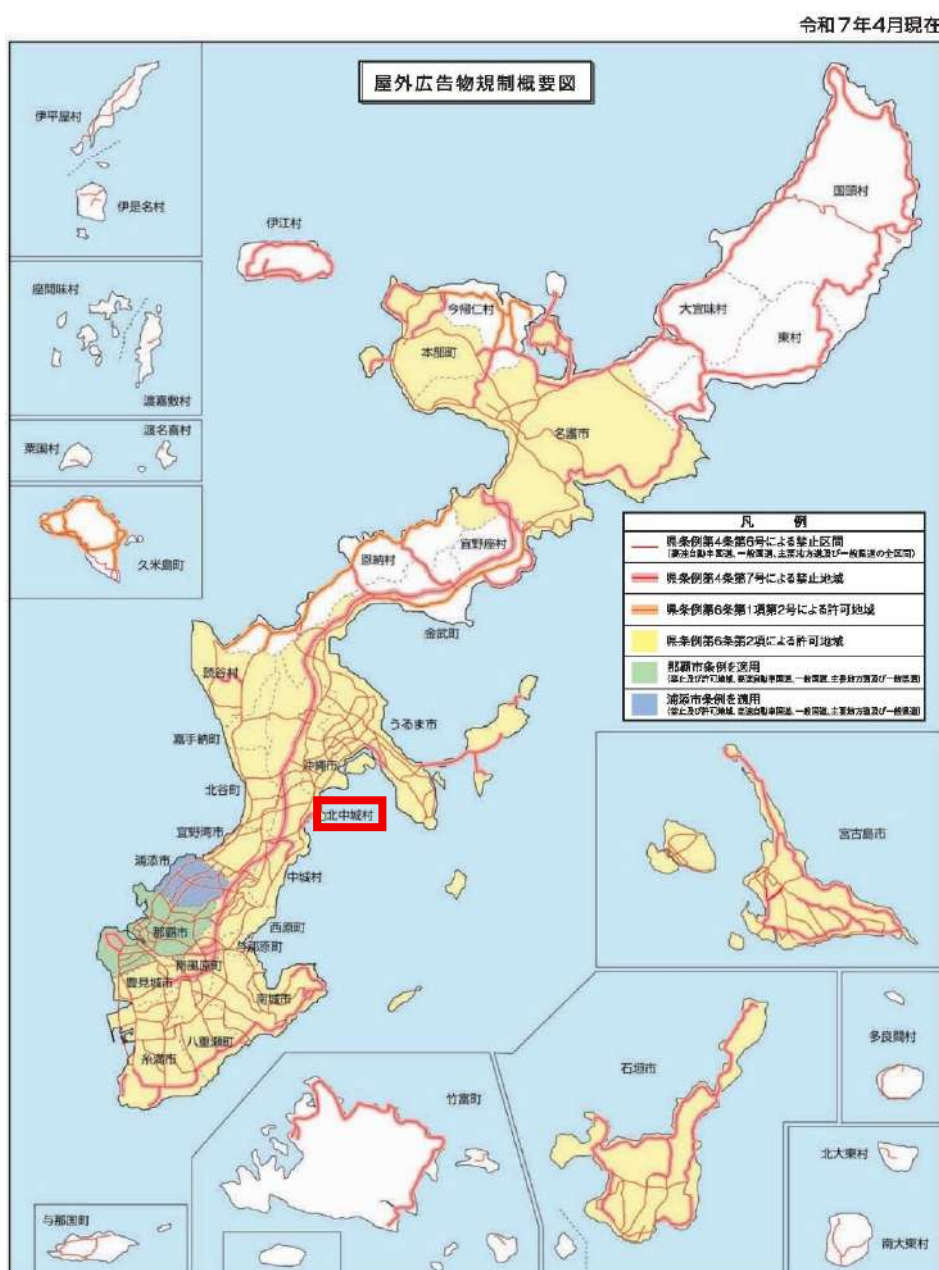
景観計画では、世界遺産中城城跡の城下に位置し、伝統的な集落景観が残る荻道・大城集落を、本村の景観形成を推進する上で重点的に取り組むべき「重点地区」に位置づけている。当該地区では、建築物の形態が集落のもつ良好な景観や雰囲気と調和することへの配慮や、四季を彩る花木による緑化を推奨するなど、伝統的な集落景観の保全と継承を図っている。



(3) 沖縄県屋外広告物条例との連携

本村における屋外広告物は、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき規制・誘導が行われている。同条例では、北中城村一帯が第4条第7号による禁止地域及び第6条第2項による許可地域に位置づけられており、一部の適用除外（自家用広告物等）を除き、広告物の表示・掲出の禁止、または、沖縄県中部土木事務所への許可申請が必要とされている。

本村には、世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅等の観光資源が所在し、県内外から多くの来訪者が訪れることから、屋外広告物の乱立が良好な景観形成の阻害要因とならないよう、経済活動との調和に配慮した適正な規制・誘導が重要である。特に、北中城村景観計画において景観形成基準を定めている荻道・大城地区については、広告物設置を規制する独自のルールづくりを検討し、良好な景観形成の推進を図る。



(4) 中城村・北中城村共同まちづくり計画

戦後、旧中城村は、中城村と北中城村の二村に分離したが、両村の共同事業の実施などを通して、連携した取り組みを継続的に行ってきた。今後も、共同のまちづくりを推進するにあたり、両村が共有するまちづくりの将来像を明確に示すとともに、世界遺産中城城跡を核としたまちづくりや観光振興を図るため、共同まちづくり計画が位置づけられている。

本計画においては、両村の中央に位置する中城城跡を核に、文化・歴史・自然資源の保全及び活用を図ることで、中心性を高めつつ、他地域の世界遺産とも連携した広域的なまちづくりを展開する。その一環として、歴史的風致の維持及び向上に資する取り組みを推進する。

4-1 先導プロジェクト

(1) 歴史・文化・自然資源等を活用したまちづくり先導プロジェクト

④他城跡との連携

- 中城、勝連、座喜味、伊波、山田グスクの環状の歴史的ネットワークを活かした連携の強化を図る

②歴史文化拠点施設の形成

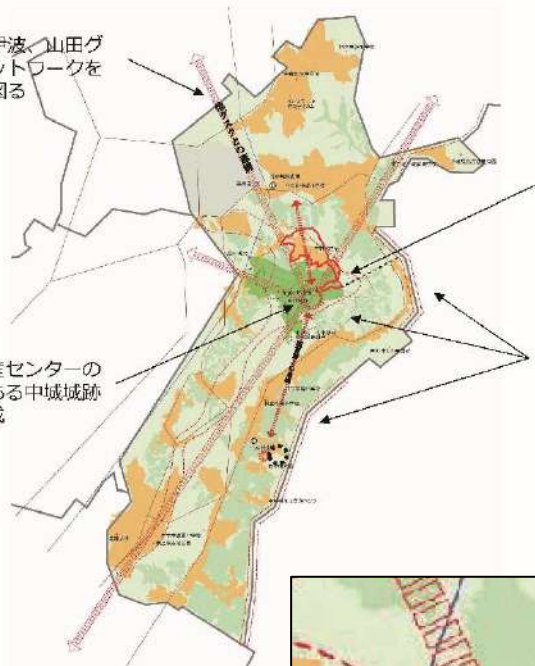
- 文化芸術の発信や世界遺産センターの機能をもった世界遺産である中城城跡と一体となった施設の形成

①歴史・文化・自然資源を活かしたまちづくりの推進

- 中城城跡をはじめ周辺の狭道・大城集落や安谷屋集落、新垣集落、中城ハタ道など一体となったまちづくりを行う。
(回遊性を向上させるサイン・案内板の設置、無電柱化、伝統的活動の継承、歴史学習教室 等)
- 護国丸図書館や両村内の歴史文化資源の連携を図る

③自然環境と景観を保全するまちづくり

- 斜面緑地や沿岸部の自然環境および景観を保全する



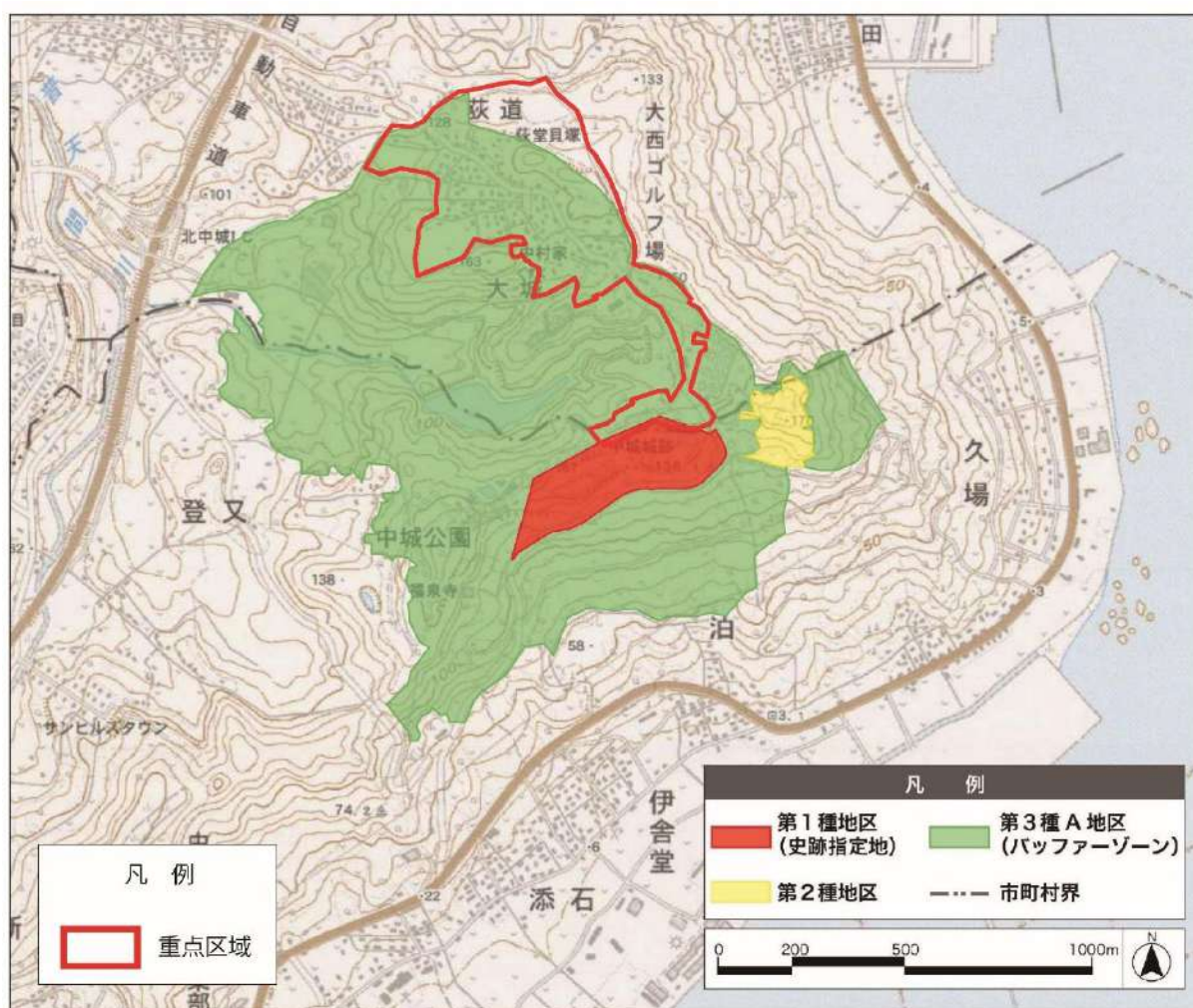
凡 例

重点区域

(5) 史跡中城城跡保存活用計画

中城村・北中城村の境界に所在する世界遺産中城城跡について、昭和57年(1982)に策定した「史跡中城城跡保存管理計画」を踏まえつつ、史跡の確実な保存と周辺環境における景観保全を含めた新たな活用・整備の方向性を定めることを目的として令和6年(2024)に「史跡中城城跡保存活用計画」が策定された。

同計画では、『「技術を語る石積群」「海への眺望・緑の風景」「その守り手」の継承』を大綱として位置づけ、両村の地域住民の関係性を強化しつつ、史跡を取り巻く多様な活用の場面への参加を促進することで、周辺環境を含めた文化的景観の守り手の育成に向けて取り組むこととしている。



第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 北中城村全体に関する事項（村全体の文化財保護方針）

北中城村全体の文化財保護の方針について、以下の九つの項目で基本的な考え方を示す。

- （１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- （２）文化財の修理（整備）に関する方針
- （３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- （４）文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針
- （５）文化財の防災・防犯に関する方針
- （６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- （７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- （８）教育委員会等の体制と今後の方針
- （９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針

北中城村には、国指定文化財が3件、県指定文化財が2件、村指定文化財が15件、合計20件の有形、無形の文化財が存在する。また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、いわゆる国の記録選択にあげられている「沖縄の綱引き」は、本村でもいくつかの集落で行われており、後世に継承すべき重要な民俗文化財といえる。

これらの指定文化財については、文化財保護法、沖縄県文化財保護条例、北中城村文化財保護条例、その他関係法令に基づき、保存・管理を実施するとともに、所有者や管理者に対し、保存・管理に向けた助言等を行っている。

一方で、指定されていない文化財も村内に多く分布することから、調査・研究によりこれらの歴史的・文化的価値を把握し、保存・活用の検討を進めていく必要がある。

北中城村第五次村総合計画では、「世界遺産中城城跡・県営中城公園及びバッファゾーンなど周辺地域の一体的な活用、文化財とその周辺の歴史的風致の維持・向上に向けた取り組み、史跡等の囲い・制札・標柱・説明板等の整備など歴史文化資源の保全・整備・活用を図ります。」と掲げている。

このような中で、重要文化財の保存・活用については、中城村が世界遺産中城城跡の保存活用計画を策定しているものの、それ以外の文化財については保存活用計

画が未策定となっており、今後は計画の策定を検討する必要がある。

さらに、未指定の文化財を含めた村内すべての文化財の保存・活用については、「沖縄県文化財保存活用大綱」の考え方等を踏まえ、「北中城村文化財保存活用地域計画」の策定を検討していくこととする。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理については、日常的な維持管理としての予防対策と損傷の早期発見が重要となることから、所有者等に対し意識向上を図るための適切な助言を行い、必要に応じて修理等に適切に対応する。

修理に際しては、文化財としての価値を損なうことのないよう、過去の修理履歴や調査記録などを活用するとともに、十分な調査と専門家による指導・助言を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。

指定文化財の修理・整備にあたっては、文化財保護法、沖縄県文化財保護条例、北中城村文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じて文化庁や沖縄県文化財保護審議会、北中城村文化財保護審議会から指導・助言を受けるなど、関係機関や専門家と連携して進める。また、所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国や県の各種補助制度の活用も検討する。

さらに、未指定文化財については調査を進め、歴史的価値が認められたものを所有者などと協議のうえ、本計画の歴史的風致形成建造物や村文化財等への指定を進め、保存・活用に努める。



■中村家住宅 トウングワ（修理前）
平成元年九月 中村家住宅修理工事報告書
より掲載



■中村家住宅 トウングワ（竣工）
平成元年九月 中村家住宅修理工事報告書
より掲載

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

北中城村には文化財の保存・活用を目的とした常設の展示施設が確保されていない。現在は中央公民館内に民具などを保管し、イベント時に簡易的な展示コーナーを設けるにとどまっており、恒常的な展示環境は未整備の状況にある。

一方、世界遺産中城城跡では、城跡を背景に舞台を設置し、村民が民俗芸能を披露するなど、無形の民俗文化財の保存・継承活動が行われている。また、村内の集落では、地域の歴史文化資源をめぐる散策ルートが設定され、各所に休憩施設や案内サイン、説明板が設置されている。さらに、歴史ガイドによる案内も実施され、地域の魅力発信に資している。

今後は、中城村・北中城村が連携のもと、世界遺産中城城跡と一体となった文化芸能の発信を進めるとともに、世界遺産センターの機能を備えた歴史文化拠点施設の整備を目指す。あわせて、村内文化財の保存・活用を一層推進するため、文化財に付随する便益施設の充実、老朽化した集落内各所の案内サイン・説明板の再整備、さらには多言語化対応の強化などに取り組むこととする。

（４）文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財そのものに大きな影響を及ぼすことから、文化財の保存・活用を進めるうえで、周辺環境と一体となった対策を講じることが重要である。その実現に向けては、都市計画法や景観法、北中城村全村植物公苑づくり条例、北中城村景観計画等の関係法令に基づき、民間事業者、地域住民、文化財所有者と合意形成を図りながら、文化財と周辺環境との調和に努める。

また、文化財及びその周辺環境において景観を阻害する要素に対しては、改善や除去などの対応を進め、文化財と調和した良好なまちなみの形成を目指す。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

村では、中城北中城消防本部や文化財所有者などの関係機関・関係者との連携のもと、文化財に対する防災対策を検討し、火災報知設備や消火設備、防災体制の整備を進めていく。

あわせて、文化財の所有者や管理者に対して防災意識の啓発を行うとともに、防災施設・設備の整備が必要な文化財については補助事業を活用し、その導入を支援する。また、「文化財防火デー」には、所有者や中城北中城消防本部と連携して防火訓練を実施する。

防犯対策については、盗難や毀損などの被害を未然に防ぐため、地域住民や所有者などと連携し、日常的な見守りを行う。さらに、防犯設備の設置を推奨するなど、被害防止に向けた取り組みを推進する。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

①文化財の情報発信の充実

文化財の保存・活用を適切に進めるためには、文化財に関する情報を継続的に発信することが重要である。

現在、村や村観光協会ホームページ、散策路マップ（歴史と文化の散歩道）の作成、配布等を通じて広く情報提供を行っていることから、今後も内容の充実等を図りつつ、様々な媒体を活用して情報提供を強化する。

②村民の学習機会の充実

村民が地域の歴史文化に触れ、誇りと愛着を育む上で、文化財の保存・活用は有効な取り組みであり、その普及・啓発を図ることが重要である。

現在、村では学校からの依頼を受けて「歴史文化体験学習」を適宜実施しており、また、村民からの依頼により村職員による「出前講座」（北中城村の歴史等）を行っている。今後も、村民ニーズを踏まえ、文化財の保存・活用に関する普及・啓発事業を推進する。

③文化財を活用した観光振興と環境整備

来訪者が本村の文化財を通じて地域の歴史文化への理解を深め、より豊かな滞在の機会を得られるよう、観光振興と連携した文化財の活用を進めることが重要である。

現在、村内では重要文化財等を活用し、伝統芸能の上演や一般向けフォトウェディングなどの文化イベントを実施し、多くの来訪者を迎えている。また、散策路マップの作成や文化財説明板の整備により、来訪者の周遊環境も整備しつつある。今後は、観光振興の視点も踏まえて文化財の保存・活用を推進するため、イベントの開催やインバウンドも含む来訪者の周遊を支える屋外環境の整備（休憩施設、案内サイン・説明板等）等に取り組む。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

北中城村内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が複数確認されており、重要な歴史遺産として文化財保護法に基づく保護が必要である。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法に基づき事前の届出や通知が義務づけられている。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合には届出や通知が必要となる。これらの点については、開発事業者に対し法的義務があることを周知していくとともに、沖縄県教育委員会の指導助言を受けながら、開発事業者との十分な協議を経て保護を図る。

（８）教育委員会等の体制と今後の方針

文化財の保存・活用については、村教育委員会生涯学習課が所管しており、課長一人、担当係長一人（埋蔵文化財専門職）、担当主査一人（埋蔵文化財専門職）、担当主事一名（埋蔵文化財専門職）の体制で、文化財の保護・調査・指定・整備・活用、埋蔵文化財の発掘調査などに対応している。今後も、現体制を維持しつつ、必要に応じて技術職の配置など体制の充実を図る。

また、文化財保護行政に関わる教育委員会の諮問機関として、村文化財保護審議会条例に基づき「北中城村文化財保護審議会」が設置されている。同審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査・審議し、これらに関して教育委員会へ建議を行っている。審議会は五人の委員で構成され、文化財一人、民俗学二人（うち一人は美術工芸等の他分野と重複）、自然（生物）一人、考古学一人の専門家が参画している。今後とも現体制のもと、本村の文化財保護行政に対し指導・助言を仰ぐこととする。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本村の文化財を保存・活用していくにあたっては、村役場をはじめとする行政機関だけではなく、地域で文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携していくことが重要である。

本村の文化財の保存・活用に関わる団体は、北中城村青年連合会、熱田南島保存会など複数の団体があり、地域の無形民俗文化財や有形文化財の保存・継承に取り組んでいる。

今後とも、これらの団体を通じて、住民主体の文化財の保存・活用などの取り組みが一層進展していくよう、人材育成や活動費助成等の支援を進めていく。

■北中城村の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	活動エリア	活動概要
北中城村青年連合会	村全域	各地のエイサーの保存・継承活動
熱田南島保存会	熱田区	熱田南島の保存・継承活動
字喜舎場民俗芸能保存会	喜舎場区	喜舎場の民俗芸能（棒術、獅子舞）の保存・継承活動
字島袋民俗芸能保存会	島袋区	赤木名節の保存・継承活動
中城村・北中城村文化財案内人グスクの会	村全域	世界遺産中城城跡の無料ガイドを行っている組織
中村家自衛消防団	中村家住宅一帯	重要文化財中村家住宅及び周辺の防火活動、防火パトロール等

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、史跡2件、重要文化財1件、村指定文化財2件（有形民俗文化財、史跡）の、計5件の指定文化財が所在している。

これらのうち、国指定文化財である世界遺産中城城跡においては、中城村策定の保存活用計画に基づき、適切な保存管理及び活用が図られるよう取り組む。

また、重要文化財中村家住宅や、村指定文化財である有形民俗文化財萩道のヒージャーガーなどについては、歴史的風致を構成する重要な要素であることから、適切な保存・管理を行うとともに、それぞれの価値を活かした活用方策についても検討を進めていく。

さらに、指定文化財に限らず、本計画に基づき指定する歴史的風致形成建造物についても、適切な保存・管理を行う。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重要文化財中村家住宅については、修繕が必要な箇所を定期的に確認し、必要に応じて所有者等と保存方針について協議を行いながら、適切な修理を実施する。

その他の文化財についても、その実態に応じ、歴史的風致の維持向上に資するよう、文化財保護法や北中城村文化財保護条例及び関係法令に基づき、適切な修理・整備を図っていく。

<関連事業>

- ・「中村家住宅」管理防災設備保守点検等整備事業（期間の定めなし）

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、文化財の保存や活用を目的とした常設の展示施設や保存施設が整備されておらず、教育普及や情報発信の面で十分とはいえない状況にある。

将来的には、中城村との連携のもと、世界遺産センターの機能を備えた歴史文化拠点の整備について検討を進めていく。

<関連事業>

- ・北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・基本設計策定事業（令和8年度）

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内一帯においては、平成 29 年 3 月に策定した「北中城村景観計画」において、世界遺産のバッファゾーンとして良好な景観形成が望まれる区域として、建築行為等に関する基準を定めている。今後も、これらの基準に基づき、文化財の周辺環境の保全と調和のとれた景観形成を図っていく。

<関連事業>

- ・景観形成助成事業（平成 28 年～）
- ・村内遺跡等予備調査事業（令和 8～10 年度）
- ・空き家・空き地活用検討事業（令和 8 年度）

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

世界遺産中城城跡及び重要文化財中村家住宅では、中城北中城消防本部との連携のもと、「文化財防火デー」に合わせた防火訓練を実施している。今後も引き続き、訓練等の活動を通じて、重点区域周辺の地域住民を含め村民全体に、文化財防災に対する意識向上を図っていく。加えて、文化財のき損や盗難などに対する防止方策・対策を未然に講じることとする。

<関連事業>

- ・「中村家住宅」管理防災設備保守点検等整備事業（期間の定めなし）

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

世界遺産中城城跡及び重要文化財中村家住宅については、その文化的価値をより多くの来訪者に伝えるため、ボランティアガイドや各種媒体を活用した情報発信などを通じ、文化財の保存活用に関する普及・啓発に努める。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内には「周知の埋蔵文化財包蔵地」が四か所所在しており、該当の箇所で開発行為を行う場合は事前の届け出と事前協議が必要となる。今後も、開発に伴う現状の変更に際しては、文化財保護法に則した指導を徹底する。

<関連事業>

- ・村内遺跡等予備調査事業（令和 8～10 年度）

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

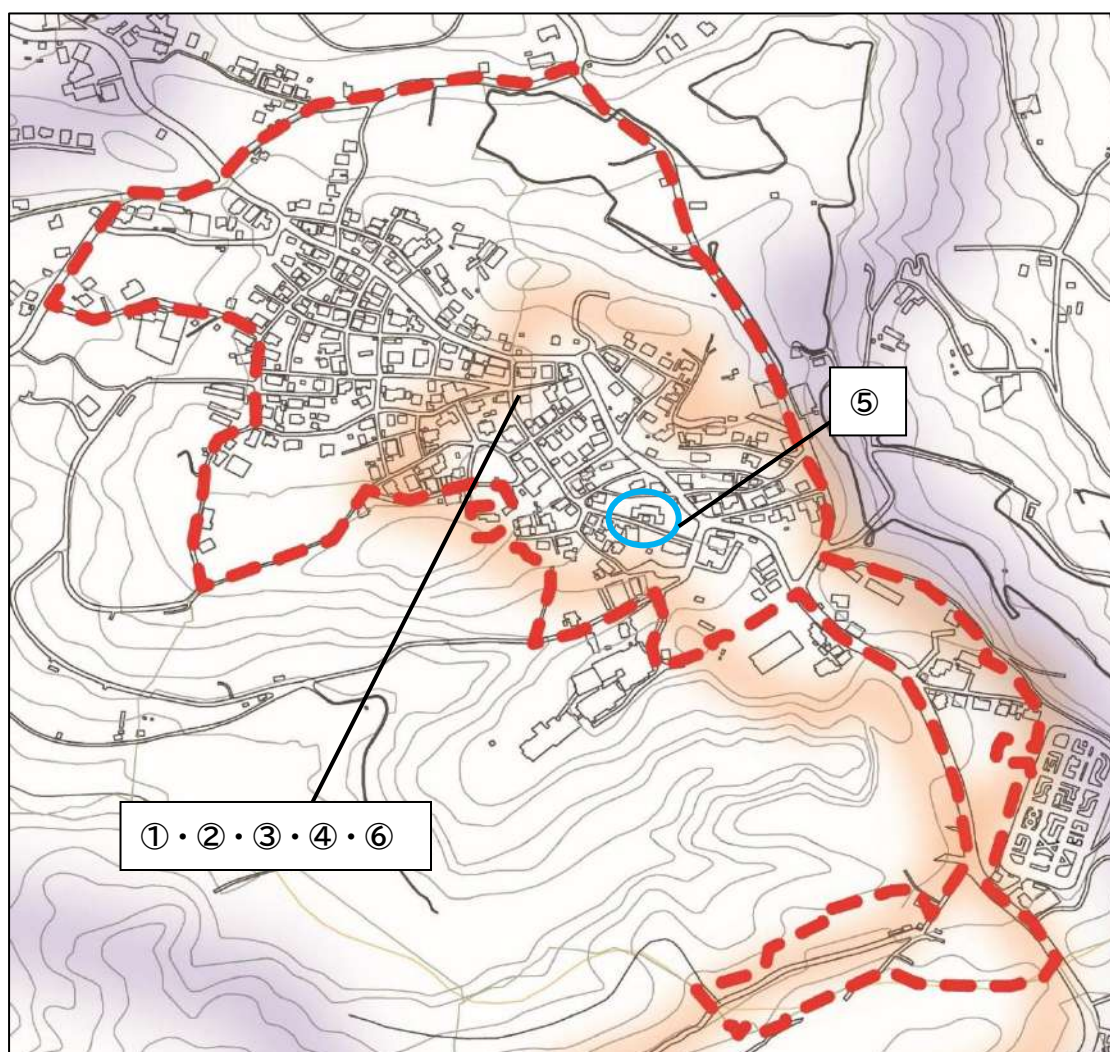
重点区域内では、世界遺産中城城跡のボランティアガイド活動を行う「中城村・北中城村文化財案内人グスクの会」が活動しており、世界遺産中城城跡及びその周辺地域の歴史を活かした文化財の普及・啓発に取り組んでいる。

今後も、関係団体や行政との連携を深めるとともに、活動の周知を通じて担い手の育成に向けた支援を図っていく。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、地域の歴史的風致を維持・向上させるために必要な道路、公園、水路、緑地などの公共施設や、地域の伝統的活動や文化財の保存・活用に資する施設などをいう。本計画においては、それらの施設整備または管理に関する各種事業等を定め、関係機関との連携のもと、これらの取り組みを総合的かつ一体的に推進することにより、歴史的風致の一層の向上が図られるものとし、地域の特性を活かした良好な市街地環境の形成を目指す。



【重点区域全域を対象とした事業】

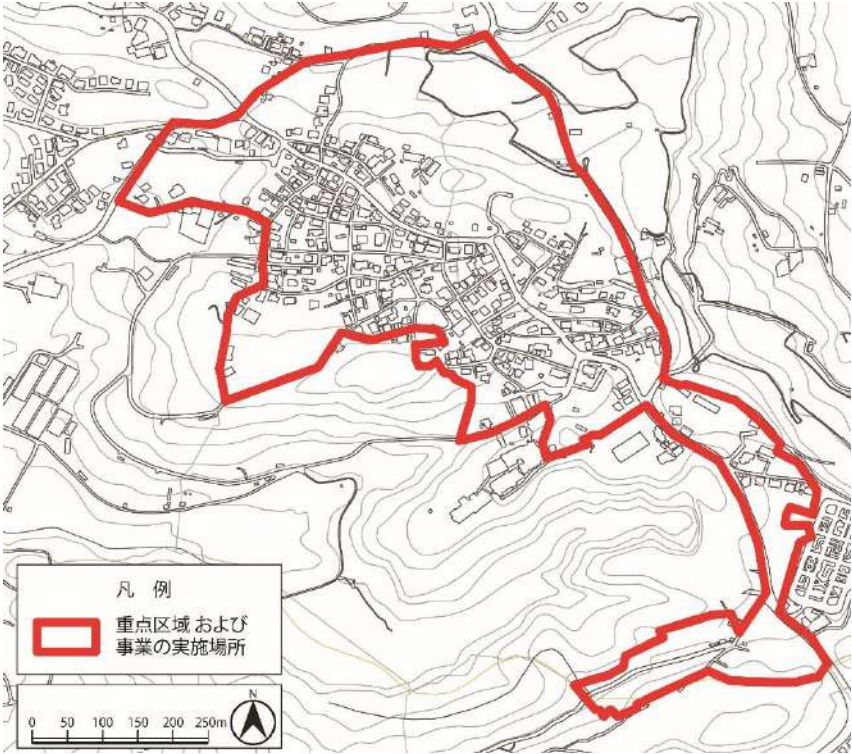
- ①北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・基本設計策定事業
- ②北中城村歴史まちづくり重点区域実施設計策定事業 ③景観形成助成事業
- ④村内遺跡等予備調査事業 ⑥空き家・空き地活用検討事業

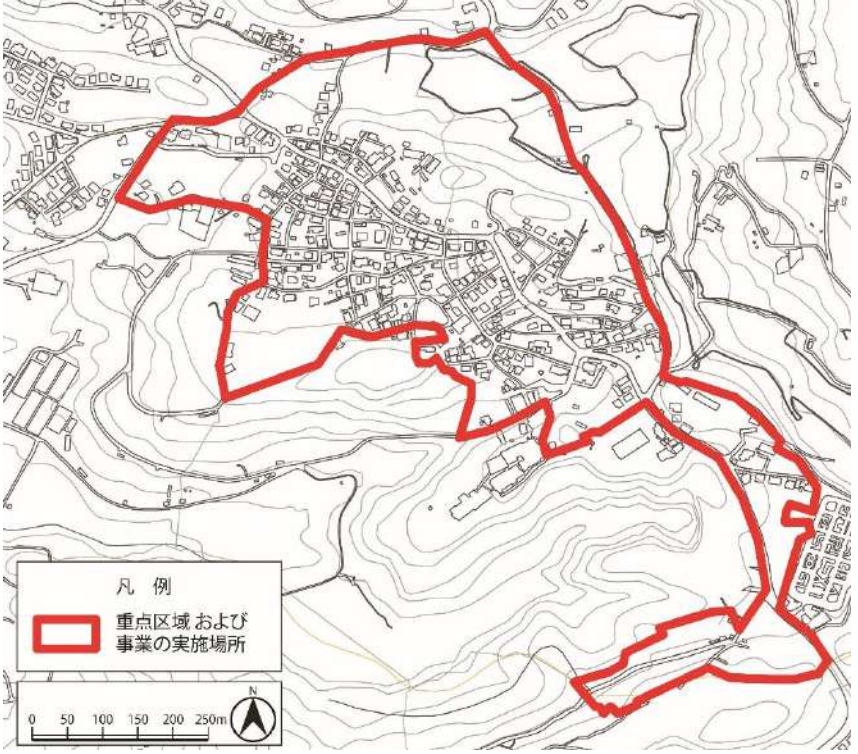
【その他】

- ⑤「中村家住宅」管理防災設備保守点検整備事業

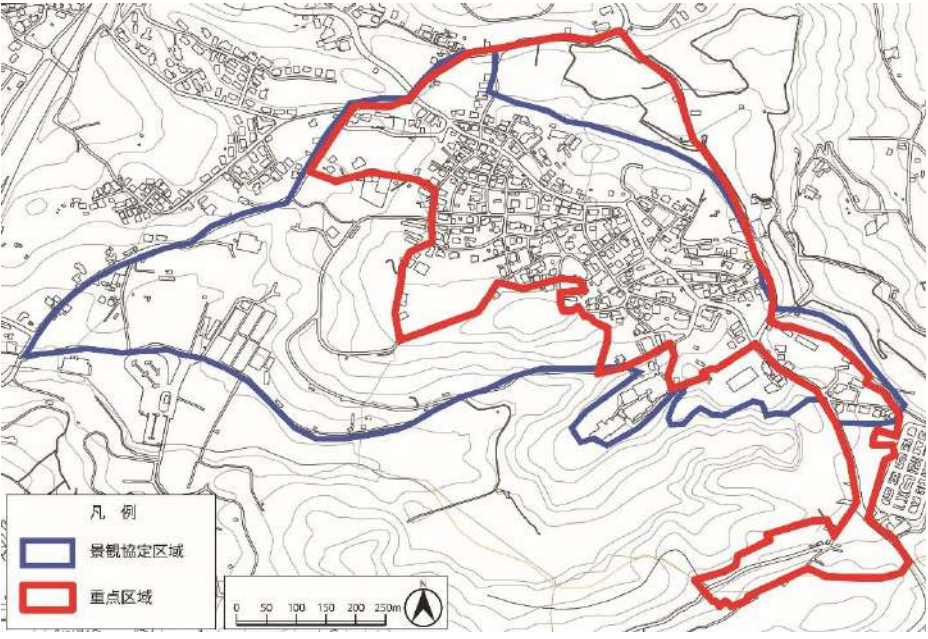
2. 歴史的風致維持向上に資する事業

●重点区域内の各種事業実施に向けた基本方針等の設定について

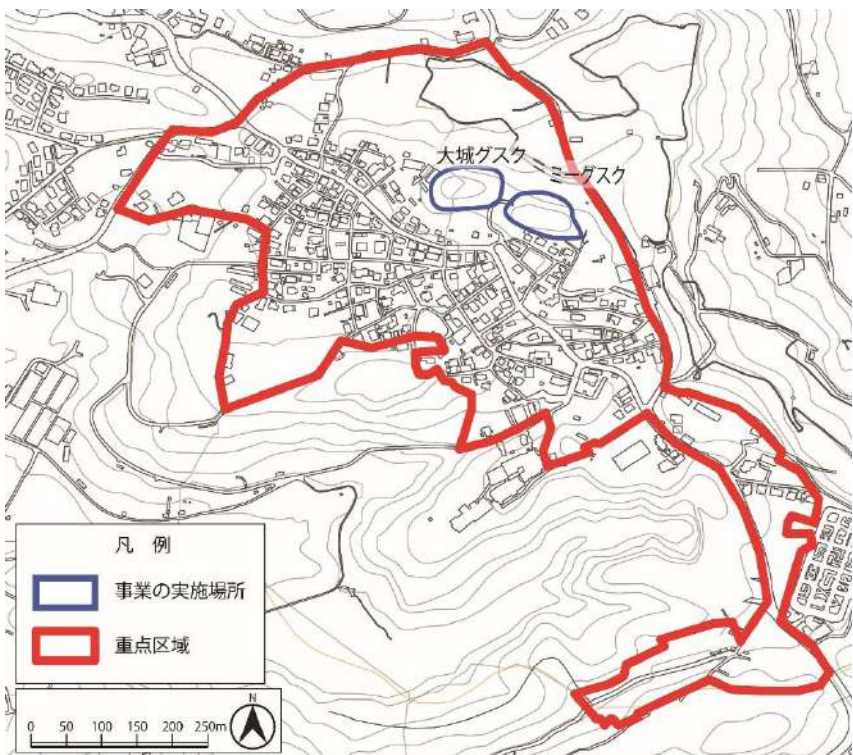
1	事業名	①北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・基本設計策定事業
2	事業主体	北中城村
3	事業手法	村単独（「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業費補助金」申請中）
4	事業期間	令和8年度
5	事業概要	北中城村歴史的風致維持向上計画で定めた重点区域において、総合的かつ計画的な歴史観光まちづくりを進めるための基本構想・基本設計を策定する。 重点区域である荻道・大城集落及び周辺地域の価値向上を図るため、地域住民や団体、行政など様々な主体がまちづくりの方向性を共有するとともに、住民と協働で定めた指針等を位置づける。
6	事業位置	北中城村歴史的風致維持向上計画における重点区域 
7	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域におけるまちづくりの方向性や将来像、諸施策の方針等を住民と協働で定め、面的・一体的・計画的に各種事業を推進することで、当該地域固有の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 さらに、歴史的資源を観光まちづくりの核として位置付け、整備・活用の取り組みを展開することで、重点区域及びその周辺地域の更なる価値向上に資する。

1	事業名	②北中城村歴史まちづくり重点区域実施設計策定事業
2	事業主体	北中城村
3	事業手法	村単独（「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業費補助金」申請中）
4	事業期間	令和9年度
5	事業概要	北中城村歴史的風致維持向上計画で定めた重点区域において、総合的かつ計画的な歴史観光まちづくりを進めるため、基本構想・基本設計に基づき実施設計を策定する。 重点区域である荻道・大城集落及び周辺地域の価値向上を図るため、地域住民や団体、行政など様々な主体がまちづくりの方向性を共有するとともに、住民と協働で定めた指針等を位置づける。
6	事業位置	北中城村歴史的風致維持向上計画における重点区域 
7	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域におけるまちづくりの方向性や将来像、諸施策の方針等を住民と協働で定め、面的・一体的・計画的に各種事業を推進することで、当該地域固有の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 さらに、歴史的資源を観光まちづくりの核として位置付け、整備・活用の取り組みを展開することで、重点区域及びその周辺地域の更なる価値向上に資する。

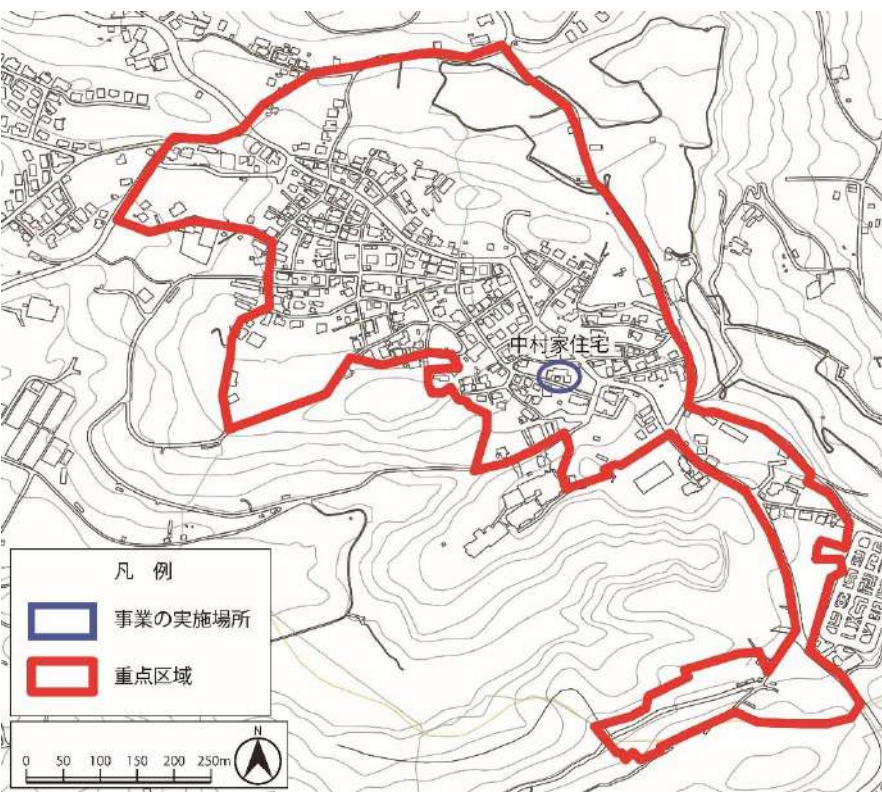
●重点区域における周辺環境の保全について

1	事業名	③景観形成助成事業
2	事業主体	北中城村
3	事業手法	村単独事業
4	事業期間	平成 28 年～
5	事業概要	北中城村景観条例第13条第4項に基づき、良好な景観形成を目的として、対象区域の琉球瓦葺き屋根の新・増・改築や生け垣の設置等に要する経費の一部を助成する。
6	事業位置	荻道・大城地区（北中城村全村植物公苑づくり条例により認定した景観協定地区内。重点区域を含む。）  凡 例  景観協定区域  重点区域
7	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統的な集落景観を維持する荻道・大城集落において、良好なまち並みの形成に資する上記の取り組みを支援することで、重点区域ならびに関連する歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

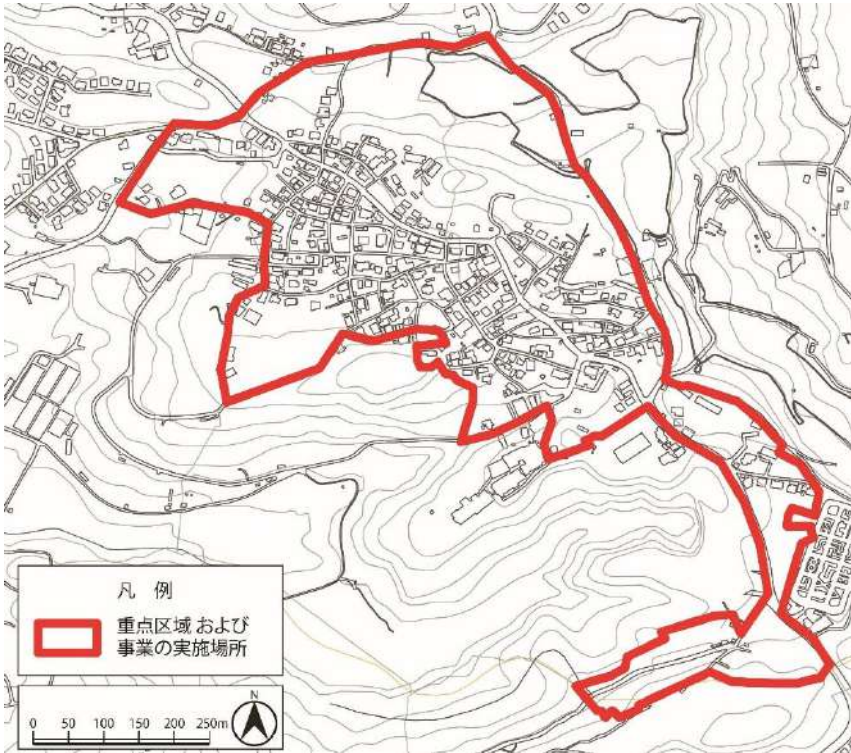
●重点区域における文化財の詳細調査について

1	事業名	④村内遺跡等予備調査事業
2	事業主体	北中城村
3	事業手法	村単独（文化庁「埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金」申請中）
4	事業期間	令和8年度～令和10年度
5	事業概要	大城グスク、ミーグスクなどが所在する重点区域北側丘陵について、踏査及びUAV測量を実施し、地形や遺構の三次元データを作成する。
6	事業位置	荻道・大城地区（重点区域含む） 
7	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的資源が多く分布する重点区域内において、現況調査やグスクの縄張図を作成し、今後の整備方針や文化財指定の根拠資料等に活用することで、歴史的風致の保全と維持及び向上に寄与する。

●歴史的建造物の保存・活用に関する事業 1

1	事業名	⑤「中村家住宅」管理防災設備保守点検等整備事業
2	事業主体	所有者
3	事業手法	沖縄県文化財保存事業費補助金（指定文化財管理）及び村単独事業
4	事業期間	期間に定めのない既存事業
5	事業概要	重要文化財中村家住宅の防災設備保守点検や敷地内の環境整備（樹木剪定等）、シロアリ防除施工などを実施する。 
6	事業位置	大城地区（重点区域内） 
7	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統的な建築様式を維持する中村家住宅を後世に確実に継承するため、防災対策・環境整備に取り組むことで、良好な景観を保つことができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

●歴史的建造物の保存・活用に関する事業2

1	事業名	⑥空き家・空き地活用検討事業
2	事業主体	北中城村
3	事業手法	村単独（「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業費補助金」申請中）
4	事業期間	令和8年度
5	事業概要	良好な景観形成を目指す重点区域において、適切な管理がなされずに放置されることによって周辺環境への悪影響を及ぼす恐れのある空き家・空き地等の現状を把握し、対策や観光活用への方策を検討するため、実態調査を実施する。
6	事業位置	重点区域内 
7	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	空き家・空き地の状況を把握し、将来的な活用に向けた取り組みを推進することで、歴史的建造物等の保存・活用を図ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

北中城村では、これまでに歴史的な建造物について、文化財保護法をはじめ沖縄県及び村の文化財保護条例に基づき、保存・管理・活用に努めてきた。一方で、村内には指定文化財以外にも歴史的な価値を有する建造物が多数存在しており、歴史的風致形成の観点から、これらの建造物の適切な保全が求められている。

このため本計画では、北中城村の歴史的風致の構成要素である歴史的な建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物について、その所有者等の同意を得たうえで歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定し、保全を図る。これにより、未指定文化財も含めた歴史的建造物の保護を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者等については、指定建造物の適切な管理のほか、増築等において事前の届出が義務付けられる。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、国指定の文化財を除く重点区域内の建造物であり、所有者と協議のうえで同意を得られた物件であることを前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を対象とする。

指定対象の要件
1 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財
2 沖縄県文化財保護条例に基づく指定文化財
3 北中城村文化財保護条例に基づく指定文化財
4 北中城村景観計画に基づく景観重要建造物
5 その他、歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要、かつ村長が必要と認めた建造物等の未指定文化財

指定基準
1 建造物の形態意匠または技術上の工夫が優れているもの
2 外観から地域の歴史や生活文化が感じられ、歴史的景観の形成に寄与するもの
3 地域の歴史を把握するうえで重要なもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補となるものを以下に示す。

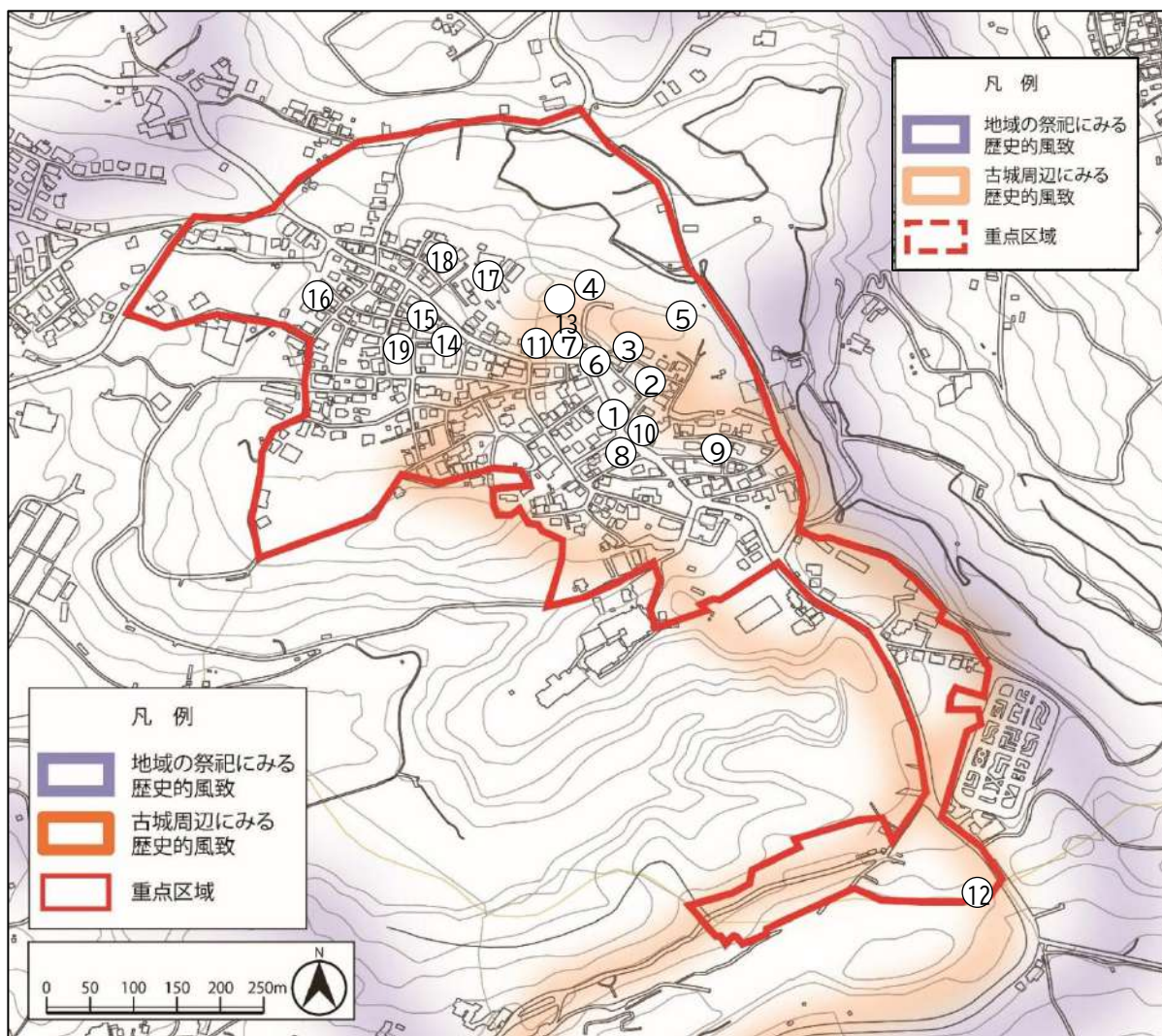
■歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
1	ヌンドゥルチ跡 	北中城村大城	未指定	古城周辺に みる歴史的 風致	
2	喜友名根所 	北中城村大城	未指定		
3	久知屋根所 	北中城村大城	未指定		
4	大城御嶽 	北中城村大城	未指定		

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
5	ミーグスク火の神 	北中城村大城	未指定	古城周辺に みる歴史的 風致	
6	チブガー 	北中城村大城	未指定		
7	イリヌカー 	北中城村大城	村指定 文化財 (史跡)		
8	アガリヌカー 	北中城村大城	未指定		
9	アガリガー 	北中城村大城	未指定		

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
10	前喜友名の拝所 	北中城村大城	未指定	古城周辺に みる歴史的 風致	
11	兄弟広場 	北中城村大城	未指定		
12	伊寿留按司墓 	中城城跡内	未指定		
13	大城グスク 	北中城村大城	未指定		14 世紀頃 (表面踏 査)
14	ヒージャーガー 	北中城村荻道	村指定 文化財 (有形 民俗)	地域の祭祀 にみる歴史 的風致(綱 引き)	築年不明 大正 13 年 (1924) 改 修

	名称	所在地	指定等 区分	関連する 歴史的風致	備考
	写真	所有者			
15	イヌカー 	北中城村荻道	未指定	地域の祭祀 にみる歴史的風致（綱引き）	
16	イリヌカー 	北中城村荻道	未指定		
17	御神屋（ウカミヤー） 	北中城村荻道	未指定		
18	仲元門中の根所 	北中城村荻道	未指定		
19	メーヌカー 	北中城村荻道	未指定		



- | | | | |
|-------------|----------|--------|---------|
| ①ヌンドウルチ跡 | ②喜友名根所 | ③久知屋根所 | ④大城御嶽 |
| ⑤ミーグスク火の神 | ⑥チブガー | ⑦イリヌカー | ⑧アガリヌカー |
| ⑨アガリガー | ⑩前喜友名の拝所 | ⑪兄弟広場 | ⑫伊寿留按司墓 |
| ⑬大城グスク | ⑭ヒージャーガー | ⑮イーヌカー | ⑯イリヌカー |
| ⑰御神屋（ウカミヤー） | ⑱仲元門中の根所 | ⑲メーヌカー | |

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

県及び村の文化財保護条例に基づき指定されている歴史的風致形成建造物については、当該条例に則って適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物についても、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る村長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行うにあたり修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行い、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとする。なお、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分に協議をしたうえで実施することとする。

2. 個別の事項

(1) 県及び村指定文化財

県及び村指定文化財は、沖縄県及び北中城村文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講ずる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

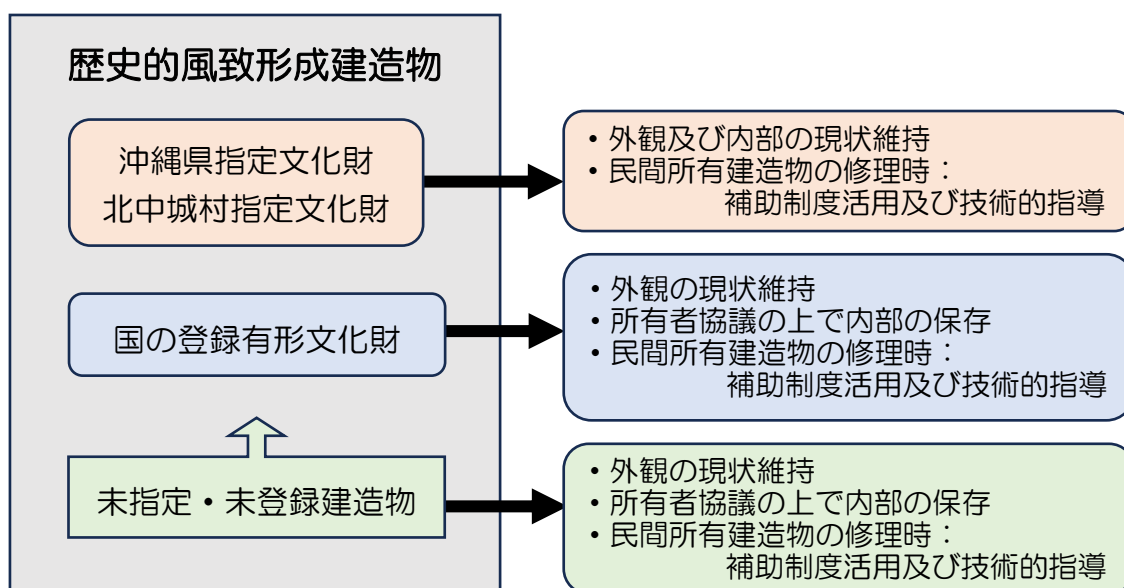
(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち未指定・未登録の建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため登録有形文化財や村指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持・管理は、所有者との協議のうえで内部の保全に努めつつ、建造物の外観を主対象に現状の維持及び保存を基本とする。民間が所有する建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。



3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項及び同法施行令第3条第1項に基づく届け出が不要な行為は、以下の場合とする。

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②沖縄県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財で、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ③北中城村文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく村指定有形文化財で、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合

参考文献等

- 安里永太郎編『北中城村史』 北中城村役所 昭和45年(1970)12月
- 遠藤庄治編『北中城村の民話』 北中城村教育委員会 平成5年(1993)3月
- 沖縄県教育庁文化課編『沖縄県歴史の道調査報告書Ⅴ－中頭方東海道－』 緑林堂出版
昭和63年(1988)3月
- 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典 上・中・下・別巻』 沖縄タイムス社
昭和58年(1983)4月
- 北中城村史編纂委員会編『北中城村史 第二巻 民俗編』
北中城村役場 平成8年(1996)3月
- 北中城村史編纂委員会編『北中城村史 第三巻 移民編』
北中城村役場 平成13年(2001)3月
- 北中城村史編纂委員会編『北中城村史 第四巻 戦争編』
北中城村役場 平成22年(2010)1月
- 北中城村史編纂委員会編『北中城村史 第六巻 新聞資料編』
北中城村役場 平成16年(2004)3月
- 北中城村史編纂委員会編『北中城村史 第七巻 文献資料編』
北中城村役場 平成24年(2012)3月
- 『北中城村文化財調査報告書第3集 北中城村の遺跡－詳細分布調査報告書－』
北中城村教育委員会 平成7年(1995)3月
- 北中城村教育委員会編『北中城村歴史風致資産調査報告書－祭祀－』
北中城村教育委員会 令和3年(2021)3月
- 北中城村教育委員会編『北中城村歴史風致資産調査報告書－旧跡－』
北中城村教育委員会 令和4年(2022)3月
- 財団法人文化財建造物保存技術協会編『重要文化財 中村家住宅主屋・宅地(石垣)修理工事
報告書』 中村榮俊 平成元年(1989)9月
- 財団法人沖縄文化振興会公文書管理部 史料編集室編『沖縄県史 各論編 第二巻 考古』
沖縄県教育委員会 平成15年(2003)12月
- (資)又吉真三一級建築士事務所編『重要文化財 中村家住宅修理工事報告書』 中村栄俊
昭和54年(1979)12月
- 谷澤 明「沖縄本島における地域づくりに関する研究」『現代社会研究科研究報告 第03号』
愛知淑徳大学現代社会研究科 平成20年(2008)6月
- 中城村教育委員会編『史跡中城城跡保存活用計画』 中城村教育委員会
令和6年(2024)3月
- 中城村教育委員会編『中城村の文化財第4集 中城城跡－北の郭西側城壁整備及びウフガー
周辺の整備に伴う発掘調査報告－』 中城村教育委員会 平成14年(2002)3月
- 中城村教育委員会生涯学習課編『戦前の中城』 中城村教育委員会生涯学習課
令和4年(2022)3月

松村瞭ほか『復刻日本考古学文献集成 <第4回配本> 琉球荻堂貝塚』 第一書房

昭和58年（1983）3月

外間守善・波照間永吉編著『定本 琉球国由来記』 角川学芸出版 平成9年（1997）4月